ISSN 2432-5619

# 大和大学
# 研究紀要

## 第4巻
## （政治経済学部編）

## Journal of Yamato University
## Vol.4
## (Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園

大和大学

２０１８．３
（平成30年３月）

# 大和大学
# 研 究 紀 要
（政治経済学部編）

第４巻
Journal of Yamato University
Vol. 4
(Faculty of Political Science and Economics)

学校法人西大和学園
大和大学
政治経済学部
２０１８.３
（平成 30 年３月）

# 大和大学研究紀要　第４巻　2018.3　政治経済学部編　目　次

学術論文


1．Investment Strategy of Institutional Investors in Japan and France …… MIZUNO Mitsuru　1

2．J-REIT の投資口価格に影響を与える要因に関する一考察 …… 石井　康夫　13

3．コンヴェンショナリズムの正義とその「本質＝存在」について
　　―プラトン『国家』第二巻の「序論」的部分（I-X 節）への注解― …… 石崎　嘉彦　29

4．コトつくり，モノづくりのためのビジョンと情報システム設計 …… 能勢　豊一　43

5．詩の消滅危機の問題認識と提言に関する一考察 …… 中地　　中　55

6．外国人の選挙権および被選挙権に関する一考察 …… 片上　孝洋　65


研究ノート


7．共生社会研究の現状と課題 …… 福留　和彦　75


学術論文


8．小田為綱「憲法草稿評林」にみる民権家の国家構想
　　―「君民共治」の制度化― …… 金井　隆典　(一)


Academic Papers


1．Investment Strategy of Institutional Investors in Japan and France …… MIZUNO Mitsuru　1

2．A study on the factors which affect the J-REIT investment unit price …… ISHII Yasuo　13

3．On the Conventionalist Justice and its Ousia (Being)
　　—A Commentary on the 'Introductory' Part of Book II in Plato's *Republic*— …… ISHIZAKI Yoshihiko　29

4．Design of Vision and Information System for Value Creation and Manufacturing …… NOSE Toyokazu　43

5．A Study on the Problem Recognition and Recommendations of the Poetry
　　Annihilation Crisis …… NAKACHI Ataru　55

6．A Study on Voting Rights and Eligibility for Election for Permanent Foreign Residents in Japan ……KATAKAMI Takahiro　65


Research Notes


7．The Current Situation and Issues of Studies on'Kyosei'Society …… FUKUTOME Kazuhiko　75


Academic Papers


8．Study of the conceptions of modern state in "Kenpo soko hyorin"
　　(Comment on the Draft of the Constitution) assumed to be written by Oda Tametsuna
　　—On the institutionalization of "Kunminkyochi"
　　(government of monarchy – people partnership)— …… KANAI Takanori　(一)

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.1～12

# Investment Strategy of Institutional Investors in Japan and France

MIZUNO Mitsuru

Abstract

This study compares the investment behavior of institutional investors in Japan and France. Using the data of firms listed on the First Section of Tokyo Stock Exchange and the data of firms making up SBF120 in France during 2005-2010, this paper examines the relationship between institutional investors and firm performance in Japan and France. The results suggest there was a statistically significant difference between the change in institutional investors' shareholdings and ROE, proxy for firm performance, in Japan, whereas a significant difference was not observed in France. However, by classifying the firms into three groups based on the change in the ownership share of institutional investors during 2005-2010 in France, it was observed that the mean value of ROE in group 3 is higher than in other groups, indicating that the group with the highest increase of institutional investor's ownership during the period showed better performance than other groups. The results imply that institutional investors select firms for investment based on the expected performance of ROE in both countries.

Keywords：corporate governance, institutional investor, firm performance, value creation

## １．Introduction

Institutional investors have become active in strengthening corporate governance with an eye of enhancing corporate value in Japan and France since the beginning of 2000s. They exercise the voting rights at the general shareholders' meeting and some of them engage in dialogue with investee companies in order to enhance the value of investee firms. However, the investment behavior of institutional investors and monitoring activity is not well-known. The paper considers the relationship between investment behavior and firm's value creation of institutional investors. Corporate governance reform has been promoted with the intention of improving the corporate value through shareholder-oriented management style. Governance guidelines and monitoring by institutional investors is expected to affect the improvement of corporate performance. After examination of the impact of governance guidelines and monitoring, the relationship between corporate governance and financial performance is empirically looked into in both countries in this study. Relationship between corporate governance and firm performance is not clear in spite of abundant empirical research that has been made so far in a number of countries. Generally speaking, institutional investors have a tendency to invest in companies keen on improving governance structure. As such, the strength of governance might have an impact on funding activities of firms. The debate on corporate governance has become active since the mid-1990s in Japan and France. The increasing international ownership had a significant impact on corporate governance in both countries. CALPERS, a longtime leader of the US corporate governance movement, had its first major round of meetings with European and Japanese corporate managements in 1994.

The contributions of this paper is twofold The first is that the paper employs a dynamic analysis of the changes of share ownership of institutional investors during FY2005-FY2010 for the examination of firm performance, instead of conventional static analysis which employs share ownership of institutional investors at a specific date. The second is to appreciate the investment behavior, inter alia, criteria on investment in and value creation of firms by institutional investors in Japan and France. The study consists of eight parts. In the next section, the paper summarizes the evolution of corporate governance in Japan and France followed by literature review. Section 4 describes comparison of corporate governance between Japan and France and some areas for improvement and research design is explained in section 5. Section 6 presents results and analysis, and implications for Japan drawn from the practice of corporate governance in France are discussed in section 7. The last part concludes the study with general remarks.

*大和大学政治経済学部

平成29年10月31日受理

## 2. Institutional Investors

Institutional investors are organizations that pool large sums of money which they invest in various companies. Insurance companies, mutual funds, investment advisors, pension funds, hedge funds, private equity, and university endowments are the most common types of institutional investors. They have some influence in the management of firms because they are entitled to exercise the voting rights. As such, they can actively engage in corporate governance. There are different types of institutional investors. Bushee (1998) classifies institutional investors in three groups. Dedicated institutional investors characterized by concentrated and long term institutional holdings, transient institutional investors with short term and diversified holdings while Quasi-indexers have diversified and long term holdings. He finds that dedicated institutional investors are involved in monitoring. Their role in the economy is to act as highly specialized investors on behalf of others. Çelik, S. and M. Isaksson (2013) classifies institutional investors in three categories. The first category of institutional investors is referred to as "traditional" investors and comprises pension funds, investments funds and insurance companies. Second category is referred to as "alternative" institutional investors and comprises hedge funds, private equity funds, exchange-traded funds and sovereign wealth funds. Third category is referred to as "asset managers" that invest in their clients' name.

Numerous institutional investors act as intermediaries between lenders and borrowers. Thus, they have a critical importance in the functioning of the financial markets. Acting as savings pools, they also play a critical role in guaranteeing a sufficient diversification of the investors' portfolios. Their greater ability to monitor corporate behavior as well to select investors' profiles implies that they help diminish agency costs. Furthermore, they influence corporate payout and investment policies. Higher payouts are encouraged by institutional investors, especially in firms with high free cash flow and poor investment opportunities. They also positively influence stock repurchases, particularly in firms with high information asymmetry. The substitution of stock repurchases for dividends as a percentage of total payout is frequently encouraged by them.

## 3. Literature Review

Institutional investors as corporate monitors are a focus of many studies and research. It is widely argued that institutional investors are an important corporate governance mechanism that improves firm performance, as they possess both the ability and the incentive to monitor and discipline corporate managers (Ping & Wing, 2011). Rose (2007) justifies the effectiveness of institutional investors as a corporate governance tool based on the grounds that institutional investors might discipline management, because the free-rider problem associated with dispersed ownership is alleviated. However, literature on institutional investor's influence on corporate governance in Japan is rather limited. Mizuno and Tabner (2009) discuss the evolution of institutional investor's influence on corporate governance in Japan. Pioneer work on institutional investor in Japan was carried out by Omura, et all. (2001) and Yonezawa & Hashimoito (2002). The former clarified the institutional investor's behavior and a change in attitude based on the survey and revealed that the behavior varies depending on the type of institutional investors. The latter pointed out that the guideline on the voting is required in order to exercise voting rights in earnest. Seki (2005) and Miwa (2006) argue that institutional investors have become active in accordance with legal changes in order to strengthen the monitoring functions in Japanese companies and they have grown to substantial size and own significant percentages of individual companies. Ueda (2007) describes that institutional investors seek greater disclosure and accountability in terms of performance and corporate governance. The shareholder activism of institutional investors was initiated by foreign investors followed by Japanese institutional investors. The institutional investors and corporate governance in various countries is described in the book entitled "The institutional investors and corporate governance" (edited by Baum, et al., 1993). The Centre for European Policy Studies (1995) points out that international diversification and increasing cross-border activity of institutional investors can be instrumental in changing corporate governance standards as a result of the active stance towards investment that is required by local laws and codes. Mallin (2007) argues that there has been a general increase in the level of engagement of institutional investors with their investee companies. Monco and Finet (2011) describes the influence of long term institutional investors on corporate governance and strategy by citing the case of Wendel in France.

In UK, the Cadbury (1992) Committee considered institutional investors as having a special responsibility to ensure

that its recommendations are adopted by companies, stating that 'we look to the institutions, in particular, to use their influence as owners to ensure that the companies in which they have invested comply with the Code'. Similarly, Greenbury (1995) and Hampel (1998) Committees emphasized an important role played by institutional investors in ensuring corporate governance. The Combined Code (2003) principles of good governance state the following concerning the role of institutional shareholders:

(1) Institutional shareholders should enter into a dialogue with companies based on the mutual understanding of objectives;

(2) When evaluating companies' governance arrangements, particularly those relating to board structure and composition, institutional investors should give due weight to all relevant factors drawn to their attention; and

(3) Institutional shareholders have a responsibility to make considered use of their votes.

Moreover, Financial Reporting Council of UK (2012) sets out the principle of institutional investors which require them to publicly disclose their policy on how they discharge their stewardship responsibilities. Stewardship activities include monitoring and engaging with companies on matters such as strategy, performance, risk, capital structure, and corporate governance, including culture and remuneration.

Three-quarters of institutional investors say that board practices are at least as important as financial performance when they evaluate companies for investment (Coombes and Watson, 2000). Over 80 percent of them say that they would pay more for the shares of a well-governed company than for those of a poorly governed one with a comparable financial performance. It is, therefore, surmised that there exists a positive relationship between good corporate governance and institutional investor's attitudes. But a question arises as to whether companies with a high ratio of institutional ownership outperform those with lower institutional ownership. So far, various studies suggest that there has been no strong evidence of correlation between share ownership of institutional investors and financial performance of firms. However, a company with good corporate governance is more likely to attract investment from institutional investors compared to poorly governed companies (Mckinsey & Co, 2002). Another question is whether institutional investor activism targeted at specific companies brings about better performance. Shareholders are growing increasingly active in the United States and elsewhere because they believe that better corporate governance will bring them higher rewards. Daily, et al. (1996) found no significant relationship between firm performance measured by abnormal stock price returns, return on assets, or return on equity and ownership by institutions as a whole, or ownership by activist institutions. However, Nesbitt (1994) reports positive long-term stock price returns to firms targeted by CalPERS. Opler and Sokobin (1997) find significant above-market performance in the year after targeting. Sahut and Gharbi (2011) shows that there exists positive impact of institutional activism by analyzing firms making up SBF120 during 2006-2008. In spite of the fact that the amount of activism has increased during the past decade, a majority of the studies, however, could not find a link between monitoring and an increase in firm performance.

Gompers, et al. (2003) found that in 1991-99, investors going long on well-governed firms, as defined by an index combining 24 different aspects of corporate governance, while shorting poorly-governed ones, would have enjoyed an unusually high annual return of 8.5%. Similarly strong returns were found for a trading strategy based on a narrower list of what reformers consider the six core elements of good corporate governance, such as making the company's whole board face re-election each year, and not having any "poison pill" defenses against takeovers. However, a recent study by Bebchuk, et al. (2010) doubts the results of the research by Gompers, et al. by repeating the study for 2000-08. It finds that, in contrast with the 1990s, neither the 24-factor index nor the six-factor one would have helped investors beat the market. They argue that the disappearance of the good-governance premium during the past decade is actually a sign that investors have woken up to the importance of governance. They think that this was due to a huge increase in discussion of the issue in the media in 2001-02, following the Enron and WorldCom scandals and the publication of the Gompers study. As a result, they argue, early in the decade differences in the quality of governance between different firms were fully incorporated in their share prices. Since this adjustment was a one-off, well-governed firms' shares have not subsequently outperformed the market.

## 4. Research Design

### 4.1 Japan

#### Selection of firms and grouping

In this paper, the data of the firms are those which were continuously listed on the first section of Tokyo Stock Exchange (TSE) from FY2005-FY2010 (April 2005 to March 2011) and are constructed using NEEDS-Cges and financial reports of firms. The total number of firms inspected was 1,334 companies excluding banks and financial institutions. Traditionally, the relationship between institutional investors and firm performance has been studied in relation to the structure of ownership share at a certain date. The feature of this study lies in the dynamic analysis by examining the effect of the change of ownership share of institutional investors on firm performance during FY2005 and FY2010, rather than the traditional static analysis using the ownership share at a certain date. Types of typical institutional investors include pension funds, trust banks, insurance companies, investment advisors and investment trusts. The relationship between the change in the ownership share of institutional investors and firm performance covers six-year period from FY2005 through FY2010. First, the relationship between the change in the ownership share of institutional investors and firm performance is looked into. Second, the firms are divided into five groups as below from the viewpoint of an increase in the ownership share of institutional investors:

a. group 1: first quintile-the least increase in the ownership share of institutional investors (266 firms)
b. group 2: second quintile-the second least increase in the ownership share of institutional investors (267 firms)
c. group 3: third quintile- the middle increase in the ownership share of institutional investors (267 firms)
d. group 4: fourth quintile-the second highest increase in the ownership share of institutional investors (267 firms)
e. group 5: fifth quintile-the highest increase in the ownership share of institutional investors (267 firms)

There are a number of financial indicators to gauge firm performance including a share price return, ROA, ROE, and Tobin's q. In this study, ROE is used as proxy of firm performance.

### 4.2 France

For France, companies that made up the SBF120 in 2005 and 2010 are used. The data are collected from those companies which continuously made up the SBF120 in 2005 and 2010. Large companies composing CAC40 are also separately inspected. The SBF 120 (Société des Bourses Françaises 120 Index) is a French stock market index. It is based on the 120 most actively traded stocks listed on Euronext Paris. It includes all 40 stocks in the CAC40 index plus a selection of 80 additional stocks listed on the Premier Marché and Second Marché under Euronext Paris. The typical example of companies belonging to CAC40 includes Air Liquide, Alcatel-Lucent, AXA, Carrefour, EADS, Groupe Danone, L'Oréal, LVMH, Michelin, PSA Peugeot Citroën, Saint-Gobain, SANOFI-AVENTIS, Société Générale, Suez Environnement, Total, Vinci, and Vivendi. Companies listed on the Euronext Paris are divided into compartment A, compartment B, compartment C, in accordance with the market capitalization; € 1 billion or more for compartment A, € 150 million ~ € 1 billion for compartment B, and less than € 150 million for compartment C. In addition, there exists foreign compartment. In terms of market segments of inspected companies, all belong to compartment A for CAC40 companies except for 2. On the other hand, 47 companies belong to compartment A, 23 companies to compartment B, 9 companies to compartment C, and 1 company to foreign compartment for non-CAC40 companies. The number of samples used for this analysis is 111 due to the limitation of data on share ownership of institutional investors. As proxy for performance, ROA, ROE, and TobinQ are used. The companies are divided into three groups as follows from the viewpoint of changes in the ownership share of institutional investors:

a. group 1: first one-third of companies-the least increase in the share ownership of institutional investors (37 companies)
b. group 2: second one-third of companies-the middle increase in the share ownership of institutional investors (37 companies)
c. group 3: third one-third of companies-the highest increase in the share ownership of institutional investors (37 companies)

Data used for the analysis are the annual report of each company and Thomson One.

## 5. Results and Analysis

### 5.1 Japan

It was found that during the period of FY2005-FY2010 institutional investor's ownership decreased from 25.9% to 22.5% and the change of institutional investor's ownership share in each group during the same period is shown below:
Group 1: -51.5%~-9.09% mean: -15.72%, Group 2: -9.09%~-4.06% mean: -6.29%
Group 3: -4.06%~0.90% mean: -2.42%, Group 4: -0.88%~2.13% mean: 0.52%
Group 5: 2.16%~31.14% mean: 6.87%
To look into the above relationship the following variables are used for the statistical analysis and the acronym of variables used in the analysis appears below.
Acronym of variables:
INST: ownership share of institutional investors
INST_FRGN：ownership share of foreign institutional investors
INST_DOME：ownership share of domestic institutional investors
FRGN: ownership share of foreigners
FRGN_CORP: ownership share of foreign corporation
CORSS: ratio of cross shareholding
ANTE: ratio of stable shareholding
BRD: number of board members
ID: number of outside directors
EROE3:excess returns over the three year average ROE controlled by industry and firm size
XXX_CHANGE：subtraction of 2005 from 2010 figures

As shown in Table 1, domestic institutional investors, on average, have reduced the shareholding ratio compared to foreign institutional investors during the analysis period. However, standard deviation in domestic and foreign institutional investors is at 6.1% and 6.7%, indicating that the stock replacement was carried out relatively frequently with virtually the same degree. On the other hand, foreign corporations did not change the shareholding ratio so much, as evidenced by the small number of a standard deviation of 1.4%. The standard deviation of stable shareholders, which were assumed to be inactive traders, was higher in the analysis period than institutional investors, suggesting that there was more buying and selling compared to them. In addition, surprisingly, relatively high standard deviation of 4.8% was observed in the cross-shareholding shareholders. As a measure of firm performance, the mean of ROE during 2005-2010 (ROE05_10) and the excess returns of the mean of ROE for the three years up to the year 2010 subtracted by the excess returns of the mean of ROE for the three years up to the year 2005 after adjusting the size and industry (EROE3_CHANGE) are used.

Table 1: Descriptive statistics

| | INST_CHANGE | INST_FRGN_CHANGE | INST_DOME_CHANGE | FRGN_CHANGE | FRGN_CORP_CHANGE | CROSS_CHANGE | ANTEI_CHANGE | BRD_CHANGE | ID_CHANGE | EROE3_CHANGE | ROE05_10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Mean | −3.40 | −1.26 | −2.13 | −1.24 | 0.03 | 0.62 | 1.50 | −0.90 | 0.26 | −0.66 | 4.06 |
| Median | −2.37 | −0.79 | −1.28 | −0.78 | 0 | 0 | 0.87 | 0 | 0 | 0.05 | 4.93 |
| Maximum | 31.14 | 29.37 | 35.92 | 29.37 | 27.68 | 25.31 | 54.77 | 13 | 6 | 213.85 | 36.81 |
| Minimum | −51.15 | −34.47 | −47.74 | −34.47 | −11.71 | −26.10 | −53.86 | −19 | −6 | −159.73 | −190.19 |
| Std. Dev. | 8.41 | 6.71 | 6.10 | 6.68 | 1.39 | 4.80 | 8.64 | 2.90 | 0.91 | 15.49 | 10.33 |

Table 2 represents correlation matrix of various variables. As expected, the change in ownership share by foreign institutional investors and that of by foreigners has a very high correlation coefficient of 0.98. The change in ownership share of foreign institutional investors and that of foreign corporation has a moderately negative correlation coefficient of -0.12. In this regard, it is meaningful to analyze by separating the share ownership of foreign institutional investors and foreign corporation. Looking into the correlation with the performance, moderate correlation coefficient of 0.22 is observed between EROE3_CHANGE and INST_CHNAGE and both foreign and domestic institutional investors'

correlation with EROE3_CHANGE is also moderate. However, there is virtually no correlation between FRGN_CORP_CHANGE and EROE3_CHANGE. Further, the change of ratio of stable shareholding (ANTEI) has a negative correlation with EROE3_CHANGE. On the other hand, although the correlation with ROE05_10 and INST_CHNAGE is moderate, the correlation between ROE05_10 and INST_DOME_CHANGE is quite small.

Table 2: Correlation matrix

| | INST_CHANGE | INST_FRGN_CHANGE | INST_DOME_CHANGE | FRGN_CHANGE | FRGN_CORP_CHANGE | CROSS_CHANGE | ANTEI_CHANGE | BRD_CHANGE | ID_CHANGE | EROE3_CHANGE | ROE05_10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| INST_CHANGE | 1 | | | | | | | | | | |
| INST_FRGN_CHANGE | 0.70 | 1 | | | | | | | | | |
| INST_DOME_CHANGE | 0.61 | −0.14 | 1 | | | | | | | | |
| FRGN_CHANGE | 0.70 | 0.98 | −0.11 | 1 | | | | | | | |
| FRGN_CORP_CHANGE | −0.01 | −0.12 | 0.13 | 0.08 | 1 | | | | | | |
| CROSS_CHANGE | −0.07 | −0.07 | −0.02 | −0.07 | 0.01 | 1 | | | | | |
| ANTEI_CHANGE | −0.40 | −0.29 | −0.23 | −0.28 | 0.06 | 0.13 | 1 | | | | |
| BRD_CHANGE | 0.07 | 0.08 | 0.02 | 0.08 | 0.00 | 0.01 | 0.03 | 1 | | | |
| ID_CHANGE | −0.01 | 0.00 | −0.02 | 0.00 | −0.03 | −0.01 | 0.03 | 0.10 | 1 | | |
| EROE3_CHANGE | 0.22 | 0.13 | 0.16 | 0.13 | −0.01 | 0.00 | −0.10 | 0.04 | −0.02 | 1 | |
| ROE05_10 | 0.19 | 0.19 | 0.05 | 0.19 | −0.01 | 0.03 | −0.04 | 0.13 | 0.05 | 0.18 | 1 |

EROE3 has been controlled by industry and firm size. Significant correlation between the change in domestic and foreign institutional investors and the change in EROE3 is noted (Table 3). The change in the number of stable shareholders, board of directors, and the number of outside directors did not have an impact on the change in EROE3.

Table 3: Summary of regression results-EROE3_CHANGE as dependent variable

| | 1 | | 2 | | 3 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | coefficient | p-value | coefficient | p-value | coefficient | p-value |
| C | 0.943 | 0.051 | 0.951 | 0.049 | 0.955 | 0.048 |
| INST_FRGN_CHANGE | 0.352 | 0 | 0.347 | 0 | 0.338 | 0 |
| INST_DOME_CHANGE | 0.461 | 0 | 0.466 | 0 | 0.457 | 0 |
| FRGN_CORP_CHANGE | | | -0.196 | 0.518 | -0.188 | 0.536 |
| ANTEI_CHANGE | | | | | -0.022 | 0.670 |
| BRD_CHANGE | 0.120 | 0.405 | 0.121 | 0.403 | 0.124 | 0.389 |
| ID_CHANGE | -0.258 | 0.572 | -0.260 | 0.569 | -0.255 | 0.577 |
| R^2 | 0.047 | | 0.047 | | 0.046 | |

Table 4 shows the result of multiple regression analysis. The mean ROE during 2005- 2010 is defined as the dependent variable. Similar to EROE3, the change in domestic and foreign institutional investors' shareholding has a significant positive correlation.

Table 4: Summary of regression results-ROE05 10 as dependent variable

| | 1 | | 2 | | 3 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | coefficient | p-value | coefficient | p-value | coefficient | p-value |
| C | 4.946 | 0 | 4.941 | 0 | 4.894 | 0 |
| INST_FRGN_CHANGE | 0.296 | 0 | 0.297 | 0 | 0.302 | 0 |
| INST_DOME_CHANGE | 0.133 | 0.004 | 0.132 | 0.004 | 0.134 | 0.004 |
| FRGN_CORP_CHANGE | | | 0.052 | 0.797 | 0.050 | 0.805 |
| CROSS_CHANGE | | | | | 0.089 | 0.123 |
| BRD_CHANGE | 0.378 | 0 | 0.378 | 0 | 0.375 | 0 |
| ID_CHANGE | 0.457 | 0.132 | 0.460 | 0.130 | 0.465 | 0.125 |
| R^2 | 0.053 | | 0.052 | | 0.053 | |

Next, one-way ANOVA and multiple comparison analysis is conducted to examine the difference between the groups by classifying the firms into five groups in accordance with the change in ownership share of institutional investors as

mentioned in section 4.1. The descriptive statistics of the relationship between the change in the ratio of ownership share of institutional investors and firm performance appear in Table 5. The mean value of ROE employed to measure the financial performance is higher in group 5, indicating that the group with the highest increase of institutional ownership share shows better performance than other groups. This indicates that institutional investors select firms for investment based on the performance of ROE, which has correlation with share price. In order to examine whether there is a significant difference between the groups one-way ANOVA was carried out (Table 6). Since the equality of variances is not confirmed by F-test, differences in mean values in ROE were assessed with Tamhane multiple comparison procedure. The results of the assessment show that a statistically significant difference was observed at 1% level between the group 1, 3, 4, and the group 5, and at 5% level between the group 2 and the group 5. It was also found that a statistically significant difference was observed at 5% level between the group 1 and 3 (Table 7). Thus, it is confirmed that the institutional investors selected the investee firms by attaching high priority to ROE.

Table 5: Descriptive statistics

| | | Number of firms | Mean | Standard deviation | Maximum | Minimum |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ROE | 1 | 266 | 1.66 | 12.44 | 33.15 | -104.91 |
| | 2 | 267 | 3.80 | 13.80 | 31.38 | -190.19 |
| | 3 | 267 | 3.94 | 9.43 | 36.81 | -78.71 |
| | 4 | 267 | 4.23 | 6.92 | 31.86 | -24.89 |
| | 5 | 267 | 6.68 | 6.33 | 32.01 | -2.87 |
| | total | 1334 | 4.06 | | | |

Table 6: One-way ANOVA

| | | Sum of square | Degree of freedom | Mean square | F-ratio | P-value |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ROE | between groups | 3398.013 | 4 | 849.503 | 8.135 | .000*** |
| | within groups | 138788.744 | 1329 | 104.431 | | |
| | total | 142186.757 | 1333 | | | |

Note: *** denotes statistically significant at the 1% level.

Table 7 : Multiple comparison of ROE

| Dependent variable: ROE | group | group | P-value |
|---|---|---|---|
| Tamhane | 1 | 2 | .463 |
| | | 3 | .162 |
| | | 4 | .033** |
| | | 5 | .000*** |
| | 2 | 1 | .463 |
| | | 3 | 1.000 |
| | | 4 | 1.000 |
| | | 5 | .021** |
| | 3 | 1 | .162 |
| | | 2 | 1.000 |
| | | 4 | 1.000 |
| | | 5 | .001*** |
| | 4 | 1 | .033** |
| | | 2 | 1.000 |
| | | 3 | 1.000 |
| | | 5 | .000*** |
| | 5 | 1 | .000*** |
| | | 2 | .021** |
| | | 3 | .001*** |
| | | 4 | .000*** |

Note: ** denotes statistically significant at the 5% level and *** denotes at the 1% level.

### 5.2 France

A multiple regression analysis was conducted to see whether institutional investors had contributed to the improvement of firm performance. As explanatory variables, the changes in board structure and independent directors (auditors), introduction of employee director, and shareholder composition as well as the change in the ratio of share ownership of institutional investors were considered. Firm size and industry dummy are also added as control variables. It turned out that result of the analysis with ROE as dependent variable is not a good model as $R^2$ is low and the significance probability of the F value is high. However, the analysis with ROA as dependent variable revealed that model 2 which includes control variables is superior to model 1. It was found that in model 2 it is not significant in relation to the changes in share ownership of institutional investors, but, it is significant at the 5% level in relation to shareholder composition and firm size, and also significant at the 10% level in relation to the changes in independent directors (auditors). The coefficient of the change in board structure and independent directors (auditors), introduction of employee director are negative, albeit they are not significant, suggesting that separation of the chairman and CEO, the change in independent directors (auditors), and introduction of employee director had a negative impact on firm performance (Table 8).

Table 8：Summary of regression results-ROA as dependent variable

| | 1 | | 2 | |
|---|---|---|---|---|
| | coefficient | p-value | coefficient | p-value |
| C | 3.716 | .000 | -1.765 | .488 |
| Changes in the share ownership of institutional investors | .050 | .143 | .036 | .283 |
| Changes in board structure | -.978 | .332 | -.928 | .336 |
| Changes in independence of board of directors and supervisory board | -.039 | .037 | -.035 | .052 |
| Changes in 3 committees | .154 | .768 | .089 | .859 |
| Introduction of employee director | -3.603 | .058 | -3.410 | .063 |
| Shareholder composition | 2.172 | .046 | 2.558 | .015 |
| Firm size | | | 1.930 | .002 |
| Industry | | | -.404 | .211 |
| $R^2$ | 0.109 | | 0.2 | |

Next, one-way ANOVA and multiple comparison analysis are conducted to examine the difference between the groups by classifying the firms into three groups in accordance with the changes in ownership share of institutional investors during 2005-2010. The descriptive statistics of the relationship between the changes in the ratio of ownership share of institutional investors and firm performance appear in Table 9. Number of samples is 111 SBF120 companies whose financial data and the ratio of share ownership of institutional investors were available, and the effect of the changes in the ratio of share ownership of institutional investors on firm performance was carried out. The results of one-way ANOVA and multiple comparison analysis can be summarized as follows (Table 10 & 11):

(ⅰ) The mean value of ROA and ROE is the highest in group 3, indicating that the group with the highest increase in institutional investor's ownership share shows better performance than other groups. Statistically significant difference of ROE was observed at the 10% level between the group 1 and 3.

(ⅱ) Institutional investors had invested in a good company with high capital efficiency, i.e. high ROE. There exits positive correlation between ROE and share price and, therefore ROE is regarded as an important financial indicator for investment. It is confirmed that institutional investors attach importance to this indicator from the viewpoint of investment efficiency.

(ⅲ) The mean value of TobinQ in group 1, the least increase in share ownership by institutional investors, is the highest among the three groups. This is attributed to the fact that there was a company whose value of TobinQ was more than 10 during 2005-2006, but subsequently rapidly decreased to about 1 (Euro Disney). In addition, the value of TobinQ of three companies ranged from 3 to 4 during the analysis period (Hermes Intl, Dassault Systemes, Nicox). It might be surmised that judging from the high value of TobinQ the market anticipates greater profitability in the future for the three companies.

Table 9：Descriptive statistics

| | | No. of firms | Mean | Standard deviation | Standard error | 95% confidence interval for the mean value | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | Lower limit | Upper limit |
| TobinQ | Group 1 | 37 | 1.5270 | .99253 | .16317 | 1.1961 | 1.8580 |
| | Group 2 | 37 | 1.3424 | .38825 | .06383 | 1.2130 | 1.4719 |
| | Group 3 | 37 | 1.3962 | .90060 | .14806 | 1.0959 | 1.6965 |
| | Total | 111 | 1.4219 | .80202 | .07612 | 1.2710 | 1.5728 |
| ROE | Group 1 | 37 | 2.2762 | 28.68489 | 4.71577 | -7.2878 | 11.8402 |
| | Group 2 | 37 | 11.2405 | 7.95267 | 1.30741 | 8.5890 | 13.8921 |
| | Group 3 | 37 | 20.7370 | 52.73655 | 8.66984 | 3.1538 | 38.3203 |
| | Total | 111 | 11.4179 | 35.46140 | 3.36585 | 4.7476 | 18.0882 |
| ROA | Group 1 | 37 | 3.5230 | 7.54957 | 1.24114 | 1.0058 | 6.0401 |
| | Group 2 | 37 | 4.7995 | 3.16156 | .51976 | 3.7453 | 5.8536 |
| | Group 3 | 37 | 5.4895 | 5.63713 | .92674 | 3.6099 | 7.3690 |
| | Total | 111 | 4.6040 | 5.74404 | .54520 | 3.5235 | 5.6844 |

Table 10: One-way ANOVA

| | | Sum of square | Degree of freedom | Mean square | F-ratio | P-value |
|---|---|---|---|---|---|---|
| TobinQ | Between groups | .667 | 2 | .333 | .514 | .600 |
| | Within group | 70.090 | 108 | .649 | | |
| | Total | 70.757 | 110 | | | |
| ROE | Between groups | 6306.575 | 2 | 3153.287 | 2.580 | .080* |
| | Within group | 132019.617 | 108 | 1222.404 | | |
| | Total | 138326.191 | 110 | | | |
| ROA | Between groups | 73.662 | 2 | 36.831 | 1.119 | .330 |
| | Within group | 3555.675 | 108 | 32.923 | | |
| | Total | 3629.336 | 110 | | | |

*denotes statistically significant at the 10% level.

Table 11: Multiple comparison of ROE

| Dependent variable: ROE | | Changes in the share ownership of institutional investors | Changes in the share ownership of institutional investors | p-value |
|---|---|---|---|---|
| ROE | Tukey HSD | 1 | 2 | .514 |
| | | | 3 | .064* |
| | | 2 | 1 | .514 |
| | | | 3 | .475 |
| | | 3 | 1 | .064 |
| | | | 2 | .475 |

* denotes statistically significant at the 10% level.

## 8. Concluding Remarks

Currently, global equity markets are characterized by a rapid increase in institutional investors, which have become an important element affecting the corporate management. Since early 2000s, institutional investors in Japan and France have become vocal and keen to exercise the voting rights to perform fiduciary responsibility. In accordance with the changing behavior of institutional investors, firms in both countries can no longer ignore the voice of institutional investors and the behavior of institutional investors has become an extremely important factor in considering firm management. Under the circumstances, this paper attempted to reveal the investment behavior and the effect of monitoring by institutional investors on firm performance. It was found that there is a statistically significant difference between the change in institutional investors' shareholdings and ROE, proxy for firm performance, in Japan, whereas a significant difference was not observed in France. However, by classifying the firms into three groups based on

the change in the ownership share of institutional investors during 2005-2010 in France, it was observed that the mean value of ROE in group 3 is higher than in other groups, indicating that the group with the highest increase of institutional investor's ownership during the period shows better performance than other groups. The results imply that institutional investors select firms for investment based on the expected performance of ROE in both countries. As corporate activities become globalized, international portfolio investment by foreigners is likely to further increase in the foreseeable future. It is expected that the shareholding of institutional investors will rise in Japan and France due to an increase in investment trust. However, if short-term oriented institutional investors such as hedge funds dominate the institutional investors, it does not necessarily lead to the value creation of firms. If there is a positive correlation between institutional investors' behavior and firm value, an enhancement of firm performance will contribute to reactivate the capital market in Japan and France, thus making a favorable impact on economic activities in general. In this regard, Japanese and French firms are called upon to make efforts in enhancing the value creation.

## References


Baum, Buxbaum, and Hopt (eds, 1993), "The Institutional investors and Corporate Governance", Walter de Gruyter & Co., Berlin

Bebchuk, Lucian A., Alma Cohen, and Charles C. Y. Wang (2010), "Learning and the Disappearing Association between Governance and Returns", Discussion Paper No. 667, Harvard Law School, The Harvard John M. Olin Discussion Paper Series:
Available at http://www.law.harvard.edu/programs/olin_center/

Bushee, Brian J. (1998), "The Influence of Institutional Investors on Myopic R&D Investment Behavior", *Accounting Review* 73(3): 305-333.

Cadbury (1992), "Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance", Gee Publishing, London.

Centre for European Policy Studies (1995), Corporate Governance in Europe, Brussels.

Çelik, S. and M. Isaksson (2013), "Institutional Investors as Owners: Who Are They and What Do They Do?", *OECD Corporate Governance Working Papers,* No. 11, OECD Publishing. available at
http://dx.doi.org/10.1787/5k3v1dvmfk42-en

Combined Code (2003), The Combined Code on Corporate Governance, Financial Reporting Council, London.

Coombes, P. and M. Watson (2000), "Three Surveys on Corporate Governance", The McKinsey Quarterly, 74-7.

Daily, C.M., Johnson, J.L., Ellstrand, A.E. and Dalton, D.R. (1996), "Institutional investor activism: Follow the leaders?" Working paper. Purdue University.

Financial Reporting Council (2012), "UK Stewardship Code" available at
http://www.frc.org.uk/getattachment/e2db042e-120b-4e4e-bdc7-d540923533a6/UK-Stewardship-Code-September-2012.aspx

Gompers, Paul A., Joy L. Ishii, and Andrew Metrick (2003), "Corporate Governance and Equity Prices", *Quarterly Journal of Economics,* 118, 107-155.

Greenbury (1995), "Directors' Remuneration: report of a study", Gee Publishing, London.

Hampel (1998), "Report of the committee on corporate governance", Gee Publishing, London

La Porta, R., Lopez-De-Silanes, F., Shleifer, A. and Vishny, R.W. (1998) "Law and Finance", The Journal of Political Economy, Vol. 106, No. 6, pp. 1113 – 1155.

Mallin, Christine (2007), "Corporate Governance", 2nd Edition, Oxford University Press

Mckinsey & Co (2002), "Global Investor Opinion Survey: Key Findings", Mckinsey & Co., London.

Miwa (2006), "Institutional Investors and Corporate Governance", In N. Demise, Y. Miwa, M. Nakabayashi and Y. Nakoshi, Corporate Governance in Japan, Springer, pp. 31-38

Mizuno, M. and I. Tabner (2009), "Corporate Governance in Japan and the UK: Codes, Theory and Practice", *Pacific Economic Review,* Vol. 14, No. 5, pp. 622-638.

Monco Carole and Alain Finet (2011), "L'activisme des investisseurs institutionnels sur la gouvernance et le mode de gestion des entreprises : Le cas de Wendel au sein du groupe", Working paper 8, Centre de Recherche Warocqué,

Universite de Mons

Nesbitt, S.L. (1994), “Long-term rewards from shareholder activism: A study of the "CalPERS" effect”. *Journal of Applied Corporate Finance* 6 (Spring): 75-80.

Omura, K, M. Sudo, and M. Masuko (2001), “The role of institutional investors and corporate governance-based on the results of the survey”, (in Japanese), Financial Review, No. 60, Policy Research Institute, Ministry of Finance

Opler, Tim and Jonathan Sokobin, (1997), “Does coordinated institutional activism work? An analysis of the activities of the council of institutional investors”. Working paper. Ohio State University, Fisher College of Business.

Ping & Wing (2011), “Corporate Governance: A Summary Review on Different Theory Approaches”, *International Research Journal of Finance and Economics,* (68), 7-13.

Rose (2007), “Can Institutional Investors Fix the Corporate Governance Problem? Some Danish Evidence”, *Journal of Management and Governance, 11* (4), 405-428.

Sahut J. Michel and Hidaya O. Gharbi (2011), “Typologie des investitisseurs institutionnels et performance des firms dans le context français”, Gestion 2000, No. 1, pp. 59-75.

Seki, Takaya (2005), “Legal Reform and Shareholder Activism by institutional Investors in Japan”, Corporate Governance, Vol. 13, No. 4, pp. 377-385.

Ueda (2007), “General Shareholders Meeting in 2007 and the Trend of Institutional Investors”, (in Japanese) Capital Market Research, Japan Investor Relations and Investor Support, pp. 89-108

Wirtz, Peter (2007), “Corporate Governance in France”, In Alexander N. Kostyuk et. al. (eds), Corporate Governance, Virtus Interpress, 301-310

Yonezawa & Hashimoto (2002), “Exercise of voting rights by institutional investors in a new phase”, (in Japanese), *Journal of Securities Analysts,* The Securities Analysts Association of Japan, No.5, pp. 5-21.

Yoshimori, M. (2005) "Does Corporate Governance Matter? Why the Corporate Performance of Toyota and Canon is Superior to GM and Xerox, Corporate Governance an International Review, Vol. 13, No. 3, pp. 447 – 457.

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.13～28

# J-REITの投資口価格に影響を与える要因に関する一考察

## A study on the factors which affect the J-REIT investment unit price

石　井　康　夫
ISHII Yasuo

Abstract

This paper analyzes factors which affect the J-REIT investment unit price. Multivariate analysis such as multiple regression analysis was conducted. Reviewing past researches, there are few papers made on this. There is a big volatility in investment unit prices of J-REIT, therefore prediction about them becomes difficult. Systematic analysis methods were adopted to the investment unit prices of all J-REIT. The results were interesting and instructive and the examined method may be utilized for making investment decisions of J-REIT in a simple manner.

キーワード：J-REIT，投資口価格，TOPIX，GPIF，多変量解析，重回帰分析，多重共線性
Keyword：J-REIT, investment unit price, TOPIX, GPIF, Multivariate Analysis, Multiple Regression Analysis, multi-collinearity

## 1. はじめに

J-REITは，日本版不動産投資信託（Japan Real Estate Investment Trust）の略称である。2000年に改正施行された「投資信託及び投資法人に関する法律(投信法)」により，我国においても投信法に基づく不動産投資信託の組成が可能となった。2000年当時，我が国では不動産バブル崩壊後の不良債権処理問題や，不動産取引の活性化等に関する重大な課題があった。これらの課題に対処するため，従来流動性に欠けていた不動産市場に機関投資家や個人投資家の資金を呼び込む目的で，米国のUS-REITやオーストラリアのA-REIT等を参考に，J-REITが制度化され導入されたものである。現在の上場J-REITは，投信法に定める「投資信託制度（契約型）」と「投資法人制度（会社型）」のうち，後者の「投資法人制度」に基づき設立されている。

J-REITに関する研究については，これまで主に対象物件の管理等に関するハード面からの工学的な研究が多く，「投資口価格（investment unit price）」（株式会社における「株価（share price）」に相当）の予測やこれに影響を与える要因に関する研究は，他の株式や投資財等の価格予測や価格に対する要因分析に比較すると，ほとんど行われていない。一方，シンクタンクや業界団体においては，2001年度当初からの「投資口価格」の変動とその要因分析，さらには2003年からの東証リート指数の変動要因の分析や「分配金（distribution）」（株式会社の「配当金（dividend）」に相当）の変動要因分析等が行われてきた。「投資口価格」に関しては，従来，「東証TOPIX」との連動が高いと見られていたが，最近では「東証REIT指数」と「TOPIX1000」の指数の動きにあまり相関性が無くなっている（図1.1参照）。これは，2008年９月のリーマン・ショック（Bankruptcy of Lehman Brothers）以降，海外機関投資家等の投資資金回収もあり，さらに近年（2017年５月末時点）はJ-REITの取引規模が低位で，初期の頃に比べ比較的安定しているためでもあると考えられる。特に，最近J-REITの時価総額11.8兆円の32％（3.8兆円）を占める日本特有の商品である「毎月分配型のJ-REIT特化型投信」に対する金融庁のFD（Fiduciary Duty：顧客本位の業務運営）指導もあり，海外機関投資家や我が国のGPIF（Government Pension Investment Fund：年金積立金管理運用独立行政法人）等からの資金流出の影響も大きい。金融庁は，元本を取り崩す分配や中長期の資産形成を考慮すると複利効果が得られないことなどを問題視しており，これらの投信では分配金を低減したり，販売を自粛する動きが広がっているためでもある。

*大和大学政治経済学部経済経営学科
平成29年10月31日受理

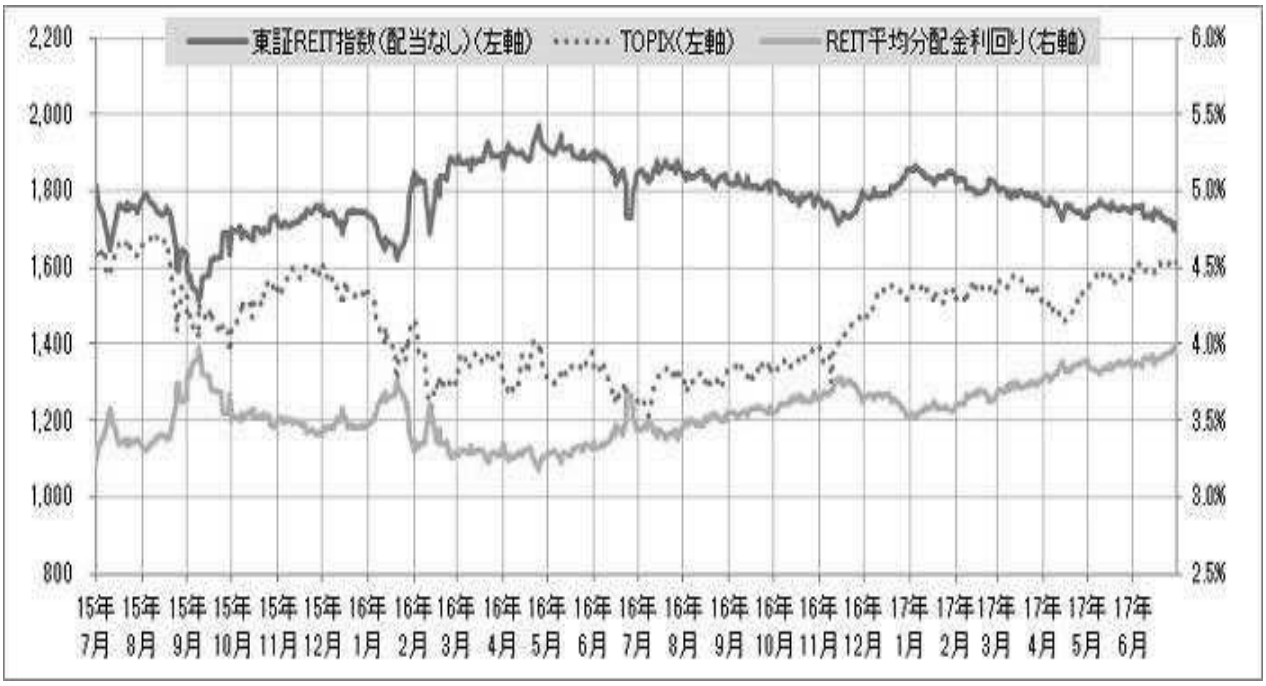


**図1.1　東証リート指数とTOPIXとの比較**

（出所：http://www.japan-reit.com/report/market/）

J-REITは，2007年のサブプライムローン（subprime lending）問題に端を発した世界同時不況の影響ならびに2008年９月のリーマン・ショック等の影響もあり，2007年のピーク値から「投資口価格」が減少し，いまだにこれにせまる兆候が見られない。すなわち，「東証リート指数」は，2007年５月31日の2612.98をピークに低下傾向にあり，図1.2に示すように，2008年に一旦は底値をうったものの，その後の上昇の動きが鈍く，最近は1800前後で低迷している。

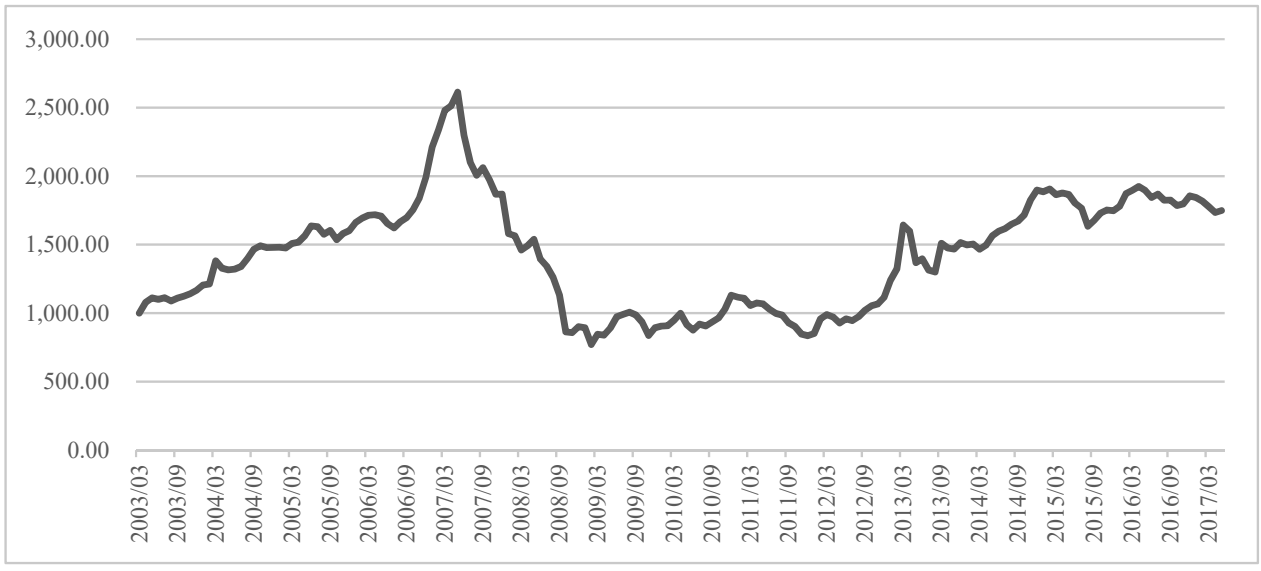


**図1.2　東証リート指数の推移**

（出所：一般社団法人不動産証券化協会のデータを基に筆者作成）

世界の主要国・地域のリート指数の推移を図1.3に示す。アジアを代表する香港やシンガポールのリート市場は，概ね堅調な推移となっている。また，新興国経済の不調が懸念された近年においても比較的順調な値動きを示している。

特に，東南アジア地域においては，今後も個人消費の拡大やオフィス需要の増加，国際物流拠点としての存在感の高まり等が期待されており，リートの収益獲得機会は，さらに拡がっていくものと考えられる。

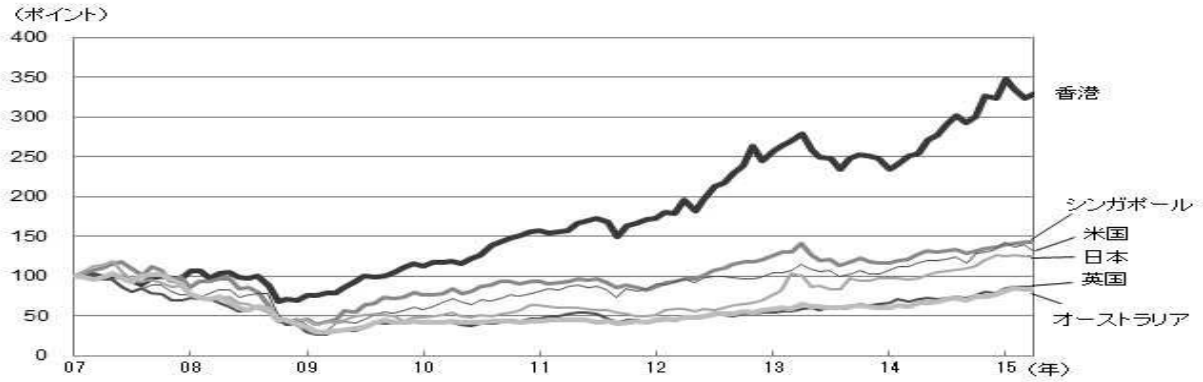


**図1.3　主要国・地域のリート指数の推移（2007年1月～2015年4月末）**

（注１）2007年１月末を100として指数化。
（注２）リート指数は，S&P先進国REIT指数（現地通貨ベース）の各国ベース。
（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成
https://www.aeonbank.co.jp/investment/special/2015_0811/

一方，総時価総額は，リーマン・ショック後一時低迷したが，その後の投資法人同士の合併やスポンサー交代等の業界再編を経て，第二次安倍政権において安倍首相の唱えるアベノミックスと共に成長を重ねてきた。その結果，2017年10月時点で上場銘柄は59銘柄（2017年９月14日に三菱地所物流リート投資法人上場）となり，総時価総額は約12兆円，運用資産は約16兆円にまで増大している。総時価総額の規模は，米国に次いで世界第二位の大きさに成長している（図1.4参照）。

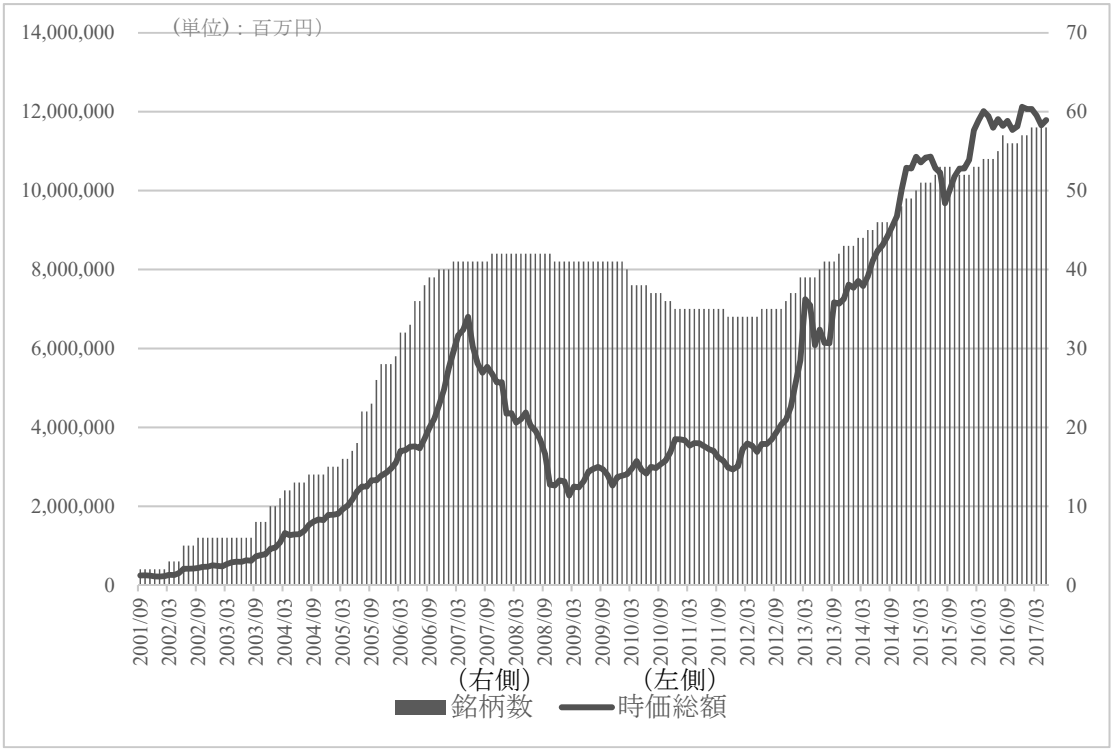


**図1.4　時価総額と銘柄数の推移**
（出所：一般社団法人不動産証券化協会のデータを基に筆者作成）

J-REITは通常の株式よりもボラティリティ（volatility：価格変動率）が高く，さらに投資法人の投資ポートフォリオの構成等によっても投資口価格の動向が変動し，「投資口価格」の予測は難しいと考えられている。

そこで，本論では，このようなJ-REITの「投資口価格」に影響を与える要因を実証的に分析し，最終的に投資口価格を簡便に予測するため，多変量解析手法（Multivariate Analysis）を用いて，システマティックな分析のアプローチ手法を試みる。すなわち，投資口価格に影響を与える要因に関する定性的分析を行い，主要な要因（指標）を抽出する。その後，「重回帰分析（Multiple Regression Analysis）」を活用して，モデルの適用可能性と各指標の寄与度を分析する。最後に，定性分析，重回帰分析による結果をあわせて総合的な考察を加える。

本論の構成は以下のとおりである。２において，2017年６月末時点で上場されている58銘柄の全J-REIT「投資法人」の分類，ならびに各「投資法人」の概要や特徴に関して定性的に整理・考察を行う。３においては，J-REITの「投資口価格」に影響を与える要因に関して定性的かつ体系的な考察を行う。４ではJ-REITの「投資口価格」の予測に関して，重回帰分析を適用してその適用可能性と要因分析を行う。５では，以上の分析結果を総合的に考察すると共に，今回採用したシステマティックな分析手法の有用性を検証し，予測モデルの適合度向上に向けた課題を整理する。そして，これらの結果を取りまとめ，今後の研究課題を明らかにする。

## ２．J-REITの概要

J-REITは，2001年９月に登場した比較的新しい金融商品であり，低金利の現在においても年率３%～６%，平均約４％と相対的に高い「分配金利回り」を期待できる商品として，機関投資家や個人投資家等の注目を集めている（図2.1参照）。

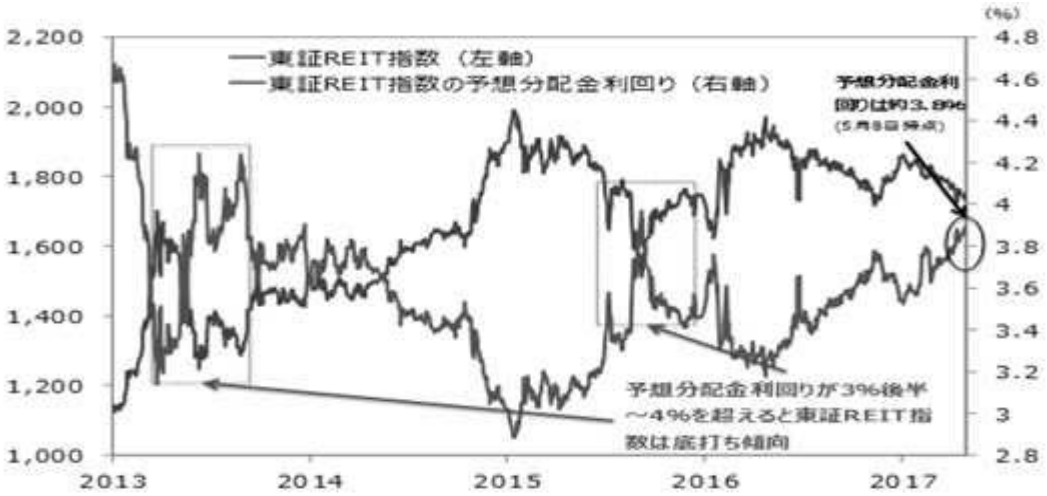


**図2.1　東証REIT指数と予想分配金利回りの推移**

（出所：https://info.monex.co.jp/news/2017/20170511_02.html）

J-REITの基本的な仕組みは，図2.2に示すとおりである。すなわち，投資家から集めた資金をもとに，複数の不動産を購入する。購入した不動産から得られる賃料収入等をもとに，法人税が課税される前の利益のほぼ全額を分配金として配当している。

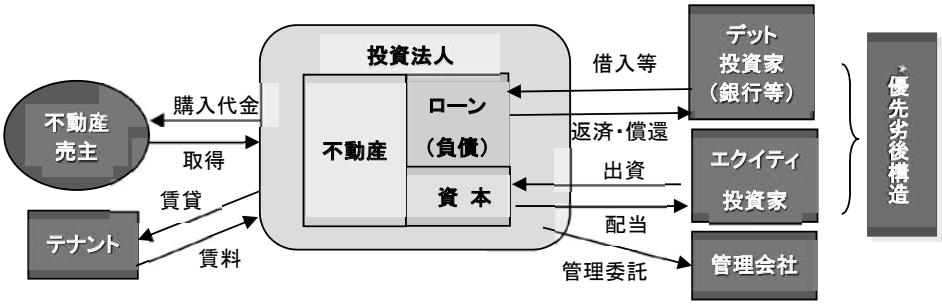


***優先劣後構造：**

証券化商品の信用補完の主要な方法の一つ。証券化商品を原資産の生み出すキャッシュフローから優先的に償還を受ける部分と，それに劣後して償還される部分に分け，劣後部分を優先部分の信用補完として機能させる構造。キャッシュフローが予定通り発生しない資産プールのリスクを劣後部分の方で吸収させる仕組みを作ることにより，優先部分の償還の確率を高める。中間にメザニン（Mezzanine：中二階）を設ける商品もある。

**図2.2　J-REITの基本的な仕組み**

これは金融庁の定める「法人税支払義務免除」の要件（租税特別措置法第67条の15：投資法人に係る課税の特例）である税引き前利益の90%以上の「分配金」の配当を確実に履行するためであり，ほとんどの投資法人において税引き前利益の実質100%の「分配金」の配当を実施している。これが他の株式投資に比較して，「分配金利回り」が高い要因でもある。

以上のようにJ-REITは，不動産を所有・運営するために創られた法人である。したがって投資家にとって，J-REITへの投資は，間接的に不動産へ投資することと同義となる。しかしながらJ-REITは，不動産を証券化することによって創られた新しいタイプの金融商品であり，不動産の実取引に比べて，リスク分散になると同時に，極めて流動性の高い投資商品でもある。すなわち，J-REIT（投資法人）は市場に上場しているため，「投資口価格」は株式と同様，市場における需給関係によって常に変動する。投資家は証券会社を通して日々の市場価格で小口化された「投資口」を自由に売買することによって「分配金収入」だけでなく「キャピタル・ゲイン（capital gain）」も手にすることが可能となる。

2017年10月現在，上場J－REITは59銘柄あり，近年では市場の需要の多い物流施設，ホテル，ヘルスケア施設等を保有する投資法人も増加している（図2.3参照）。

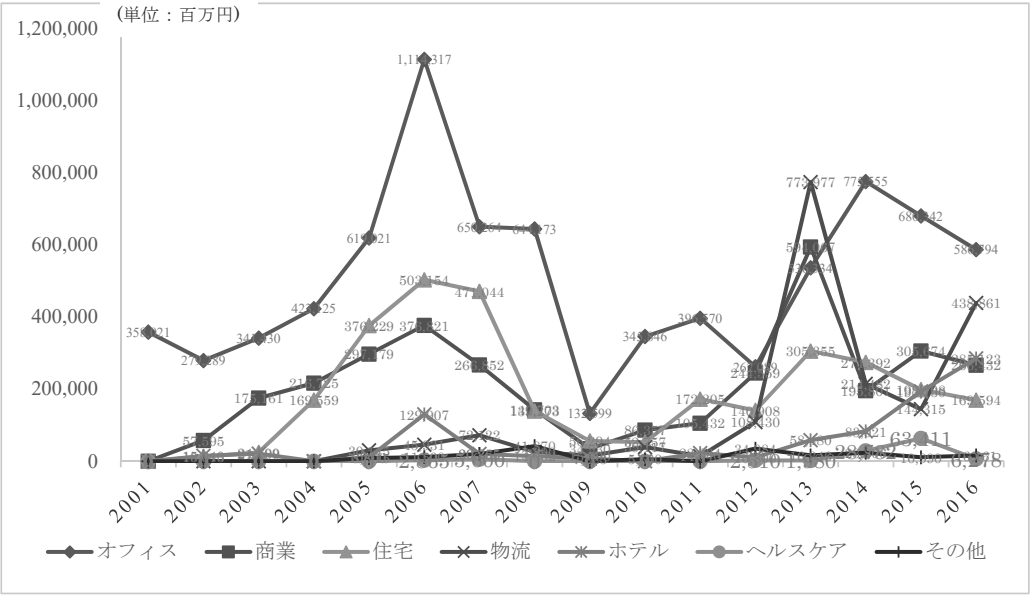


**図2.3　物件取得額の推移**

（出所：一般社団法人不動産証券化協会のデータを基に筆者作成）

### 2.1. 運用資産による分類

一般的に，J-REITは投資対象先のポートフォリオによって，表2.1のような分類が行われている。

**表2.1　J-REIT投資ポートフォリオによる分類**

| | | |
|---|---|---|
| ⑴特化型 | 投資する不動産のタイプを限定（特化型 J-REIT） | オフィスビル特化型 |
| | | 商業施設特化型 |
| | | 住居特化型 |
| | | 物流施設特化型 |
| | | ホテル・旅館特化型 |
| | | ヘルスケア施設特化型 |
| | | 産業型不動産特化型（物流施設＋工場 / 研究開発施設等＋インフラ施設） |
| ⑵複数タイプの不動産に投資 | 2 タイプの不動産に投資（複合型 J-REIT） | 複合型（オフィスビル＋住居） |
| | | 複合型（オフィスビル＋商業施設 |
| | | 複合型（オフィスビル＋都市型商業施設） |
| | | 複合型（住居＋ホテル等） |
| | | 複合型（物流施設＋インダストリアル） |
| | 投資する不動産のタイプを限定しない（総合型 J-REIT） | 総合型（オフィスビル中心） |
| | | 総合型（住居中心） |
| | | 総合型（住居＋オフィス中心） |
| | | 総合型（住居＋ホテル中心） |
| | | 総合型（住居＋物流施設中心） |
| | | 総合型（商業施設中心） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋住居） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋ホテル） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋住居 + その他） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋物流施設＋住居） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋物流施設＋住居＋ホテル） |
| | | 総合型（物流施設＋住居＋商業施設＋ホテル等） |
| | | 総合型（オフィスビル＋商業施設＋有料老人ホーム＋ネットワークセンター） |

（出所：「J-REIT市場の変遷と展望に関する報告書」社団法人不動産証券化協会，平成19年10月 より加筆修正）

これらの分類は，各投資法人における不動産の投資運用方針によって，明らかにされている。通常の投資に際しては，各投資法人の評価要因として，所有不動産の収益力，成長力，格付け，スポンサーパイプライン，資産規模，LTV（Loan To Value Ratio：総資産有利子負債比率），分配金，市場動向，海外投資資金の動き，世界最大の投資ファンドである我が国のGPIFの投資方針等，いくつかの指標を総合的に判断して行うことになる。

### 2.2　個別J-REITの概要

各投資法人の概要に関して，一般的に公開されている情報を基に，各投資法人の情報を収集し，主要な指標等を抽出した。2017年６月末時点における全58銘柄の投資法人に関する投資口価格，分配金利回り，時価総額，出来高，決算期，格付けの有無，その他の主要な各種財務指標等は，APPENDIXに一括して示す。

## ３．J-REITの「投資口価格」に影響を与える要因

### 3.1　分析の検討手順

今回実施した，「投資口価格」に影響を与えるシステマティックな要因分析の手順を，表3.1に示す。

**表3.1システマティックな「投資口価格」の要因分析の手順**

| 手順 | 内　　容 | 目　　的 |
|---|---|---|
| Step1 | 投資口価格に影響を与える要因の定性的分析 | 投資口価格の構成要因の把握 |
| Step2 | 投資口価格に影響を与える要因の定性的分析の再構成 | 分析に採用する投資口価格の構成要因の抽出 |
| Step3 | 重回帰分析による分析 | 影響を与える要因の寄与度の分析 |
| Step4 | 総合的分析 | 以上の分析を総合的に考察し，投資口価格の構成要素の構造的把握 |

### ⑴　Step1：投資口価格に影響を与える要因の定性的分析

まず，投資口価格に影響を与えると考えられる要因を，網羅的に抽出すると表3.2のようにまとめることが出来る。

**表3.2　投資口価格に影響を与えると考えられる要因項目と指標内容**

| 項　　目 | 指　標　内　容 |
|---|---|
| ① NAV（Net Asset Value: 純資産価値） | 倍率，1口当たり NAV |
| ② FFO（Funds From Operations） | キャッシュフロー倍率 |
| ③分配金 | 利回り |
| ④分配金推移 | 伸び率，安定度 |
| ⑤ LTV（Loan To Value Ratio: 有利子負債比率） | 負債比率 |
| ⑥長期負債比率 | 負債比率 |
| ⑦変動負債比率 | 負債比率 |
| ⑧投資不動産の競争力 | 規模，立地，用途，築年 |
| ⑨資産運用会社の力量 | 運用会社の内部資源 |
| ⑩資産規模 | 時価総額 |
| ⑪スポンサーパイプライン | スポンサーの力量とその連携度 |
| ⑫格付け | 有無，水準 |
| ⑬市場動向 | 景気動向 |
| ⑭ GPIF の投資方針　等 | グローバルな金利や為替動向 |
| ⑮海外投資資金の動き　等 | グローバルな金利や為替動向 |

通常，投資口価格に影響を与える要因としては，投資法人の純資産価値，キャッシュフロー，分配金，有利子負債，資産規模，格付けやスポンサーとの関係等といった投資法人自体の資産や財務状況が考えられる。その他の外部環境要因としては，市場動向，機関投資家等の投資方針等の影響も受けることになる。これらの要因の中で，今回は投資法人自体の資産や財務状況といった内部要因を中心に指標化を行った。

### ⑵　Step2：投資口価格に影響を与える要因の定性的分析の再構成

表3.2から，投資法人自体の資産や財務状況等を中心に，重要かつ比較的数量化し易い指標を抽出し，項目別に再構成したものを表3.3に示す。表3.3において，各項目の算出方法と，各項目が高評価の場合の投資口価格に与える影響の上昇・下降傾向に関して最右列に矢印で示す。

**表3.3　投資口価格に影響を与える各種指標の再構成**

| 中項目 | 項　　目 | 算 出 方 法 等 | 高評価 |
|---|---|---|---|
| 財　務 | LTV | 借入金（投資法人債含む、以下同様）÷物件取得額 | ↓ |
| | 短期借入金比率 | 短期借入金÷借入 | ↓ |
| | 金利負担率（対賃貸損益） | 借入金利息÷賃貸事業損益（※直近決算期） | ↓ |
| 資　本 | PPSR | 株価÷１口出資額 | ↑ |
| | １口出資額変動率 | 直近決算期１口出資額÷上場時決算期１口出資額 | ↑ |
| | １口内部留保 | 内部留保額÷発行済投資口数 | ↑ |
| 物　件 | 含み損益率 | 直近決算期含み損益額÷物件取得額 | ↑ |
| | 物件取得額 | 時点物件保有額 | ↑ |
| | 物件 NOI 利回り | 直近決算期 NOI ÷｛(前期末物件取得額＋当期末物件取得額)÷２｝ | ↑ |
| 株　価 | 時価総額 | 株価×発行済投資口数 | ↑ |
| | 株価変動率 | 株価標準偏差÷平均株価 | ↓ |
| | 分配金利回り | 予想分配金平均÷株価 | ↑ |
| 分配金 | 実績平均分配金 | 全実績分配金÷決算回数 | ↑ |
| | 予想平均分配金 | 予想分配金÷開示決算期 | ↑ |
| | 分配金変動率 | 予想平均分配金÷業績平均分配金 | ↓ |
| 割安度 | 買収比率 | 不動産取得額÷（借入金＋時価総額） | ↓ |
| | NAV 倍率 | 株価÷（１口出資額±１口含み損益額） | ↓ |
| | 株価上昇率 | 株価÷平均株価 | ↓ |
| | 利回り乖離率 | 利回り÷平均利回り | ↓ |

（出所：アイビー総研セミナー資料（2011年５月24日）より）

### ⑶　Step3：重回帰分析による要因の寄与度分析

表3.3に示す各種指標をベースに，特に重要と思われるデータを各種公開資料から収集しAPPENDIXに示すようなデータベースに整理した。整理した各投資法人のデータを用いて，重回帰分析を行う。

### ⑷　Step4：総合的分析による重要要因の解釈

重回帰分析結果も踏まえ，投資口価格に影響を与える主要要因の抽出とその解釈を行う。

## ４．重回帰分析による考察

ここでは，APPENXDIXに示す2017年６月末時点における全上場J-REITの58法人を対象として取り上げる。分析では，2017年６月30日時点の投資口価格を目的変数とした。次に，投資口価格に影響を与えると考えられる各種の主要要因（説明変数）を定性的分析結果も踏まえ表3.3に示す各指標の中から抽出し，APPENXDIXに示すように，これらを整理し，投資法人毎にデータベース化した。このデータベースから，重要と思われる要因を抽出した。その結果，説明変数として今回採用した各種指標を表4.1に示す。

**表4.1　重回帰分析採用説明変数（2017年６月30日時点）**

| |
|---|
| 分配金利回り（%） |
| 1口NAV（円） |
| NAV倍率 |
| 時価総額（百万円） |
| 出来高 |
| 格付（長期債務）（有無） |
| 有利子負債比率（%） |
| 物件取得額合計*（億円） |
| 資本金(百万円) |
| 平均築年数（年） |
| NOI利回り（%） |
| 含み損益率（%） |
| 年額分配金（円） |
| ROE（%） |

（注：*は最終的に除外）

まず，採用する説明変数の多重共線性（multi-collinearity）を排除するため，表4.1に示す，すべての比例尺度の数量データを用いた全投資法人に対する重回帰分析を行って，データの選別を行った。格付けの有無に関してはダミー変数を用いて数量化した。

この結果，「時価総額」と「物件取得額合計」の2変数間の多重共線性が認められた（VIF: Variance Inflation Factor＞10）ため，「時価総額」を変数として採用し，「物件取得額合計」を不採用とした。

次に，表4.1から「物件取得額合計」を除いた13変数を用いて，重回帰分析を行った。目的変数と説明変数との相関係数では，投資口価格と1口NAVの相関が0.963と強い相関が認められた。他は全て0.4台以下であり，また説明変数間の相関も0.5台以下で通常の相関は認められなかった。

表4.2に重回帰分析によって得られた回帰モデルの要約を示す。

**表4.2　モデル要約[b]**

| モデル | R | $R^2$ | 調整済み $R^{*2}$ | 標準偏差推定値の誤差 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | .994[a] | .989 | .985 | 18981.039 |

a. 予測値: (定数), ROE, 1口NAV, 平均築年数, 資本金(百万円), 有利子負債比率(%), 時価総額, NOI利回り, NAV倍率, 格付（長期債務）有無, 含み損益率, 年額分配金, 出来高, 分配金利回り。

b. 従属変数 投資口価格6月30日

表4.2から，モデルの決定係数$R^2$（寄与率）は0.989，調整済み$R^{*2}$は0.985と良好な結果となっている。また，回帰式の予測精度を示す「残差の標準偏差」は，18981.039となっている。これは，全銘柄の投資口価格の平均値157014.034の約12%となる。

次に，表4.3に示す分散分析の結果から，有意水準1%で，得られたモデルが有意であることがわかる。

**表4.3　分散分析[b]**

| モ　デ　ル | | 平方和（分散成分） | 自由度 | 平均平方 | F 値 | 有意確率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 回帰 | 1.341E12 | 13 | 1.031E11 | 286.274 | .000[a] |
| | 残差（分散分析） | 1.513E10 | 42 | 3.603E8 | | |
| | 合計（ピボットテーブル） | 1.356E12 | 55 | | | |

a. 予測値: (定数), ROE, 1口NAV, 平均築年数, 資本金(百万円), 有利子負債比率(%), 時価総額, NOI利回り, NAV倍率, 格付（長期債務）有無, 含み損益率, 年額分配金, 出来高, 分配金利回り。
b. 従属変数 投資口価格6月30日

次の表4.4に示す係数から，多重共線性に関しては，VIF（分散拡大因子）がいずれの変数においても5よりも小さく，採用した説明変数間に多重共線性の問題は認められないものと判断できる。

**表4.4　係数**

| モデル | 標準化されていない係数 | | 標準化係数 | t 値 | 有意確率 *p* 値 | 相　関 | | | 共線性の統計量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | B | 標準偏差誤差 | ベータ | | | ゼロ次 | 偏 | 部分 | 許容度 | VIF |
| （定数） | -265134.786 | 41943.428 | | -6.321 | .000 | | | | | |
| 分配金利回り | 9253.202 | 5226.562 | .057 | 1.770 | .084 | -.483 | .264 | .029 | .258 | 3.883 |
| 1 口 NAV | 1.049 | .026 | .938 | 40.801 | .000 | .963 | .988 | .665 | .503 | 1.989 |
| NAV 倍率 | 250757.447 | 23843.416 | .280 | 10.517 | .000 | .349 | .851 | .171 | .375 | 2.664 |
| 時価総額 | .052 | .025 | .062 | 2.138 | .038 | .405 | .313 | .035 | .319 | 3.136 |
| 出来高 | -1.846 | 1.024 | -.051 | -1.802 | .079 | -.279 | -.268 | -.029 | .330 | 3.027 |
| 格付（長期債務）有無 | -11768.995 | 9947.724 | -.029 | -1.183 | .243 | .341 | -.180 | -.019 | .443 | 2.256 |
| 有利子負債比率（%） | -786.455 | 475.642 | -.031 | -1.653 | .106 | -.233 | -.247 | -.027 | .758 | 1.319 |
| 資本金（百万円） | 1.429 | 12.490 | .002 | .114 | .909 | -.007 | .018 | .002 | .818 | 1.223 |
| 平均築年数 | 107.821 | 554.242 | .004 | .195 | .847 | .038 | .030 | .003 | .667 | 1.500 |
| NOI利回り | 3705.823 | 3337.846 | .027 | 1.110 | .273 | -.282 | .169 | .018 | .456 | 2.192 |
| 含み損益率 | 925.301 | 568.746 | .047 | 1.627 | .111 | .085 | .243 | .027 | .315 | 3.173 |
| 年額分配金 | -1.361 | .561 | -.069 | -2.425 | .020 | .292 | -.350 | -.040 | .327 | 3.061 |
| ROE | 2519.506 | 2203.846 | .025 | 1.143 | .259 | .089 | .174 | .019 | .571 | 1.750 |

表4.4に示す，有意確率 *p* 値から「1口NAV」「NAV倍率」「時価総額」「年額分配金」といった変数は，有意確率5％で有意，「分配金利回り」と「出来高」は，有意確率10％で有意と判断できる。

またt 値の絶対値の大きさから，寄与度の大きな変数は順に「1口NAV」「NAV倍率」「年額分配金」「時価総額」「出来高」「分配金利回り」となっていることがわかる。

さらに，標準化係数の絶対値の大きさから，「1口NAV」「NAV倍率」「年額分配金」「時価総額」「分配金利回り」「出来高」の順番に目的関数である投資口価格に与える影響が大きいことが分かる。

得られた重回帰式を示すと，式4.1のようになる。

$y$＝9253.202×分配金利回り＋1.049×1口NAV＋250757.447×NAV倍率＋0.052×時価総額－1.846×出来高
－11768.995×格付有無－786.455×有利子負債比率＋1.429×資本金＋107.821×平均築年数＋3705.823×
NOI利回り＋925.301×含み損益率－1.361×年額分配金＋2519.506×*ROE*－265134.786（4.1）

次に，モデルの正規性を判断するため，標準化された残差の回帰の正規P-Pプロット図を図4.1に示す。図4.1から，得られたモデルは正規性が成立しており，回帰精度は十分有意であることが分かる。

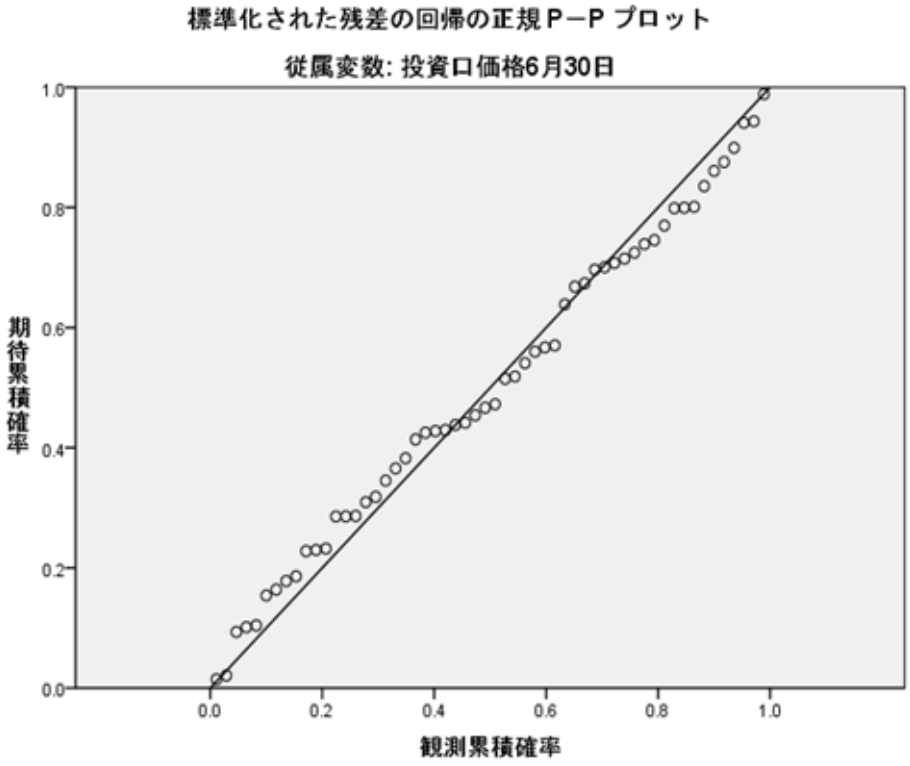


**図4.1　標準化された残渣の回帰の正規P-Pプロット**

次に，標準化予測値を $x$ 軸に，標準化残差を $y$ 軸にプロットした相関図を図4.2に示す。図4.2から分かるように，標準化予測値の推移に伴う標準残差の散らばりに特定のパターンは見られず，今回得られた予測モデルに関して，特に問題は認められない。

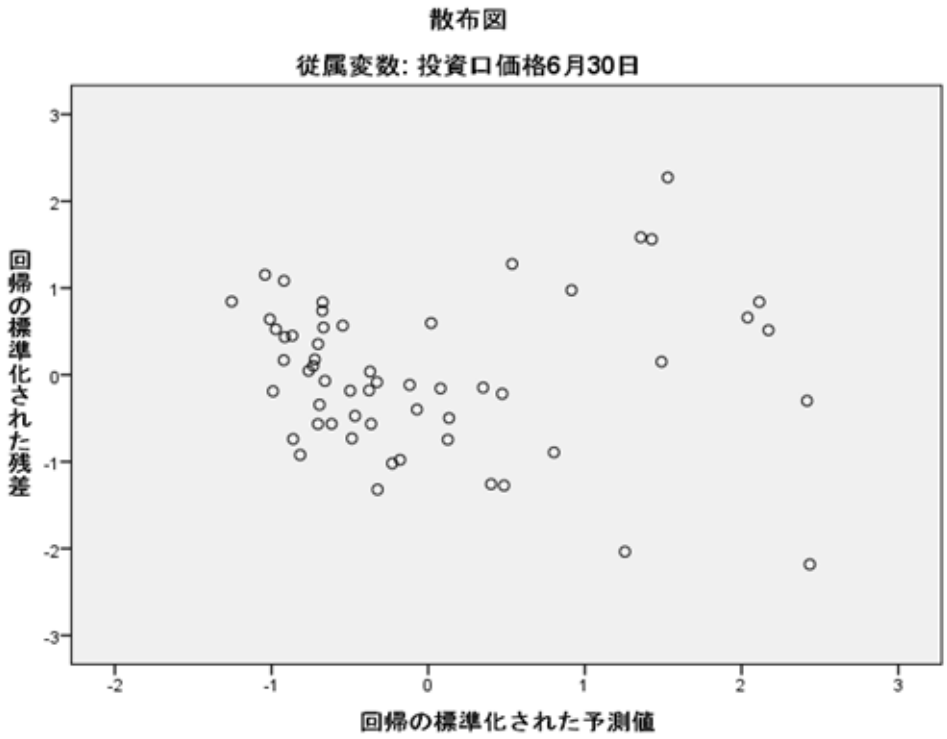


**図4.2　標準化予測値と残渣のプロット**

以上の結果から，有意な要因に関するパス図を描くと図4.3のようになる。

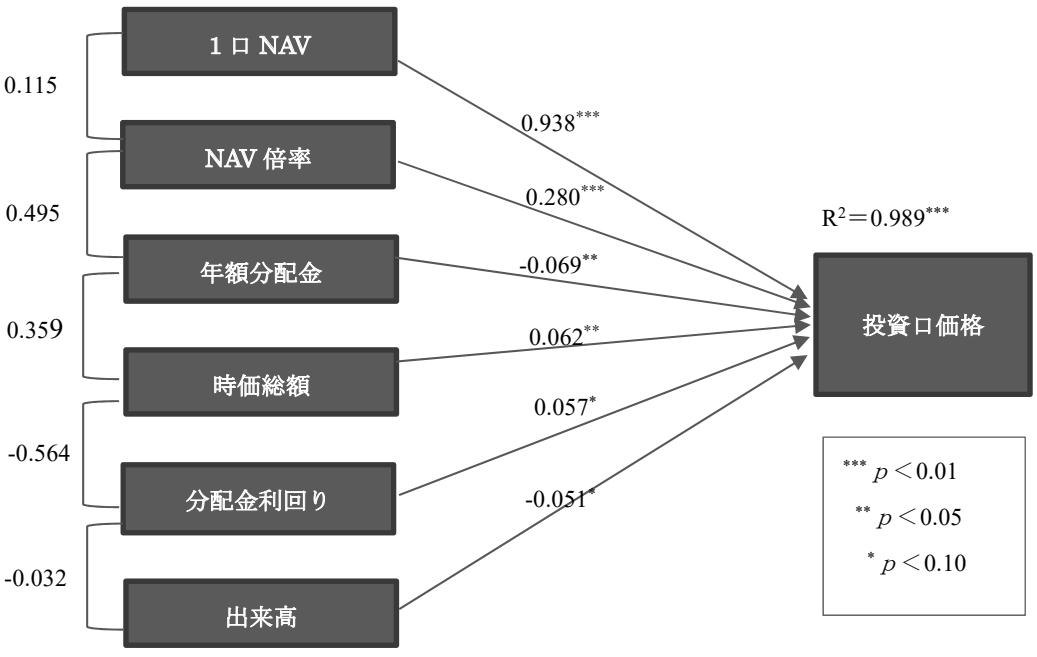


**図4.3　パス図**

図4.3からわかるように,「投資口価格」は,「1口NAV」,「NAV倍率」,「年額分配金」,「時価総額」,「分配金利回り」,「出来高」等の変数によって１％の有意水準で予測可能である。その際の決定係数は0.989と高い精度であることがわかる。特に寄与の大きい説明変数は,「１口NAV」であることがわかる。

## ５．まとめ

J-REITは，市場創設から16年を迎え，上場銘柄が59，総時価総額は約12兆円まで拡大し，米国に次ぐ世界第２の市場規模に成長した。しかし，2007年のピーク値から「東証リート指数」が低下し，近年においても「投資口価格」が低迷し，いまだに2007年のピーク値に近づくような上昇の兆候が見られない。この背景にはサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響を受け，海外投資家等の資金回収により，2007年８月頃から投資口価格が低下をはじめた経緯がある。さらに，やや持ち直した段階で，2008年９月のリーマン・ショックが発生し，再度低下傾向が続いてきたことが大きな要因の一つであると考えられる。その結果総時価総額も2007年５月末におけるピーク時の約1/3まで低下した。その後，インターネット通販の拡大，インバウンド旅行者の急激な増加，高齢化の進展等による市場の構造変化が進展した。この結果，物流施設，ホテル，ヘルスケア施設等に対する需要が増大し，これらに投資する投資法人が増加した。これらの変遷の中で，多くの投資法人においてM&Aによる再編や新規設立が相次ぎ，投資法人の銘柄数が大きく増加した。この結果，時価総額自体は2007年５月のピーク時の２倍近くの約12兆円まで増大した。

しかしながら，諸外国のREITの事例と比較すると，我国におけるJ-REITの投資口価格は未だに上昇の兆しが見え無い状況下にある。このため逆に言えば，今後の潜在的な投資インセンティブは，十分あるものと思われる。特に近年の投資口価格の低下は，逆に「分配金」の相対的な投資収益率を高める結果となっている。このため，今後2020年の東京オリンピックに向け，世界の景気回復の兆しが見えてきた場合，投資家の資金が流入し，投資口価格が上昇に転じるときが来る可能性も考えられる。一方，今後欧米における金利上昇の動向により，J-REITの投資口価格は，長期低迷の可能性も否定できない状況下にある。

現状では，J-REITは通常の株式よりもボラティリティが高く，しかも未だに投資口価格の上昇の兆しが見えない状況下にある。投資法人の投資ポートフォリオの構成等によっても，投資口価格の動向が変動し，TOPIX1000との関連性も薄くなり,「投資口価格」の予測は難しいと考えられている。

本論では，このようなJ-REITの「投資口価格」に与える要因の分析を中心に考察し，最終的には「投資口価格」を簡便に予測するため,「重回帰分析」を活用して，モデルの適用可能性とその適合度向上に向けた分析を行った。

重回帰分析の結果得られた結論としては，表4.1に示す説明変数のうち物件取得額合計を除く13の説明変数によって投資口価格の予測は１％の有意確率で予測可能であることが判明した。ただし，その因果関係に関しては感度分析，共分散構造分析やベイジアンネットワーク分析等を活用して，更に詳細な分析が必要と考えられる。また，投資口価格に非常に大きな影響を与える要因は，1口当たりNAVとNAV倍率である。これは重回帰分析におけるStep Wise法による検証においても確認することが出来た。

以上のように，いくつかの課題を残すものの，今回適用したシステマティックな投資口価格に与える要因分析は，一定の成果をあげ，有用であったものと考えられる。

今後は，投資法人の特徴や相違，投資ポートフォリオの相違による，予測モデルの変化や予測精度の違い等を分析し，さらに予測モデルの適合度向上に関して，検討していきたいと考えている。

また，予測モデルの精度向上のための今後の課題としては，第１にモデルの決定プロセスにおける，観測値自体の変化の特徴，採用する観測期間，また投資法人自体の経営状況等との関連性等をより詳細に分析していく必要があると思われる。

第２は，今回対象としなかった社会経済要因，市場動向といった外部環境要因との相対的な関連性の分析も必要と考えられる。特に，近年J-REITの利回りと米国10年債利回りとの関連性が指摘されており，J-REIT指数の長期的トレンドの分析においては，両者のスプレッドの推移動向を勘案する必要があるものと考えられる。

第３は，投資法人の企業活動の結果としての「投資口価格」の観測値から予測モデルを抽出して予測を行う時系列分析（Time Series Analysis）によるプローチ方法に関しても検討していく必要があるものと思われる。たとえば，金融経済学，統計学，計量経済学において分散不均一性（volatility clustering，heteroscedasticity：ボラティリティ・クラスタリング）を示す時系列データに適用されるARCHモデル（Autoregressive conditional heteroscedasticity model：「自己回帰条件付き不均一分散モデル」）等の適用可能性を実証的に分析していく必要性も考えられる。

## 参考文献


［1］アイビー総研，http://www.ibrc.jp/
［2］尼田佳子，伊藤優司，岡田真夏，柏原博之，瀧波亮，吉岡正博『J-REIT復活の処方箋』，神戸大学岩壷健太郎研究会金融分科会，ISFJ政策フォーラム2009発表論文，2009年。
［3］石井康夫 「J-REITにおける投資口価格の予測に関する一考察』大阪国際大学紀要『国際研究論叢』OIU JOURNAL OF INTERNATIONAL STUDIES Vol,.24., No.2, January 2011, pp.1～22
［4］一般社団法人不動産証券化協会http://j-reit.jp/
［5］一般社団法人投資信託協会https://www.toushin.or.jp/reit/about/what/
［6］岩佐浩人『真価が問われるJ-REITの収益安定性』,～進む市場の安全網整備と残された課題～「不動産投資レポート」，ニッセイ基礎研究所，2009年。
［7］植田英三郎『時系列解析による株価予測』，大阪府立大学経済研究　第53巻3，2007年。
［8］国土交通省総合政策局不動産投資市場整備室監修，不動産証券化研究会『基礎からよくわかる不動産証券化ガイドブック改訂版』，ぎょうせい，2008年。
［9］佐藤一雄『不動産証券化の実践　完全版』，ダイヤモンド社，2007年。
［10］澤田考士『J-REIT View　～J-REITの3年間を振り返って～』,「ARES SPECIAL」，2004年。
［11］澤田考士『J-REIT View　～リーマン・ショックによるJ-REIT市場環境の激変と今後の展望～』,「ARES SPECIAL」，2009年。
［12］J.ダービン, S.J.クープマン, 和田肇/松田安昌訳『状態空間モデリングによる時系列分析入門』, シーエーピー出版，2004年。
［13］J.D.ハミルトン，沖本竜義・井上智夫訳『時系列解析　上　定常過程編』，シーエーピー出版，2006年。
［14］J.D.ハミルトン，沖本竜義･井上智夫訳『時系列解析　下　非定常/応用定常過程編』，シーエーピー出版，2006年。
［15］社団法人投資信託協会『J-REIT選択のポイント』，NIKKEI REITフェア，2008年。
［16］社団法人不動産証券化協会『J-REIT市場の変遷と展望に関する報告書』―J-REIT誕生からの5年間のデータを活用した分析・検討―,「J-REIT商品特性研究会」，平成19年。
［17］信金基礎研究所『J-REITのリスク要因に関する実証的研究』報告書，財団法人トラスト60委託研究，2,007年。
［18］曹葦如，前川俊一『J-REITにおけるエージェンシー問題に関する研究』，明海大学，Discussion
［19］長久保武『J-REITの効率性とボラティリティ効果の検証』，東京工業大学修士論文，2009年。
［20］廣松毅，浪花貞夫『経済時系列分析』，朝倉書店，1995年。
Paper Series NO.20，2007年。
［21］P.J.ブロックウェル・R.A.デービス，逸見功・田中稔・宇佐美嘉弘・渡辺則生訳『入門時系列解析と予測　改定第2版』，シーエーピー出版，2004年。
［22］不動産投信情報ポータル，http://www.japan-reit.com/report/market/
［23］マネックス証券株式会社，https://info.monex.co.jp/news/2017/20170511_02.html
［24］森島義博，小林亨『J-REIT投資のすべて』，社団法人金融財政事情研究会，平成16年
［25］山崎成人，『解析JREIT』，シグマベイスキャピタル，2005年
［26］Yasuo Ishii, Nagata KEIKO, Kazuhiro TAKEYASU『Estimation of  Exponential Smoothing Constant of Minimum Variance and Its Application to J-REIT Stock Market Price Data』，International Journal of Computational Science, Global Information Publisher,  2011,  pp.1～21
［27］Yasuo Ishii, Nagata KEIKO, Kazuhiro TAKEYASU『A Hybrid Method to Improve Forecasting Accuracy -An Application to J-REIT(General Type) Stock Market Prices-』International Journal of Information Technology and Network Application (IJITNA), Vol.1, No.3, September 2011, pp.1～8
［28］Yasuo Ishii, Nagata KEIKO, Kazuhiro TAKEYASU『 A hybrid method for improving forecasting accuracy utilizing genetic algorithm and its application to J-REIT (office type) stock market price data』African Journal of Marketing Management  (AJMM),  Vol.5 (2) , February, 2013, pp.38-55


## APPENDIX

| 投資法人名 | 投資口価格6月30日 | 投資口価格前日比 | 分配金利回り | 1口NAV | NAV倍率 | 時価総額 | 出来高 | 決算期 | 運用資産形態 | 格付(長期債務)有無 | 有利子負債比率(%) | 物件取得額合計(億円) | 資本金(百万円) | 平均築年数 | NOI利回り | 含み損益率 | 年額分配金 | ROE |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本ビルファンド | 574,000 | -2.21% | 3.15 | 494,137 | 1.16 | 810,488 | 5,347 | 6月12日 | 1 | 1 | 41.9 | 11066 | 495 | 18.9 | 4.19 | 17.68 | 36200 | 4.63 |
| ジャパンリアルエステイト | 559,000 | -1.58% | 3.16 | 479,490 | 1.17 | 731,904 | 4,776 | 3月9日 | 1 | 1 | 41.08 | 9441 | 263 | 18.05 | 4.41 | 19.46 | 35340 | 4.78 |
| 日本リテールファンド | 207,500 | -1.57% | 4.13 | 203,025 | 1.02 | 553,444 | 8,791 | 2月8日 | 3 | 1 | 44.36 | 8799 | 500 | 15.41 | 5.03 | 14.3 | 34320 | 5.65 |
| オリックス不動産 | 165,900 | -1.13% | 3.69 | 155,923 | 1.06 | 444,612 | 7,169 | 2月8日 | 7 | 1 | 46.27 | 6277 | 100 | 14.97 | 5.11 | 16.18 | 30600 | 5.95 |
| 日本プライムリアルティ | 389,500 | -1.39% | 3.69 | 290,725 | 1.34 | 359,509 | 3,400 | 6月12日 | 7 | 1 | 43.71 | 4351 | 350 | 20.94 | 4.88 | 9.14 | 35900 | 5.63 |
| プレミア | 109,800 | -1.70% | 4.51 | 103,471 | 1.06 | 144,606 | 6,506 | 4月10日 | 8 | 1 | 44.09 | 2341 | 300 | 20.68 | 4.84 | 9.19 | 24750 | 5.34 |
| 東急リアル・エステート | 136,600 | -0.58% | 3.88 | 148,820 | 0.92 | 133,540 | 3,855 | 1月7日 | 7 | 1 | 42.55 | 2223 | 300 | 19.15 | 4.21 | 16.65 | 26500 | 5.14 |
| グローバル・ワン不動産 | 385,500 | -0.64% | 4.04 | 486,010 | 0.79 | 86,313 | 543 | 3月9日 | 1 | 1 | 55.53 | 1825 | 400 | 14.72 | 3.95 | 13.06 | 31160 | 3.79 |
| ユナイテッド・アーバ | 160,500 | -1.05% | 3.96 | 140,289 | 1.14 | 490,341 | 7,465 | 5月11日 | 7 | 1 | 42.8 | 6221 | 425 | 22.86 | 5.32 | 16.53 | 38160 | 5.59 |
| 森トラスト総合リート | 181,500 | -0.77% | 4.71 | 133,474 | 1.36 | 239,580 | 2,317 | 3月9日 | 7 | 1 | 47.96 | 3281 | 400 | 17.98 | 4.32 | 7.03 | 42750 | 5.94 |
| フロンティア不動産 | 463,500 | -1.49% | 4.25 | 399,318 | 1.16 | 229,896 | 1,210 | 6月12日 | 3 | 1 | 31.5 | 2888 | 450 | 11.25 | 5.62 | 19.74 | 39400 | 6.42 |
| 平和不動産リート | 87,400 | -0.34% | 4.53 | 104,900 | 0.83 | 88,698 | 1,965 | 5月11日 | 7 | 1 | 43.39 | 1666 | 296 | 17.16 | 4.97 | 11.25 | 15840 | 2.35 |
| 日本ロジスティクスファンド | 233,500 | -1.48% | 3.6 | 227,266 | 1.03 | 205,480 | 3,304 | 1月7日 | 5 | 1 | 34.22 | 2383 | 150 | 11.72 | 5.98 | 39.43 | 42050 | 5.54 |
| 福岡リート | 172,900 | -0.52% | 3.97 | 150,329 | 1.15 | 129,156 | 929 | 2月8日 | 7 | 1 | 38.09 | 1731 | 200 | 16.01 | 5.76 | 12.86 | 34350 | 9.04 |
| ケネディクス・オフィス | 600,000 | -1.64% | 4.07 | 572,034 | 1.05 | 242,931 | 1,078 | 4月10日 | 1 | 1 | 43.12 | 3946 | 100 | 22.95 | 4.49 | 8.65 | 24400 | 4.29 |
| 積水ハウス・レジデンシャル | 118,400 | -0.75% | 3.73 | 112,743 | 1.05 | 130,892 | 3,302 | 3月9日 | 2 | 1 | 50.3 | 2069 | 200 | 9.9 | 5.1 | 13 | 22100 | 4.95 |
| いちごオフィスリート | 69,900 | -0.14% | 5.54 | 69,187 | 1.01 | 107,107 | 2,482 | 4月10日 | 1 | 1 | 46.01 | 1970 | 400 | 24.25 | 5.33 | 11.17 | 27090 | 4.78 |
| 大和証券オフィス | 567,000 | -0.35% | 3.78 | 595,861 | 0.95 | 282,292 | 891 | 5月11日 | 1 | 1 | 42.26 | 4693 | 200 | 21.53 | 3.87 | 9.8 | 21420 | 4.14 |
| 阪急リート | 138,800 | -0.22% | 4.03 | 144,472 | 0.96 | 82,933 | 1,168 | 5月11日 | 7 | 1 | 44.54 | 1416 | 300 | 17.11 | 4.87 | 10.97 | 28000 | 4.27 |
| 大和ハウスリート | 266,900 | -1.66% | 3.69 | 171,016 | 1.56 | 451,061 | 5,810 | 2月8日 | 7 | 1 | 41.9 | 5817 | 300 | 9.21 | 5.33 | 9.43 | 39400 | 2.68 |
| ジャパン・ホテル・リート | 79,500 | -0.62% | 4.45 | 71,873 | 1.11 | 299,072 | 18,662 | 12 | 4 | 1 | 39.69 | 2868 | 300 | 18.67 | 7.34 | 39.94 | 42480 | 6.64 |
| 日本賃貸住宅 | 83,000 | -0.24% | 4.43 | 79,281 | 1.05 | 136,125 | 4,268 | 3月9日 | 2 | 1 | 51.17 | 2231 | 400 | 13.82 | 5.73 | 14.63 | 14720 | 5.62 |
| ジャパンエクセレント | 125,100 | -1.96% | 4.2 | 117,098 | 1.07 | 163,343 | 3,929 | 6月12日 | 1 | 1 | 46.58 | 2870 | 450 | 20.11 | 4.67 | 4.72 | 26250 | 4.7 |
| インヴィンシブル | 48,300 | -2.62% | 5.73 | 52,454 | 0.92 | 186,478 | 24,150 | 6月12日 | 7 | 1 | 51.35 | 2992 | 190 | 18.23 | 6.26 | 26.25 | 18204 | 8.2 |
| 日本アコモデーション・ファンド | 470,000 | - | 3.49 | 375,097 | 1.25 | 227,725 | 913 | 2月8日 | 2 | 1 | 50.09 | 2997 | 300 | 11.63 | 5.31 | 16.31 | 32800 | 5.97 |
| MCUBS MidCity | 336,500 | -1.32% | 4.73 | 371,143 | 0.91 | 99,814 | 800 | 6月12日 | 1 | 1 | 41.65 | 2381 | 210 | 23.74 | 4.12 | -7.33 | 15900 | 3.35 |
| 森ヒルズリート | 138,200 | -1.71% | 3.79 | 110,133 | 1.25 | 241,938 | 6,078 | 1月7日 | 1 | 1 | 44.69 | 3399 | 200 | 18.05 | 3.82 | 5.59 | 26200 | 5.06 |
| 産業ファンド | 510,000 | -0.58% | 3.93 | 375,981 | 1.36 | 202,554 | 716 | 1月7日 | 8 | 1 | 52.73 | 2465 | 500 | 20.33 | 5.79 | 17.44 | 40125 | 7.27 |
| アドバンス・レジデンス | 279,500 | -1.41% | 3.61 | 206,028 | 1.36 | 377,325 | 3,914 | 1月7日 | 2 | 1 | 49.62 | 4427 | 300 | 11.14 | 5.49 | 23.11 | 30294 | 5.72 |
| スターツプロシード | 146,900 | -0.20% | 5.68 | 193,116 | 0.76 | 37,721 | 492 | 4月10日 | 2 | 1 | 48.37 | 821 | 150 | 14.33 | 5.83 | 12.72 | 20875 | 4.7 |
| ケネディクス・レジデンシャル | 280,100 | -1.16% | 4.62 | 297,761 | 0.94 | 97,780 | 1,826 | 1月7日 | 2 | 1 | 48.9 | 1152 | 100 | 11.33 | 5.5 | 15.19 | 32350 | 5.55 |
| アクティビア・プロパティーズ | 480,500 | -1.94% | 3.82 | 385,639 | 1.25 | 319,635 | 2,066 | 5月11日 | 7 | 1 | 47.66 | 4080 | 200 | 15.44 | 4.75 | 15.19 | 36668 | 6.1 |
| GLP | 121,100 | -0.98% | 4.07 | 103,202 | 1.17 | 345,508 | 6,149 | 2月8日 | 5 | 1 | 48.66 | 4429 | 100 | 13.23 | 5.42 | 19.7 | 39472 | 5.86 |
| コンフォリア・レジデンシャル | 242,400 | -0.25% | 3.8 | 215,232 | 1.13 | 136,639 | 1,051 | 1月7日 | 2 | 1 | 51.64 | 1865 | 200 | 9.23 | 5.32 | 15.79 | 36880 | 5.44 |
| 日本プロロジスリート | 239,400 | -0.04% | 3.85 | 185,383 | 1.29 | 456,380 | 5,879 | 5月11日 | 5 | 1 | 38.44 | 4663 | 100 | 7.22 | 5.58 | 19.12 | 46140 | 5.11 |
| 星野リゾート・リート | 577,000 | -0.35% | 4.13 | 534,158 | 1.08 | 99,631 | 446 | 4月10日 | 4 | 1 | 25.69 | 1133 | 100 | 20.25 | 7.21 | 15.54 | 47694 | 4.84 |
| Oneリート | 209,400 | -1.60% | 5.69 | 249,189 | 0.84 | 39,639 | 1,352 | 2月8日 | 1 | 1 | 51.34 | 894 | 50 | 24.73 | 5.03 | 8.07 | 23820 | 5.4 |
| イオンリート | 123,900 | -0.88% | 4.73 | 126,395 | 0.98 | 202,689 | 3,950 | 1月7日 | 3 | 1 | 42.68 | 3315 | 350 | 12.54 | 6.4 | 11.71 | 29325 | 5.47 |
| ヒューリックリート | 175,500 | -1.46% | 3.78 | 156,888 | 1.12 | 183,398 | 2,666 | 2月8日 | 7 | 1 | 39.79 | 2448 | 200 | 17.21 | 4.73 | 13.75 | 33150 | 5.14 |
| 日本リート | 297,700 | -0.57% | 5.38 | 310,012 | 0.96 | 116,627 | 1,661 | 6月12日 | 1 | 1 | 45.75 | 2057 | 150 | 24.62 | 4.79 | 5.85 | 32022 | 5.39 |
| インベスコ・オフィス・ジェイリート | 105,000 | -1.59% | 5.48 | 115,743 | 0.91 | 85,632 | 5,973 | 4月10日 | 1 | 1 | 47.68 | 1620 | 77.145 | 19.52 | 5.16 | 9.94 | 28790 | 5.45 |
| 日本ヘルスケア | 170,900 | 0.65% | 4.8 | 197,529 | 0.87 | 12,755 | 154 | 4月10日 | 9 | 0 | 45.98 | 193 | 200 | 9.49 | 6.32 | 22.49 | 41000 | 4.62 |
| トーセイ・リート | 107,200 | 0.66% | 6.03 | 119,748 | 0.9 | 19,639 | 723 | 4月10日 | 7 | 0 | 44.93 | 362 | 100 | 23.08 | 6.26 | | 32305 | 6.32 |
| 積水ハウス・リート | 134,100 | -0.45% | 4.03 | 138,610 | 0.97 | 129,943 | 2,023 | 4月10日 | 7 | 1 | 40.84 | 2008 | 400 | 6.53 | 4.15 | 13.55 | 27000 | 4.5 |
| ケネディクス商業リート | 237,400 | -0.46% | 5.11 | 240,089 | 0.99 | 120,528 | 1,553 | 3月9日 | 3 | 1 | 40.37 | 1970 | 100 | 12.78 | 5.39 | 5.09 | 30345 | 5.29 |
| ヘルスケア&メディカル | 101,200 | 0.30% | 5.09 | 111,600 | 0.91 | 19,542 | 563 | 1月7日 | 9 | 0 | 50.17 | 384 | 150 | 13.98 | 5.58 | 6.78 | 25740 | 4.48 |
| サムティ・レジデンシャル | 86,200 | -0.12% | 6.09 | 97,274 | 0.89 | 24,395 | 1,128 | 1月7日 | 2 | 0 | 51.5 | 518 | 120 | 8.27 | 5.69 | 3.49 | 26250 | 4.55 |
| ジャパン・シニアリビング | 146,200 | - | 4.79 | 200,881 | 0.73 | 12,390 | 182 | 2月8日 | 9 | 0 | 42.26 | 282 | 200 | 17.2 | 6.05 | 5.14 | 17500 | 3.84 |
| 野村不動産マスターファンド | 153,700 | -1.35% | 3.84 | 148,553 | 1.03 | 642,947 | 12,876 | 2月8日 | 7 | 1 | 45.1 | 9435 | 300 | 18.93 | 5.12 | 7.07 | 29500 | 3.14 |
| いちごホテルリート | 115,500 | -0.77% | 5.28 | 137,200 | 0.84 | 29,751 | 977 | 1月7日 | 4 | 0 | 36.56 | 492 | 400 | 24.61 | 6.38 | 7.14 | 30505 | 4.9 |
| ラサールロジポート | 113,300 | 0.62% | 4.16 | 104,800 | 1.08 | 124,630 | 6,195 | 2月8日 | 5 | 1 | 34.26 | 1734 | 1645 | 11.87 | 5.33 | 5.7 | 23570 | 5.07 |
| スターアジア不動産 | 107,500 | 0.94% | 7.79 | 106,572 | 1.01 | 44,537 | 3,893 | 1月7日 | 7 | 0 | 44.83 | 770 | 100 | 19.62 | 5.28 | 6.59 | 41895 | 6.14 |
| マリモ地方創生リート | 93,400 | -0.85% | 7.01 | 113,695 | 0.82 | 8,496 | 785 | 6月12日 | 7 | 0 | 50.02 | 162 | 100 | 13.89 | 7.86 | 14.06 | 32760 | 0.68 |
| 三井不動産ロジスティクスパーク | 336,000 | - | 3.09 | 273,322 | 1.23 | 75,264 | 436 | 1月7日 | 5 | 1 | 24.48 | 755 | 200 | 3.58 | 0 | 3.88 | 20794 | 2.04 |
| 大江戸温泉リート | 87,400 | -0.57% | 5.38 | 93,834 | 0.93 | 15,400 | 963 | 5月11日 | 4 | 0 | 44.01 | 268 | 50 | 33.99 | 7.45 | 2.85 | 23530 | 0.62 |
| さくら総合リート | 82,500 | 0.36% | 6.67 | 93,230 | 0.88 | 27,473 | 1,754 | 2月8日 | 7 | 0 | 47.98 | 574 | 101.52 | 21.02 | 6.02 | 3.1 | 27515 | 1.87 |
| (投資法人)みらい | 170,300 | -1.10% | 5.99 | | | 50,026 | 2,189 | 4月10日 | 7 | 1 | | 1007 | 200 | 20.28 | | | 25500 | |
| 森トラスト・ホテルリート | 152,600 | -0.78% | 3.94 | 117,166 | 1.3 | 76,300 | 817 | 2月8日 | 4 | 0 | 47.12 | 1020 | 200 | 10.32 | 4.33 | 8.41 | 30100 | 3.09 |

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.29～42

# コンヴェンショナリズムの正義とその「本質＝存在」について
## ――プラトン『国家』第二巻の「序論」的部分（I-X 節）への注解――

# On the Conventionalist Justice and its *Ousia (Being)*
## —A Commentary on the 'Introductory' Part of Book II in Plato's *Republic*—

石　崎　嘉　彦
ISHIZAKI　Yoshihiko

要　旨

本稿は，プラトンのもっとも著名な哲学書である『国家』第二巻の「序論」的部分（第Ｉ節から第Ｘ節）へのコメンタリー（注解）である。ここで言う「コメンタリー（注解）」とは，古典的テキストを「注意深く読む」ことをとおして「哲学的思索」をおこなうということを意味する。この「序論」的部分は，最初第一巻でトラシュマコスによって粗野な仕方で定式化されたコンヴェンショナリズムの「正義（dikaiosynē）」のグラウコンによる再定式化とともに始まる。そして，その「序論」的部分は，ソクラテスによる言論による都市の設立の提案でもって終わる。しかし，言論による都市の設立が『国家』の中心的テーマであるとともに，第二巻のその後の議論のなかで取り上げられる「詩と哲学」の抗争の問題も『国家』の全議論にとっての基本的問題であることに鑑みれば，この「序論」的部分の議論は，その短さにもかかわらず，哲学的に極めて重要な役割を演じていると考えられる。本稿では，この箇所での議論が哲学的に重要な意味をもつものであることが論じられている。その議論が重要であるのは，それが正義の「本質＝存在」の探究としての意味を持ち，それゆえ正義の「何であるか」の探究に向けての，したがってその哲学的探究に向けての議論の出発点に位置づけられるべき議論であるからである。

Abstract

This paper is a commentary on the 'introductory' part (from I to X)) of Book II in Plato's *Republic* known as one of the most famous among his philosophical dialog books. What we call 'commentary' here is a way of 'philosophizing' through 'careful reading' of classical texts. This 'introductory' part begins with reformulating the conventionalist thesis of justice by Glaucon which was stated roughly by Thrasymachus previously in Book I. And the dialog of this part closes with the presentation of founding the city (*polis*) in speech (*logos*) by Socrates. However, when we take into consideration that founding the city in speech is a main theme in all discussions of Plato's *Politeia* and, in addition, that the problem of quarrel between 'poetry and philosophy' thematized after that is a basic problem in their speech, the discussions held in this 'introductory' part seem to play a very important part. The importance of the discussion in question is because that discussion about justice have a meaning to quest for 'ousia=being' of justice, and, therefore, it has a meaning of the starting point at which the quest for 'what is' question, that is to say, the philosophical inquiry begins.

キーワード：プラトン，『国家』，コンヴェンショナリズム，正義，言論による都市の設立，詩と哲学
Keywords：Plato, *Politeia,* conventionalism, justice, founding the city in speech, poetry and philosophy

## ［1］はじめに――ソクラテスに論破されたトラシュマコスの後を受けて

プラトン『国家』第一巻が『国家』全体の議論への「前奏曲」[1]であったとすれば，その第二巻の最初の十節で行われている議論は，その書物の前半部への「序論（イントロダクション）」としての性格を付与された議論であったと言ってよいであろう。ここでわれわれがその書物の「前半部」というのは，全体として十巻から成るその書物の二巻から四巻までを指している。そして，われわれがここで「二巻の最初の部分」と呼ぶその「序論」的部分とは，その巻の第Ｉ節から第Ｘ節までを指している。

われわれが「序論」的と呼ぼうとしている第二巻のこの部分は，さらに三つの部分に分かたれているといってよい。

[1] 第二巻の冒頭の文節には、「これまでのところはどうやら前奏曲（prooimion）にすぎなかったようである」（357a）といった一文が見られる。

* 大和大学政治経済学部
平成29年10月31日受理

三つの部分からなるその部分では，①第一巻の「不正」を「正」と僭称する議論を練り直して，それを民主主義的地平へと移しかえる作業，そして②「正義」の「何であるか」，つまり，その「本質＝存在（ousia）」を問うことの必要性と，それが困難であることを確認する作業，そして③「言論（logos）」[2]によって「都市（polis）」を描き出す作業の提案と「本質＝存在」を探究するその手法が提案されている。そして，第二巻の議論は，この「序論」的部分に続いて，後に言論によって「都市を作る（poiōmen）」[3]とか「都市」を「設立（oikizō）する」といった表現が与えられることになる対話的議論をとおして「都市」を描き出す議論が実際に展開されて行く。そして，そのような仕方で「都市」を設立する「言論」には，「都市」の「生成」を明らかにすると共に，それをとおしてまた「正義」と「不正」の「本性＝自然（physis）」を明らかにするという，二重の役割が与えられている。

著者プラトンは，その「序論」的部分でソクラテスと対話を担うグラウコンとアデイマントスに，真理の探究に向かっていこうとする潜在的哲学者としての役割を与えているように見える。彼らがコンヴェンショナリズムの正義を話題にするのは，それを批判的に吟味しようとする愛知者，すなわち，哲学的に思考しようとする者の立場に既に立っているからである。つまり，彼らには，「正義」の「本質＝存在」を見極めようとする姿勢が見て取れる，ということである。しかし，彼らにはなお，「気概（thumos）」や「節度（sōphrosynē）」といった「エロス」と関わりのある精神的要素との結びつきが強くあるという点で，哲学への途上にある者という性格が付与されていると見なければならないのである。そういった意味からすれば，この第二巻から第四巻にかけての彼らとソクラテスの対話は，彼らがソクラテスの介助を受けて自らの精神という胎盤から知恵という胎児を生み落とそうとしている，ソクラテス的産婆術の実際の施術が行われている現場と見なしうるのである。

第二巻の「序論」的部分とわれわれが呼んでいるこの部分の最後の箇所で確認された言論による「都市の設立」は，それに続くその巻のXI節における，ソクラテスの「都市が存在を得るようになるのは，われわれが自分たちだけでは満足を得ることができず，多くの物が不足している（endeēs）からだ」[4]，という言葉とともに始められている。その不足によって生ずる「必要（chreia）」がそれ（都市）を作るように思われる」[5]というソクラテスの言葉が示唆するように，プラトンは，言論による「都市（ポリス）」の設立を，「欠乏」と「必要」の存在の確認から始めている。この事実は，『国家』前半部分（第二巻 - 第四巻）の「正義」に関する議論に割り当てられている性格が「エロス」的なものと深く関わっていることを物語っている。

「正義」についての「言論（logos）」は，それが「言論（ロゴス）」的なものでなければならない以上，その「エロス」的なものとの関わりを断ち切り，「ロゴス」と「ロゴス」との関係にまで高められなければならない。ところで，「エロス的なもの」との関わりのなかで「言論（ロゴス）」によって人間と世界について物語ること，ポリスをも含んだ世界について「詩作する」ことが「詩人」たちの仕事である。それゆえ，哲学的な「言論（ロゴス）」による「都市の設立」のためには，さしあたって，この「エロス的なもの」と関わる詩人たちの「言論（ロゴス）」は斥けられなければならない。こうして，第二巻の会話は，「エロス的なもの」の地平で世界を構築しようとする「詩人」たちを「追放」する議論へと向かわざるをえなくなる。本稿では，ここに言う第二巻の最初の部分に配されている『国家』前半部への「序論」的部分の議論を読み解くなかから，「詩と哲学」の論争の意義を問う作業に切り込んでゆくことにしたい。

## ［2］第二巻の「序論」的部分の役割について

『国家』第二巻の「序論」的部分の議論は，前の巻でトラシュマコスによって提出されたコンヴェンショナリズム説を再度定式化し直す議論（Ⅰ－Ⅱ節）から開始されている。ところが，このコンヴェンショナリズムの「正義」を定式化する部分は，二巻から四巻にかけての議論への「序論（イントロダクション）」の一部として位置づけられているということであった。トラシュマコス説を修正するその部分の最初の議論を担っているのは，ソクラテスと連れ立って異教の女神を称える祭りを見物しにペイライエウスにやってきたグラウコンである。ところで，第一巻で，彼とソクラテスがその地の住人であるポレマルコスに呼び止められたとき，彼らは異教の神とその神を祭る催を見物しにやってきたところを，昼間の祭りの後に続く夜通しの祭りとそれに先立つ楽しみである「夕食」を餌にそこに逗留するよう引き留められるという風に描かれていた。われわれは，そこに，暗示的な仕方によってではあるが，彼らがなお「食欲」すなわち身体的「欲求」としての「エロス的なもの」に対して超然としていることのできない，つまり，依然として「エロス」によって支配されている存在者として描かれているのを読み取ることができた。

---

[2] 以下では、logos の語に対して、文脈に応じて「言論」「言説」「言葉」等の語を当てることにする。
[3] Platon, *Politeia,* 369c.
[4] Platon, *Politeia,* 369b.
[5] Platon, *Politeia,* 369c.

著者プラトンは，そのような筋書きによって，とりわけグラウコンを，「エロス的なもの」になお支配されている若者であることを示唆していたのである。その示唆から，われわれに見えてくることは，彼とソクラテスとの対話をとおして提出されてくるグラウコン説が，異教的あるいは無神論的で，かつ「快楽的」かつ「エロス的」原理と結びついた「正義」の再定式化であるということである。

たしかに，グラウコンによって再定式化されたコンヴェンショナリズム説の「正義」は，トラシュマコスの「力の正義」を一般に受け入れ可能な説に仕上げたものであると言うことができるであろうが，そのような一般にも受け入れ可能な説へと改変させるために，著者プラトンが採用したのは，その「エロス的なもの」という原理を「力」と「言論（logos）」へと読み替えることによって，物理的で暴力的な「力」から「言論」と法的な「力」へ，力の原理を変換させるということである。第二巻の最初の対話でソクラテスの相手を務めたグラウコンには，そのような役割が与えられていたのである。

ところが，そのようなコンヴェンショナリズムの「正義」の再定式化の議論に対して，その議論を担っている二人（グラウコンとソクラテス）の脇で話を聞いていたグラウコンの兄アデイマントスが，正義を称賛する観点が彼らの議論に欠落していることを指摘するとともに，その欠落部分を補完するという名目で会話のなかに割り込んでくる。こうして会話は，ソクラテスとアデイマントスによる正義を称賛する議論へと転じることになるが，その会話のなかで，不正を称賛するトラシュマコス＝グラウコン説と，正義を称賛するアデイマントス説の両者に共通する問題点が浮上してくる。

その問題点とは，正義を称賛する議論においても不正を称賛する議論においても，結局のところ，問われているのは，正義や不正それ自体ではなく，正義の行いから得られる「評判」であるとか「不正」を正義であるかのように「見せかける」ことでしかないという問題である。つまりは，グラウコンやアデイマントスによって提出された問題は，その「本質」あるいは「存在」に関わる問題ではなく，言論や言語表現に関する問題でしかないこと，したがって，その「仮象」に関わる問題でしかないことが解ってくるのである。しかしまた，それとともに，コンヴェンショナリズムの「正義」と「不正」についての議論は，われわれがそこからそれらの「本質＝存在」の探究へと向かわざるを得ないところであるということも解ってくるのである。

コンヴェンショナリズムの正義の定式化は，それゆえ，正義の「本質＝存在」，あるいはその「自然」，つまり正義の「何であるか」の探究へとわれわれを向かわせる誘い水としての役割を演じていると言ってもよい。しかしまた，そのことは，グラウコンによる「正義」再定式化の議論も，アデイマントスがそれを補完して行なう「正義」を称賛する立場からの議論も，正義の「本質＝存在」を明らかにする議論そのものとはなりえないことを意味している。そして，実を言えば，この事実のなかに含意されていることこそ，「正義とは何であるか」という問いがつねに遭遇せざるをえない，それゆえ『国家』という著作全体が抱えている根本的問題，したがって，哲学的「正義論」にとっての躓きの石とも言われるべき問題なのである。

しかも，「ポリスの体制（politeia）」という語をその表題とするこの書『国家（*Politeia*）』が「正義」の語で表わされる事柄を副題にもち，しかも，その著作がこれまでプラトン哲学の象徴でもある「イデア（idea）」をめぐる議論をそのなかに含む最重要著作であると見られてきたことを思い起こせば，この「序論」的部分でテーマとされる「正義それ自体（auto dikaiosynē）」を問う議論のなかで，プラトンの「政治哲学」ばかりでなく，「哲学」全体に関わる根本的問題が話題とされていることが見えてくる。

その根本問題とは，この「序論」的部分の最後で確認され，その巻のXI節から開始される，「言論（logos）」による「都市（polis）」の設立において採用されている「類比（analogia）」的「推論」の原理と，それに続くXVII節から始まる，「詩と哲学」との抗争というテーマをめぐる議論で中心的に論じられる「模倣（mimesis）」の原理の問題，そしてそれらの両者の関わりの問題である。

ここでは，第二巻でソクラテスによって提案されることになるこの「類比」的手法による「善」ないし「正義」の論述と，「比喩」すなわち「隠喩」や「寓意」や「パロディ」による詩人たちの手法による「善」ないし「正義」を論述がどういった関係にあるかは，哲学的「真理」ないし「正」を「言論（logos）化」する際に人々のあいだに混乱を巻き起こす根本問題でさえあることを指摘しておきたい。そのように見るなら，この「序論」的部分で行われている議論では，あちらこちらに，その根本問題を考える際に押さえておかなければならない議論が散りばめられていることが解かってくる。

われわれは，その問題と関わりをもつ議論を「詩と哲学」の抗争をめぐる議論と呼ぶことにするが，この議論が第十巻における「詩人の帰還」[6]まで続き，さらにはそれをもってプラトンの「正義」についての議論が大団円を迎えることになることを考えるなら，この部分の議論は，『国家』全体の筋書きをも念頭において書かれ，その対話的言説の根

[6]Platon, *Politeia.* 607c.

底に横たわる問題を視野に収めた議論であると言いうるはずである。そのように見れば，われわれがこの部分の議論をプラトン『国家』前半部のみならず全体に対する，第一巻とは別の，もう一つの「序論」であるとさえ見なければならなくなるであろう。

そして，そのように考えるなら，『国家』という著作物によってプラトンが語ろうとしたことを正確に理解するためには，この「序論」的部分から始められ，第二巻から第四巻にかけての前半部の議論の真意を正しく理解しておくことが，極めて重要な意味をもってくることになる。そして，このことを理解することによって，哲学的「言論（logos）」を「エルの物語」によって締め括ったことの意味もまた理解できるようになるのである。

そこで問題とされているのは，すでに触れたように，哲学的「真理」あるいは「正義」の原理をいかに「言論」化するか，あるいは，それをいかに記述するかという問題である。謹厳であるとともに厳正であることが要求される「正」の原理を「詩人」たちの手法でもって叙述することはできない。正義についての学が最終的に高潔であるとともに厳粛さを備えた事柄を「言葉（logos）」でもって言い表すことを目指していること間違いはないが，そのような学が自らを開示する仕方について古典的思想家たちがたどり着いた結論は，プラトン的な対話篇に見られるような弁証法的対話によるか，アリストテレス的「講義」にその典型が見られる「論述」よるかのいずれかであるということに帰着したのであったが，このことからも分かるように，真理や善美なるものの「何であるか」の問題は，直接その開示の仕方の関わるのであって，そこから，われわれは，「本質＝存在」の問題が「著述技法」の問題に関わるものであることを知らされるのである。

ここでは，アリストテレスの「言論」にまで論点を拡げるわけにはいかないので，プラトンの弁証法的「対話」の「言論」に限定して論じなければならないが，第一巻の「言論（logos）」を取り上げた際に指摘しておいた[7]ように，そこでのトラシュマコスとソクラテスの論争の中に見られた「喜劇的」要素は，第二巻の議論の始まりとともに後景に退けられ，コンヴェンショナリズムと哲学の立場からする「正義」についての議論として設定し直されることになる。ソクラテスとの対話の相手を務めているグラウコンとアデイマントスの兄弟の出自がそれを暗示していると見ることもできる。そうすることによって，そこでの議論は，喜劇的性格を付与された第一巻の議論とは打って変わり，大胆さと厳粛さとを備えたロゴスによる正義の「本質＝存在」，あるいはその「自然」を明らかにしようとする，質疑探究的（zetetic）議論へと変換されることになるのである[8]。

いずれにしても，ここでわれわれが注意を喚起しておかなければならないのは，兄弟が対話の相手を務めるようになって方向づけられたこの第二巻の「ロゴス」が，『国家』のそれ以後の対話的弁証法の「ロゴス」を特徴づけるものであり，「詩人追放」ということのうちに暗示されている事柄がその対話的弁証法の「ロゴス」の性格を象徴的に示しているという点である。つまり，「詩人追放」は，正義についての「正論（Just Speech）」的議論の成立を可能にする役割を演じているということである。したがって，第二巻から最終巻における詩人の「都市（polis）」への帰還までのソクラテス的対話によって提示されている事柄，したがって『国家』篇の本論の大部分を占める「正義」をめぐる「言論（logos）」のほぼすべては，「正論」的議論であると言ってよいことになる。

ところで，第二巻の始まりからその巻のX節まで，つまりわれわれが「序論」的議論と呼んでいる部分に続く第二巻から四巻にかけての本論的部分の議論では，「作りごと（pseudos）」や「物語（mythos）」や「模倣（mimēsis）」といった詩作あるいは言葉を用いることに深く関わる諸概念が，議論の進行にしたがって次第に重要性を増してゆくことについては，すでに指摘したとおりである。それには，この巻がコンヴェンショナリズムの再定式化から始まっていることと密接に関わっている。ただ，ここでは，その説を代弁しているグラウコンもアデイマントスもともに，それを根底から支持する立場から主張しているのではないこと，そしてまた，ソクラテスに見られるように「物語」をもっぱら言論によって都市を設立するために，とりわけ「比喩」を用いた議論をとおして「善（agathon）」や「正義（dikaiosynē）」や「真理（alētheia）」等々を論じる立場から，これらの詩作に関わる諸概念を意識して議論を進めているという点に注意を促しておきたい。おそらく，このような筋書をとおしてプラトンが論じようとしていることは，『パイドン』のなかで言及されていた，「第二の航行（deuteros plous）」[9]の語でもって言い表されていたことを意識したものであると言ってよいように思われる。

そこで，『国家』第二巻以降の議論をこのような「第二の航行」という脈絡で解するなら，われわれは，『国家』の前半部分のもっとも中心的論題である「詩人追放」を，その「第二の航行」で主導的役割を演じる「言論（logos）」を巡って下されたひとつの決定に基づくものであると解することができるであろう。つまり，そのように解することによって，

[7] 拙論「プラトン的民主制論と平和」『政治哲学』第21号、2016年12月刊の［6］節、とりわけ、そのうちの74頁以下を参照。
[8] 『国家』第2巻第X節でソクラテスが、自らの対話の相手をしているグラウコンとアデイマントスを、「誉れ高く神のごとき父アリストンより出でた子ら」（368a）というグラウコンに恋する者が作った詩の一節を引き合いに出しながら称えているところからも、第二巻におけるソクラテスと彼ら兄弟たちとの会話がどのような位置づけを得ているかということを察知することができる。プラトン『国家』368a以下を参照せよ。
[9] Platon, *Phaedo.* 99d. を参照せよ。

詩的言語に代わる「政治的レトリック」の「言論（logos）」が提示されることになると解することがきるはずである。それとともに，『国家』第二巻以後の議論は，第一巻の政治的レトリックとは区別され，それを超える政治的レトリックの「言論」と解することができるようになるはずである。こうして，この巻以後のグラウコンとアデイマントスに代表される政治的レトリックは，詩的レトリックに対するコンヴェンショナリズムのレトリックを示すものであるが，それでも，そのレトリックは，政治的レトリックを超えた哲学的レトリックを提示するものとは成り得ないであろう。というのも，正義や善の「本質」を「言論（logos）」によって表現することが困難であるのと同じように，哲学的な「真理」もまた，通常的な意味で，「言論」によって表現することが困難なものであると言わなければならないからである。

このことから，第二巻の「本論」にあたる部分におけるそのレトリックを提示するための対話は，詩人たちによる正義の記述の検討（XI-XXI）から始まり，詩人たちとは異なる仕方で行われる正義の議論のための言論を示唆しながら，その言論を具体化することによって正義の「何であるか」を示すために，都市の正義にそれが「存在するものとなる」という性格とそれが「存在している」という性格を付与すべく対話によって都市を構築するために会話が継続されて行く。したがって，「詩人追放」以後の会話は，グラウコンとアデイマントスによって象徴される潜在的哲学者と愛知者による，ある意味での「哲学的」対話となっていると言うことができるかもしれない。しかし，この哲学的対話は，第五巻の始まりのところで表明されているように，決して十分なものとなるまでには至らない。つまり，第四巻までの対話では，たとえ「詩人」たちが追放され，哲学的「ロゴス」が開示されるに至ったとしても，正義についての哲学的「ロゴス」は，不完全なもので終わらざるを得ないということである。

以下において，この不十分な，つまり，コンヴェンショナリズムのレトリックを払拭し切れていない段階にある哲学的「言論（ロゴス）」によって展開される「都市の設立」についての議論に焦点を合わせてさらに考察を進めていこうと思うが，差し当っては，その考察において役割を演じる「言論（ロゴス）」の意味を明確にするため，この「序論」的部において取り扱われているいくつかの問題を取り上げ，以後のわれわれの考察で議論されるべき論点を浮かび上がらせておくことにしたい。

## ［3］「正義」の「生成（genesis）」と「存在（ousia）」――「コンヴェンショナリズム」説の再言――

これまで触れてきたように，われわれは，『国家』第二巻の最初の十節を第二巻から四巻の議論に対する「序論（イントロダクション）」の役割を担っていると解して議論を進めてきた。そして，この「序論」的の部分の議論は，以下の二つの部分から成る議論と見てよいということであった。その議論の一つは，グラウコンとの対話によって行われるコンヴェンショナリズムの再定式化であるが，それはコンヴェンショナリズムに特徴的な「原初状態」を確認する議論，つまり「正義の生成」に関する議論ということができる。もう一つの議論は，アデイマントスがソクラテスとの対話の相手となって行われる「正義それ自体」が「何であるか」についての議論，つまり「正義の本質（存在）」についての議論であったということができる。

ところで，その「序論」的の部分の前半部がグラウコンとソクラテスによる対話であり，その後半部がアデイマントスとソクラテスによる対話であるという点にも，注意を払う必要があることを，これまでに指摘してきた。彼らが兄弟であるという点に注意を向ける必要があるのは，ソクラテスが，彼らが兄弟であることをことさら強調していることもさることながら，そのことをソクラテスに強調させることによって，著者プラトンが，彼らをそれぞれが補完される必要のある人間存在として描きだし，それによって，彼ら兄弟が『国家』のなかで演じる役割をわれに示唆していると考えられるからである。つまり，そうすることによってプラトンが，『国家』の議論を，兄弟によって代表される人間存在の二つの倫理的性情とソクラテスが代表する知的性情との三つ巴の弁証法的対話として組み立てようとしていることが，われわれには見て取れるからである。

プラトンは，こうして，この巻での対話を，ソクラテスの口から発せられる「兄弟同士は助け合え」[10] という言葉によって兄弟二人が補完し合う関係にあることを暗示する筋書きとして組み立てることによって，「コンヴェンショナリズム」の二つの形態をその兄弟の性格的な差異に基づいて描き出そうとしていることは明らかであるように思われる。たしかに，それ以後，中心的テーマである「正義」は，「必要」とその充足から得られる「善」についての議論と，「善」それ自体についての議論へと分かたれることになる。そうして，前者の議論は，「エロス的であること」をその特徴とするグラウコンとの議論とされ，後者の議論は，「音楽的であること」をその特徴とするアデイマントスとの議論とされることになる。

こうした点に注目すれば，それ以後の対話のなかから次第に明らかになるように，ソクラテスが自らの対話の相手を

[10] Platon, *Politeia,* 362d.

グラウコンからアデイマントスへと転換させるのも，エロス的人間の精神的気質によって特徴づけられるコンヴェンショナリズムの説の側面と，「謹厳さ」と「節度」という精神的気質によって特徴づけられるコンヴェンショナリズム説の側面とを区分し，分けて議論することを意識して行っていると解することができるようになるであろう。もちろん，この二人の精神的気質が第四巻で話題とされる四元徳のうちの「勇敢」と「節度」に結びついていることはいうまでもない。そこから，以後これらの兄弟と対話を続けていくソクラテスが「知恵」に結びついていることも容易に推論することができるであろう。それゆえ，少なくとも，『国家』第二巻から第四巻にかけての議論の筋書きは，彼ら兄弟の気質の違いによって定められていると言っても過言ではない。

こうして，グラウコンに付与された精神的気質は，第一巻の主役トラシュマコスの僭主的人間とも通じるものであると同時に，また原理的にはその気質を超え出ているような気質であると言うことができる。そのような僭主制的人間の気質と通じながら同時にそれを超えると考えられるような「エロス」的気質とは，後の議論で，「気概（thymos）」や精神的「欲望（erōs）」といったものと結ばれた精神的気質である。ついでに言っておけば，『国家』のこの後の議論ではもっぱら「気概」にかぎって議論が引き継がれていることも，この書の特色であると言いうるかもしれない。ここでの議論では，われわれは，この「欲望」と関わりのある精神的な意味での「エロス（erōs）の欠落が，『国家』篇全体における「ディオニュソス的なもの」の軽視と関わりがあるということを指摘しておくだけに留めておきたい。

すでに見たように，『国家』第二巻の議論は，第一巻のトラシュマコスの「強者の利益」説を引き継ぎ，それを再定式化する議論であったが，そうすることによって，最初にケパロスによって提出された「正義とは何であるのか」という主題は，「正義」という徳を構成する二つの精神的気質を人格的に代表するポレマルコスとトラシュマコスという人物たちと，ソクラテスという「知恵」という精神的気質を人格的に代表する人物との対話による本格的議論へと引き継がれ，「コンヴェンショナリズム」説をより洗練されたものへと仕上げる方向へと展開されていく。こうして，改めて設定し直された「正義とは何であるのか」という論題は，「正義の起源（genesin）であるとともにその本質あるいはその存在（ousian dikaiosynēs）」[11] を把握するための議論として，まずは，グラウコンとソクラテスによる対話による探究として，いっそう高次の段階での議論として開始されて行くことになる。

一般に，われわれは，「本質＝存在（ousia）」を明らかにする探究を「哲学」と呼んでいるが，こうして，『国家』第二巻では，トラシュマコス的な「自然」を「力」と解する立場を彷彿させる挿話を配することによって，正義の問題に主題を限定してではあるが，その「本質＝存在」を明らかにする議論が，改めて開始されることになる。そして，そこでの正義の「本質＝存在」を探究する議論は，「正義の自然（physis dikaiosynēs）」[12] を探求する試みと位置づけられることになる。このことから，その挿話は，同時に，「起源」を明らかにする役割をもたされているということが分かってくるであろう。グラウコンによって語られるその挿話は共同的「力」つまり「権力」の「本質」についての近代の議論を特徴づけるものともなった人間の「自然状態」についての議論を思い起させるが，そのような寓意的な物語がその巻でのソクラテスとグラウコンの対話の最初に位置づけられることになったのは，正義の「本質＝存在」の何であるの探究にとって，その「自然」の何であるかをあらかじめ暫定的にでも把握しておくことが，探究全体の前提となるからである。

確かに，グラウコンが持ち出してくる「ギュゲスの指輪」の物語は，自然状態の人間とは「何であるか」を，極めて簡潔な仕方で暗示する物語であると言うことができる。その物語の主人公は，もとはと言えば，純朴な「羊飼い」であったが，この羊飼いが偶然手に入れた黄金の指輪には，それを指に嵌めた者の姿が見えなくなる力が備わっていた。その力に気づいた「羊飼い」は，それを用いて自らの姿を隠して，人目を憚ることなく，好き勝手に己の「自然」の赴くままに行為できるようになる。そして，ついには，自然に従った行為が最終的に目指すところの権力の頂点に達するというものである。つまり，その「羊飼い」は，最終的に，「人間たちのなかで神と同等であるように振る舞う」[13] 者になるというのである。

第一巻のソクラテスとトラシュマコスの対話のなかで取り上げられた「羊飼い」の話は，統治あるいは管理の問題を「技術」の問題に還元することによって「正義」を論じてソクラテスがトラシュマコスを黙らせた際に用いた譬え話であったが，その議論を想起せば，ここ第二巻での黄金の指輪の挿話が『国家』篇全体のなかでどのような位置を占めているか，そしてそのことによってプラトンの言わんとしていることが何であるかを，ある程度理解できるようになる。グラウコンがこの物語を持ち出してきたのは，それによって，いわばそこで仕切り直しを行うためであったと言い得るが，それと同時に，それによって，トラシュマコス説がより洗練された地平へと引き上げられることにもなった。

---

[11] Platon, *Politeia,* 359a.
[12] Platon, *Politeia,* 359b.
[13] Platon, *Politeia,* 360c.

このことから，われわれは，第一巻から第二巻へと議論を繋げているものがポリス的正義の「本質＝存在」であること，したがって，その正義の担い手であるポリス的人間の「自然」であることもまた，理解できるようになる。というのも，そこでグラウコンが主張しようとしているのは，正義あるいはその実在としての「法」が人間によって決定され制定されるものであるというコンヴェンショナリズム説だからである。つまり，彼は人間の「自然」を問題として取り上げ，その「自然」を物理的「力」から「ロゴス」へと転換させようとしているのだからである。もし正義ないし法がコンヴェンショナルなものであるとすれば，それは，ギュゲスの黄金の指輪の挿話に含意されている性悪説的な人間の「自然」からの悪しき帰結を否定するものであるはずである。そういった意味からすれば，グラウコンによって定式化されたコンヴェンショナリズム説は，専横的・僭主的支配者を縛る役割を担ったものとなっているのである。したがって，グラウコンの定式化した説は，第一巻でトラシュマコスを沈黙させたソクラテスの「言論（logos）」と同様に，彼を強制的に民主制的人間たちのうちの一人に仕立て上げる効果をもった議論なのである。しかも，その議論は，人間が人間的な生を営むためには，そのような人間の「自然」を否定し，それとともに，法を制定し正義を達成するためには，その「自然」を人為的に改変することが，必要不可欠であるということを主張するものになる。

いずれにせよ，グラウコンによって言い換えられトラシュマコス説の改良版としての意義を持たされたこのコンヴェンショナリズム説は，その改変によって議論の地平を変換させることになるのである。そして，その変換によって現れ出てくる新たな地平は,「民主制」的地平と呼んでもよい地平である。それゆえ,その地平は,当然のことながら,トラシュマコス的人間もまた，そこに帰属していて居心地の悪さを感じないような地平でもある。トラシュマコスが第二巻以後も聴衆として会話に関与し続けていることができたのは，このためである。このコンヴェンショナリズムと僭主的生き方との類縁性のゆえに,改めてスタートが切られた第二巻の議論は,「都市」と「人間」の「自然」についての議論として，人間の「自然」についての考察をもって始められなければならなかったが，そのことによって，その議論は，後に近代の「自然権」の主張者たちの多くがそこから出発することになった「自然状態」の仮説によって人間を観察するところから開始されなければならなかったのである。そのことからまた，われわれは，古代のコンヴェンショナリズムと近代の自然権理論のあいだにある種の類縁関係を見ることもできるであろう。そこからまた，われわれは，コンヴェンショナリズムの説は,「哲学」と「自然的正」の議論が行われるための必要にして不可欠な地平を準備するものであるといってもよいことになるであろう。

それゆえ,「ギュゲスの指輪」の物語は，第二巻からの「正義」についての議論を開始するために置かれた跳躍台の役割が宛てがわれていると言うこともできよう。しかも，その議論の根底には,「自然的正」を否定する，人間は生来邪悪なる存在である，とする説があることは明らかである。そして，その物語を持ち出す役割がグラウコンに宛てがわれたことによって,彼が「コンヴェンショナリズム」の継承者であることを示唆しつつ,またそのことによって,その「コンヴェンショナリズム」が，性悪説的人間理解，つまり人間を本性的に邪悪であるにもかかわらずその悪を正しく見せかける存在者と解する理解に基づく説であることも明らかとなってくるのである。それゆえ,「コンヴェンショナリズム」をそのような形で理解する説に対しては，当然のことながら，異論が差し挟まれざるを得なくなる。その異論は，グラウコン説の裏返しの議論であると見てもよいであろう。

## ［4］哲学的探究としての「自体的正義」論

『国家』第一巻でコンヴェンショナリズムの立場から「正義＝強者の利益」説を主張したトラシュマコスは，ソクラテスを論破しようとして,「羊飼い」のメタファーを用いてソクラテスの議論に立ち向かおうとした。その際，彼は，明らかに，性悪説的立場に立って「羊飼い」を理解していた。[14] それに対して，ソクラテスは，それとは対照的に，性善説あるいは善悪無記説的立場に立って「羊飼い」を理解していた。この第二巻でも，グラウコンは,「正義」の本質の何であるかを問おうとする際，トラシュマコスの主張を相続していることを示すかのように,「羊飼い」を性悪説的立場から理解し自らの正義の理解を定式化しようと試みているように見える。

その試みは，以下の三つの論点を軸にして，考察が進められている。第一には，その起源について，第二には，正義を行う者たちは自発的にではなく「やむを得ず（ōs anankaion）」それを行っているとする説，第三には，不正な生が正しい生より「優れている（ameinōn）」と一般的には考えられているとする説に，考察が加えられているのである。ここに言う「一般的に」というのは,「本音としては」と同義であり,「自然本性的には」とも同義であると考えてよい。

それに続いてアデイマントスがグラウコン説の一面性を補強するために提出する「正義を称賛し不正を非難する」[15] 議論は，そのグラウコンが言い落した点を補完する形の議論であると言うことができる。だが，それは，ただ単にグラ

[14]Platon, *Politeia,* 343a.
[15]Platon, *Politeia,* 362e.

ウコン説を補完するだけにとどまらず，トラシュマコスとグラウコンのコンヴェンショナリズム説をともに，より高次の地平へと引き上げる議論であるとも言い得るものである。というのも，アデイマントスの正義を称賛する議論は，「正義」によってもたらされる「善きもの」を問うものであることによって，コンヴェンショナリズム説を根幹から覆す議論への方向を指し示すものと見ることができるからである。事実，彼の示す方向性のなかから浮かび上がってくる「節度」の原理は，単にコンヴェンショナリズム説と結びついたアデイマントスの立場以上の，したがって，その先にあるものをも照らし出している，と見ることができるのである。[16]

**（A）グラウコンとソクラテスの対話**

『国家』第二巻の議論は，こうして，ソクラテスの対話の相手がグラウコンから兄のアデイマントスに取って代わられることによって，話題の方も，「正義よりも不正を称える」[17] ものから「正義を称え不正を咎める」[18] ものへと転換されていくことになるが，その転換によって，二人の兄弟の念頭にある「正義」も，共に，「よき評判（audokimēseis）」のゆえに正義であるとされる「正義」とは区別される「正義それ自体（auto dikaiosynēn）」，つまり「自体的正義」へと転換されてゆく。

そういった意味からすれば，グラウコンの「正義」についての議論がトラシュマコスの僭主的議論をより民主的議論へと緩和し洗練された形へと改変したものであったと言いうるとすれば，アデイマントスのそれは，グラウコン的な快楽説に立脚した議論を禁欲説に基づくものへと変容させたと言うことができるかもしれない。いずれにしても，エロス的グラウコンは「身体」的なものと「生成」に関わる原理を重視する視点から，禁欲的アデイマントスは「模倣」と「技術」や「生産」にかかわる原理を重視する視点から，それぞれ，哲学的議論に参画していこうとする姿勢を打ち出していることが見て取れる。そこから，グラウコンはもっぱら魂の「気概」的部分を代表する立場から，アデイマントスは魂の「節度」的部分を代表する立場から，魂の知性的部分を代表するソクラテスとの哲学的対話に臨んでいると解することができるであろう。

そのことを確認することによって，第二巻の始まりの箇所でグラウコンによって定式化されるコンヴェンショナリズム説は，「正義とは何であるか」という問いに対するグラウコン的な「エロス」の立場からする一つの答えであると見ることが出来るようになる。ここでは，その説の要点となる部分だけを，抜き出して，そのことを確認しておきたい。その説は，

> 「自然本来的には不正を行うことは善，不正を受けることは悪であるが，不正を受けることによって被る悪の方が不正を行うことによって得る善よりも大きい。そこで人間たちは，お互い不正を行ったり，不正を受けたりしてその両方を経験してみると，一方を避け他方を択ぶことのできない者には，不正を行うことも受けることもないように，互いに契約を結んでおくのが有益であると思えてくる。そしてそこから，彼らは自身の法律を制定し，互いに契約を結ぶことを始め，法が命ずることを「合法的」で「正しい」ことと呼ぶようになった。」[19]

というグラウコンの言葉のなかに，ほぼ語り尽くされていると言ってよい。

コンヴェンショナリズム説をこのように要約して述べたグラウコンではあったが，彼が「ギュゲスの指輪」の物語を持ち出し，それによって正義の起源を示したことによって，その説によって述べられる正義についての言説に孕まれる難点に言及せざるを得なくなる。というのも，彼によるコンヴェンショナリズム説の定式化によれば，その物語が性悪説を前提したものであることによって，その説によって述べられる「正義」が「正義そのもの」であるのではなく，単なる「正義」の「見せかけ」でしかないのでは，という問題が浮上してくるからである。それゆえグラウコンは，その問題に対処するため，「最も正しい人間」と「最も不正な人間」とを対比して，「どちらがより幸せであるか」を比較考量せざるをえなくなる。その作業は，「コンヴェンショナリズム」による「正義」の基礎づけの弱点を見届ける作業へと連なって行くのである。

第一巻でトラシュマコスが主張したコンヴェンショナリズム説には，快楽説と性悪説という二つのその前提となる説があったが，グラウコンは，まずはそれら二つの前提を篩にかけることを提案しているように思われる。彼はそのため

---

[16] アデイマントスの立場を代表する「徳」としての「節度（sōphrosynē）」は、『国家』第四巻で触れられているように生産的階層の人間の「秩序（kosmos）」に関する「徳」であることは言うまでもないが、そのような面に加えて、「調和（harmonia）」といった守護者階層の人間が心得るべき「徳」に関わる側面があるとされていることにも注意しておかなければならない。アデイマントスの立場から主張される「節度」は、これら両側面に関わっているのであって、その意味からも、アデイマントス的「節度」には、哲学知に連なるものが含意されていると言いうるのである。（Cf. Platon, *Politeia*, 430e, 431e）

[17] Platon, *Politeia,* 361e.

[18] Platon, *Politeia,* 362e.

[19] Platon, *Politeia,* 358e.

に，「正義」に付着させられている「見せかけ（dokein）」を取り除く作業を提案するのである。

そのような「見せかけ」を取り除くためにグラウコンが行おうとするのは，正しい人からその人の正しい行いのゆえに与えられた「名誉」や「賜物」といった評判によってもたらされたものを取り除くことによって，正しいことの本質を浮かび上がらせるという試みである。それだけでなく，彼はまた，その人が不正を行ったという悪評たて，その上で，その人と不正を働きながらその不正を誰にも悟られることのないような人や，その行いが不正であると暴かれそうになったときには弁論の力や強制的力をもって押さえ込むことのできるような人とを比較して，両者いずれが「幸福」であるか比べてみることを提案する。グラウコンは，「最も正しい人間」と「最も不正な人間」とを対比するとき最も正確に両者を対比することができるとして，そのような「正しい人間」と「不正なる人間」の完璧な像を描き上げ，そうすることによって両者を対比することを提案しているのである。

このような完璧な像を描き出そうとするグラウコンのやり方に対してソクラテスが口にする言葉には，重要な意味が込められている。ソクラテスは，「これはまた，親愛なるグラウコン，君は彼ら二人に判定を下すために，彼らを彫像みたいに丹念に磨き上げるのだね」[20] と，あたかもグラウコンの「正しい人間」と「不正なる人間」を描き出す作業を驚きの目をもって見るかの如く，感嘆の言葉を発している。とは言え，ソクラテスのこの言葉には，いくつかの重要な意味が込められているのである。

ソクラテスが，完璧な「正しい人間」と「不正なる人間」描き出してそれを対比させて見るグラウコンのやり方を，ある意味で違和感をもって見ていることは間違いない。というのも，そこでグラウコンが行おうとしていることが，エロス的人間の代弁者である人間のやり方とは，いささか趣を異にするからである。ソクラテスが違和感を抱いているのは，「正しい人間」であれ「不正なる人間」であれ純粋な人間を描き出す彼のやり方には，人間を「抽象化」する作業がまず必要とされるという点に対してである。つまり，一般に「抽象」は哲学的な理性使用の一形式であると考えられているが，グラウコンのやろうとしている人間の「抽象化」は，そういった哲学的理性を用いて行われているからである。したがって，トラシュマコスと一線を画したグラウコンは，その時点ですでに独特の意味での哲学的な思考に実際に携わっていたと言いうるのである。この点で，エロス的人間としてのグラウコンに慣れ親しんでいるソクラテスが，彼のやろうとしていることにある種の違和感をもったとしても不思議ではない。

しかし，「抽象」が理性の哲学的使用の一つであるにしても，それを行うことはまだ「哲学」の営みであるとは言えないはずである。実を言えば，この段階でのグラウコンの哲学的理性使用である「抽象化」は，哲学以前的な哲学的思考と考えなければならないのである。ソクラテスはそれを，彫像を磨く作業に譬えているが，この譬えは，ソクラテスの父ソフロニュシコスが「石工」であったことを思い起こさせる。そしてそこから，われわれは，この譬えが，グラウコンの携わろうとしている人間の「抽象化」とソクラテスの「哲学」との関係を暗示的に示している，と解することができるようになる。つまり，グラウコンが試みようとしている「哲学」がソクラテス以前的「哲学」であることを，それは示唆しているのである。

しかも，グラウコンがここで試みようとしている哲学以前的な理性使用は，どちらかといえば，彼の兄アデイマントスの哲学以前的な理性使用と類縁の関係にあるものということができるように思われる。グラウコンは，このような理性使用において，いわばアデイマントスの本来の領分に越境しようとしているとさえ言いうる。グラウコンのなそうとしていることを察知したソクラテスがそれに対して，「ずいぶんと力を込めて磨くのだね」[21] というある種の皮肉を述べていることを考慮に入れて言うなら，ソクラテスの抱いたと思われるその違和感は，本来「エロス的」な精神性のなかで思考するはずのグラウコンが，彫塑的あるいは造形的な精神のなかでの思考しようとしていることに対して感じられたものであると言いうるのである。その意味からすれば，グラウコンが試みようとしていることは，兄のアデイマントスにこそ相応しいものであるとも言いうる。「最も正しい人間」と「最も不正なる人間」を言論によって描き出す議論がアデイマントスによって引き継がれていくのは，このためである。

**（B）アデイマントスとソクラテスの対話**

アデイマントスは，「正しい人間よりも不正な人間の方により善き生がもたらされる」[22] という世間一般の人々が抱いている不条理に反論するための論拠をソクラテスから得ようとして，ソクラテスとの対話に臨んでいく。アデイマントスとソクラテスのその対話は，どちらかといえば，グラウコンとの対話が快楽説と強く結びついていたのとは対照的に，禁欲説と密接に結びついているように思われる。その意味からすれば，アデイマントスのコンヴェンショナリズム

[20] Platon, *Politeia,* 361d.
[21] Ibid.
[22] Platon, *Politeia,* 362c., Cf. *Politeia,* 358c.

の主張は,ある意味での「哲学的コンヴェンショナリズム」[23]の主張であると言いうる。その際,「哲学」という語には,すでに見たように,ソクラテス的「哲学」という場合に解されている「哲学」ではなく,哲学以前的「哲学」が含意されていると見なければならないであろう。

そこで,アデイマントスが行う「正義」についての議論は,本来的には「不正」を行いながらそれを「正義」であると「僭称する」とか,あるいはそれを「正義」であると「見せかける」といったトラシュマコスやグラウコンの「正義」と同様,コンヴェンショナリズムに特徴的な正義でありながら,「正義を称賛し不正を非難する」[24]立場から論を展開することになったがゆえに,前二者のものを含めたコンヴェンショナリズム的「正義」一般を批判的に見る立場からの議論となりえたのである。そしてその結果として,アデイマントスは,コンヴェンショナリズム的正義の「仮説」的性格を暴き出す方向へと議論を導いて行くことになる。かくして,アデイマントスは,ソクラテスとの対話をとおして,正しい者より不正な者の方が善き生に与ることができるという不条理の原因を突き止める探究へと向かうことになる。

そこから,自らが正義についての知を所持しているわけではなく「愛知者」たるソクラテスとの対話のなかでそのような知を探究するより他ないアデイマントスは,まず,コンヴェンショナリズム説が全体としてそれと関わり合っている「善き人と思われる(dokein)」[25]から,「思われる」を取り去る作業に取り組んでいくことになる。

そこで,アデイマントスは,「正義」の「…である(entia)」を見るのではなくその「見せかけ」あるいは「仮象」を見る見方の代表的なものとして,一般の人々の言説と詩人たちの言説を取り上げていく。彼は,一般には,父親が子供に「正しい人間であれ」と言うとき,父親はそれによって息子が他の人たちから「正しい人間」であると「思われ」,その結果息子が「善きもの」を手にすることができるようになり,さらにその結果として,幸福を手に入れることができると考えられているのだと言う。そこから,彼は,詩人たちの言説をも引き合いに出しながら,人々は,「正しい人間」であることによって神に嘉され,そうすることによって神の加護を得ることができると考えているとも言う。そして,そのような考えの極致として,正しき者には死後の世界において神から報酬が与えられ,寝椅子に横たわり,また花冠を戴いて饗宴に与り,永遠の酩酊のなかで全時間を過ごすことになるという,来世における至福の物語があるのだと言う。しかも,詩人たちによる物語は,そのような報酬は子々孫々にまで及ぶとさえ言う。だが,人間からの報酬ばかりか神々からも報酬が得られるというところからの「正義」や「善」の基礎づけは,決して真の意味での正義や善の基礎づけ,つまりは,それ自体が「善」であり「正義」であるがゆえに行われるべきであるという「正しい」行いや「善」の基礎づけとはなり得ない。結局,「仮象」的あるいは「見せかけ」の正義は,僭主的人間の「不正な行為」を制止するどころか,逆にそれを助長するものでしかないことが明らかとなる。

ところで,この議論では,コンヴェンショナリズムによる「正」の基礎づけの限界は,アデイマントスによって取り上げられているもう一つの「正しい」ことと「不正」なことについての「言論」の存在によって明らかにされている。ここにいわゆるもう一つの「言論」とは,心地よき「放埒(akolasia)」や「不正」を醜いものと非難し,実際には骨の折れる「節度(sōphrosynē)」や「正義」を推奨する,人々の一般的常識のなかに認められる「言論」のことである。しかも,この「言論」には,金銭の力にせよ実際の権力にせよ,そういった「力」を尊崇し,無力で貧乏な人間に対しては善人であるとは認めながらも彼らを見下す傾向がある。それにとどまらず,この「言論」からは,御神酒や犠牲を捧げることによって神々を籠絡できるとする邪な精神を人々の信仰心のなかに芽生えさせもするものである。そこから,結局のところ,そのような精神のなかで生きる人々のあいだには,神々を冒涜する風潮と無神論的風潮すら頭を擡げて来ざるを得ないことが明らかになってくる。

こうして,グラウコンの正義に正義を弁護する視点が欠けていることを見て取ったアデイマントスがソクラテスとの対話の相手にしゃしゃり出て始まったコンヴェンショナリズムの正義を吟味する議論から,正義を弁護する議論には,神の存在と非存在の問題が関係していることが見えてくる。つまり,コンヴェンショナリズムによる正義の基礎づけには,その神の存在の視点が欠落していることが分かってくるのである。そのことを言い換えるならば,コンヴェンショナリズムの正義は無神論を前提としたものでしかないということが見えてくるということである。コンヴェンショナリズムと無神論のかかわりの問題は,よく知られているように,プラトンのもう一つの政治的著作と言ってよい,『法律』篇第十巻の中心的テーマである。われわれは,ここでは,このアデイマントスとソクラテスの対話のなかに,『国家』の議論のなかで最も『法律』篇第十巻で取り上げられるテーマと繋がりのある議論が行われている箇所であることを示唆するだけに留めておこう。

---

[23]Cf. Leo Strauss, *Natural Right and History,* The University of Chicago Press, 1953. pp. 111 ff.〔レオ・シュトラウス、塚崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』ちくま学芸文庫、158 頁以下を参照せよ。〕
[24]Platon, *Politeia,* 362e.
[25]Platon, *Politeia,* 361b.

ここでの議論では，アデイマントスの議論のなかに，このようなコンヴェンショナリズム説の基底に存する神の冒涜と無神論的傾向との結びつきを示唆する議論が存していることを確認したところで，その議論から引き出されてくるもう一つの，そしてそれ以上に重要なテーマに目を向けておかなければならないであろう。そのテーマとは，ヘシオドスやホメロスの詩に親しんでいる素質と能力に恵まれた「若者」に対して，そのような詩人たちや一般の常識的言説がいかなる影響を及ぼすかという問題である。アデイマントスは，そこで，自らが物語を創作してそれをソクラテスに語り聞かせる形で，若者たちが人生を最もよく過ごすためにどのような道を選択するに至るかを示そうと試みることになる[26]。彼の創作になるその物語によって，アデイマントスは，そのような誤った見解を若者たちに抱かせる原因が，詩人たちや一般的言説を語る者たちが正義を行うことが善であり不正を行うことが悪であることを証明できていないことにある，と結論づけている。この物語によって，アデイマントスは，詩人たちや一般的言説が語る「言論」と哲学的「言論」の対立の問題を，際立たせているのである。

アデイマントスが自らの創作による物語で示唆しようとしている問題は，ソクラテスが「青年たちを腐敗させ，都市の認める神を信じず，他の新しいダイモンを信じる」[27] という告訴理由によって告発されたのとまったく同じ問題であると言いうるが，彼はその問題を，ソクラテスを告発した側の人間たちとは正反対の位置から，したがって「愛知者」の立場から，詩人たちや一般的言説を語る者たちに対して返していると言うことができる。そういった意味では，アデイマントスは，哲学的「言論」の側から，無神論とそれを人々に行き渡らせるのに貢献している詩人たちによるコンヴェンショナリズムの「言論」を告発しようとしているのである。一言で言えば，プラトンは，アデイマントスに彼の創作による物語を語らせることによって，この第二巻の「序論」的部分におけるアデイマントスが，コンヴェンショナリズムの議論の無神論的前提を明るみに出すだけでなく，さらにもう一歩歩を進めて，その正義の議論の基底にある詩人や劇作家たちの言説や一般に流布している言説のすべてが「正義こそ最大の善である」[28] という命題を不問にしたままの議論であることを明るみに出そうとしているのである。言ってみれば，プラトンは，グラウコンとアデイマントスをこのように描き出してソクラテスの産婆術が成功を収めつつあることを示すことによって，哲学者ソクラテスを弁護するとともに，その告発者たちを唆した詩人たちの反哲学的言説に反駁を加えていると言ってもよいのである。

いずれにせよ，グラウコンによって定式化されたコンヴェンショナリズムによる正義の基礎づけは，このアデイマントスの議論とともに振り出しに戻され，改めて「正義とは何であるか」という問いに対する答えを探り出す議論が開始されることになる。その探究は，アデイマントスがソクラテスに対して求めた，「正義がそれ自体としてそれ自体の力だけで，その所有者にどのような働きを及ぼすがゆえに善であるか」[29] を示せという要求とともに，新たないっそう高次の地平に高められるのである。

これまで見てきたこの「序論」的部分におけるアデイマントスとの会話が一定の区切りと思しきところに差し掛かったところで，ソクラテスは，このアデイマントスの要求に応えるべく，ある一つの探究の仕方を提案することになる。ソクラテスが提案するそのやり方とは，より大きいものの方が小さいものよりよく見ることができるということを根拠とするものである。つまり，「都市の正義」という大きい正義を見るところから，より小さいがゆえに容易に見ることのできない「個人の正義」の何であるかが明らかにできるというのである。それは，大きな正義としての「都市の正義」から小さな正義としての「個人の正義」に攻め上ってゆこうというやり方である。そして，その「大きい正義」の何であるかを解明するために，ソクラテスとグラウコン・アデイマントス兄弟との対話的「言論（logos）」による「都市の設立」のための議論が，そこから始められることになる。

### ［5］「言論（logos）」による都市の設立に向けて――小結に代えて

われわれがこれまで『国家』第二巻から第四巻にかけての議論の「序論」的部分と目なしてきた箇所（Ⅰ－Ⅹ節）は，グラウコンのよるコンヴェンショナリズムの再定式化から始まり，Ⅸ節でのアデイマントスによるソクラテスに対する自然本性的正義の探究の要請と，Ⅹ節における「都市の正義」からする「正義」のテーマに再アプローチするための方法の提案でもって一応の終結を見る。こうして，そこから，アデイマントスとソクラテスによる対話をとおした「言論」による「都市の設立」の議論が開始される。

その対話は，まずは，ソクラテスとアデイマントスによる最小にしてもっとも基本的な都市の言論による設立の議論として始められ，グラウコンとの対話による「真実の都市」あるいは「健康な都市」，さらには「熱で膨れ上がった都市」

[26] Platon, *Politeia,* 365a-366b.
[27] Platon, *Apologia,* 24c.
[28] Platon, *Politeia,* 366e.
[29] Platon, *Politeia,* 367e.

[30] の議論から，都市の守護者の議論を経て，再度アデイマントスとの議論をとおして，都市の成員たちの教育についての議論へと展開されて行く。そして，話題が「教育」の問題に向けられるとともに，都市を構成する各層の成員たちの精神的気質の形成に必要とされる「言論（logos）」の批判的吟味の議論へと話題が転じて行く。そして，このような議論の流れの中で，プラトン『国家』篇の最大のテーマの一つである「詩と哲学」の抗争の問題が，話題の中心に躍り出てくることになる。

以下において，われわれは，「大きな正義」の何であるか究明しようとして行われる「都市の設立」をめぐるソクラテス的対話を追っていくべきではあるが，ここでは，それに深く立ち入ることはせず，「正義」には「個人の正義もあれば都市全体の正義もある」[31] というソクラテスの言葉によって提案されている，「言論」による「都市の設立」に込められている方法論上の意味について，次の三点に絞って若干の考察を加えておくことにしたい。その考察をとおして，この巻の議論に込められている哲学的意味がいっそう闡明にされるはずである。

第一の点は，言論の上で「都市の生成」を観察することによって「正義と不正の生成」を見ることができると言われる際の「正義の生成」の問題である。つまり，ソクラテスが提案している言論による「都市の設立」は「必要」から開始されるが，その際の「言論」による開始と，グラウコンがそれに先立って「正義」の「生成」が始まるところとして位置づけた「ギュゲスの指輪」の物語とはどういった関係にあるか，という問題であると言い換えてもよい。

第二の点は，「容易に見ることができる大きな正義」を見ることからの類推によって「容易には見ることのできない小さな正義」としての「個人の正義」を見るという手法，つまり「類比的」推論の手法によって正義の「本質＝存在（ousia）」に達しうるかという問題，言い換えれば，「類比的」手法という哲学的推論の有効性の問題である。

第三は，「言論」による「都市の設立」は「政治哲学」に固有の方法であるといってよいであろうが，そのような言論による都市の「設立」と詩人あるいは作家たちによる「創作」とは，いったいどういった関係にあるか，という問題である。われわれはこの問題を「詩と哲学」の対立という用語で言い表そうと思うが，この対立は，第二巻と三巻における詩人追放と第十巻における詩人の都市への帰還から「エルの物語」に至るまで，『国家』篇全体の議論を支える通奏低音としての役割を果たしていることの重要性を見なければならないのである。

「詩」あるいは「物語（mythos）」と「言論（logos）」との二つの言語使用の形態の問題は，第二巻の「序論」的部分（I－X節）に続く第四巻の終わりに至るまでの間のこれらの巻の「本論」の開始と目される個所から始まり，『国家』の最終巻で「詩人の帰還」が言及され，詩が再度話題のなかに取り戻されるとともに，その書物全体が死後の世界の「物語（mythos）」でもって閉じられているというところからも分かるように，『国家』全体を貫いている最重要問題，したがって，正義や優れた政治体制を論じる場合の「言論」にとっての最重要問題なのである。なぜといって，正義の現実態としてにせよ，都市の政治体制としてにせよ，「正義」や「都市の体制（politeia）」が存在を得るのは，とりわけプラトンの場合は，「言論」の形をとおして，つまり成員たちによって交される言論のなかで，つまり，対話的弁証法的な「言論」の形をとおしてだからである。要するに，それらが存在を得るのは，正義の「本質＝存在」としてなのである。より具体性をもった語で言い換えれば，それらは，「国憲」や「法律」また都市の「政令」として存在しているのである。それゆえ，ここで問題となるのは，「言論」として「存在」を得ているものがはたして「自然（physis）」的なものでありうるのかどうかということなのである。

プラトン『国家』第二巻の議論に即してこの問題を言い換えるなら，それは，グラウコンの言説，アデイマントスの言説，それの加えてソクラテスの言説自体が，「自然」を言い表しているのかどうか，あるいは，それらが「自然」とどのように関わるのかという問題ということになる。それゆえ，プラトンは，第二巻以降の対話においては，彼らの言説を，「神話や物語」の言論，詩人たちの言論，「悲劇」や「喜劇」の言論と対比させることによって，彼らの「哲学的言説」によって言い表される「自然」を浮かび上がらせることを試みることになるのである。そして，そのなかで，プラトンは，「詩と哲学」との対比をとおして彼らの言説のなかにある「自然」を篩にかけて行くことになる。

その作業をとおして，グラウコンの欲望や欲求といった身体的なものに根差す「自然」が，アデイマントスからはグラウコンとは対照的な節度や規律といった精神的なものに関わる「自然」が，そしてそれぞれの「自然」から正義を成り立たせる構成要素としての「勇敢」や「節制」といった徳が抽出されて来る。プラトンはまた，ソクラテスの言説からは，グラウコン的「エロス」ともアデイマントス的「節度」とは異なる，いっそう高次の哲学的エロスに基づく「愛知」的な精神的態度と，守護者たる者が備えるべき自己抑制的精神的態度としての「節度」が抽出されるよう筋書きを組み立てている。

---

[30] Platon, *Politeia,* 272e.
[31] Platon, *Politeia,* 368e

『国家』第六巻以降の議論において，プラトンが，そのような哲学的「エロス」による「愛知的」探究の対象として「善のイデア（idea）」[32] を登場させていることは，プラトンの読者なら誰もが知るところであろうが，言うまでもなく，そこでの「善のイデア」が，ソクラテス的哲学が最終的にそこに到達しようとして目指すところであるとしても，ここ第二巻の議論のなかに，そこでの議論の基となるある種の仕掛けが施されている，と言ってよいのである。その仕掛けが，「詩人追放」という語でもって言い表されるものだということを，ここでは指摘しておきたい。

プラトンは，第二巻では，その目的としての「知」，そしてとりわけ，自体的「正義」についての知を，グラウコンのエロス的言説，アデイマントスの禁欲的言説，それに「詩人」たちの言説をその地平に到達した知者ソクラテスの言説に対置させる形で，その輪郭を浮かび上がらせようと試みていると見てよい。言ってみれば，プラトンは，四元徳のうち「守護者」たちが心得るべき「知」がソクラテス的言説，すなわち哲学的「言論（logos）」による「知」であることを示唆することによって，第二巻から第四巻の議論のなかで論じられる自体的「正義」についての言説が，最終的には「善のイデア」に象徴される知的「言論」に収斂していくであろうことを，暗示的に示すことに己の役割を限定しているのである。

しかし，暗示的にしか示されていないとはいえ，その部分の対話を担っている三者それぞれに割り当てられている諸特性と，彼らの対話のなかから導き出されてくる「詩人追放」論を注意深く読みさえすれば，そこに散りばめられている『国家』全体の論旨を理解するための鍵を手にすることができるようになるはずである。そして，また，その理解をとおして，プラトン「政治哲学」の核心的教説のいっそうの理解が可能になるであろう。

[32]Cf. Platon, *Politeia,* 505a.

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.43～54

# コトつくり，モノづくりのためのビジョンと情報システム設計

## Design of Vision and Information System for Value Creation and Manufacturing

能　勢　豊　一*
NOSE Toyokazu

要　旨

イノベーションは２つの対立する概念の融合によって理解される。例えば（1）部分と全体，（2）理論と実践，（3）理想と現実，等々。実際のイノベーションは原価低減活動とブランド戦略活動の融合によって実現する。日本の経営活動はこれまで現場のカイゼンと原価低減が中心であったが，経営活動における関心は現場活動だけでなく戦略的活動をも考慮するようになってきている。従来のモノづくりの対象は製品そのものであったが，その対象は製品から製造プロセスへ，そして顧客満足へと変化してきた。本論文ではその変化をイノベーションとカイゼンの融合の形にして論じる。管理は物理的なモノづくりの流れと経営資源の２軸から成る２次元空間であり，経営はビジョンとモノづくりの流れと経営資源の３軸から成る３次元空間と考えられる。以上の観点から本論文ではモノづくり，コトつくりのためのビジョンと情報システム設計法についてPDCAアプローチを提案する。

Abstract

Innovation can be understood as the fusion of two opposing concepts. For example, (1) Part and Whole, (2)Theory and Practice,(3)Ideal and Reality, etc.. Accordingly, actual innovation is accomplished by fusion of cost reduction activity and brand strategy activities. Until now, Japan's management activities have mainly focused on kaizen and cost reduction, but interest in management activities has come to consider not only onsite activities but also strategic activities. Although "Product" itself was the target of design in conventional manufacturing, the target of manufacturing has changed from "product" to "production process" and "customer satisfaction". In this paper, the fusion of innovation and improvement is discussed. The "control" is two-dimensional space composed of two axes of physical manufacturing flow and management resources. On the other hand, the "management" can be thought of as a three-dimensional space consisting of three axes of vision, manufacturing flow and management resources. From these points of view, this paper proposed a PDCA approach on manufacturing and value creation vision , information system design method.

キーワード：PDCA，ブレイクスルー，AHP，経営工学，BSP，生産管理
Keywords：PDCA, Break-through, AHP(Analytic Hierarchy Process),, Industrial Management, BSP (Business System planning)., IE(Industrial Engineering)

## １．はじめに

世の中の情報化，デジタル化とは，アナログ情報の形式知化，機械化，あるいはシステム化であり，科学に通じるものがある。形式知は暗黙知に比べるとコピー，再利用しても物理的に壊れにくい。そのような観点から，壊れやすく，寿命のある生鮮食品をアナログ情報のようなものと仮定すると，対照的にデジタル情報は加工食品のようなものかもしれない。加工食品，特に冷凍食品になると物理的寿命は半永久になり，高付加価値が保証されるように思われる一方で，物理的寿命の短い生鮮食品の方が経済的価値を高める場合がある。

現在，デジタル社会においてアナログ情報の価値が見直されてきている。世の中のデジタル化，情報化は，アナログからデジタルに加工することは容易になったが，その逆は類推し，推定できても元の形に作り直すことはできないわけで，情報がデジタル化される一方でアナログ情報が見直されている所以ある。

ＩＴ革命は，固有のビジネスの在り方や経験的な取引形態を，抽象・捨象化，モデル化により実現されるバーチャルな取引形態に変換する可能性を秘めている。そこでは社会の価値観がグローバル化，ネットワーク化に従って，単に物を提供するだけの限られた地域での取引から，より広域にサービスや満足を提供してグローバルな社会と共存する取引へと変化がみられる。すなわち，現在の取引は，リアルな領域からバーチャルやネットの領域へと進展してきている。

*大和大学政治経済学部
平成29年10月31日受理

本論文ではそのような観点からこれからのモノづくりのあり方を，これまでのモノづくりの流れを俯瞰しつつ，モノづくりからコトつくりへの世の中の変化に対応した経営情報システムについて考察する。

## 2．モノづくりの変遷

企業経営の目的は，従来，利益をあげることと捉えられてきたが，それは経営の最終目的ではない。新しい時代のイノベーションは，「社会的・経済的価値に結びつけるプロセス化」といわれている。そのようなイノベーションを支えるのはマネジメント技術，システム技術，ソフトウエア技術であると定義されている。

かつての製品や商品は「個人の幸せを保証するバロメータ」であり，幸福は製品や商品の物質面に由来するものと考える時期があった。「持つ」ことが中心の社会はハード偏重の社会を生み，その結果，生産は不必要なものまで効率的に製造し，必然的に顧客はそれを買わされるという大量消費・大量廃棄社会となった。その反省は「豊かさ」と「幸福」とは何かいう議論を生み，従来の自然科学領域偏重であった日本の科学技術基本計画は2003年を境に社会科学の知を活用しようとする動きに転ずることになった［1］。

その結果，今日の技術経営，環境経営に代表されるように，ものづくりの視点は「持つ」ことから「使う」ことへと変化してきている。すなわち，技術やハードウエアは保有するのではなく使われるべきものであり，そこには使いこなすためのマネジメントが必要になる。

このことは，ものづくりを管理する対象が，「物」から「プロセス」，「システム」，さらに「価値・ブランド」へと推移し，それと共に社会環境がシーズ視点からニーズ視点へと変化してきたことからも明らかである。見方を変えると，図１に示すように「物」から「モノ」，そして「もの」へと，また，ハードからソフトへ，そしてシステムへと変遷してきたとも言える。すなわち，そこでは，良品を「作る」という設計視点に始まり，それをより良い方法で「造る」という製造視点へ，そのためにより良い基盤で「造る」という情報システム基盤の視点へ，さらにより良いコンセプトと組織・環境のもとで「創る」という多元的顧客視点へと推移してきた。

## 3．モノづくりからコトつくりに繋がる流れ

草創期のものづくりにおいては，効率的なプロセス設計という視点でＩＥ（Industrial Engineering）活動，ＱＣ(Quality Control)サークル活動，ＺＤ(Zero Defect)運動，カンバンシステム等，「現場」をベースにした知の融合が中心であった。その究極はカンバンシステムの理論化と体系化であった。トヨタシステムは，現場のパッションからミッションを構築する日本的経営の典型例であり，現場の知と管理の知を擦り合わせ，融合させた成功例といえる。それに対して，これまでのモノづくりにおいて欠如していたものが，ビジョンからミッションを捉える姿勢であった。現場に存在する経営資源(技術)は，ある機能を発揮するモデルとして活用され，そのブラックボックス化されたモデルが集まってさらにその上位のモデルとなって行く。図2はものづくりのビジョンを階層構造の形で捉えたもので，図1に対応している。これは丁度ロシアの民芸品人形のマトリョーシカのように入れ子状の形態になっている。すなわち，$F_{-2}$は要素技術，$F_{-1}$は単位技術，$F_0$は結合技術（製品），$F_1$は統合技術（プロセス），$F_2$は融合技術（大規模システム），$F_3$は技術経営（ブランド，価値），$F_4$は環境経営，$F_5$は宇宙経営である。モノづくりが自然科学領域において作業分析，工程分析等のIE(Industrial Engineering)を繰り広げたのが$F_{-2}$，$F_{-1}$，$F_0$のレベルであり，情報科学領域においてコンピュータ統合生産（CIM），サプライチェーンマネジメント（SCM)等のシステム技術，情報技術を繰り広げたのが$F_1$，$F_2$のレベルであった。$F_3$，$F_4$，$F_5$のレベルは，これまで社会科学領域として考えられてきたところであり，今後自然科学と社会科学の分野を融合させて取り組むべき分野といえる。

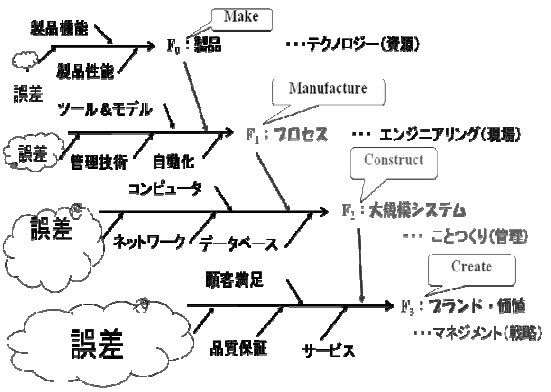


図１　モノづくりからコトつくりへの変遷［2］

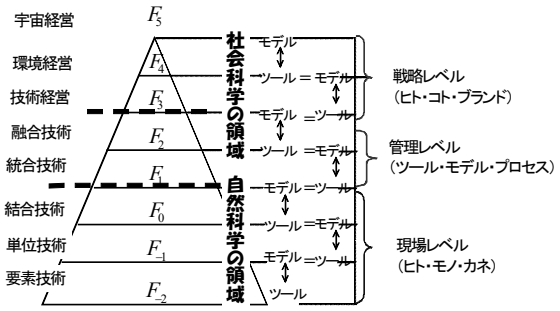


図２　モノづくりからコトつくりへの階層構造

## 4．モノづくりの因子，コトつくりの因子

モノづくりは今日，工業化，情報化の時代を経て，さらには価値化の時代を迎え，新しいモノづくりの形態が求められている。これまでのテクノロジー主導の社会は，テクノロジーとマネジメントが互いに補完する関係を模索してきた。従来，テクノロジーが目指したモノづくりは，製造の品質を考える規格化，標準化，システム化であり，情報共有を前提とした形式知化であった。それに対して，その対極の暗黙知は市場の品質を考える顧客満足，価値創造，ブランド等への取組みであり，当初，経営が重視する利益への貢献を示す因子を把握できず，経営者の関心はあまり高くはなかった。しかし，社会が注目する特性が農業から工業，情報，さらに価値へとその軸足を移すに従って，経験と勘の領域からコントロール可能な因子を発見することにより，そこにあった暗黙知を減少させ，形式知を増大させた。その一方で，増大し続ける交互作用因子をコントロールするために以前に増してマネジメントを必要とする状況となった。今日の形式知化されたシステムは，もはや完成と同時に急速に陳腐化が進むといわれるゆえんである。それに対応するためには，刻々と変化する社会を制御する主因子とそれらの掛け算の形として現れる交互作用因子を事前に把握し，陳腐化現象によって招くことになるリスクに対応するプロアクティブな仕組みづくりが重要な課題と言える。

ここにおいて社会が解決しなければならない課題は，自然科学領域とされる形式知の「光の部分」にあるのではなく，「影の部分」とされる暗黙知，埋没知の発見が主となる。そこで，その「影の部分」にある未知の因子は，①要素技術力(編み出された技術)，②ものづくり力(編み出す技術)，③進化力（使いこなす技術），の3軸に分解することによって発見される。図3において，①は経験・勘/マネジメント理論（戦略）軸を，②は要素技術/システム技術（管理）軸を，③はハードウエア/ソフトウエア（現場）軸を表し，それらによって構成される3次元空間上において戦略・管理・現場の３階層構造とマネジメントの進化の両方が示されている。図は$F_{-2}$の「経験・勘（－）とハードウェア（－）と要素技術（－）」領域から$F_5$の「マネジメント理論（＋）とソフトウェア（＋）とシステム技術（＋）」領域へとモノづくりがコトつくりに進化するプロセスを示している。この進化の推移から見えることは，$F_{-2}$レベルにあるものづくりの因子と$F_5$レベルにあるコトつくりの因子は同じであるはずがないということである。

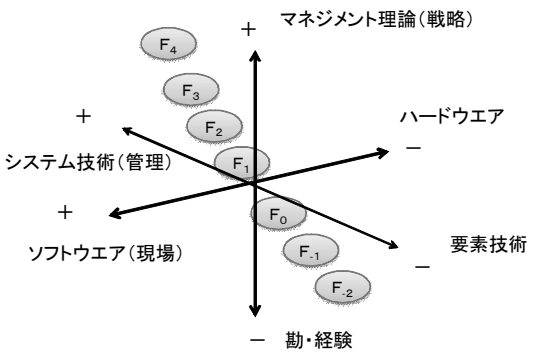


**図３　戦略・管理・現場の階層構造と進化プロセス**

## 5．マネジメントプロセスとライフサイクル

今日の企業経営においてマネジメントすべき最大の因子は「時間」であり，図４は左部分の製品ライフサイクルと右部分のモノづくりからコトつくりへ進化する階層構造との対応を表わしたものである。すなわち，ライフサイクルの導入期$F_1$から衰退期$F_5$によって表現される時間軸は，モノづくりからコトつくりへ進化するプロセスに対応する。また，左部分のライフサイクルの導入期$F_1$から衰退期$F_5$は，右部分の機能$F_1$から$F_5$があらかじめ列挙できれば設計・製造・販売に関する適切なマネジメントができることになる。

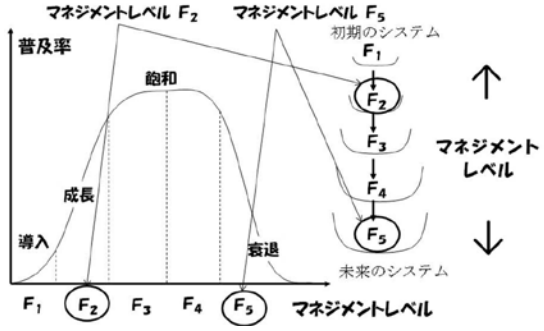


**図４　ブレイクスルーとライフサイクル**

すなわち，$F_1$から$F_5$の間に発見されたマネジメントレベルを，①手順的展開，②特定的展開，③一般的展開の①から③の3領域に分けてその内容を区分すると，①は現場を，②は管理を，③は戦略についての機能に対応させることができる。戦略はビジョンを，管理はミッションを，現場はパッションを創出する役割を担っている。

## 6．製品ライフサイクルの把握

表１は，ある商品について顧客カードデータから期間$t$における$n$回目の購入客の訪れる累積確率，すなわち，普及率$Pn(t)$を表わしたものである。１回目の購入は１期目に始まるが，２期目まではこの顧客カード保有者全体の１％しか普及していない。しかし，３期目から６期目にかけて急激に普及し，７期目にはほぼ全カード顧客が１回は使用した形となっている。２回目以降の行は，リピート客の普及率を示している。

**表１　ある商品の普及率 $P^n(t)$**

| | 1 期目 | 2 期目 | 3 期目 | 4 期目 | 5 期目 | 6 期目 | 7 期目 | 8 期目 | 9 期目 | 10 期目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 回目 | 0.001 | 0.015 | 0.02 | 0.045 | 0.1 | 0.3 | 0.6 | 0.88 | 0.9 | 1 |
| 2 回目 | 0 | 0.002 | 0.02 | 0.05 | 0.08 | 0.28 | 0.5 | 0.8 | 0.85 | 0.95 |
| 3 回目 | 0 | 0 | 0.001 | 0.008 | 0.02 | 0.25 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 |
| 4 回目 | 0 | 0 | 0 | 0.003 | 0.004 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.65 | 0.65 |
| 5 回目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.002 | 0.14 | 0.23 | 0.3 | 0.5 | 0.5 |
| 6 回目 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.015 | 0.15 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |

**表２　普及率の増加分 $P^n(t)$-$P^n(t-1)$ の算出**

| | 1 期目 | 2 期目 | 3 期目 | 4 期目 | 5 期目 | 6 期目 | 7 期目 | 8 期目 | 9 期目 | 10 期目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 回目 | | 0.014 | 0.005 | 0.025 | 0.055 | 0.2 | 0.3 | 0.28 | 0.02 | 0.1 |
| 2 回目 | | 0.002 | 0.018 | 0.03 | 0.03 | 0.2 | 0.22 | 0.3 | 0.05 | 0.1 |
| 3 回目 | | 0 | 0.001 | 0.007 | 0.012 | 0.23 | 0.15 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 4 回目 | | 0 | 0 | 0.003 | 0.001 | 0.196 | 0.1 | 0.1 | 0.25 | 0 |
| 5 回目 | | 0 | 0 | 0 | 0.002 | 0.138 | 0.09 | 0.07 | 0.2 | 0 |
| 6 回目 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.015 | 0.135 | 0.15 | 0 | 0 |
| Σ $(P^n(t)-P^n(t-1))$ | | 0.016 | 0.024 | 0.065 | 0.1 | 0.979 | 0.995 | 1 | 0.62 | 0.3 |

表２は表１から累積普及率の増加分$P^n(t)$-$P^n(t-1)$を算出し，Σ（$P^n(t)$-$P^n(t-1)$）を表の最下欄にこの製品のライフサイクルとして求めたものである。

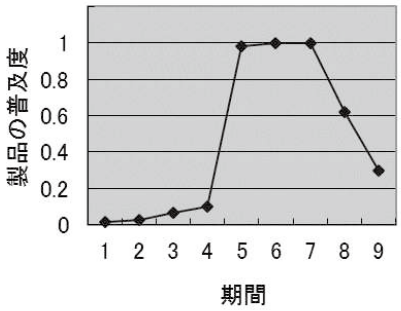


**図５　製品ライフサイクル（Σ（$P^n(t)$-$P^n(t-1)$））**

この結果は，リピート客の増分の変化をPOS（Point of Sales：販売時点管理）データとして把握することによりライフサイクルの形となってあらわれる。図５は，それをグラフ化したものである。このようなＰＯＳシステムをはじめとする情報システムの活用によって，経営計画部門は現在の製品販売データから逐次ライフサイクルを描くことができ，生産・販売中の製品が導入期，成長期，飽和期，衰退期のどの段階にあるのかを迅速に判断できることになる。

## ７．モノづくりにおける改善活動と落とし穴

図６はイノベーションのジレンマというクリステンセン教授の説を筆者なりに解釈した図である。図のライフサイクルは，前半の技術者視点が先導する導入期，成長期の段階，後半の消費者視点が主導する飽和期，衰退期の段階に二分されている。

モノづくりにおけるカイゼン活動をＶＥ（Value Engineering：価値工学）によって説明すると，$V$は価値，Ｆは機能，$C$はコストと表記した上で，ＶＥは$V=F/C$の等式となる。製品の価値$V$を高めるには，コスト$C$の低減と機能$F$の向上が必要であり，その活動を続ける限り価値$V$は単調増加し，理論的には青天井の上昇が続くことになる。しかし，これは技術者視点の妄想であって，そのようなことは現実には起こり得ない。なぜならば，そこにはその製品を購入する消費者の視点が抜け落ちているからである。したがって，消費者視点を考慮すると，現実的には単調増加関数ではなく図６のようなバスタブ関数となり，需要が飽和する変曲点が現れる。つまり，ＶＥの等式$V=F/C$はライフサイクル前半の技術者視点が永遠に成り立つような錯覚を与えるが，ライフサイクルには飽和期がある。そして，ライフサイクルの後半は技術者視点ではなく消費者視点に切り替わる。

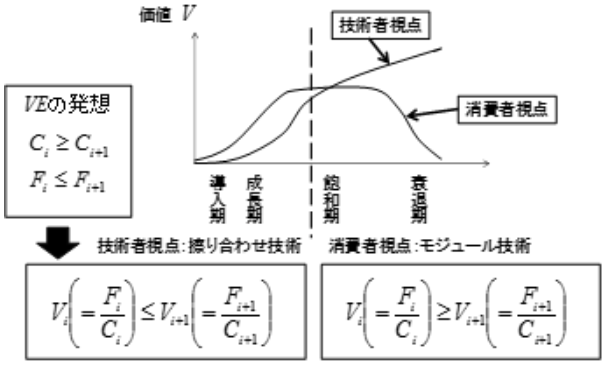


**図６　技術者視点と消費者視点とライフサイクル**

ライフサイクル後半の消費者視点は，製品に対してもはや高性能・高機能と異なる別の因子を求め始めているのである。したがって，ライフサイクル後半にはコスト低減と高機能化という因子によって捉えるＶＥの等式が成り立たなくなるのである。そこでは日本が得意としてきたすり合わせ技術による改善，すなわち効率的イノベーション（技術的･経済的プロセスのイノベーション）は頭打ちとなる。このことが意味するところは，ライフサイクル前半の技術者視点はＶＥを活用する性能評価であるのに対して，後半の消費者視点は価値評価であるという点にある。本論文では価値評価を行うために，従来のＶＥを構成する機能（$F$）とコスト（$C$）を,理想（$I$）とリスクヘッジ（$R$）に置き換えることによってその矛盾を解消する方法を提案する。すなわち，$V=F/C$ではなく，$V=I/R$を実現するマネジメントプロセスの構築について提案する。ここに分子の理想（$I$）はライフサイクルの最終段階の衰退期に到達する理想システムであり，ライフサイクルの１サイクル期間中は一定値が

保持される。しかし，分母のリスクヘッジ（$R$）はライフサイクル後半の期間中増加し続け，価値$V$は時を経るとともにとともに低下する。このような段階において対処すべき行動として，クリステンセン教授は「破壊的イノベーションは職を生み，効率的イノベーションは職を奪う」と言っている。ここに効率的イノベーションは，ライフサイクル前半のもので，破壊的イノベーションは後半のものである。この破壊的イノベーションを捉えるとき，現状の評価尺度でなく，未来を見据えた評価尺度が必要になるのである。

## 8．マネジメントプロセスの発見：戦略

前節で述べた効率的イノベーションと破壊的イノベーションを効率的に起こすために，本節ではブレイクスルー思考を導入した理想システムを戦略システムとして構築する。ここで重要なことは，これからのプロアクティブな経営において要となるのは，変化へ迅速に対応して，戦略部門の暗黙知と現場レベルの暗黙知をつなぐコンセプトを設計することである。図７は現場レベルの暗黙知を管理レベルにおいて形式知化し，その形式知を用いて戦略レベルの暗黙知を作り出すマネジメントのＰＤＣＡサイクルを表したものである。

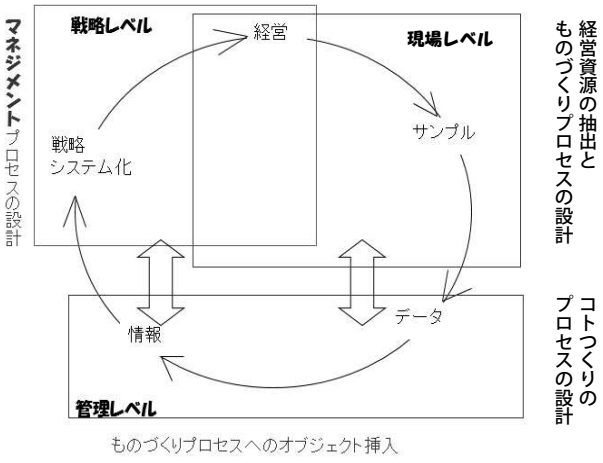


**図７　戦略，管理，現場を融合するＰＤＣＡ**

また，現場のパッションと戦略のビジョンは共に暗黙知であり，この両者の暗黙知を形式知に変換するプロセスが管理レベルにおけるミッションの創出である。ここではＰＤＣＡを回しながら，管理レベルの質をスパイラルに向上させることによってマネジメントのプロセスの鮮度が保たれる。すなわち，図４に示されたＦ$_1$からＦ$_5$に向かうステップがそれに対応する。

元来，システム設計は「要件分析」→「外部設計」→「内部設計」→「プログラム開発」を経て分割・細分化されていく形式知化の流れがある一方で，「単体テスト」→「結合テスト」→「システムテスト」→「運用テスト」というようにそれとは逆に，総合化されていく暗黙知化の流れがある。前者の形式知化の流れは分割・細分化の過程で次々と発見される因子によってそれまでコントロールできなかった誤差の最小化が図られ，その結果，実現すべきメカニズムが明らかになる。一方，後者の暗黙知化はその誤差の最小化を保ちながら当初の要件を満たすことができるように現象をコントロールする因子の数を最小化する設計の流れであり，図８はそのような仕組みを示したものである。

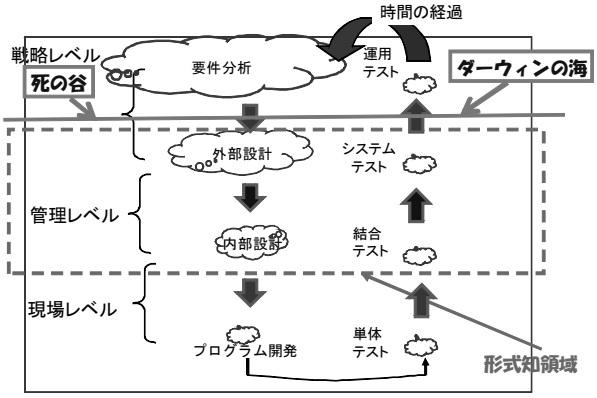


**図８　管理レベルにおける形式知と暗黙知の融合**

図中の破線部分が形式知領域となり，その他の部分が暗黙知領域となる。暗黙知領域の事象を分析し，形式知に近似変換したのち，それを再び暗黙知領域に戻すスパイラルプロセスが本研究が目指すもう一つのマネジメントプロセスの概念である。

図９は図７，８に記述した形式知創出のＰＤＣＡを継続的にまわすためのフローチャートを表したものである。ここでは，戦略レベルのビジョン設計，現場レベルのパッション設計，管理レベルのミッション設計の融合が15のステップで示されている。

この中でステップ１～７に対応する部分がブレイクスルー，あるいはワークデザインと呼ばれているものであり，*NADLER, G.*［３］によって提唱されたシステム設計法である。この方法は現状システムから理想システムへの階層構造を機能展開によって予め発見しておき，イノベーションの方向性を事前に評価するものである。これによって実現するテクノロジー，エンジニアリング，マネジメント（スキル）の３軸の融合をイメージしたものが図10である。すなわち，図中の$F_0$～$F_5$によってあらわされるスキル軸がマネジメントプロセスであり，図９のステップ１～４で発見される。図９のステップ７：コンポネント分割，ならびにステップ８：インプット/アウトプットの列挙は「テクノロジー：経営資源」軸ならびに「エンジニアリング：モノづくりプロセス」軸により構成される2次元平面上で行われる。

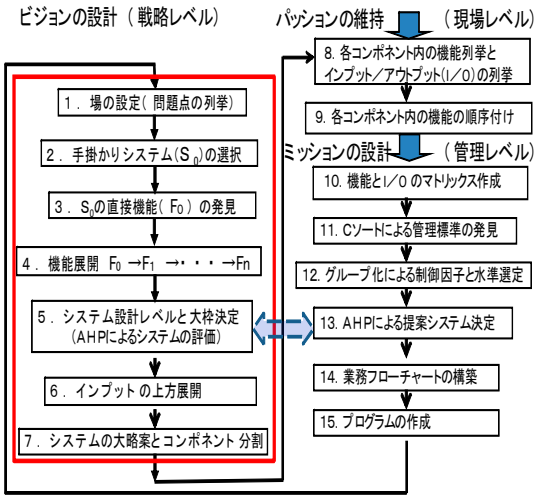


**図９　戦略，管理，現場を融合させるステップ**

この15のステップは，（１）現状分析，（２）経営の特性決定，（３）工学の因子抽出，（４）技術の因子抽出，（５）技術と工学の因子融合と仮説の設定，（６）ビジネスモデルの構築，の6つのパターンに分類すると以下のようになる。

（１）現状分析

Step１：場の設定，Step２：手掛かりシステム（$S_0$）の発見，Step３：$S_0$の直接的機能$F_0$の発見

（２）経営特性の決定：マネジメントプロセス設計

Step４：機能展開$F_0 \rightarrow F_1 \rightarrow F_2 \rightarrow \cdots \rightarrow F_n$，Step５：システム設計レベルと大枠設定（AHPによるシステムの評価）

（３）工学の因子抽出：ものづくりプロセス設計

Step６：インプットの情報展開$I_0 \rightarrow I_1 \rightarrow \cdots \rightarrow I_n$，

Step７：システムの大枠決定とコンポネント分割

（４）技術の因子抽出：経営資源の決定

Step８：各コンポネント内の機能列挙とインプット/アウトプット（I/O）の列挙，Step９：各コンポネント内の機能の順序付け

（５）技術と工学の因子融合と仮説の設定：コトつくりプロセス設計

Step10：機能とI/Oのマトリックス作成（ものづくりプロセスと経営資源の融合），Step11：Cソート（数量化Ⅲ類によるコトつくりプロセス）

（６）ビジネスモデルの構築：ソリューション設計

Step12：グループ化による制御因子と水準決定，Step13：AHPによるシステムの評価，Step14：システムフローチャートの作成，Step15：詳細プログラムの作成（実行案の案出と選択）

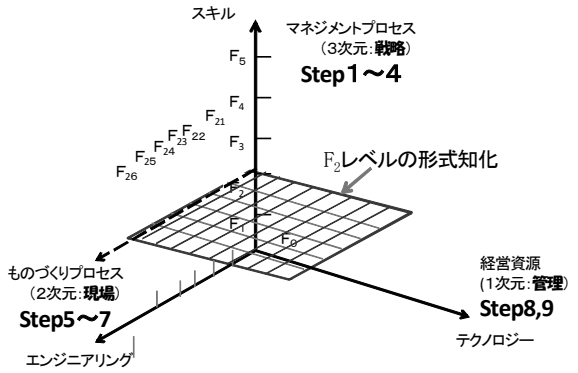


**図 10　マネジメントレベル$F_2$のシステム設計**

改めて図10を見ると，テクノロジー（経営資源）の軸は編み出された技術で，エンジニアリング（モノづくりプロセス）の軸は編み出す技術であり，２つの軸を掛け合わせたマトリックスが「管理」すなわち，「コトつくり」の場であり，情報の流れがモノの流れに先行する情報システムがここに設計されることになる。図10のマトリックスを幾重にも重ねて$F_0$～$F_5$の階層構造を持つのが使いこなす技術（マネジメントプロセス）と考えます。

## ９．パッションとテクノロジーの維持：現場

カイゼン活動とは，図10で表した３つの軸の内，ものづくりプロセス（エンジニアリング）と経営資源（テクノロジー）の２軸によって表現できる。すなわち，その2軸で構成される２次元平面内の格子密度を高める活動であり，図10ではマネジメントプロセスの$F_2$レベルにおいて$F_{21}$～$F_{28}$の８つに刻まれた目盛がモノづくりプロセスとなる。その８つの目盛のおのおのには，テクノロジーの軸から適切な経営資源が割り当てられ，その結果，$F_2$の平面は格子状にセル化される。ここで展開されるカイゼン活動は$F_2$レベル内の知を分割する機能を発揮するものの，マネジメントプロセス軸の$F_2$レベルの上位あるいは下位のレベルの知を融合するイノベーションにつなげる意識は少ない。

この問題を解決するために*NADLER, G*の理想システムの概念を利用するとこのイノベーションとカイゼンの関係は，図11のように説明できる。彼が考えた理想システムはこの三角形の頂点に位置付けるもので，それに対して現状システムはその底辺としてその関係が説明された。そこでは現状システムは底辺の長さに相当するコストを伴うが，理想システムのコストは頂点には長さがないのでゼロとなることを示している。図11は彼の理想システムに原価低減とカイゼン効果のメカニズムを組み込むことによってイノベーションとカイゼンの関係を明らかにしたものである。

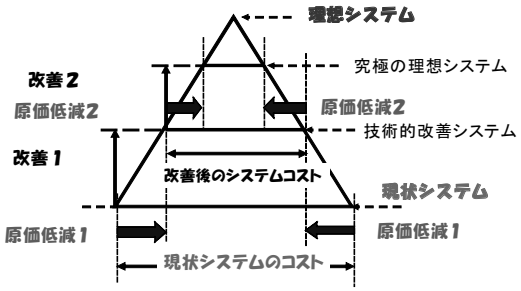


**図 11　改善活動と原価低減**

ここに，改善１は原価低減１によって得られるカイゼン効果であり，図11では技術的に実現可能な理想システムに到達している。同様に改善２は，原価低減２によって達成される究極的理想システムへのカイゼン効果を示しており，このようにスパイラルに繰り返し実施されるカイゼンというＰＤＣＡ活動は，原価低減を推し進め，最終的にはコストがゼロとなる理想システムに到達する。

しかし，ここで展開される製造部門中心のモノづくりプロセスにおける原価低減は，Step８～９で把握された既存の経営資源を，既存の機械や設備に導入する機械化に過ぎず，それは真のシステム化ではなかった。それに対して，設計・管理部門中心のコトつくりではマネジメントプロセスとテクノロジーとエンジニアリングの３軸によるイノベーションとなる。このイノベーションは「知の創造を社会的・経済的価値に結びつけるプロセス」として定義され，真のシステム化を目指すものであり，先の技術的・経済的価値をベースにしたイノベーションと画期的に異なる点は，図９のStep１～４のマネジメントプロセスにおいて理想となる枠組みをビジョンとして設計する点にある。

## 10. ミッションとエンジニアリング：管理

今日のモノづくりは，かつて製品レベルで生産，販売，技術の同期化を目指したCIM（Computer Integrated Manufacture）の概念が，経営レベルでも同様に成り立つことを示している。すなわち，今日のMOT（Management of Technology）　やIoT（Internet of Things）は経営レベルにおいてあらゆる技術を統合・一元化して実現しようとしている点が，上流工程の設計と下流工程の市場を融合しようとしたCE（Concurrent Engineering）と相通じるからである。そのようなシステム構築を可能とするのがコトつくりであり，管理は従来のモノの流れから情報を獲得するだけでなく，情報システムによって様々な環境から情報を発見し，それをマネジメントに生かそうとする仕組み作りに進化している。図12は図10に示したテクノロジーとエンジニアリングの融合によって作り出されるものの流れとは異なる2.5次元のプロセスとして図示したものであり，横幹連合（横断型基幹科学技術研究団体連合）が2003年当初提唱したコトつくりのプロセスと考えている。

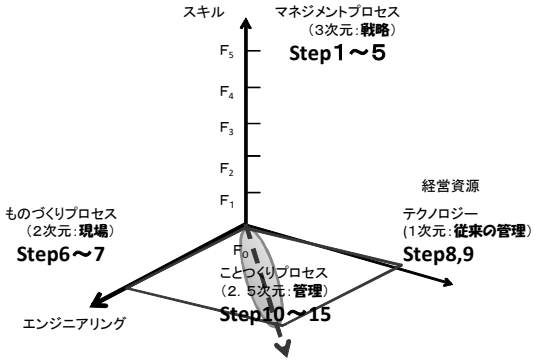


**図 12　2.5 次元のコトつくりプロセスの発見**

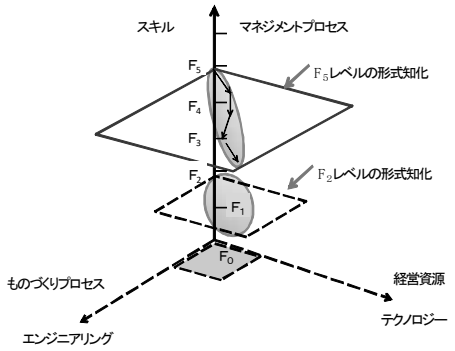


**図 13　マネジメントプロセスとコトつくり**

図13は図12に示した$F_0$レベルのコトつくりプロセスを$F_1$～$F_5$のマネジメントプロセス上に展開したときのイメージを示したもので，図８，図９のステップ１～４において発見された暗黙知に形式知を組み込んだ形を示している。

## 11. 未来志向のコトつくりとマネジメント

以上の議論をまとめると，安心と安全を確保するための経営活動の場は①テクノロジー，②エンジニアリング，③マネジメントの軸により捉えられ，図14に示す３次元立体として表現することができる。この図は経営体の目標が事業化であった場合，その前には手段として商品化が，さらにその前には製品化，研究開発が存在していることを示しており，どのマネジメントレベルを対象にシステムを構築するのかは経営体の管理レベルの高さに依存する。また，図13，14に示した楕円内部は$F_5$環境経営工学を標準化するコトつくりのイノベーションについて，その外部は現場技能者による経験等の暗黙知に基づくカイゼン活動の領域を表している。

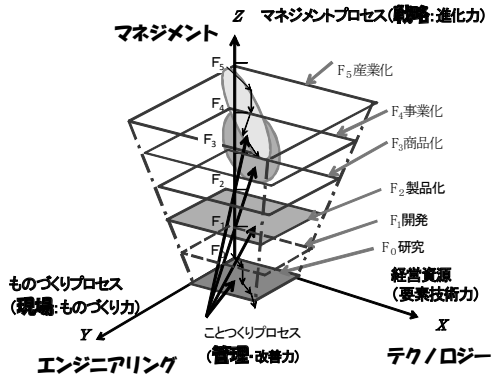


図 14　未来志向のコトつくりとマネジメント

図15は経営工学がモノづくりの基本であるレベル$F_1$の統合経営工学からスタートして，匠のものづくりレベル$F_2$の融合経営工学，システムづくりレベル$F_3$の技術経営工学，さらに匠のシステムづくりレベル$F_4$の環境経営工学に至る規模の拡大とシステムの変遷を示した

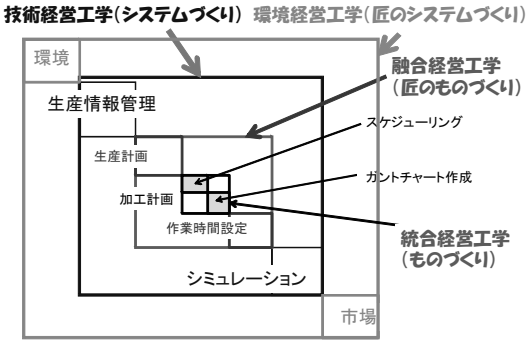


図 15　経営工学を取り巻く環境の変化

ものである。

ここから明らかになることは，加工計画の視点だけからは統合経営のシステムは構築できないということであり，限られた時間と経営資源の下でカイゼン活動だけをもって加工計画のレベルから統合経営の仕組み作りに到達しようとする試みは得策ではないことがわかる。

これまでのモノづくりは，職人による手作りの段階のブラックボックスから始まり，分析―分業―習熟―機械化―結合―システム化を経て，再びブラックボックス化するという標準化と多様化を繰り返すサイクルを作ってきた。図16はそのようなシステムの進化を表わしたものである。ここに，形式知化・分業化の流れ（1）→（3）と，暗黙知化・統合化の流れ（4）→（1）が周期的に現れる。経営のスピード化，グローバル化，透明化等々，の要求は，経営が株主だけでなく社会との関わりを深めるにしたがってこの新陳代謝のサイクルを加速させてきた。これに対応する経営を実現していくためには，これまで以上にカイゼン，イノベーションを融合させる取組みをシステマティックに実現していく必要がある。

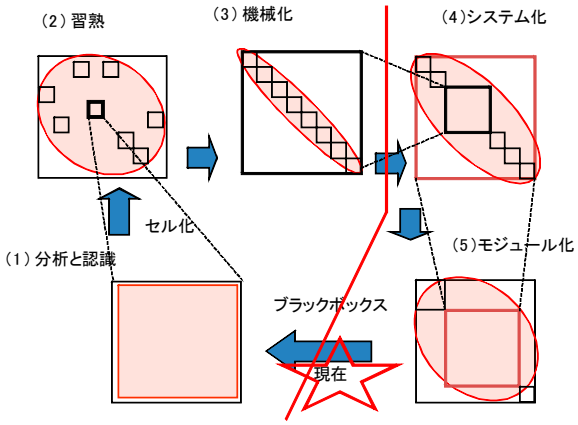


図 16　経営の進化とスパイラルサイクル

## 12. モノづくりからコトつくりへの事例

$S_0$:標準時間
$F_0$:標準の時間で1単位の製品を作らせる
$F_1$:標準の条件で1単位の製品を作らせる
$F_2$:標準の工程マスターを作成する
$F_3$:加工計画を守らせる
$F_4$:生産計画を守らせる
$F_5$:納期を守らせる
$F_6$:サプライチェーンの信頼を維持する
$F_7$:自社の業績を向上させる
$F_8$:最終顧客との信頼関係を保つ
$F_9$:最終顧客の満足を得る

図 17　事例：ものづくりの機能の発見

図17は，ものづくりのプロセスを設計する「製造」を対象とした時にその一要素である「標準時間」を機能展開したものである。さらにこの中で，例えば「$F_5$：納期を守らせる」を設計の対象としたとき，図18のようなインプットの上方展開を描くことができる。この図は納期を守らせるためのシミュレーションをする際の条件設定の領域が，初期の段階では$I_{52}$の加工計画，$I_{53}$の生産計画であったものが，今日では$I_{54}$の部品マスターから$I_{58}$のレイアウトまでの範囲に及ぶリスクを取り込んだシステム化が求められるようになり，経営や生産における計画の精度向上が求められている。

## 13. モノづくりプロセスの設計

元来のモノづくりは，図18で示した$I_{52}$の加工計画以降で職人による暗黙知を中心としたアナログ技術に頼っていたが，テクノロジーの導入は形式知を中心としたデジタル技術によるシステム化が進んだ。すなわち，$I_{53}$の生産計画から$I_{58}$のレイアウトに至る上流の計画において想定した条件と，現場レベルで実際に発生した条件との間に発生した差異は，上流の計画レベル

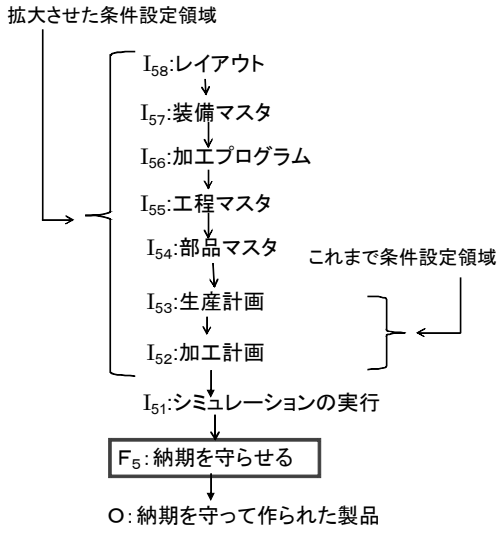


**図 18　F $_5$ のインプットの上方展開**

にフィードバックして計画を修正するか，もしくは現場レベルの経験と知恵で計画を修正するかのいずれかを選択することになる。後者の場合は現場技能者の暗黙知に頼ることになり，前者の場合は納期に影響を与える多くの因子を計画レベルであらかじめ想定してそのバラツキを算出する仕組みを持つ必要がある。しかも，その精度は現場技能者の暗黙知に匹敵するものでなければならない。

製品ライフサイクルの短縮化に伴う製品企画から販売までのリードタイムの短縮化は，現場の熟練技術者が持つ経験や能力のみに依存した現場の改善だけでは充分な効果が期待できなくなってきている。図18は，I $_{53}$の生産計画からI $_{58}$のレイアウトに至る川上の条件をシミュレーションに設定することで，現場に信頼される精度の高い計画策定が可能になることを示したものであった。そのことによって，計画と現場との間に生まれる過剰なフィードバックとフィードフォワードの流れを削減し，ひいては生産工場のレイアウトから生産完了に至るプロセスのウォータフォール化が進展することが期待される。

## 14. BSPによるコトつくりの設計

図19は，縦軸にレイアウト作成からシミュレーション実行までの機能を，横軸に入力／出力情報を示したものである。このマトリックス図中の“C”は図中縦軸のビジネスプロセスにおいて産出される横軸の経営資源との関係を示し，“U”は経営資源がどのビジネスプロセスに投入・活用されるかの関係を示している。

この両軸の関係性を左斜め上から右斜め下に並ぶ「C」の流れとして見たとき，ものづくりプロセスは「機械化」レベルのコトつくりプロセスといえる。この図から

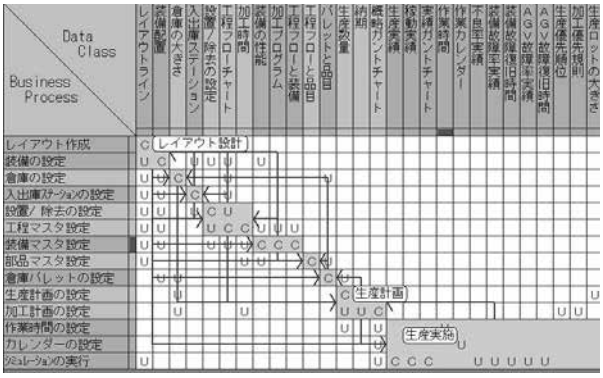


**図 19　BSP によるコトつくり機能の流れと情報**

明らかなことは，モノづくりの仕組みがうまくマネジメントされていない段階ではビジネスプロセスは細分化され，多くのフィードバック，フィードフォワード機能を必要とする形態となる。そこで図19を図20のように「1．レイアウト設計」，「2．生産情報の管理」，「3．生産計画の管理」，「4．シミュレーションの実行」の４つのモジュールにすることで，現場レベルのシステムから管理レベルのシステムに簡素化でき，情報の共有化を図る「システム化」が実現する。

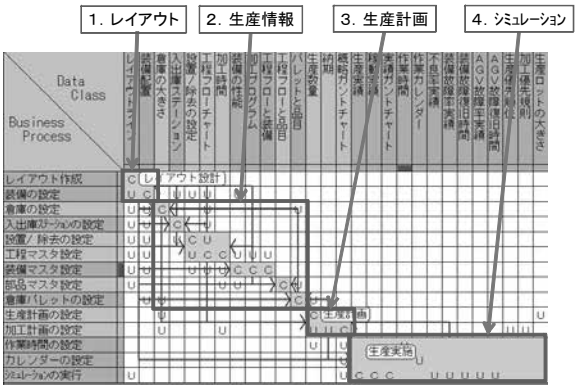


**図 20　コトつくりシステムのモジュール化**

このことにより，計画と現場との間に生まれる過剰なフィードバックとフィードフォワードの流れが削減され，レイアウトから生産完了に至る流れがウォーターフォール化でき，可視化される。

図20は，図19で与えられた縦軸14項目から成るものづくりプロセス（図中ではBusiness Process）に，入出力情報となる横軸28項目の経営資源（図中ではData Class）を対応させたときにできる14×28のセルについて数量化Ⅲ類によって整理され，発見されたコトつくりプロセスが表現されている。

今日のコトつくりは，まずモノづくりを取り巻く多くの状況をあらかじめコンピュータの中で作り上げようとしている。そこでは充分な計画と戦略が練られたのち，

一夜城を構築するがごとくの迅速さで管理，現場部門において工場建設が進められる。そういった意味では，スピードはカイゼンでなく,イノベーションを求めている。今日のMOT，IoTの目指すところ工場マネジメントのレベルにおいてあらゆる技術を総合化し，新たな経営資源を取り込んだ枠組みをとらえ，それを常に新陳代謝してゆくことが求められている。そのような観点から，本報告で論じたマネジメントプロセスとモノづくりプロセスと経営資源の三者の知を融合することによるスパイラルなPDCA活動に基づいたビジョンと情報システムの設計を行う経営活動が望まれる。

## 15. 知を融合するビジョンと情報システムの設計

今やモノの流れは，お金，情報，価値観などの流れとの同期化が重要な課題となっている。一昔前には少々のタイムラグがあっても規模の経営がその遅れを取り戻せた。しかし，今日の社会にあっては，価値の流れだけでなく，モノ，金，情報，顧客，それらのいずれの流れにおけるタイムラグも大きな社会問題を引き起こしかねない。したがって，上位概念である価値の流れがすべてを先導する仕組みを維持し続けるシステム構築を目指すことが肝要となっている。

$$理想の価値_{レベル1}=\frac{理想システム_{レベル1}}{\sum_t(リスク_{レベル1})_t}$$

$$理想の価値_{レベル2}=\frac{理想システム_{レベル1}\times サービス工学_{レベル2}}{\sum_t(リスク_{レベル2})_t}=\frac{理想システム_{レベル2}}{\sum_t(リスク_{レベル2})_t}$$

$$理想の価値_{レベル3}=\frac{理想システム_{レベル2}\times サービス工学_{レベル3}}{\sum_t(リスク_{レベル3})_t}=\frac{理想システム_{レベル3}}{\sum_t(リスク_{レベル3})_t}$$

**図 21　理想の価値と理想システム，サービス工学，リスク**

図21は理想の価値と理想システム，サービス工学，リスクの関係を示したものであり，添字のレベル１は現場レベル，レベル２は管理レベル，レベル３は戦略レベルに置き換えて考えてみるとこれまで議論してきた$Fi$（$i$-1,2,・・・）の機能に対応させて理解できると思う。理想価値レベル１におけるリスクは理想価値レベル２において導入されるレベル２のサービス工学がカバーするという関係を示したものであり，理想の枠組みの中に構築するサービス工学という標準とその標準の枠外に現われるリスクとの関係を示している。リスクとは主因子が増大する誤差に対して耐久力を失ったシステムの姿を示しており，リスクを絶対的に小さくするより，大きな因子を発見し，新たな枠組みを拡張・構築することで，相対的に誤差の大きさを小さくする試みがマネジメントの世界でも求められている。

物理学者のアルキメデスは「十分な長さのテコと，それを置く支点があれば地球を動かすこともできる」と「てこの原理」を説明した。つまり，支点を変えれば不可能と思えることも可能になるという物理法則であり，これは経営においても成り立つ原理であり，視点（支点）を変えれば全く違ったビジネスデザインが可能であることを意味する。

1990年頃までは97～98％という大部分の日本人が当たり前のように構築していた標準的な幸せのスタイル（働き方や生き方）が崩れ，今ではそのような幸せの標準スタイルが少数派となり，今後益々その傾向が顕著になることが予想されており，従来ものづくりのインフラとして考えられていた標準が見直されなければならない段階に至っている［9］。

## 16. マネジメント軸のビジョンから設計した事例

第７節においてクリステンセン教授が「破壊的イノベーションは職を生み，効率的イノベーションは職を奪う」と述べたことに触れた。彼は,従来の枠組みを維持し，守る効率追求の姿勢は，ある時点からは返って経営を危うくし，ひいては守ろうとした雇用まで奪うと述べている。従来の枠組みを維持し，ビジョン設計を怠った経営がいかに危険なものであるかという事例は，あらゆる業界において増える傾向にある。かつて食品業界で多発し，世間を揺るがした不祥事として雪印乳業，不二家，赤福餅，白い恋人他，その多くが現状の仕組みを変えるのではなく，現状維持のシステムで偽装という最も短絡的な方法で利益を上げようとして失敗した。その一方，革新的な枠組みの下で改善を行い，新たなビジネスチャンスを得た企業もあった。その差はどこにあったのかというと，破壊的イノベーションにチャレンジしたかどうかという点にある。その成功例はセブン＆アイホールディングスやワタミフードサービスの取組みであった。彼らと不祥事を起こした企業と異なる点は，マネジメント軸を中心にビジネスプロセスのエンジニアリング軸，経営資源のテクノロジー軸を俯瞰する経営体制を維持していたことである。2010年当時，セブン＆アイホールディングスは，お弁当事業で賞味期限の迫ったお弁当を廃棄するのに400億円費していたという。それによって店舗に並ぶお弁当の高品質が保証され，顧客満足を獲得し，廃棄費用とほぼ同額の利益400億円を計上する仕組みを維持していた。しかし，2000年以降の企業経営に新たに課せられた環境問題は，これまでの利益至上主義，顧客満足至上主義のさらに上位の経営形態を求められるようになった。ここで，400億円の廃棄費用をどう捉えるかが企業に問われることになったわけである。前者の企業

は従来の仕組みを変えずに環境変化に適応しようとして安易コストダウンを採用し，短絡的な偽装を選択した。前者がテクノロジーとエンジニアリングの２軸のみで対応したのに対して，後者はマネジメント軸に新しいビジョンを設計し，廃棄物を低減させる以上に廃棄物をゼロにし，さらに新しいビジネスの仕組みを作り上げ，それまでの利益をさらに増大させることにも成功したのである［10］。図22はその仕組みを示している。

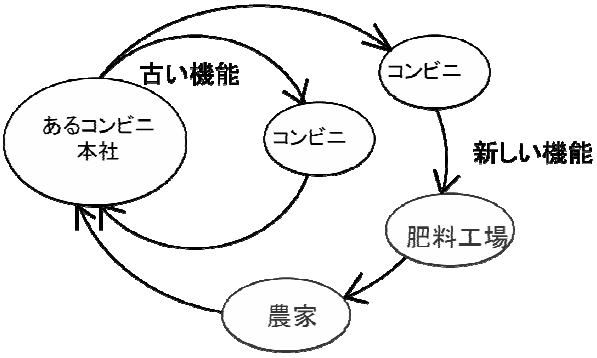


**図 22　セブン＆アイの２階層コメットサークル**

この問題への対応の仕方は家電業界が2000年初頭にすでに取り組んでいた循環型社会，リサイクル・リユース・リダクション社会をシンプルな２階層の形で適応したものであった［11］。ちなみに，家電業界がその10年前に提唱したコメットサークルの形は，図23のように５階層になっている。ここでの階層構造は，図１～４において示したものを実は形を変えて説明した概念に過ぎない。また，そのような概念を発見する方法が図17に示したビジョンの階層構造を発見するブレイクスルー思考の機能展開なのである。

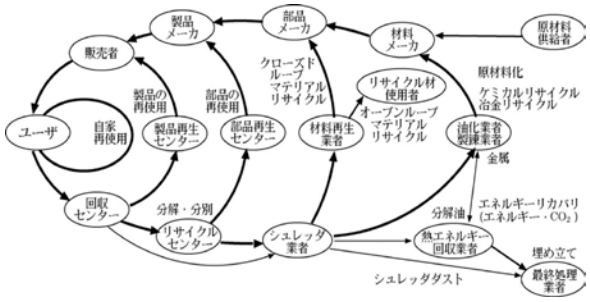


**図 23　コメットサークル（引用：谷達雄［11］）**

## 17．おわりに

P．ドラッカーは，イノベーションを語る際に，過去の印刷革命，産業革命，情報革命を例に挙げ，そのいずれも同じような３つの段階を経ていると説明している。印刷革命は，グーテンベルグによる活字の発明に始まり，活字は宗教書物を庶民に普及させ，最終的には社会を変える宗教革命を起こした。産業革命は，ワットによる蒸気機関の発明に始まり，蒸気機関は紡績産業等の機械だけでなく自動車や船舶を庶民に普及させ，最終的には社会を変える交通革命を起こした。情報革命は，バベッジによるコンピュータの発明に始まり，コンピュータはハードウエアやソフトウエアの高度化により庶民に普及が進み，ビジネスだけでなくあらゆる分野に革命を起こした。このように，最初のイノベーションは技術」（テクノロジー）が主導し，次には工学（エンジニアリング）の時代となり，最終的にはあらゆる分野に活用されて使いこなすスキル（マネジメント）の問題となっている。

かつてワシントンポスト紙が，ある社会実験を行った記事が印象的だ。その内容は，「ワシントンDCの地下鉄改札口で，世界的に有名なバイオリニストのジョシア・ベルが１月の寒い朝のラッシュアワー時，通行人のほとんどが仕事に向かう通勤客の中でバッハの楽曲6編を約45分間，演奏した。」というものであった。その結果は，「45分間で約1,100人の通行人があったものの，足を止めて音楽を聴いたのはたったの６人，ほかに約20名が立ち止まらずにお金を投げ入れて通り過ぎた。また，集まったお金は合計32ドルだったし，演奏の後，誰一人拍手も喝采もなかった。通り過ぎた1,100人余りの通行人の誰も恐らく彼がジョシア・ベルだとは気付かなかった。」というものでした。実は，彼が演奏していたバイオリンの価値は3億円以上で，しかも２日前にボストンの劇場で行われたコンサートチケットの平均価格は1万円だった。」という（出典：ワシントンポスト2007．1．12）

このワシントンポストの記事からわかることは，バイオリンの価値３億円が技術（テクノロジー），演奏者のジョシアベルが奏でるバッハの楽曲は工学（エンジニアリング）であったが，そこで何が足らなかったのかというと経営（マネジメント）の部分が足りなかったということがいえる。日本の伝統産業を引き合いに出してみたとき，ここにも同じ問題点を指摘する人が多い。伝統産業には，道具と職人の業は欠かせない因子であるが，かつてはそこに多くの人を引き寄せる力がなかった。今，活況を浴びている伝統産業には，道具と職人の技に加えて，新たな魅力作りが欠かせないといわれている。奈良晒を扱う中川雅七商店の中川社長は，伝統産業の復活を「無骨＋道具＋くすっと笑える」という３つのベクトルの融合が必要と説いている。

もちろん，無骨とは職人の技術であり道具は工学であり，くすっと笑えるのが経営であろう。現場は技術という「固体」のようなもの，管理は工学という流れを作る「液体」のようなもの，戦略や経営は枠組みをしっかりしたものにしておかなければ雲散霧消と化しかねない「気体」のようなものと考える。経営は今後、利益率追求のＲＯ

Ａ経営からＲＯＥ経営という価値やブランドを構築することが求められる時代となり，「気体」を把握してその入れ物を構築する重要性がますます高まってきている。気体のように自由度の大きいものをコントロールしようとするマネジメントの困難さはあるものの，逆にそれへの期待と可能性は増大するものと確信する。図24は現場・管理・戦略の３層構造を「固体」，「液体」，「気体」というピラミッドで表現したもので，本論文で展開したものをまとめる図として相応しいと考えている。

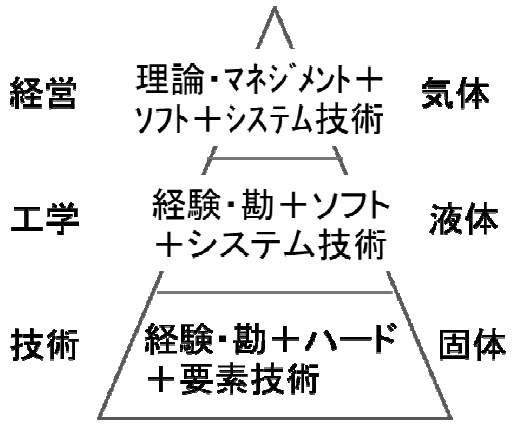


**図 24　経営・工学・技術と気体・液体・固体**

## 参 考 文 献

［１］日本学術会議：「日本の計画Japan Perspective」（2003）
［２］能勢豊一他:「現代社会の情報･通信マネジメント（第３章:情報化時代のものづくり経営）」中央経済社（2009）
［３］NADLER, G.：Work Design: A Systems Concept（1970）
［４］NOSE,T. KURIYAMA, S.Akou, K.：*"A Design for Management Information System by Work-Design Technique", Computers Industrial Engineering,* Vol.16, No.2, pp.151-154（1994）
［５］IBM Corporation: *Business System Planning*（1983）
［６］松浦幹太編著：「セキュリティ・マネジメント学～理論と事例～」，共立出版，2011
[7]Clayton M. Christensen(1997) *The Innovator's Dilemma: When New Technologies Cause Great Firms to Fail（1997）*
[8]ピーター・Ｆ・ドラッカー「21世紀経営の未来を語る第１回」，週刊ダイヤモンド1999年１月27日，pp.58-65
[9]山田昌弘：「人口減社会を考える（上）～標準家族の維持は困難～」日経新聞，2012年11月７日
[10]2010年５月18日，日経新聞朝刊，「セブン＆アイ全国展開－店舗の食品ごみ肥料に→農作物を生産販売－」
[11]谷達雄：「循環型社会実現を目指す環境経営の実践」，IE Review,Vol.42,No.1,pp.27-34,2001.3

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.55～64

# 詩の消滅危機の問題認識と提言に関する一考察

# A Study on the Problem Recognition and Recommendations of the Poetry Annihilation Crisis

中　地　　中
NAKACHI Ataru

要　旨

人間の詩作に内在する根源的で本質的な課題，さらに人工知能の飛躍的進化の脅威が顕著に出現して詩の存続に警鐘を発している。これらの問題にどう対応するべきかという視点から，詩に内在する根本的な制約と課題について改めて再考した。最初の問題は，従来から底流に蔓延る人間がゆえに問題となる課題で，人工知能による詩作では問題とはならない人間の詩作行為から派生する課題を取りあげた。この問題については，詩の解釈プロセスと詩作プロセスに限定して考察した。次の問題視点は，人工知能の襲来という黒船がもたらす難問にどう対応して，人間の手による詩の存続を目指すべきかという新たな問題であり，この課題は新たな詩作の概念に包含して言及した。

２つの問題認識から，詩の消滅危機への対応の方向観として新たな詩作の概念を私見として提言した。その概念は，三位一体構造理論であり，この理論の公準として倫理観を上位に置いて，人間の尊厳の継続性維持を図る行動態理論のあらましを提唱した。三位一体構造とは，①脳を中心とする生物科学の正常維持，②認知科学を指し，多様な人間の思惟，意識の保証，③広範な哲学を指し，哲学がもたらした偉大な智的資産である特異点，例えば思考，洞察，思想および思惟のループ状況の脱却と統制などを指す。これら三位が一体となって，「生活の哲学」を手足のように活用して詩作にのぞむことが，人間の尊厳を図りながら詩の永続を可能にすると考察した。

キーワード：詩の解釈プロセス，詩作プロセス，受容の美学，AI（人工知能Artificial Intelligence ），人工意識，KFS（成功要件Key Factor of Success）ディープラーニング（深層学習Deep learning），生活の哲学，三位一体構造

## はじめに

現代の詩の存在感は退潮傾向にある。この要因には２つの問題が顕在化している。その問題の影響は潮流ともいえるインパクトを持つと思える。

１つは詩そのものを起因とする問題点として，詩の一般社会への影響性あるいは注目度の顕著な退潮傾向，これは「なぜ詩は一般社会に普及しないのか」の側面での問題点である。さらに詩作者の視点では，詩作による充実感，満足感は乏しく詩作にむかう意欲を奮いだす魅力，たとえば詩作に対して知的斬新性を刺激する新規性（新思考の方向感，新形態の提示など）の出現はなく，一般社会への影響性は徐々に衰退している。この点を概括すると，「詩の成長」は停まり詩檀（集団）の閉塞状況を露呈し退潮の方向を歩んでいる。この状況を打破すべく，詩の存在危機として認識して，大きく転換しなければならない。この問題をこのまま放置すると，詩そのものの存在観が限界点に達し，詩の魅力が衝撃的に衰退する危惧がある。

もう一つの要因は，ＩＣＴ（情報通信技術）を基盤とした人工知能の衝撃であり，その延長線上には人工意識さえ視野に含めている。人間生活のあらゆる現象（喜怒哀楽，感動，絶望など）をデータベース化し，ディープラーニング（深層学習Deep learning）の進化と，最適な解を求める技術が構築されると，人間の稚拙な詩作よりも，標準レベル以上の詩の作成が実現する。それは普遍的，個性的あるいは予測不可能な詩が人工知能により作成される可能性が高い。これら技術進化にはある程度の時間を要するが，着実に間違いなく実現されると想定する。

こういった状況になれば，人間の詩作による詩と人工知能による詩作の詩と，果たして併存するだろうか疑問である。

おそらく稚拙な詩の方が滅亡することは自明の理ではないのかと思われる。

以上の問題点をふまえて，本研究では人間の詩作の視点に重点をおいて，解決の糸口を考察しおおまかな考え方を提示した。問題点の掘り下げとして，詩の形態，詩

*大和大学政治経済学部

平成29年10月31日受理

の解釈プロセスの問題認識について多面的に言述した。次いで，人工知能の進化が人間の詩を震撼し，人間の尊厳をも冒す可能性について簡潔に述べた。

人工知能が得意とする分野に人間が対抗する手段として，人間が担うべき思考構造のあり方とは何であろうか。この命題にアプローチを試みた。そこでは人間の詩作プロセスを抜本的に刷新しないかぎり，詩は人工知能に代替されることの危機感を再認識しつつ，そして新しい詩の詩作方法として，「生活の哲学」の手法を利用した三位一体構造の論理展開の必然性を述べた。

## 1．余韻から派生する問題認識

詩とは美しい言葉，巧みな言葉，理解しやすい言葉を使い適切な表現形式で，「何か凝縮されたもの」を，直接的，間接的に，時には複合して訴求する文学である。こう記述すると誤解を招くおそれがあるので，ここで確認しておきたいのは，美しい言葉，巧みな言葉，理解しやすい言葉とは修辞的（レトリック）な表現ではないことを強調しておきたい。レトリックの記述方法については，過去から現代まで生理的と思えるほど拒否反応を示す人が多いのは周知の事実である。

ここで言いたいことは，人間が記述する言葉はラッセルのいう「認識的制約にもとづく言語の発し」であるということである。ラッセル[1]は人が把握できる命題は，すべてその人が「見知っている」要素から構成（自分の経験に直接与えられた対象）されるという考え方にそった，そしてそのことに満ち満ちている言葉，言語あるいは記述を指している。この意味は，作者があるいは読者が様々な現象を体験した「仕方」によって表現方法及び理解が変化する。そして表現可能な又は理解しうる領域は作者の実体験の範疇に限定されるというのである。したがって，体験のなかから露出し，心の底から湧き出た表現であれば，修辞的と誤解されたとしても，それは修辞という行為ではない。ここには読者の受容に関するやっかいな課題が横たわる。

詩の文中からは余韻を放つ工夫を凝らす。余韻は，詩の中に韻律の構造を創り，受け手側に放たれる。受け手側は記述を読み，あるいは朗読の感触，リズムの流れを受けて頭の中で咀嚼する。余韻は詩の本質であると諫川正臣氏[2]はいう。さらに「水面下のものを余韻で的確に伝えられれば成功である」と述べているほど，余韻を重要視している。余韻を増幅するものとして，言霊を文中に含めることも一つの手段である。

ここでは韻律に関する基本概念の内，余韻がもつ意義に限定して再考してみたい。それはもう少し掘り下げ明確にすべきではないかという自問に応えるためであり，余韻を詩のなかに散りばめるという感覚的主張として片づけるには後ろ髪を引かれる思いがするからである。このことについて澤田は「共振力」という概念を用いて説明している。つまり詩には共振力が内在し，共振力[3]を持たない詩は死体であるというのである。

澤田のいう共振力とは，擬態（模倣や類似のレベルをこえて他の物に成りすます）という行為を通じて，相互に他者になりすまし，他者と共振することで認識し表現しうる能力をいい，詩には根源的にこういうものを内在していると述べている。ここでいう他者とは自然，自分の中のもう一人の自分，つまり他者およびまったくの他者を指している。

余韻には澤田の言う共振力という概念が潜んでいると述べたが，この考え方だけでは疑問が払拭できない。さらに話を進めよう。

マクルーハン[4]は「芸術家は文化的かつ芸術的挑戦のメッセージを実現することによって衝撃がもたらされる。…中略…そうして間近に迫った変化に立ち向かうためのモデルを，ノアの箱舟を築く」と述べている。衝撃とは新奇なものではなく，身体の中で生ずる振動であり，この振動によって感覚がもたらされるという。これは詩が与える衝撃がノアの箱舟に到達するという意味と考えられる。共振力のレベルを超えて振動のレベルに深化した考え方を提唱した。

さらにドゥルーズ[5]は「振動はあらゆる領域の境界を超え，すべての領域を横断する生の力」といい，振動と生の力の結合体が視覚や聴覚よりも，もっと深いところを流れる「リズム」となると述べている。ドゥルーズによると，リズムは均質な時間の中ではなく，異質性のブロックを重ねることにより作用する，つまりもたらされるという。リズムは複数の瞬間の統合であり，二つの環境の間，あるいは環境の間のさらにはその間に生ずると述べている。ドゥルーズは，リズムは異なるものの間に関係性を打ち立て，両者の交通を可能にするものと結論づけたのである。

交通[6]とは，芸術（詩）における創造性の様態，単交通（AからB），双交通（AとB），異交通（AとBからC又はその逆）という概念を包含している。

この意味は，なにがしかの「あいだ」のやり取りのことをいい，例えば「存在と無」「現在と過去」との「あいだ」などを指している。

さらに詩中のなかに存在する感覚について，当初の状態から，より高次のレベルである擬態化の状態へ移行するとともに，文字表現によって感覚存在として実現すると述べている。

ドゥルーズは感覚の機能について，偶然に外部から訪れる「感覚の暴力によって神経系へ打撃」を与え，私たちの身体を別次元へと移行させる。これが新たな世界の見方と新たな思考を獲得すると結語している。そしてその役割はリズムが担い，リズムによって，見るもの（作

者）と見られる（自然などの）他者を一体化させると考えたのである。

余韻の意味について整理すると，共振力の概念に置き換え（拡大）られ，そもそも作品とは衝撃を持つべきであるという考えから，共振力を超えて進化しリズムというレベルに昇華すべきであると述べているのである。実はここに記述した内容は余韻のレベルを超えて，詩の創造領域の範疇といえる。余韻の領域を超えてはいるが，前述した内容に直接関係することを若干述べてみる。

入澤[7]は「詩の言葉を意味と音韻性とイメージとに三分して，どこに重点を置くかといった議論はさほど意義はない」と前置きして小気味の良い持論を展開する。

詩として書かれた語（言葉）は，「伝達的次元の機能」ともう一つ「情動的次元のレベルの機能」がある。伝達的次元とは「伝達的内容によって他の語と結びつき，そこには文法が成立し，また日常論理が成立する」。情動的次元では「情動的内容によって，語と語は呼応し合い交感し合い思いがけない結合を実現する」。これは情動機能による新しい「文法」の成立，つまり情動における「論理学」が成立するかもしれないと述べている。前述したマクルーハンの「ノアの箱舟を築く」，澤田のいう「共振力」，ドゥルーズの「神経系への打撃」，「擬態」，「リズム」などの概念は，入澤のいう「情動的次元」と捉えると理解しやすいし，胸につかえていたものが払拭できる概念と思える。

## ２．詩の解釈プロセスの再考

詩の解釈プロセスの冒頭では，詩を思索し理解する手掛かりとして，過去に実体験した現象を事実として蓄積している記憶域（脳裡：人間系データベース，以下ＤＢと称す）の情報をひもとく。ＤＢにアクセスして近似と思われる（本能的に無意識の意識が働き）関連情報を検索して取り出し，空想（連想）感を拡張する。その際，記憶域のなかから影響(プラスの影響＝好感として記憶，マイナスの影響＝悪い印象として記憶）度の強い関係性があると思われるシーンを呼応し，詩の受容内容と比較検討しながら理解するという思考行為が行われる。

次いで受容内容の仮定義（解釈側として）を模索する。詩が提示した内容と解釈した内容に落差や思い込みや釈然としない状況が残されていても，大枠で納得できれば第一義的（一定時間の経過を必要とする。必要な時間には個人差がある）な仮定義とする。これが一般的な詩の解釈プロセスの中核フレームと思われる。

これらを整理すること，詩の受容から解析，特定化に至る標準的なプロセスには６つの段階を持つと考える。最初のステップは，①詩の提示そのものの表象行為（記述の読み，朗読，輪読など）に関するプロセスであり，②受け手の受け取り方つまり感受の主観的思索に関するプロセス，③詩そのものの考察（推測を含め）と内容の特定化とを自己の中で仮判断を行うプロセス，④③で仮判断した仮定義の詳細な詰めの展開を試みるプロセス，次いで⑤仮定義の検証プロセスを経て，⑥解釈の決定を行うプロセスで構成され，最終決定に不満足が生じる場合は，前述の①～⑥を繰り返して一定水準まで高める行為が行われる。

さらに人間の脳，記憶域の中には３つの特徴的概念のＤＢが存在すると考えられる。一つは①幼少から蓄積した知識，知恵によって整理されている知性的ＤＢ，②主観，感触など感覚（五感）を主とした経験値的なＤＢ，③そして①と②のＤＢが接合し重複しているＤＢで，知性と感覚が重なり合って形成している部分のＤＢを指す。

そもそも①と②のＤＢは完全に独立して存在しているのではなく有機的な複雑関係にある。詩の形態によって知性が主で経験値が従，あるいは時としてその逆もありうる。換言するとあるケースでは①が②のＤＢを刺激して考察する場合。あるいは②が①のＤＢを掘り起こす萌芽関係を示す場合など，詩のテーマ，内容によって優先順位が可変する性格のＤＢである。もちろん③のＤＢも①と②のＤＢと密接に関係している。その関係性は思考が発芽する形態によって，因果関係，主と従の関係，主と主の関係およびその他連通関係，照応関係などの複雑関係を生起する。人間にはこれら三者のＤＢが部分的接合（重複）して形成されていると思われる。

個人という人間の営みを支えている生物の脳がつかさどる意識について，ユングは次のように述べていると入澤[8]はいう。個人の意識の底には，「集合的無意識」あるいは「神話的類型」が存在している。人間には，「太古以来蓄積されてきた巨大な無意識の層（遺伝的に伝えられている可能性）が存在し，これは個人や民族をも超えた人類共通の心的基盤であり芸術的発想と芸術的感動の母体である」と述べている。「神話的類型」とは，我々の祖先がしてきた無数の典型的な体験の集積が一定の形をとってあらわれてきたものである。人間が感じる原イメージの一つ一つには，人間の心理と人間の運命の一断片が，われわれの祖先が無数に体験し，しかも平均すればいつも同じ経過をたどった哀歓の一断片が含まれているという。

このショッキングな考え方は，「地球に存在するすべての人間の心奥には，有史以来人間が培ってきた無数の体験の成果を，現代に生きる人間の深層に埋め込み，われわれはそれを活用して生きている」ということを示している。これまで脳科学が解明したことは，人間の遺伝子には生まれながらにして相当の情報量が書き込まれていることであるが，この仕組みは一体誰が，いつ，どのようにして組成しているのか不明の謎は深まるばかりで

ある。しかしおそらく数十年先には人工知能が構造の解明を見事に実現して，不可解な謎は解消すると期待したい。しかしともかく，観念的には理解できる「神話的類型による集合的意識の展開」を作者は意識しながら詩作に励むべきだと思われる。

ここで問題にしたいのは詩としての創造物（アウトプット）についてである。たとえ未熟な詩作であっても根本的疑問点が消えない。疑問点とは，詩という文字(言葉）を放出して，解釈は受ける側の五感や意識に委ねる考えでいいのだろうかという点である。この疑問点について諫川氏は，「作者の主義主張や主観を前面に出すのは，一方的な押しつけになり読者に満足感を与えない」と忠告している。ここで重要なことは，「主義主張を詩の中に持ち込ない」こと，読者の目を尊重して「一方的丸投げ」は避けることの２点である。

「主義主張，主観」については真っ向から反論したい重要点であるがこの点は後述する。

ここでは「丸投げ」と読者側の受容の仕方「受容美学」について考えてみたい。

「読者の満足感」を得るために，「一方的押しつけ」は避けるべきという主張には，作者側の満足感が欠如する懸念がある。「何か」を伝えたい意思を適切に表現するために，読者の満足感に配慮する必要があるのかと反論したい。その配慮が人間対人間関係に甘えを共有する構造ではないのか，ゆえに詩の進化は足踏みしているという疑問が払拭できない。従って詩の進化のためにも，読者の満足感を高めるための詩作スタイルを刷新すべきであると考える。さらに「押しつけ」は，解釈側の受容資質に左右される。人によって「押しつけ」と受ける度合いは強弱があり一様ではない。これらから「押しつけ」を詩作スタイルに留意する必要はないと考える。というより，詩作スタイルは「押しつけ」を完璧に排除して記述することは不可能であり，とうてい「押しつけ」の範囲を逸脱できないとも思えるのである。

「丸投げ」「押しつけ」の詩作は，何かに窮乏して放浪している人間の心に突き刺さって悲鳴を誘発する。あるいは歓喜の涙を流すことを誘発するかもしれない。しかしその影響は，受容の印象が脳裏に突き刺さっている間，動揺が続く瞬間的時間内のインパクトにすぎないのではないかと思えるのは私だけか。

受容の考え方として，隣接する解釈学を含めて斬新な概念「受容美学」の考え方が提唱された。「受容美学」はハイデカーの「現象学的存在論」に端を発し，1980年代初期に作品の意味形成に関する読者の関与についてヤウス[9]が掲げた理論である。

ヤウスの理論の前提条件として以下の容認が求められる。それは，そもそも作品とは読まれてこそ読者から読書へと受け継がれ，その度ごとに新たな理解を喚起する限りにおいて意味を持つ。ゆえに作品は何かしらの意味を持っていると期待されるから読まれるのである。作品とはそういうものである。

ヤウスは受容美学の根本理論は，「作品を受容するとは作品を分析し，記述し，反省し，批判し，評価し，完成させ，さらに別の作品の再生産へと連鎖してゆく能動的受容によって，作品の価値（歴史的，芸術的，美的）が形成される」。ゆえに「受容とは生産や記述の象限も含めて，あらゆる芸術行為の根源なのである」と定義した。さらに「美学は受け手（受動性）がどのように受容するのか，作品側から見れば作品が受け手にどのような作用を及ぼすのか（能動性），という受動性と能動性がある特殊な経験においては同時的になることで，美学は明らかになる」と述べている。受容の美学は経験（実体世界での現象または事実）のなかで受け手と送り手が開花させると言及しているのである。

さらにイーザー[10]は，ヤウスの受容美学の概念を発展させ，個々の読書行為の内，効果と反応の最適状態を求める考え方「受容美学の作用」を発表した。イーザーの「受容美学の作用」の理論根拠には，テクスト理論（差異を本質とする記号の織物をいい，レパートリー，ストラテジー，現実化の三条件を含む）を利用したものである。イーザーよると，テクストは「図式化された見解」であり「骨格だけを提供するに過ぎない」。したがって「読者がこれを具体化する」という。すなわち「読者の想像力によって肉付け」してゆくことが求められる。この読者の行為が相まって「受容美学が作用される」と述べている。つまり，受容美学の作用は読者の資質に依存し，読者に有効性が委ねられているというのである。

さらに読者のタイプには，超読者（リファテール），精通した読者（フイッシュ），意図された読者（ヴォルフ）が存在して，一層複雑さを増加すると述べている。

詩は「丸投げの形態」と読者の「受容美学」に委ねられていると述べたが，これを詩の狙いとするのか。ならばそこには何があるというのか。詩作に心が瞬間小躍りするだけのものに何かの価値を見いだせるのか。いくら言葉を研ぎ澄ましても，所詮言葉の遊びにゆれている。さらに藤沢令夫[11]は，「言葉は所詮，『事』の『端」でしかない」と見下している節がある。現象の中に動態的な事実，真実は存在しても永劫不滅の絶対真理はない。これを詩というのであれば，詩は刹那の文学と言っても過言ではないと思える。そうなると，人間が持てる有限の時間の中の「感受の態様を文字にあてはめる遊び」といえるのではないか。そうならば，このままでは詩は間違いなく瓦解する。その危機が目前に迫っていると思える。

## ３．人工知能の進化が詩の滅亡，さらに人間の尊厳を冒す

詩の崩壊危機は人工知能の出現によって一気に顕在化してきた。近い未来に詩は無機物の人工知能に負ける。負けるという表現を回避するならば，高い確率で人工知能に代替されていく運命にある。周知のとおり人工知能は猛烈なスピードで進化して人間に追いつき，やがて越えてゆくとマスメディアが最新の研究成果を喧伝している。その動向には，将棋の分野では世界コンピュータ将棋選手権が1990年（日本）で開催されて以来，競ってソフトウエアが開発されている。人間との対戦でも圧痛的な勝利を収めている。囲碁の分野ではアルファ碁（Google DeepMind によって開発）と呼ばれてプロ棋士と人工知能が対戦し，人工知能が勝利している現象が事実として存在している。あるいは，グーグル（ＡＩ開発プロジェクトチーム「Google Brain」）はＡＩによる詩の生成例（未だ稚拙ではあるが）を公表している。さらには，最近最も注目されている分野には，安全運転に配慮した自動運転システムや運転支援システム（衝突防止やハンドル操作など既に大半は実現），および全自動運転（完全な自動運転ステム）の実現が目前に迫っている。これらはホットなニュースとして世界に反響をよび，少なからず世界の人々を震撼させている。

詩を論じて長き時間が経過しているが，そもそも詩の定義は存在しているのか。詩の崩壊危機が予測される中で，改めて「詩の原理」を探究したい意識が浮上している。詩の定義のメカニズムはどういうフレームと構成要素なのであろうか。詩のプリンシパルは，普遍的な公準として何なのか，どこかで誰かが明文化しているのだろうか。あるいは根本的疑問として，詩とは何を既定しているのか。少なくとも人間の手による創作詩を唯一詩と呼ぶのか。ならば人工知能による創作詩は，はたして詩と呼ぶことができるのか。疑問が新たな疑問を生む局面が生起した。この疑問は科学技術の進化が新たな課題を生じせしめたのである。人間とＡＩの共存を模索することが必要な時代になったのである。

人工知能はＩＣＴ（情報通信技術Information and Communication Technology ）を基盤として，情報科学，認知科学，脳科学，生命科学（生物学），心理学，言語学，社会学，応用倫理学，ロボット工学などを包含して発展している。この進化は関連する技術や生医学の分野を必然的に巻き込んで，飛躍的に促進せしめるバネ的な役割を担い多大な成果を示している。

レイ・カーツワイルは2045年問題として，心を持たぬロボットに人間が負ける日が来ると予測した。この状況を喜ぶべきか悲しむべきか議論はつきない。しかし確実に人工知能が人間を超えて成長する時代（技術的特異点：Singularity）が2045年以降に来ると発表し衝撃の警鐘を展開した。さらにその延長にはポスト・ヒューマン（人工意識，Artificial Consciousness ）が誕生する可能性があると予測している。人間の意識を無機物の人工意識が代替するのである。ロボットに内在された人工意識は，一定レベル以上の能力水準を保有していることは容易に推測できる。場合によっては特異性に富んだ個性的な人工意識なども開発され実用化されるかもしれない。さらに恐怖なエレメントは，人間固有と思われる倫理観をも人工的に生産物に組み込まれることが可能になることである。人間が人間として存在す唯一の価値である「人間の倫理」さえ侵犯される危惧がある。人間の基本的要件への浸食，人間権の放棄がどこまで許容されるのか。人間の尊厳確保と人工意識のせめぎ合いが始まろうとしている。畢竟の課題として，人工意識にどの範囲までを人工物に注入することが許容されるのか，生命倫理との接合問題の整理は，人間の存在意義をどう定義し不可侵領域をどう切り分けるのか，根本的な再定義が求められる時代を向かえようとしている。人間が人間として，悠久に尊厳を確保して存在するための意義を新たな価値観として規範化することが，今求められているのである。我々人間は，この課題に真正面から取り組むことが急務であり，決して予断は許されないことを強く意識すべきである。

さあ人間よ，どうする
今こそ目覚める時ではないか
改革の狼煙をあげて
思考と創造の未知なる思想世界を
開墾しなければならない
我々に時間の余裕はない
ここに時があるうちに宣誓を布告せよ

## ４．人工知能は詩作プロセスの再設計を促している

詩作は外部環境（物理的，心理的，社会的，経済的環境を含め，個々人の人間を取り巻く環境を構成するすべての物的,心的要素）の状況,情景について受容器官（生物を維持する機械装置）を経て脳（心･魂）が，本能的，主観的感性を作動して，蓄積された言語のなかから最適な表現としての言葉や記号を取捨選択して記述する。幾度となく繰り返して落ち着くところで終了するが，この終了レベルを満足レベル，理想レベルのいずれにするかは個人の完成意欲に委ねられている。この詩作サイクルで最も難しいのは，外部と交換する感性力と言葉の当てはめと考えられる。換言すると「外在化の作業」といえる。外在化の作業とは，自分の物にしていない形象を意識の中に取り込み，曖昧な状態の物を明確化するための作業を指している。この行為を想像といい，この優劣は

詩の生命を左右する。つまり創造的想像力は，作品の中で成立するが人的資質に依存して成立するのである。

感性力は，人間が生物機能として具備している五感覚（視覚，触覚，臭覚，味覚，聴覚）と直観・想像力に依存するものである。これらの感覚は生活環境との関係で育まれることになる。

言葉の当てはめは，個人の私意，価値観，思考力，倫理観，知識力および心身の健康状態などに左右されると思われる。山内志朗[12]は『天使の記号学』のなかで，「言葉は状況に適用するのに必要なのは，言葉の概念的理解だけではない。意思（意志）がなければ，状況に適用することはできない」と述べている。続けて「意思は，言葉が状況に適用しているかどうかが決まる因子であると同時に，言葉を適用するための必要条件となるものだ」としている。

つまり，言葉の当てはめは，意識する意思が働いていなければならないと指摘しているのである。この諸行為は詩作の標準的な最適化行動プロセスの重要なフレームであり，感受シーンの束（集まり・イメージ）を幾つかに分類（グルーピング）して，配列の優先順位を定めて，まとまりのある文章として全体像が明らかになり，納得がいけば完結することになる。

ここでいう完結の意味は，入澤[13]は次のように述べている。文学作品には一定の要件があるとして，マラルメ[14]の「詩の危機」のなかの記述を拡張して下記の通り提言する。

「文学作品とは，幾つかの語，句，文，節（そして作品）から作った呪文のような，国語のなかにそれまで存在しなかった新しい一つの語を作る」。そしてこのように成立する作品，それは数多のイメージを豊かに含む一つの場ではなく，「それ自体が一個のイマジネール（想像的なもの）に他ならない一世界」を示している」と述べている。

詩作でのキーファクターとなる工程は，外部環境（物理的な自然，各種現象，人と人，人と自然，人と自然と人などの複合関係，生物およびそれらとの関わりなど）の状況を認識する感性と言葉のあてはめにあると考えることは前述した。これが詩作のＫＦＳ（成功要件Key Factor of Success）に相当する。ここで注意すべきことは模倣という邪魔者がつき纏うことである。どこまでが模倣でどこからが創造なのか明確に区別がつきにくい。その要因には，意識には顕在意識と潜在意識があり，顕在意識はともかく潜在意識については明確に言い表せない。そこで模倣について若干整理してみよう。

入澤[15]は，模倣には３つのレベルがあるという。①のレベルは，独創性の欠如，他人の猿真似としてはなはだ忌むべきもので，創作行為から排除されるべきものというレベルのもの。

②のレベルは，アリストテレスにみられる「芸術とは模倣である」というレベルを指す。アリストテレスは芸術一般そのものが「模倣：ミメーシス」とした。それは，模倣は人間の本性であり喜びであるという考え方に基づいていると考えられる。これは彼の師プラトンが提唱した「詩人は理想の共和国の市民権は得られない」とする考え方を下敷きにしていると思われる。

③のレベルの模倣とは，①レベルの模倣のように消極的・否定的な意味合いではなく，より広く既成の作品（神話，伝説等）との内容的照応関係（引用，言及，暗示，照合等）の一切を含むと考えるものであり，この水準には②レベルの「現実を超えた真の実在の追求」という概念も究極的には包含するとしている。このやっかいな模倣を考える際には，さらにやっかいな問題が横たわっている。それは「文学は人間の言葉を材料として組み立てられる」ということに依拠している。人間の言葉あるいは記号についての問題は想像力と同様次回のテーマとしたい。

詩作の技術（生物学的要素などを含めて以後技術と称す）は以下のように集約されると思われる。①人間が存命中に外部から認識する感受のシーンは数万～数十万，あるいは数百万に及ぶかもしれないが，たかがその程度である。その感受のシーンごとに感知する仕方を洞察し，この感受シーン毎に②言葉をあてはめる技術。これを③語・句・文・節および文章リズムを織り込んで分りやすくデッサンしたり，映像，音などの表現形式を利用して，成果物としてアウトプットすればできあがる。さらに適切に表現しているか否かを④評価して，修正を繰り返して完成水準を高める。これら①から④の詩作サイクルはディープ・ラーニング技術を活用して，人工知能が自ら学習しながら進化するテクノロジーとして開発されつつある。これまで五感は人間固有の能力と思われていたが，すでにＶＲ（Virtual Reality 仮想現実）の世界では，人工知能により代替機能として開発され驚愕の進化を遂げている。

他方，もう一つの重要な要件として外部との交換に関する問題が残っている。人間が生涯で体験する外部と交換する感受シーンを100万シーン，いやもっと増えて1000万シーンとほぼ無限近くに及んでも，各シーンを集積して蓄積（標準のデータベース化）すれば，たとえビックデータになろうともＩＴ（情報技術）の強さが発揮され難なく解決される。これから50年，いや100年，遅くとも200年後には，様々なモデル検証を経て実現すると推測できる。

## ５．新しい局面への提起

―「生活の哲学（仮称）」の提言―

哲学はもはや「万学の女王」の王座を去り，領導して

きた「理性」の特権的地位も今や満身創痍といっても過言[16]ではない。哲学は「中心を喪失」し終焉したともいわれている状態である。

しかし私は，哲学の有する有効な武器を利用して詩の崩壊を未然に防ぐとともに，詩の新たな優位性を確立することを目指して，新境地を開拓するための提言を展開したい。

これまで哲学と詩（芸術）の確執について，過去から現代まで繰り返されてきた出来事を簡潔に整理して，詩の位置づけを再確認することから始めよう。

プラトンはソクラテスの名を借りて，「真実の言葉には哲学」を「偽りの言葉には詩」をといい，さらに「詩人たちの語りは模倣を通じて行われる」と糾弾し「詩人たちの追放宣言」を彼の代表作『国家』のなかで述べている。彼は完全に哲学が芸術（詩）より上位に存在すると認識したのである。この認識は，プラトンの前後する時代（哲学万能の潮流が溢れた時代で，幾多の著名な哲学者が輩出した）では，当然の帰結かも知れないと思える。それから随分と時間が過ぎ，哲学よりも詩が上位に存在すると言い放ったバディウーが登場した。

バディウー[17]は，哲学と詩の関係について，『哲学宣言』で「哲学者不在の時代の詩と詩人」についての章で，哲学（思想）と関係の深い詩人として，ヘンダーリン，マラルメ，ランボー，ペソアなどを挙げている。これは哲学者不在の時代に，哲学がマラルメやペソアたちの詩人に魅了され，哲学が詩に縫合した時代の出来事である。本来であれば，哲学が取り組むべき真理について，これまでは哲学が最も得意とされてきた分野に，例え哲学者不毛の時代だとしても「形而上学的な詩」を掲げ果敢に挑んだのである。この功績は哲学の停滞の打破を促すうえでも大きな警鐘であったと思える。この詩人たちの最大の功績は，詩に哲学的思想を持ち込んだことであり，混沌とした現代の社会の悩みを解決するヒントを哲学に求めるべきという点において，先駆者としての先見性を評価すべきである。しかし残念ながら，それらは形而上学の世界を示した詩であり，現代の悩める人たちが裡に秘めたる悩みに有効なものではない。

シェリング[18]は，哲学に対して比較優位にある詩の存在性について言及した。それは哲学が真理を示すことはできても，それを把捉することは出来ない。しかし，詩（芸術）こそが真理をとらえることができ，この意味から「芸術とは真理の現実的な身体」であると述べている。つまり哲学は真理を探究するための武器としては有効であるが，真理の実態を摑むには一工夫も二工夫も必要であり，だからといって必ずしも的を得るとは限らないと指摘しているのである。

ハイデカー[19]は，真理を陳述の正しさとする認識に立って，「存在の明るみ」としての存在問題へと転回させることで新しい展望を開き，独自の芸術＝真理論を展開した。その考えは芸術作品の根源のなかでは，真理とは「明るみと隠れとの拮抗」であり，「開示と隠蔽」との戦いであり，そのような「真理の生起」が実現する場こそ芸術作品に他ならないと主張した。

さらに，「存在するものの明け開けと伏蔵との闘争」としての真理は，詩作することによって生起する。すべての芸術（詩を含め）は，存在するものそれ自体の真理の到来を生起させる，その本質においてそれは詩作であると結語している。その依拠として「芸術の本質は，真理がそれ自体を作品の内へと据えることである」といい，詩は本来真理を追究するという性を内在していると考えたのである。

以上これまで，詩と哲学の確執を簡潔に確認した。この経緯を踏まえて詩の高まりを追究し，継続的存続の成就を成し遂げることを希求して「生活の哲学」概念について，哲学に一層の奮起を求めることを加味して，詩の新しい形の狙いとコンセプトについて述べてみたい。

既存の哲学は衰退傾向にあり，現在大きな変換点をむかえていると篠原[20]は述べている。その原因の一つには，余りにも現実世界と隔絶した形而上学的精神世界に立脚している様相があり，実生活空間の人間との乖離が大きすぎることが考えられる。実世界では自然破壊，環境破壊による深刻な大気汚染，異常気象がもたらす甚大な風水害の発生，原子力利用を要因とする放射能汚染などが安全で安心できる生活環境を破壊している。他方，人間関係の破綻は，貧困の広がりとその連鎖が浸透し希望の持てない社会が蔓延り，絶対格差の社会構造が形成されるという悲惨な状況が現生活者を襲っている。しかしながら，哲学は原理，原則のイデアに閉じ籠り，思想はすべての声を容認して逃げ回り，哲学と思想は厚い古書のなかに埋没してしまった。現生活者の悩み，安全で安心できる社会の再構築に何ら答えていないばかりか解決のヒントさえ示唆していない。この状況では不用の遺産となり，ますます傍流の知見となり下がる。そこでここでは，転換すべき詩と哲学の方向感について稚拙で思いつきのレベルだが簡潔に私見を述べる。

これから述べる「生活の哲学」を希求する最大の理由は，「詩作は実空間で行われ，そして完成している」。この事実のもと「生活の哲学」は詩作の土台として成立し生き延びるべきであり，その基軸は「生活の哲学」を手足（生活の中で一体化して）として，自由空間で詩作するという考え方に基づいている。「生活の中で自由に」とは，以下の考え方を基にしている。アリストテレスは，「人間の幸福は単なる所持になくして活動にある」と述べている。この意味は有徳な働き，つまり完璧なる徳行とは純粋思惟の働き，それは知的観照でありこれこそが最高の精神活動であり，最高の目標を持ち，最高の喜び

を与えるという考え方である。この考え方を三谷は主我的幸福論と名づけている。そして三谷[21]は,人間の快（幸福の実感）は「生命の凝滞なき生動が快の本質である」と述べている。つまり「自我を阻まれず，他物に制約せられず，自立自足自適して凝滞なき生活」これこそ幸福だと言及しているのである。しかしこの考え方はやがて行き詰まり,「自己超越的幸福論」を展開した。

この考え方は,「主観的形式ではなく客観的な実質にある」として，洗練された幸福主義を求めるべきだとした。そのためには,「人格を超えろ，超えたかたなにこそ真に超個的なる全体的価値と原理がある。それは人生の目的は己を超えたる彼岸にある」という三谷の根本思想に依拠するものである。そして,「没我的献身が人を真に活かし，それをして真にいのち充ち溢れせしめる」という彼の人間観を裏打ちしている。この幸福観をベースにして新しい概念は成立している。

私が提唱したい哲学とは，生活視点からのアプローチを重視する「生活の哲学」を目指すべきとする考え方である。「生活の哲学」のおぼろげな概念とは，精神世界の形而上学を中心として縦横に展開する思想，例えば哲学者の深層での真理の探究などを主とした原理，原則を求める思想や哲学ではない。思想や哲学に精通していない，哲学関連の未習熟者の人々を主対象範囲として，現実世界に役立つための哲学。実相で活動する彼らの生活に密着することを狙いとした「現実世界の人間への貢献」と「従来の概念範囲を超越して，生活表象への密着」を求める哲学。つまり地球上のすべての人間に対して,日々の人間生活から生起する悩みの現象あるいは事実，さらには真実にむけて有益な精神的テクスト（精神面を対象とした応用可能な適切情報）を提供し，現象，事実，真実から受ける影響を緩和することを狙いとする。様々な現象から発芽する悩み，精神的痛みやコンフリクトを緩和，解消する，あるいは受け入れるための要件を解明し適切な診断と処置情報を提示する役割を担う哲学。寄り添いや看取りやグリーフケアといった間接的対処療法ではなく，あくまでも自らが自力で解決する，解消する，あるいは受け入れるための「新たな応用できる哲学」を待望し生活の哲学と仮称した。

この考え方を進化させて，詩文化の発展に資するためには，従来の専門分野毎の分担・枠組み・範疇を超えて三位一体のメカニズムが必然であり，これが中核になると想定する。三位とは，①脳を中心とする生物科学を指し，この機能は生命の正常維持を図りながら思考，意思を司る機関（生物体としての器の正常な継続維持）であり，②認知科学を指し，これは多様な人間の思惟，個の意識を，自由にダイナミックに縦横に拡張する構造（思惟の宇宙）を保証し，思考活動そのものを行為する（思考の行為）機能，③広範な哲学を指し，哲学の強みとして思考のベクトル，洞察，彷徨（ループ）の脱却統制，思考範囲の拡張と思考の是非の判断や意思決定を支援する原理，原則および関連情報を提供（思考の潤滑油として，悩みに対応する標準的ガイドラインと適切なアドバイス）して，活動成果を向上させる機能を担う。これらの三位一体理論が詩の継続的存続を可能ならしめる。この三位一体構造を同時に同期関係で推進することこそ詩の水準を飛躍的に向上させると目論んでいる。そして，三位一体理論の最上位に人間の尊厳ともいうべき「倫理規範」を配置して，詩作活動を実践することが求められる。これにより「人間の手による詩の存続」が可能となると考える。さらに，人間の実生活を支援する側面では人間の究極目標，あるいは生存する意義として「絶対幸福」（幸福感は個人の考えに依拠し，個別に独立した幸福感があるはず。この意味から絶対幸福としたが何の確証もない。この表現が果たして適切か否かを含めて今後の探究を待ちたい）を摑み取る手助けを行うのである。

絶対幸福は個々人の価値観によって千差万別な態様があり，例えば「真理の探究」もその一つと考えられる。ダンテは『神曲』天国篇第28歌で「真理は知性に安息を与う」と讃し，トマス・アキナスは「人生の目的は真理観想の至境に到達する」ことが「至幸至福の境地」[22]という。

哲学の存在価値を高めるには，人間が求める時に，求める場所で，求められる形で，適切に支援し万人に役立つことにあると，これまでの旧理念をパラダイシフトすることが求められる。

## おわりに

人間の手による詩作の継続的存在には，人間の強みである倫理観を最上位に据えて三位一体理論を駆使できれば，詩の水準は飛躍的に高まり一般社会へ強い啓蒙活動となると期待できる。しかし残念ながら，三位一体構造理論のメカニズムに関するモジュールはいまだ解明できていない。さらに具体的行動が可能となるレベルになっていない。いまだ曖昧模糊として見えざる領域にある。今後の認知科学，情報科学，生命科学，心理学，言語学および人工知能に関する諸科学の発展に期待しなければならない。

人間の手による人間の尊厳を担保する詩を，これからも悠久に存在させるためになすべき課題は山積している。しかし，人間の詩は生活の哲学を手足にして，三位一体理論の試行錯語を重ねながらしばらくの間は，次の新たな危機が来るまでは，生き延びることができると考えている。

さらに，広義の哲学あるいは求める哲学は，人間の生活に密着した形で有益な情報を提供することが可能となれば，再び人間社会に蔓延りその存在は継続するととも

に存在価値は高まり，世界の隅々まで普及すると思われる。なぜならば混沌とした悩みや解決しなければならない課題を持つ人間は地球上には無数に存在すると思われるからである。

## 注（引用文献含む）

**1．バートランド・ラッセル**
『哲学03―言語／思考の哲学』岩波書店　2008年　16頁より加筆引用
イギリスの哲学者，論理学者，ノーベル文学賞受賞
1970年没　代表作品『哲学入門』他

**2．諫川正臣**
㈳日本詩人クラブ元理事・詩の学校元校長，千葉県詩人クラブ元会長，「黒豹」主宰，代表作品『美しい繭』『春の仏』など　2015年没

**3．共振力**
共振力は澤田直『哲学―芸術／創造性の哲学』岩波書店34頁より加筆引用
この考え方は，ペソアが「詩人とはふりをする者」という概念に端を発し，詩は模倣か類似か擬態かという論戦が巻き上がり，心という意識が擬態と化して様々なものに変容するという考え方に一応の決着がついた。
フェルナンド・ペソア　ポルトガルの詩人でポルトガル・モダニズムの旗手　九1993年没　代表作品『ペソア詩集』他

**4．マーシャル・マクルーハン**
前掲書126頁より引用
カナダ出身の英文学者　メディア研究の第一人者
代表作品『機械の花嫁』他

**5．ジル・ドゥルーズ**
前掲書127～129頁より引用
フランスの哲学者でポスト構造主義思想を掲げた第一人者　代表作品『意味の論理学』他

**6．前掲書**
11頁より加筆引用

**7．入澤康夫**
『詩の逆説』書肆山田　2004年
32～34頁より加筆引用　日本の詩人　フランス文学者

**8．前掲書『詩の逆説』**
19頁より加筆引用

**9．ハンス・ロベルト・ヤウス**
前掲書　92～93頁より加筆引用
ドイツのフランス文学研究者　1967年「文学理論への挑戦としての文学史」を発表

**10．ヴォルフガング・イーザー**
『行為としての読者―美的作用の理論』岩波書店
1982年　110頁より加筆引用　前掲書94～96六頁より加筆引用　ドイツの文学研究者　2007年没

**11．藤沢令夫**
『イデアと世界』岩波書店　「１章　言葉―言葉への態度」より引用

**12．山内志朗**
『天使の記号学』岩波書店「第１章天使の言葉」16頁より引用

**13．『岩波講座　文学２　創造と想像力』**
岩波書店　1976年　126頁より加筆引用

**14．ステファヌ・マラルメ**
19世紀フランス象徴派の代表的詩人　1898年没　代表作に『半獣神の午後』『パージュ』『詩集』『骰子一擲』他

**15．前掲書**
120～121および123頁より引用

**16．前掲書**
viより引用

**17．アラン・バディウー**
前掲書28～29頁より加筆引用
哲学者『哲学宣言』黒田昭信，遠藤健太訳　藤原書店　2004年

**18．フリードリヒ・シェリング**
前掲書29頁より加筆引用　ドイツの哲学者　1854年没
ドイツ観念論を代表する一人　代表作品『芸術の哲学』他

**19．マルティン・ハイデカー**
前掲書30頁より加筆引用
ドイツが生んだ世界的哲学者　1976年没
代表作品『存在と時間』『芸術作品の根源』関口浩訳　平凡社　2002年

**20．篠原資明**
前掲書ｖviより加筆引用現京都大学『スティークー芸術の交通論』岩波書店　1992年

**21．三谷隆正加筆**
『幸福論』岩波書店　54～58，64～74頁より引用

**22．前掲書**
204～205頁より加筆引用

## 参考文献

1.詩の構造についての覚え書 入澤康夫 思潮社2002年
2.詩の逆説　入澤康夫　書肆山田2004年
3.詩の形象と霊知　シェイクスピア他　高市順一郎訳　思潮社　2008年
4.わが出雲わが鎮魂　入澤康夫 思潮社2004年
5.マラルメ詩集　鈴木信太郎訳　岩波書店　1970年
6.ランボー詩集　中原中也訳　2013年
7.幸福論　三谷隆正　岩波文庫　1992年
8.ラッセル幸福論　安藤貞雄訳　岩波文庫　1991年

9.世界名詩集・全26巻　平凡社　1968年
10.自殺について　ショウペンハウエル　斎藤信治訳　岩波文庫　1952年
11.ソクラテスの弁明　クリトン　プラトン　久保勉訳　岩波文庫2015年
12.国家・上，下　プラトン　藤沢令夫訳　岩波文庫　1979年
13.プラトンの国家論の研究　今井直重　法律文化社　1966年
14.意識と脳　スタニスラス・ドゥアンヌ　高橋洋一訳　紀伊国屋書店　2015年
15.心をもつ機械　Stan Franklin 林一訳　三田出版会　1997年
16.心とは何か　足立自郎他編　北大路書房2001年
17.心を交わす人工知能　荒木健治他 森北出版2016年
18.ポスト・ヒューマン誕生　レイ・カーツワイル　井上健監訳　NHK出版　2014年
19.人工超知能　井上智洋　秀和システム　2017年
20.意識はいつ生まれるのか 熊谷達也　亜紀書房　2015年
21.人工知能のための哲学塾　三宅陽一郎　BNN 2016年
22.道徳形而上学言論 カント 篠田英雄訳 岩波文庫1960年
23.私的言語とは何か　Y・トゥイニャーノフ　水野忠夫訳 せりか書房　1985年
24.記号の横断　ジュリア・クリステヴァ編著　中沢新一他訳　1987年
25.天使の記号学　山内志郎　岩波書店　2001年
26.神曲 天国編　ダンテ・アリギエーリ 寿岳文章訳 集英社 2003年
27.岩波講座・哲学・全15巻　飯田隆　伊藤邦武他編集　岩波書店　2008年
28.岩波講座・文学・全12巻 大江健三郎 野間宏他編集　1976年

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.65～74

# 外国人の選挙権および被選挙権に関する一考察

# A Study on Voting Rights and Eligibility for Election for Permanent Foreign Residents in Japan

片　上　孝　洋
KATAKAMI Takahiro

要　旨

「外国人の人権」について議論する際には，人権とは人間が生まれながらにしてもっている権利，すなわち生来の権利であり，その意味で人権は前国家的な権利である以上，その享有主体の有無が後国家的な国籍の有無と連動していると考えることはできないはずである，ということを前提にしている。だが，この前提に立って，外国人の選挙権・被選挙権について論理的な議論を進めていくことができるのであろうか。このような問題意識をもって，人権保障・近代立憲主義・社会契約論・民主主義の観点から，外国人の選挙権・被選挙権に関わるさまざまな論点を丹念に考察している。人びとは，より良い生活を営みたいので，生活の本拠を有する国や地方公共団体を住みやすくしたいと思っているはずである。そのような人びとからのさまざまな意見を国や地方公共団体に届けて政治に活かす制度が選挙であり，その制度に参加できるチケットが選挙権である。そうだとすれば，同じ国や地方公共団体に生活の本拠を有する人びとのなかで，誰に選挙権を付与するのかを国籍の有無のみで決めてしまうことには無理がある。21世紀の今日，ヒト・モノ・カネが国家の制約を超えて移動する国際化・ボーダーレス時代を迎えて，憲法は開かれた多元的な文化をもつ社会，人類共生の社会の法規範である，という立場に立てば，現状に固執することなく，外国人の選挙権を付与する条件として「生活の本拠を有する」ことを検討するくらいの未来指向をもつべきである。

キーワード：外国人の人権，国籍，選挙権，近代立憲主義，社会契約論

## １．はじめに

憲法学における人権保障をめぐる議論を読むかぎり，日本国憲法は「国籍」をもたない者には冷たいようである。通説・判例によれば，国籍をもつ者（国民）は，憲法上の人権が保障されている一方で，国籍をもたない者（外国人）は，憲法上の人権のうち，性質上国籍をもつ者固有の権利と解されるものを除いた人権が保障されているにすぎない。外国人に認められない人権の代表的なものとして，入国の自由，社会権，参政権があげられる。通説・判例は，生活の本拠はおおむね生まれた国であった時代において，憲法は「国民国家」という「閉鎖的な社会」のなかで人権を保障する法規範である，との立場に立った解釈である。だが，21世紀の今日，ヒト・モノ・カネが国家の制約を超えて移動する国際化・ボーダーレス時代を迎えて，「国籍」をもたないというだけの理由で人権の保障について国民と異なった取扱いをする現状に固執することは難しくなってきている。筆者は，いつの時代，どのような時代であろうとも，人権は「人」に付いてくるのであって「国籍」に付いてくるのではない，と考える。それゆえ，人権は，「国籍」の有無に関係なく等しく保障されるべきである。

本稿では，外国人に認められない代表的な人権である参政権，殊に選挙権と被選挙権について考察する。

## ２．憲法学説

公職選挙法は，選挙権および被選挙権を日本国民に限定している（９条・10条）。このことは，国民主権の原理（憲法前文・１条）から帰結されるところであり，その趣旨は，公務員の選定・罷免権は「国民固有の権利」であると定める憲法15条１項の規定に現れている。学界においても，国政選挙については国民主権の原理に基づく以上，外国人に選挙権および被選挙権を付与することは保障されていないとする見解が支配的である。

最高裁判所は，外国人の人権保障について，「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は，権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き，わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」（最大判昭和53年10月４日民集32巻７号1223頁）であると判示している。この判旨から最高裁判所は，外国人の選挙権および被選挙権について，「憲

* 大和大学政治経済学部

平成29年10月31日受理

法15条１項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると，憲法の右規定は，国民主権の原理に基づき，公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ，主権が『日本国民』に存するものとする憲法前文及び１条の規定に照らせば，憲法の国民主権の原理における国民とは，日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば，公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条１項の規定は，権利の性質上日本国民のみをその対象とし，右規定による権利の保障は，我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」（最三小判平成７年２月28日民集49巻２号639頁）と判示している。

もっとも，地方公共団体の選挙権については，憲法93条２項で「地方公共団体の長，その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は，その地方公共団体の住民が，直接これを選挙する」と規定している。この規定に関連して，地方公共団体の選挙権は，当初は国政レベルの選挙権と同様に国民主権の原理に基づいており，憲法93条２項の「住民」は憲法15条１項の「国民」を前提にしていることを理由として，外国人には保障されていないとする見解（否定説）であった。だが，いわゆる国際化などの状況変化も反映して，むしろ地方公共団体にあっては定住外国人[(1)]にも選挙権を認めるべきであるとする見解（要請説），あるいは少なくとも法律でこれを認めることは憲法上排除されないとする見解(許容説)が主張されるようになった。

最高裁判所は，地方公共団体の選挙権について，憲法93条２項にいう「住民」とは「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当で」あるとの立場に立ちつつも，「憲法第８章の地方自治に関する規定は，民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み，住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は，その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから，我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて，その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく，法律をもって，地方公共団体の長，その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは，憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら，右のような措置を講ずるか否かは，専ら国の立法政策にかかわる事柄であって，このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」（最三小判平成７年２月28日民集49巻２号639頁）と判示している。この最高裁判決の論理は，「日常生活に密接な関連を有する」とか「特段に緊密な関係を持つに至った」というように，地域への事実上の帰属関係がありさえすれば，国籍がなくても，地方選挙権を認めることを憲法は禁止していない，つまり法律でそれを認めることができる，ということである[(2)]。したがって，地方公共団体のなかでも，とりわけ元来住民の日常生活に密接な関連を有する市町村レベルにおいては，法律により定住外国人に地方選挙権を認めることは可能であると解すべきであろう[(3)]。ただし，定住外国人に地方選挙権を認めるにあたっての前提条件として，地方公共団体ないしその機関の行使する権能の種類や性質，地方公共団体ないしその機関と国との関係等を考慮しなければならないであろう。

## ３．人権保障と国籍

日本国憲法は，10条で「日本国民たる要件は，法律でこれを定める」と規定している。憲法10条に基づいて，国籍法が制定されている。

まず，日本国憲法で使われている「国民」とか「日本国民」とかは誰であるのか，を問うてみる。この問いに対して，国籍法に基づき「国籍」を保有する者が最高法規である憲法にいう「日本国民」となる，と答えるとしよう。このような答え方では，国法体系・国法秩序の点で両者の立場が逆転してしまう。つまり，「憲法は，法律よりも上位の法であるから，上位の法である憲法の保障する権利を誰がもつのかということが下位の法理によって決まるというのも，筋の通らない話というべきである」[(4)]。また，後藤光男は，「日本国憲法上，『日本国民』という枠というか核が予定されていて，それを具体化してそれに関する詳細な規定を置くのが法律の役割であろう。憲法上，日本国民という概念を規定しないでおいて，それを下位の立法に丸投げするのでは，憲法が憲法でなくなってしまうのではないのか」[(5)]と指摘している。しかも，これまで「国籍」を保有する者を「国民」と解してきているが，日本国憲法自体は，前文および条文で使われている「日本国民」とか「国民」とかが日本の「国籍」を保有する者を意味するとは一言も語っていないのである。この点について，浦部法穂は，「あくまでも参考までに，であるが，憲法の『国民』という言葉が，英訳ではどうなっているかをみてみると，第10条の『日本国民』が《a Japanese national》となっているのを除き，すべて《people》と訳されている。前文の『主権が国民に存する』という場合の『国民』，第１条の『主権の存する日本国民』という場合の『日本国民』，第15条の公務員選定罷免権は『国民固有の権利である』という場合の『国民』，第79条２項の最高裁判所裁判官の『国

民審査』の『国民』，あるいは，第96条の憲法改正『国民投票』の『国民』，これらも，第3章の表題および個々の規定における『国民』と同じく，すべて《people》である。つまり，日本国憲法の正文（日本語）においてはもちろん，英訳文においても，主権主体としての『国民』と人権享有主体としての『国民』とは，少なくとも，用語のうえでは，全然区別されていないのである。……要するに，ここで言いたいことは，『国民』が日本国籍保持者を意味するのかどうかは，それぞれの規定の趣旨に即して考えなければならない……，ということである」[6]と述べている。

さらに問えば，憲法の究極の目的が人権保障にあるとすれば，なぜ人権を保障するために「国籍」を保有したり取得したりすることが必要なのであろうか。憲法に「国籍」に関する規定を定めなければ，人権を保障することができず，憲法が憲法でなくなってしまう，とでも言いたいのであろうか。そこで，憲法の人権保障にとっての国籍の意義について検討する。

市民革命を経て「国籍を持つ人＝国民」を主権者とする国民国家が形成されるとともに，近代立憲主義は，近代諸国で制定される成文憲法へと結実した。近代立憲主義の憲法は，国民国家の憲法であるから，「国籍を持つ人＝国民」という枠内から容易に抜け出すことができない宿命を帯びることになる[7]。それゆえ，国民国家の憲法が保障するのは，あくまでも「国民」の人権であるということになる[8]。

他方，人権が人の生来の権利であり，その意味で前国家的な権利である以上，その享有主体の有無が後国家的な国籍の有無と連動していると考えることはできない。なぜならば，国籍は，人権をもつ者ともたない者を区別するためではなく，国家権力の及ぶ範囲を人的側面から捉えるために考案された制度にすぎないからである[9]。また，人権を保障するためにはコストがかかるので，限られたコストを有効に利用するためには，保障すべき人的範囲が画定されていることが望ましいであろう。そのように考えれば，国家が人権を保障すべき対象者を国籍によって画定することには意味があると言えるであろう。

上述した人権保障と国籍の捉え方は，生活の本拠はおおむね生まれた国であったから，そこに住む人が国籍をもつ国民であった18・19世紀においては妥当するであろう。そのような時代においては，憲法にいう主権者性の存否を識別するための指標として「国籍」という概念が明確で紛らわしくなかったし，原則として「国籍」に基づいて人権を保障するという憲法理論にも異論を差し挟まなかった。しかし，人の国際移動が活発になっている今日では，生活の本拠が必ずしも生まれた国であり国籍国でもあるとは言えなくなっているので，人権を保障するための指標を「国籍」に依存するのは不都合になっている。そのため，「国籍」に代わるもっと良い指標がないかを考えるべきであるとする見解がある[10]。確かに，人権を保障するための指標として「国籍」に代わるもっと良い指標がないかを考えるべきである，とする見解は傾聴に値する。しかし，日本国憲法は，近代立憲主義憲法であり，そこには社会契約論を読み取ることができる。それゆえ，近代立憲主義とその原点である社会契約論の観点から，人権と国籍をめぐる問題を考え直してみるべきである。

## 4．近代立憲主義と人権保障

近代立憲主義とは，個人の権利・自由を保障するために，権力の分立によって権力を制限するという考え方である。近代立憲主義にとって，人間社会，あるいは政治社会において「個人の尊重」が一番大切な価値である。「個人の尊重」とは，一人ひとりの人間が人格的自律の存在として最大限尊重されなければならないという趣旨である。また，「個人の尊重」は，一人ひとりの人間が自律的存在として自己の幸福を追求して懸命に生きる姿に本質的価値を認め，その価値を最大限尊重しつつ人の共生を可能とするような社会・国家の構成のあり方を考えるうえでの原理をも内在しているのである[11]。

「個人の尊重」については，憲法13条で「すべて国民は，個人として尊重される」と規定している。憲法13条は，一人ひとりの人間が自律的存在として生きていくうえで重要な権利を「生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利」として包括的に保障しようとしているのである。さらに，憲法13条は，「生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする」と規定し，「個人の尊重」が「国政」のあり方の基本にかかわっていることを示唆しているのである。

社会・国家の構成のあり方を考えるうえで「個人の尊重」が一番大切な価値であり，憲法13条が「個人の尊重」を言明していることは理解できる。それでは，個人として尊重される，憲法13条にいう「国民」とは誰であるのか，が問題となる。宮沢俊義は，憲法13条にいう「『すべて国民は』とは，主として，日本国民を眼中におくが，事情の許すかぎり，外国人にもこの規定を準用する趣旨で」あり，「『個人として尊重される』とは，個人主義の原理を表明したものである」[12]と述べている。そして，個人主義について，宮沢俊義は，「個人主義とは，人間社会における価値の根元が個人にあるとし，なににもまさって個人を尊重しようとする原理をいう。ここで個人とは，人間一般とか，人間性とかいう抽象的な人間ではなくて，具体的な生きた一人一人の人間

をいう」[13] とも述べている。だが，宮沢俊義が捉える憲法13条にいう「個人」と「個人主義」の「個人」との間に矛盾がある。宮沢俊義は，憲法13条は個人主義の原理を表明したものであり，個人主義の「個人」とは「具体的な生きた一人一人の人間」であると述べておきながら，「事情の許すかぎり，外国人にもこの規定を準用する趣旨である」と述べている。つまり，憲法13条にいう「個人」とは，当然「日本国」を構成する「個人」という意味での「日本国民」を前提にしているという捉え方である。したがって，個人として尊重される，憲法13条にいう「国民」とは「日本国民」ということになる。一方で，憲法13条の英訳文は，“All of the people shall be respected as individuals.”となっている。憲法13条にいう「個人として尊重される」とは，「個人」を，所属する団体や地位などとは無関係な立場に立った「一個人（individual）」という意味で捉えたうえでの理念である。憲法13条は，その理念において，すべての人間（All of the people），すなわち生物学的な種としての人間のすべてが個人として尊重されるべきである（shall be respected as individuals）ということを宣言するものである。ただし，日本国憲法の適用範囲を踏まえれば，この規定は，日本国民その他日本の統治権に服するすべての人間に対して，個人として尊重されることを法的に保障するものと解される[14]。したがって，個人として尊重される，憲法13条にいう「国民」とは「一個人」ということになる。

さらに，社会・国家の構成のあり方を考えるうえで，宮沢俊義は，「個人主義は，基本的人権の尊重を要請し，そこから，国民主権そのほかの民主主義的な諸原理が生まれる。個人主義は，すなわち，民主主義の根底である」[15] と述べている。この一文にある「個人主義」，「基本的人権の尊重」，「国民主権」，「民主主義」のなかで，重要さの序列で「個人主義」が上位にあると読み取れる。それを踏まえたうえで，憲法13条がその主眼を置いているのは「国民」ではなく「一個人」であり，個人主義が基本的人権の尊重を要請していると解するのであれば，日本国憲法は「具体的な生きた一人一人の人間の人権を尊重すること」が要請されているということになる。したがって，人権を保障するために，その人が「国籍」を保有しているか否かを問うことは，それほど重要ではないと考える。

## 5．社会契約論と人権保障

近代立憲主義は，政治的共同体あるいは政府の統治権の根拠を社会契約論に求める。近代立憲主義の先駆者であるジョン・ロック（John Locke, 1632 – 1704）の社会契約論は，自然状態において人がもっている「生命・自由・財産」からなる自然権の保全を目的として個々人の間で契約を結んで政治的共同体をつくるという考え方である。確かに，政治的共同体は，統治するための政治権力を有している。しかし，政治的共同体の統治に構成員が服するのは，彼／彼女らの自然権が保障されているからである。

日本国憲法は，統治権の根拠について，前文第一段で「そもそも国政は，国民の厳粛な信託によるものであつて，その権威は国民に由来し，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受する」と宣明している。ここにいう「信託」はロックのキーワードであることから，ロックの社会契約論が日本国憲法の礎を築いていると解する[16]。日本国憲法は，統治の基本原理として前文第一段で「国民の厳粛な信託」を明らかにしたうえで，「第8章 地方自治」を設け，そこに地方自治に関する４ヵ条の規定を置いている。これらを鑑みれば，憲法は政を信託すべき統治団体として国・中央政府のみならず地方公共団体・地方政府をも用意し確保していると考える[17]。確かに，国および地方公共団体は，統治するための政治権力を有している。しかし，国および地方公共団体の統治に構成員が服するのは，彼／彼女らの人権が保障されているからである。つまり，「国政」を担う中央政府の統治権は，自らの人権を守るために国を構成する人によって信託されており，「地方自治」を担う地方政府の統治権は，自らの人権を守るために地方公共団体を構成する人によって信託されていると考える[18]。

それでは，人権を保障するために，国および政治的共同体を構成する人が「国籍」を保有しているか否かを問うことは重要であろうか。この問いに答えるためには，国および地方公共団体の構成員とは誰であるのか，を明らかにする必要がある。社会契約論の観点から，政治的共同体の構成員とは政治的共同体に統治権を信託している人，すなわち政治的共同体の統治権の及ぶ領域に生活の本拠を有する人である，という考え方が根底にあるとすれば，国および地方公共団体の構成員とは，それぞれの統治権の及ぶ領域に生活の本拠を有する人であるということになる。それに加えて，政治的共同体の統治目的は，「人」の権利の保障（人権保障）である以上，統治の対象は，「国籍」ではなく「人」である。

社会契約論の観点から考え直してみると，国および地方公共団体が人権を保障するための指標としては，それぞれの統治権の及ぶ領域に生活の本拠を有する人であるか否かを問うことが重要であって，その人が「国籍」を保有しているか否かを問うことは二次的な重要性しかないと考える。

## 6．民主主義と選挙権

仮に一人ひとりの人権を保障するために，生活の本拠を有する国や地方公共団体における共通ルールを策定する必要があれば，当然，一人ひとりに自分の意見を表明する権利を認めたうえで，その仕組みを構築しなければならない。その権利が表現の自由であり，その仕組みが民主主義である。表現の自由には，個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値（自己実現の価値）があるとともに，自由に意見を表明し討論することによって社会の全ての構成員が政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）がある[19]。民主主義とは，人間社会，あるいは政治社会における共通ルールの策定と決定過程において，少数派か多数派かを問わず，すべての人びとの自己決定，自己実現を尊重する原則である。民主主義の観点から見る表現の自由は，民主政治にとって不可欠な，自由な意見発表と討論を保障するものとして，きわめて重要な意義をもっている[20]。

上述した表現の自由と民主主義との関係を踏まえたうえで，選挙権を付与する主体について考えてみる。後藤光男は，「民主主義とは，人民の自己統治であり，自己の政治的決定に自己が従うということである。したがって，政治的決定に従うものは，当然，その決定に参加できるものでなければならない。主権者とは，民主主義の観点から，その政治社会における政治的決定に従うすべての者である。すなわち，その政治社会を構成するすべての人である。日本における政治的決定に従わざるをえない『生活実態』にある外国人には当然に選挙権が保障される，ということになる」[21]と述べている。わかりやすく言えば，民主主義の意義は，政治の影響を受けるすべての人が政治の決定に参加する機会をもつことにある，と理解するのであれば[22]，民主主義にとって，政治の影響を受ける人の国籍の有無は重要であるとは言えない。それゆえ，国籍を理由に，政治の影響を受ける人に選挙権を付与しない，あるいはその人から選挙権を剥奪することは，民主主義の意義に反するということになる。また，後藤光男は，「その人が生活している日本社会で，社会共通のルールをつくる際，その社会の構成員の一部を排除し意思表明をさせないでおいて（選挙権を認めない），またルール作成の審議過程に参加させないでおいて（被選挙権を認めない），その社会の構成員のための自由かつ豊かに生きる適切な条件整備のルール（法律）をつくれるものであろうか」[23]との疑問を呈している。

後藤光男は，社会契約論の観点から国籍に代わる選挙権を付与する主体の指標を「『いま現にどこに住んでいるのか』という事実」[24]，「現に生活基盤を日本社会に持っているという事実」[25]に求めている。この点について，最高裁判所は，「民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み，住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は，その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから，我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて，……法律をもって，地方公共団体の長，その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは，憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」（最三小判平成７年２月28日民集49巻２号639頁）と判示している。最高裁判所は，選挙権を付与する根拠として，「日常生活に密接な関連を有する」とか「特段に緊密な関係を持つに至った」というように，地域への事実上の帰属関係，つまり「生活の本拠」もありうることを指摘している。このことは，現実に政治的共同体の統治権の及ぶ領域に生活の本拠を有する人が政策決定に参加するという社会契約論への復帰と見ることができる。そして，この論理は，国政の選挙権でも地方政治の選挙権でも質的な違いはないはずである[26]。また，最高裁判所は，「特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの」として具体的に「永住者等」[27]を挙げている。だが，「永住者等」が「特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる」のは，地方公共団体に限ったことではなく国にも当てはまることである。したがって，地方公共団体と「特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる」「永住者等」に地方政治の選挙権を付与するのであれば，彼／彼女らに国政の選挙権を付与することも認められるであろう。

## 7．選挙権とは

### (1) 権利保障の根拠

確かに，国籍の有無を問わず，誰しも自ら選挙権を行使することで，国政および地方政治に自らの意見を反映させることができるのが理想である。しかし，憲法15条3項には「成年者による普通選挙を保障する」と年齢条件が明記され，公職選挙法および地方自治法にも選挙権を行使できる年齢条件が定められていることを鑑みれば，たとえ国籍をもっているからと言って，誰も彼もが選挙権を行使して国政および地方政治に自らの意見を反映させることができないのが現状である。ある意味，国籍をもつ者にとっても，選挙権は，憲法上付与される権利ではなく法律上付与される権利であると言える。

それでは，なぜ選挙権が法律上付与される権利であると言えるのか，その根拠を示しておく。

まず，憲法は，国政および地方政治における選挙権の資格を定めることを法律に留保しているか否かについて検討する。憲法44条は，「両議院の議員及びその選挙人の資格は，法律でこれを定める」と規定しているので，国政おける選挙権の資格を定めることを法律に留保している。一方で，憲法44条は，地方政治における選挙権の資格を定めることを法律に留保していない。地方政治における選挙権について，憲法93条２項は「地方公共団体の長，その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は，その地方公共団体の住民が，直接これを選挙する」と規定しているが，法律で選挙権の資格を定めることを明記していない。それでは，この法律の沈黙をどのように理解するのか，ということが問題となる。この理解として，地方政治における選挙権のあり方は，全国一律ではなく地方住民がそれぞれに考えるべき問題である[(28)]から，「本来的には『長・議会の議員及び選挙権の資格は，条例でこれを定める』ということになろう」[(29)]とする見解がある。この法律の沈黙に対する理解に対して，最高裁判所は，「憲法44条は国会議員のみに関してその選挙人の資格は法律で定める旨を規定しているのに，地方公共団体の議員選挙にはその規定がないから，後者の選挙権被選挙権は法律を以ても制限し得ないものである，と論旨は主張するが，しかし憲法44条に『法律で定める』というのは，法律で定めなくてはいけないということでありその規定がないからとて，法律を以てしても制限できないということにはならない。国会議員についてさえ法律で選挙資格を定め得るのだから，地方公共団体の議員選挙についても同様であるべきことは当然」（最大判昭和25年４月26日刑集４巻１号707頁）であると判示している。

憲法92条と地方政治における選挙権の関係について，憲法92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は，地方自治の本旨に基いて，法律でこれを定める」と規定している。地方自治法は，憲法92条にいう「地方自治の本旨に基いて」制定されており（１条），「第２編 普通地方公共団体」のなかに「第4章 選挙」を置いている。したがって，地方政治における選挙権の資格を定めることについては法律に留保されていると考える。

### (2) 国民固有の権利

次に，選挙権の本質について検討する。日本国憲法は，「第３章 国民の権利及び義務」のなかで「公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である」（15条１項）と規定している。憲法15条１項でいう「『国民固有の権利』とは，国民が当然にもっているとされる権利，したがって，他人にゆずりわたすことのできない権利の意である（英訳では，inalienable rightといっている）」[(30)]とする見解がある。これらを踏まえれば，日本国民にとっての選挙権は，一見して「人権」であるかのように見える。

そこで，あらためて「国民が当然にもっているとされる権利」としての「国民固有の権利」について考えてみる。選挙権が「国民固有の権利」であれば，選挙権が制限されている場合，あるいは選挙権を剥奪された場合には，憲法15条１項の権利が侵害されたことになるであろう。しかし，最高裁判所は，選挙権の制限や剥奪の合憲性が争われた事件において合理的かどうかを審査したうえで合理的であるとしてこれを合憲であるとする判決を下している（例えば，最三小判昭和29年４月27日刑集８巻４号568頁，最大判昭和30年２月９日刑集９巻２号217頁）。最高裁判所は，選挙権の制限や剥奪を憲法上付与された権利の制限や剥奪であるとは捉えず，選挙権は法律によって与えられて初めて認められるもので，誰に選挙権を付与するのかは国会の合理的な裁量によると考えているようである[(31)]。この最高裁判所の選挙権に対する考え方は，公職選挙法252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の合憲性をめぐる事件での裁判官斎藤悠輔と同入江俊郎の意見からも読み取れる。この二人の裁判官は，「（上告趣意の）論旨は，選挙権，被選挙権が国民主権につながる重大な基本権であり，憲法上法律を以てしても侵されない普遍，永久且つ固有の人権であることを前提としている。なるほど，日本国憲法前文において，主権が国民に存することを宣言し，また，同法15条１項，３項において，公務員を選定することは，国民固有の権利であり，公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する旨規定している。……そして，同法44条本文は，両議院の議員及びその選挙人の資格は，法律でこれを定めると規定し，両議院の議員の選挙権，被選挙権については，わが憲法上他の諸外国と異り，すべて法律の規定するところに委ねている。されば，両権は，わが憲法上法律を以てしても侵されない普遍，永久且つ固有の人権であるとすることはできない。むしろ，わが憲法上法律は，選挙権，被選挙権並びにその欠格条件等につき憲法14条，15条３項，44条但書の制限に反しない限り，時宜に応じ自由且つ合理的に規定し得べきものと解さなければならない。それ故，所論前提は是認できない」（最大判昭和30年２月９日刑集９巻２号217頁）と述べている。

したがって，選挙権は，法律によってその帰属が認められた国民のみがもっている権利であると解されるので，「国民が当然にもっているとされる権利」であるとは言えない。また，憲法15条１項でいう「国民固有の権利」とは，選挙権は「他人にゆずりわたすことのできない権利」（inalienable right），すなわち法律によって自分に付与された権利である以上，その権利を他者に譲り渡すことが禁じられており，自らがその権利を行使し

なければならないことを意味しているにすぎないと考える。

### (3) 小括

憲法学において，人権とは人間が人間である以上，当然にもっている権利である，と定義している。この定義に照らせば，選挙権は，国家の存立を前提とする権利である以上，人権ではなく，あくまで後国家的権利である。選挙権が後国家的権利であるということは，民主主義という政治手段を採用しない国家にとって，選挙権が無用のものであることを考えれば明らかであろう。また，憲法15条１項が選挙権を「国民固有の権利」としているのは，このことを明らかにしようとしているとも考えられる[(32)]。しかも，上述したとおり，日本国民であるとしても，選挙権は，精神的自由といった他の人権とは違って，一定年齢以下の者には権利そのものの帰属が否定されるという性格をもった権利である。

憲法学において外国人に一定の範囲内で人権の保障を認めるのは，日本国憲法が前国家的な人間の権利を保障するという思想ないし自然権思想に基づいて人権の規定を設けていることを根拠にしているからである[(33)]。その根拠に照らせば，選挙権は，国家の存立を前提とする後国家的な人間の権利であるから，外国人の人権として保障されていないとする解釈が成り立つであろう。だが，日本国民にとっても外国人にとっても選挙権は後国家的な人間の権利であるから，結論として，選挙権を付与する主体は，法律で定めれば良いという考え方にならざるをえない。

仮に選挙権は法律上付与される権利であるという考え方に立脚するとしても，国政および地方政治において民主政の過程が適切に機能しているのであれば，選挙権を行使できる国民がそれを行使できない国民の意見を国政および地方政治に代弁していると考えて良いであろう。同様に，選挙権を行使できる国民のなかには，同じ国で生活する外国人の意見を国政および地方政治に代弁している者がいると考えれば，外国人に選挙権を認めていないからと言って，必ずしも国政および地方政治に外国人の意見が全く反映されていないとは言えないであろう。したがって，外国人の選挙権を重要視し過ぎる必要はないと考える。

この見解に対して，選挙権をもたない者は，国政および地方政治に参加できない以上，自分の運命を他者の手に委ねることになり，自己決定ではなく，他者による決定，すなわち自己実現ではなく，他者によって定められた役割を実現しているにすぎない存在に陥ってしまうとの反論がなされるであろう。このような反論に対しては，次のように反駁することができる。民主政において，政治的共同体には多数決原理が必須であるかのように捉えられている。多数決原理は，治者の意思と被治者の意思との一致，つまり両者間の「同意」によって政治的決定を正当化する手続きである。だが，その「同意」は，多数決原理により個人一人ひとりの意思を集団の意思が包み込み，さらに数の多寡によって形成される多数派の意思が全体の総意であるという擬制の「同意」にすぎない。しかも，多数決原理は，普遍的な正しさを模索し，その正しさを支える衆知を集める手段としては最善であると考える。それゆえ，政治的決定は多数決原理による結論である限り，その決定がすべて正しいというわけではない。政治的決定のなかには，人権を貶めたり蔑ろにしたりするものもあるであろう。仮にそのような決定がなされたとしても，日本国憲法下のわが国においては，殊に問題ないと考える。なぜならば，日本国憲法は，人権規定を置くことによって，近代立憲主義の原理に重きを置いているからである。つまり，日本国憲法は，11条で「基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与へられる」と規定し，基本的人権が実定法を超越した自然法上の権利であることを宣言している。さらに，日本国憲法は，実質的に終章である「第10章 最高法規」の冒頭に97条を掲げて，基本的人権が永久不可侵の権利であることを再び宣言している。このような章と条文の構成から解釈して，憲法の究極の目的は人権を保障することにある，と観念され，それが憲法の実質的な最高法規性の根拠となっている。憲法には，国会の立法権および地方公共団体の自治立法権を拘束するということのみならず，国会の制定した法律および地方公共団体の制定した条例の内容が憲法に適合するかどうかを裁判所が解釈し審査する権限も確立されている。したがって，仮に人権を貶めたり蔑ろにしたりする政治的決定がなされたとしても，その決定は，裁判所によって違憲無効とされることが期待されているのである。

## ８．おわりに

「外国人の人権」について議論する際には，人権とは人間が生まれながらにしてもっている権利，すなわち生来の権利であり，その意味で人権は前国家的な権利である以上，その享有主体の有無が後国家的な国籍の有無と連動していると考えることはできないはずである，ということを前提にしている。だが，この議論の前提は理に適っているのであろうか。

そもそも「人権」の前に「外国人の」という用語を付加することは，人間のなかに人権が保障されない人間が存在することを想定するので，人権の定義を曖昧なものにしている。

次に，日本国憲法が「第３章 国民の権利及び自由」に掲げる「基本的人権」のなかには，前国家的権利ない

し自由権にとどまらず後国家的権利である社会権や参政権も含まれている。基本的人権のうち重要なものは，既に述べたように前国家的権利として，個人としての人間に与えられているものであるから，その享有主体を国籍の有無で区別することは，人権の定義に反する。そのように解するのであれば，後国家的権利である選挙権の主体を国籍の有無で区別することは，人権の定義に反していないことになる。

さらに，憲法第３章の諸規定のなかに「権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるもの」があるという最高裁判所の解釈について考えてみる。「権利の性質上」，すなわち生来の権利という性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものは，憲法第３章の諸規定のなかのどの規定の権利であるのか，を問うてみる。この問いに対して，それは憲法15条１項の選挙権である，と答えるとしよう。このような答え方では，選挙権は人間の権利でありながら，その権利が保障されない人間が存在することを認めることになる。

こうして考えてみれば，「外国人の人権」について議論するためには，「憲法は，人である以上，当然に保障すべき権利をすべての人に保障しようとしているわけではなく，もともと同国人という特定の人々の権利のみを保障しようとする」(34) 法規範であるという前提が必要である。「外国人の人権」は，その前提があって，そうした権利の保障をどこまで同国人以外の人びとに拡張して適用することが可能かという問題 (35) である。長谷部恭男は，「外国人の人権」について議論する「出発点がこのように設定されているのであれば，実は，参政権など，『権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるもの』と，それ以外の外国人にも等しく保障されるはずの権利との違いは，程度の差にすぎない」(36) と指摘している。

本稿の論旨から見れば，人びとは，より良い生活を営みたいので，生活の本拠を有する国や地方公共団体を住みやすくしたいと思っているはずである。そのような人びとからのさまざまな意見を国や地方公共団体に届けて政治に活かす制度が選挙であり，その制度に参加できるチケットが選挙権である。そうだとすれば，同じ国や地方公共団体に生活の本拠を有する人びとのなかで，誰に選挙権を付与するのかを国籍の有無のみで決めてしまうことには無理がある。また，選挙権は，「権利の性質上」，すなわち後国家的権利という性質上，日本国民のみならず外国人もその対象としていると解される権利である。したがって，選挙権の主体を日本の統治権に服するすべての人間のうち，どこまでの人間に認めるかということは，立法の問題である。民主主義とは，人間社会，あるいは政治社会における共通ルールの策定と決定過程において，少数派か多数派かを問わず，すべての人の自己決定，自己実現を尊重する原則である。それゆえ，民主主義社会において，その社会に生活の本拠を有する人びとに対して，その社会に共通するルールの策定と決定過程を解放すればするほど，それだけ多くの人びとの自己決定，自己実現がより一層尊重されることになる。日本という社会をより良く運営し，そしてその社会に生活の本拠を有する人びとがより良く生きることができるようにするために選挙権を誰に付与するのかは，日本国民の意思決定の問題である。21世紀の今日，ヒト・モノ・カネが国家の制約を超えて移動する国際化・ボーダーレス時代を迎えて，憲法は開かれた多元的な文化をもつ社会，人類共生の社会の法規範である，という立場に立てば，現状に固執することなく，外国人の選挙権を付与する条件として「生活の本拠を有する」ことを検討するくらいの未来指向をもつべきである。

## 注

(1) 定住外国人は，次のとおり定義されている。

浦部法穂は，「『定住外国人』とは，日本に生活の本拠があり，その生活実態からみて国籍国を含むどの国よりも日本と深く結びついている外国人をいう，と一応定義づけできる。典型的には，永住権をもつ外国人がそれにあたる」と述べている。浦部法穂『憲法学教室（第３版）』（日本評論社，2016年）67頁。

大沼保昭は，「定住外国人とは，日本社会に生活の本拠をもち，その生活実態において自己の国籍国をも含む他のいかなる国にもまして日本と深く結びついており，その点では日本に居住する日本国民と同等の立場にあるが，日本国籍を有しない者をいう」と定義している。大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて－在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』（東信堂，1986年）204頁。

徐龍達は，「『定住外国人』とは，日本社会に生活の基礎があって，社会的生活関係が日本人と実質的に差異のない，日本国籍をもたない外国人のことをいう」と定義している。徐龍達「『共生社会』のための地方参政権」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）19頁。

(2) 渋谷秀樹『憲法への招待（新版）』（岩波書店，2014年）50頁参照。

(3) 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011年）145-146頁参照。

(4) 浦部法穂「日本国憲法と外国人の参政権」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）89頁。

(5) 後藤光男『永住市民の人権－地球市民としての責

任』（成文堂，2016年）49-50頁。
（6） 浦部・前掲注（4）96-97頁。
（7） 渋谷・前掲注（2）44頁参照。
（8） 秋葉丈志は，「近代国民国家の憲法は，他者から区別された『国民』による国家を生成するための装置として出現し，国民の権利を定めることを主眼としてきた」と述べている。秋葉丈志「アメリカ合衆国憲法における外国人の権利と司法審査」『社学研論集』5号（2005年）223頁。
（9） 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣，2017年）92頁参照。
（10） 江橋崇「定住外国人の地方参政権と民主主義」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）74頁参照。
（11） 佐藤・前掲注（3）121頁参照。
（12） 宮沢俊義著•芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』（日本評論社，1978年）197頁。
（13） 宮沢・前掲注（12）197頁。
（14） 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）国民の権利及び義務（1）§§10〜24』（有斐閣，2017年）68頁参照〔土井真一〕。
（15） 宮沢・前掲注（12）197頁。
（16） 清宮四郎「日本國憲法とロックの政治思想」『國家學會雜誌』62巻9号（1948年）458頁；樋口陽一ほか『注釈 日本国憲法 上巻』（青林書院新社，1984年）26-27頁〔樋口陽一〕；松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』（岩波書店，1987年）3頁，10頁，16頁参照。
（17） 片上孝洋『近代立憲主義による租税理論の再考―国民から国家への贈り物』（成文堂，2014年）260-261参照。
（18） 渋谷・前掲注（2）226頁参照。
（19） 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店，2015年）175頁参照。
（20） 浦部・前掲注（1）158頁参照。
（21） 後藤・前掲注（5）151頁。
（22） トーマス・ハンマー著・近藤敦監訳『永住市民と国民国家－定住外国人の政治参加』（明石書店，1999年）8頁参照。
（23） 後藤・前掲注（5）156頁。
（24） 後藤光男『共生社会の参政権－地球市民として生きる』（成文堂，1999年）116頁。
（25） 後藤・前掲注（5）2頁。
（26） 渋谷・前掲注（2）50頁参照。
（27） 出入国管理及び難民認定法上，「永住者等」に該当し得る在留資格は，別表第２に掲げられている「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」である。これらの在留資格は「身分又は地位」に基づくものとされており，これらに該当する場合には，国内で許される就労活動の範囲に特段の制限はない。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法は，特別永住者に対し日本で永住することができる地位を与えている。特別永住者は，出入国管理及び難民認定法2条の2第１項の「他の法律に特別の規定がある場合」に該当する者として，同法の在留資格を有することなく日本で永住することができ，日本における就労活動その他の活動について同法による制限を受けない。
（28） 渋谷秀樹『日本国憲法の論じ方（第2版）』（有斐閣，2010年）438頁参照。
（29） 後藤・前掲注（5）127頁。
（30） 宮沢・前掲注（12）219頁。
（31） 松井茂記『日本国憲法（第3版）』（有斐閣，2007年）405-406頁参照。
（32） 高橋正俊「憲法上の地方自治制度の意義」『香川法学』27巻1号（2007年）7頁参照。
（33） 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣，2012年）222-223頁参照〔中村睦男〕。
（34） 長谷部恭男『憲法の理性（増補新装版）』（東京大学出版会，2016年）118頁。
（35） 長谷部・前掲注（34）118-119頁参照。
（36） 長谷部・前掲注（34）119頁。

## 参考文献

秋葉丈志「アメリカ合衆国憲法における外国人の権利と司法審査」『社学研論集』5号（2005年）
芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店，2015年）
浦部法穂「日本国憲法と外国人の参政権」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）
―――『憲法学教室（第3版）』（日本評論社，2016年）
江橋崇「定住外国人の地方参政権と民主主義」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）
大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて－在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』（東信堂，1986年）
片上孝洋『近代立憲主義による租税理論の再考―国民から国家への贈り物』（成文堂，2014年）
清宮四郎「日本國憲法とロックの政治思想」『國家學會雜誌』62巻9号（1948年）
後藤光男『共生社会の参政権－地球市民として生きる』（成文堂，1999年）
―――『永住市民の人権－地球市民としての責任』（成文堂，2016年）
佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011年）
渋谷秀樹『日本国憲法の論じ方（第2版）』（有斐閣，2010年）

――――『憲法への招待（新版）』（岩波書店，2014年）
徐龍達「『共生社会』のための地方参政権」徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社，1995年）
高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣，2017年）
高橋正俊「憲法上の地方自治制度の意義」『香川法学』27巻1号（2007年）
トーマス・ハンマー著・近藤敦監訳『永住市民と国民国家－定住外国人の政治参加』（明石書店，1999年）
野中俊彦ほか『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣，2012年）
長谷部恭男『憲法の理性（増補新装版）』（東京大学出版会，2016年）
長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）国民の権利及び義務（1）§§10～24』（有斐閣，2017年）
樋口陽一ほか『注釈 日本国憲法 上巻』（青林書院新社，1984年）
松井茂記『日本国憲法（第3版）』（有斐閣，2007年）
松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』（岩波書店，1987年）
宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』（日本評論社，1978年）

大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月　pp.75～86

研究ノート

# 共生社会研究の現状と課題

## *The Current Situation and Issues of Studies on 'Kyosei' Society*

福　留　和　彦
FUKUTOME　Kazuhiko

要　旨

本稿は，共生社会研究の現状と課題について，共生社会システム学会の到達点と問題点を通じてこれを明らかにする。学会は10周年を迎え，記念大会では共生社会研究のこれまでの総括と将来に向けての課題が議論された。これを収録した学会誌の特集号と学会が記念事業として刊行した二巻本の研究書籍は，現時点における学会の研究の到達点を示している。そこで本稿は，これら文献に基づき，学会を主導してきた尾関周二，亀山純生，矢口芳生の共生社会論を「参照基準となる研究」と位置づけ，これらを批判的に評価することで，今後共生社会研究が取り組むべき課題を提示する。

Abstract

This paper describes the current situation and issues of studies on *kyosei* (conviviality) society through examining the research of the Association for *Kyosei* Studies and their problems. In the annual conference for the 10th anniversary of the association, the members discussed the current status and issues for advancing the study on *kyosei* society. The special edition of the association's journal containing the discussion above and the two books as commemorative publication (*Kyosei Society* Ⅰ,Ⅱ) are the latest products of the association. Based on the above, this paper investigates the studies of Shuji Ozeki, Sumio Kameyama, Yoshio Yaguchi (they have led the association so far), and presents the future issues of studies on *kyosei* society.

キーワード：共生社会，人間－人間関係，共同，新自由主義，持続可能な社会，農

## Ⅰ．共生社会研究の再活発化

共生社会に関係する研究は近年再び活発化してきている。共生社会システム学会が2006年に設立され，10年目を迎える2016年10月に設立10周年記念大会が東京農工大学で開催された。同時に，学会記念事業として『共生社会Ⅰ ―共生社会をつくる―』および『共生社会Ⅱ ―共生社会とは何か―』の上下二巻が記念書籍として刊行された。10周年記念大会では，この二巻本を手掛かりに共生社会研究を掘り下げる目的の記念シンポジウムが開かれた。学会誌『共生社会システム研究』の第11巻第１号（2017年９月）[1]には，記念大会を踏まえた尾関周二学会長による巻等言をはじめ，宮本憲一大阪市立大学名誉教授による記念講演，シンポジウムにおける各パネリストの報告論文が収録されている。

学会の外側の動きとしても，共生社会に関係する諸論考や書籍の刊行は相次いでいる。学際的なスタイルで共生社会に対して正面から取り組む注目すべき二著として，橘木俊詔編著［2015］『共生社会を生きる』および宝月誠監修，福留和彦・武谷嘉之編著［2017］『共生社会論の展開』がある。橘木編著［2015］は，社会保障や労働経済研究の重鎮である橘木俊詔京都大学名誉教授が中心となり，中堅の社会学者，経済学者，歴史学者，政治学者がそれぞれ共生社会について論じる諸論考を収めている。宝月監修［2017］は，橘木編著の問題意識や方法論を継承発展させた研究書である。社会学における「逸脱」や「社会的包摂／排除」概念は共生社会を読み解く鍵概念でもあるため，この分野の研究を主導してきた宝月誠京都大学名誉教授が監修者となり，社会学者や経済学者，政治学者，歴史学者のほか心理学者や地域政策研究者も加わり，前著の方法論である共生社会に対する学際的アプローチを一層強化している。

一方，早くから共生社会研究に取り組んできた古沢広祐國學院大學教授は，1988年の『共生社会の論理』から，近年は『共存学』と銘打ったシリーズを自らが責任編集者となって現時点までで四巻刊行している[2]。「共生」という言葉から離れ「共存」を採用した理由は，古沢自身が『共存学』第一巻の冒頭に述べている。すなわち，地域から国際社会にいたるまで様々な層における多様な集団や，自然と人間の関係の様々な存在様式を考えたとき，理想型・理念型とし

[1]共生社会システム学会の学会誌『共生社会システム研究』はISBNを取得した書籍となっており、本稿本文中の2017年9月に発刊した第11巻第1号は、参考文献欄の共生社会システム学会編[2017]『共生社会をつくる ― 時代の閉塞を超えて ―』に該当する。
[2]本稿の参考文献欄を参照。

*大和大学政治経済学部

平成29年10月31日受理

ての「共生」社会を問う前に，現時における社会的関係性の実態や可能性をまずは真摯に捉えることに専念することのほうが，理想段階としての「共生」へ確実に歩みを進めることができるのではという狙いである。古沢の言葉をそのまま借りれば，「共存」は「共生」に至る以前の原基的な形態である。

古沢は，上述した共生社会システム学会10周年記念大会シンポジウムのパネリストの一人である。古沢はその報告のなかで，近年のグローバル市場圏の拡大と競争の激化，その反動としての米国トランプ政権のような保護主義・一国主義の台頭，Brexit（英国のEU離脱）など，反共生的現象とでもいうべき近年の社会動向と向き合うためには，理想型としての「共生」をそこに対置するよりは，その前段階である「共存」から出発せざるをえないのではないか，そう問題提起している[3]。

こうした近年の動きの中で明らかとなってきたのは，「共生」の多義性であり，「共生」という言葉で捉えられる社会事象の多岐に渡る内容である。第Ⅱ節と第Ⅲ節では，共生社会研究の射程として，その含みうる内容・範囲を上述の諸文献に基づき検討し，近年の学会動向や主たる研究文献がどのように共生や共生社会を捉えようとしているのか，いわば「参照基準となる研究」のスタンスや採用する方法を要約しその評価を試みる。

## Ⅱ．参照基準となる研究①：共生社会システム学会編［2017］『共生社会をつくる』

本稿第Ⅰ節でも紹介したように学会設立10周年を記念して行われたシンポジウムと，記念書籍『共生社会Ⅰ』および『共生社会Ⅱ』を取り上げた特集号である。学会自身が共生社会研究のこれまでの蓄積とこれからの課題を提示し，共生社会研究のさらなる深化と，共生社会の実現を目指す強い意志がある。こうした共生社会研究の最先端における原理的・実践的考察は，共生社会研究のアイデンティティの確立と，多方面からの研究参加者あるいは後発の研究者が論点を理解し議論に参加できるための参照基準を提供してくれている。

### Ⅱ-1．尾関周二：巻頭言

尾関周二学会長の巻頭言は「共生の三つの次元で新たな課題を考える」とある。一つは「人間－人間関係」の共生，二つには「人間－自然関係」の共生，三つには「生物同士」の共生である。これらのうち，「人間－人間関係」の共生と「人間－自然関係」の共生は，『共生社会Ⅰ』に収録されている尾関論文「総論〈共生社会〉理念の現代的意義と人類史的展望」に詳述されているので，ここでは「生物同士」の共生についてのみ要約しておく。

尾関は，「生物同士」の共生を学会においてあまり扱ってこなかったことをまず表明している。その原因は，学会が問題としてきた共生や共生社会は，基本的に人間活動に関わるところにのみ関心を寄せてきたことにある。すなわち，例えば土壌中の微生物が植物の根と共生して植物の健康や成長に大きな役割を果たすという事象は，形の上では人間活動から独立しており，人間の関わる共生問題の範疇には入ってこないのである。しかしこの事象は，細菌や微生物生態系と人間の腸内環境との関係に置き換えて理解することが可能であり，生物同士の共生も人間社会の病理を理解するうえで欠かせないことが認識されるようになったという[4]。

### Ⅱ-2．亀山純生：「多元的共生社会」理念と時代閉塞を超えるリアリティ

学会設立10周年記念シンポジウムのパネリストの一人である亀山純生は，記念書籍『共生社会Ⅰ』の第Ⅰ部「〈共生社会〉理念のリアリティ」の「概要」執筆者でもある。その立場から，「今の時代の閉塞は，国民が，①格差社会や原発汚染など切実な社会問題の解決見通しがなく人間的生活と生存への不安を生み，②それが社会（グローバル資本主義）の破綻を示すのに，逆に新自由主義路線により問題と不安が深刻化し，時代転換と将来社会の展望が見えない点にある」[5]という。したがって共生社会理念のリアリティとは，当然のことながら上記①と②を超克できる有効性と有用性を意味する。

その一方で亀山は，「共生の語は，成熟した資本主義社会（近代の完成）の矛盾の批判として1980年代に登場し，90年代の時代閉塞の中で急激に圧倒的キーワードとなり，…それは氾濫と言われるほど多様な共生社会論を生んだが，逆に共生社会イメージを拡散させる傾向をもちリアリティの点でネックとなった」[6]として，共生社会研究の問題点を反省的に表明する。それゆえ共生社会理念にリアリティを持たせるためには，①共生社会が多元的であり，その実現は歴史的プロセスであることを認め，それによって多様な共生社会理念の位置付けを可能とし，②多様な共生社会理念が

[3]古沢広祐［2017］, pp.38-40.
[4]共生社会システム学会編［2017］, pp.ⅳ-ⅴ.
[5]亀山純生［2017］, p.17.
[6]亀山純生［2017］, p.19.

共有する思想的ミニマムを照射することで，多様性を担保しつつ共生社会理念の拡散を回避することが必要だという。

もっともこれは亀山一人の議論ではなく，『共生社会Ⅰ』における尾関による「総論」を踏襲した共生社会研究の共通枠組みであり，共生社会研究を行う者すべてが踏まえるべき指針としている。尾関の「総論」では「人間間の共生概念の内実をなす８つの構成要素」であったものに，亀山は「思想的ミニマム」という表現を充てる。この思想的ミニマムは，研究者どうしが共有するだけでなく，その国民的共有によって，多様な共生社会理念とその実現運動のための連帯にとって紐帯の役割を果たすという。尾関の「８つの構成要素」の中身については，『共生社会Ⅰ』について検討する次節（第Ⅲ節）において，亀山の議論と合わせて詳述する。

共生社会研究の仕分けを考える上で有用なのは，亀山論考が共生社会研究における学際的深化の意義と課題について語る部分である[7]。ここでの亀山の目的は，「各方面から論じられる共生社会論（理念）は，個人的態度や宗教的信念から政策論，さらには文明社会論まで幅広く，無関係に見えるほど差異があり，時には対立を含むほど多様である」という状況認識を踏まえて，それら多様な研究どうしの対話的交渉を進めて思想的ミニマムの実践的豊富化を推進し，様々な共生社会研究の協力体制を組織することにある。実際，これを実践してきたのが共生社会システム学会であり，その成果が『共生社会Ⅰ』と『共生社会Ⅱ』にまとめられたわけである。

本稿の目的に照らして言えば，共生ないしは共生社会に言及する様々な研究の分類的把握の基準を，学会創設メンバーであり広く共生社会研究を見渡した亀山が提供してくれることは，われわれの共生社会研究に対するタイプ別認識にとって一助にはなる。亀山の分類基準は以下の通りである（以下「亀山基準」と呼ぶ）[8]。

A．人間関係の重層性：　①個人的関係（私人・市民）
　　②社会的関係（組織・階層・経済・政治等）
　　③文化的関係（マジョリティとマイノリティ）
　　④民族等
　人間関係の多次元性：　㋐家族・友人関係次元
　　㋑地域次元
　　㋒国家次元
　　㋓グローバル次元
　（重層性と多次元性の相互関係の理解に対応する共生社会の多元性）
B．人間存在の全体性・複雑性
　人間存在の多面的契機：①物質的存在
　　②身体的存在
　　③コミュニケーション的存在
　　④意識的存在
　　⑤自然存在
　　⑥社会的存在
　　⑦文化的精神的存在
　（全体性・複雑性と多面的契機の相互関係の理解に対応する共生理念の多面性）

「これにより共生社会理念の多様性（対立含む）は，各々がどんな問題現場（いじめ問題，〈障害者〉や外国人差別問題，男女その他の格差社会，国際紛争等）から，社会のどんな次元（社会システム，文化慣習・倫理・社会制度，精神的態度・意味次元）で，人間存在のどの面に注目するかに由来していること，その確認から各々の意義を相互承認される展望が開けることを明確にした」[9]という。

亀山基準による共生または共生社会研究の仕分けは，複数の項目を頂点とする多角形（radar chart）に置き変えて表現可能であるから，視覚化して特徴をつかまえることができるというメリットはある。亀山の言うように多様に乱立する共生社会研究の学際的深化のためには，このような分類・整理法も個々の研究の個性をつかまえるのに役に立つし，学会としてどの分野が手薄であるのかを把握するには便利な道具かもしれない。

しかし亀山基準は，共生社会研究が考えるべき問題状況の理解には使い勝手がよいとは必ずしもいえない。つまり，

[7]亀山純生［2017］, pp.22-24.
[8]亀山純生［2017］, p.23.
[9]亀山純生［2017］, p.23.

対象としている共生や共生社会に切り込むための方法（理論・計量・歴史・現場調査などのアプローチによる区別，経済学・社会学・政治学・心理学・地域政策学など学問分野による区別）や，問題そのものの性格（不足・過剰，縮小・拡大，加害・被害，排除・包摂，分配・成長など）を判断軸としないからである。学際的深化が共生社会研究の有効な経路であるならば，方法論的に確立した既存の学問分野における問題認識と分析方法，政策論を突き合わせるほうが，研究者間の相互理解を進めるより有効な方法ではなかろうか。つまり，「人間－人間関係」の共生に焦点を定めて考えれば，異なる人間像や人間行動理論，組織論，システム理論を有する経済学・経営学・心理学・社会学が，他分野のそれに触れ反省する機会こそが実り多き共生社会研究につながると考えるのである。

## Ⅲ．参照基準となる研究②：『共生社会Ⅰ』・『共生社会Ⅱ』

Ⅱ節で紹介した特集号が俎上に載せている記念書籍二巻は，それぞれ共生社会を巡る総論と各論を擁し，学会として目指すべき共生社会像の明確な志向性と，多分野の研究者の協力による共生研究の多面性を兼ね備えている。『共生社会Ⅰ』は15名の研究者が，『共生社会Ⅱ』は17名の研究者が寄稿しており，合計32の論考を収めている。しかし，これら二巻をもってしても共生や共生社会に関わる事象の全領域をカバーしているわけではない。むしろ，『共生社会Ⅱ』の「あとがき」には，学会設立10周年記念書籍出版事務局長の岡野一郎東京農工大准教授による次の文章がある。

> 「当初計画した記念書籍の構成は，この最終版とはかなり異なるものだった。それは，全体を「哲学・倫理」,「環境・自然」,「政治・経済」,「社会・文化」の四つに分けるというものであり，従来からの学問分野に基づいた，オーソドックスな構成を考えていた。しかし議論を重ねるうち，これは違うのではないかと思えてきたのである。確かに，オーソドックスな分野別の構成のほうが，たとえば教科書として使う場合など便利であろう。だが，この学会の存在意義は，われわれの社会が直面する問題に，市民とともに取り組んでいくことにある。10周年記念のこの書籍においても，社会に向けたメッセージを出すべきである。この点で編集責任者会議の意見が一致し，ご覧のとおり，かなり論点を絞った構成となった。」[10]

『共生社会Ⅰ』は学会としての共生社会研究の理論的到達点を示すことに，『共生社会Ⅱ』は共生社会をつくるという実践論ために，①地域の再生と共生社会，②〈農〉の再生と共生社会，③グローバル化時代と共生社会という3課題を定置して学会自身の志向性を明らかにしている。網羅的であることの利便性よりも，学会自身のアイデンティティを表明することに重きを置いたといえよう。

とはいえ，各巻の「総論」（『共生社会Ⅰ』では尾関周二，『共生社会Ⅱ』では矢口芳生）は広い視野のもとに共生社会を展望する論考となっている。尾関と矢口には共に編者となって著した『共生社会システム学序説』があり，これは共生社会システム研究の約10年前における到達点とも言えることから，適宜これも参照しながら，共生社会論の今日的課題を抽出してみたい。

### Ⅲ－１．尾関周二：総論「〈共生社会〉理念の現代的意義と人類史的展望」

尾関による『共生社会Ⅰ』の総論は，まず共生や共生社会の今日的意義を，近代文明批判を通して表明するところから始まっている。3.11フクシマ原発事故，9.11同時多発テロ，リーマンショックなどグローバル資本主義，ISによるテロリズムなどを近代化・文明化・グローバル化がもたらした歪みに由来する象徴的な出来事と考える。地球環境問題や異文化対立もますます激化しており，近代工業の拡大や経済成長主義，農業や農村を犠牲にした工業化や都市化など，近代文明を支え拡大してきた手段や価値観を人類史的・世界史的に問い直す必要性があるという。しかし社会を先祖返りさせることがこれら直面する諸課題の解決策にならないことは言うまでもなく，そこで，「近代社会・文明の積極面を踏まえ，現代において露わになった否定面を克服していくもの」として「共生社会」を捉えるのだという[11]。

尾関は「共生社会」を，Ⅱ－１項で明らかにしたように，彼の言う３つの次元で捉える。一つは「人間－人間関係」であり，二つには「人間－自然関係」，三つには「生物同士の関係」である。しかし，「「共生」の使用は，もともと人間－人間関係において始まったといえるので，まずは人間－人間関係における「共生」を考えてみよう」[12]という。そしてさらに，「人間－人間関係にかかわる「共生」概念を解明するために，その〈構成要素〉を明らかにしたいが，まず言っておきたいのは，「共生」をある種の〈プロセス〉として考えていく必要があるのではないかということである。つまり異質

[10]尾関周二・矢口芳生監修／古沢広祐・津谷好人・岡野一郎編［2016］, p.310.
[11]尾関周二［2016］, pp.1-2.
[12]尾関周二・矢口芳生監修／亀山純生・木村光伸編［2016］, p.3.

なものとの関係性の変化のプロセス，つまり「敵対」，「共存」，「共生」，「共同」という変化のプロセスのなかに位置づけて考えてみると理解しやすいということである。こういったプロセスを念頭に置いて，共生概念の内実をなす構成要素を以下に８つ挙げたい。そのうち前半の４つは，ある意味で共生概念の必要条件であり，後半の４つは，十分条件といえよう」とし，人間－人間関係の共生概念を理解するための方途を提示している。

共生概念を「人間－人間関係」から説き起こすところは，筆者が提示した「社会科学の領域における共生の問題」の捉え方に近く興味深い。筆者は宝月誠監修／福留和彦・武谷嘉之編著［2017］において，社会科学における共生社会研究について以下のように述べている。

> 「「共生」する主体の最小単位は個人（人間）であり，諸個人の営みの結果として個々の文脈における共生関係が問われる…〔中略〕その上で，社会科学の領域における共生の問題とは，人と人との関係が直接的にせよ媒介物を挟んだ間接的なものにせよ，あるいは当事者どうしが意識的に関係を取り結ぶにせよ無意識のうちに関係としてつながったにせよ，人と人との相互の接触によって生起するものと考えます」[13]

「共生社会は人と人とが取り結ぶ関係を基本単位とする」と理解することは，社会科学の方法論として極めて常識的である。しかしその上で，共生や共生社会にどのようにアプローチするかは，意図する狙いによって大きく変わる。以下に示す尾関の８要素も例外ではない。尾関の人間－人間関係にかかわる共生概念を規定する８要素とは以下の通りである。

⑷一方的な同化や排除でなく，お互いの違いを違いとして承認する
⑸対立・抗争を認めるが，暴力による解決は否定する
⑹実質的な平等性とコミュニケーション的関係を追求する
⑺差異の中での自己実現と相互確証をはかる
⑻共生の欺瞞を暴露する
⑼力関係の対等性（の確保）
⑽おたがいの個性や聖域を多様性として尊重しつつ共通理解を拡大していく
⑾〈共生〉をふまえた相互援助・協力から新たな共同性を探る

これらが意味することをより明確にするために，尾関自身の解説と亀山純生［2017］の尾関８要素に対するコメント[14]を参照しながら解説と評価を試みる。ただし以下に見るように，亀山の尾関8要素の捉え方は一貫して資本主義批判の様相を呈している。

**⑷一方的な同化や排除でなく，お互いの違いを違いとして承認する**

要素⑷について，尾関は「「共生」を積極的に語る論者のいずれにおいても共通していると思われる」として，共生社会が満たすべきもっとも基本的な条件であることを示唆し，亀山は要素⑷が「資本主義社会（近代）の画一化・競争社会（同時に家父長的融和社会）の克服」に資するとして，資本主義批判の梃子としてこれを理解している 。「人間－人間関係」の共生が互いの違いを積極的に承認することについては研究者間でそれほど異論があるとは思えない。もっとも，亀山が考えているように社会的排除や一方的同化が資本主義に内在する固有の性質に起因するというのなら，資本主義の否定を意図することが亀山の言う「克服」なのか，その場合共生社会としてどのような社会システム（の構築）を意図しているのかが問われよう。

さらに，要素⑷にやや問題が感じられるのは，排除や同化の逆として承認を定置していることである。排除・同化も承認も，末尾に「する」を付せば明確になるとおり，他動詞として他者に働きかける意味であることがわかる。しかし，排除・同化への異議申し立てとしては，「live and let live（私は私，あなたはあなた）」という互いに干渉しないあり方も認められるはずである。その場合は共生よりも共存に近い。古沢広祐の言う共生の「原基形態」としてこれを認め，かつ，尾関自身が説明しているとおり共存と共生が変化プロセスの中に位置づけられるのであれば，より進んだステージにある共生の条件としてではなく，共生に向かう時間的プロセスにおいて要素⑷を定義づけてもよいのではなかろう

[13]福留和彦［2017］, pp.112-113. 筆者が社会科学および経済学として共生ないしは共生社会と向き合う際、どのような課題設定をしているかについてはpp.112-120を参照。
[14]尾関周二［2016］, pp.4-6、亀山純生［2017］, pp.19-20.
[15]家父長的融和社会に関する説明はない。

か。

**⑹対立・抗争を認めるが，暴力による解決は否定する**

要素⑹については，尾関は「いくら強調しても強調しすぎることはない。真の〈共生〉は非暴力を前提する」として，共生社会の実践的形成にとって不可欠な条件というニュアンスで語り，マハトマ・ガンジーをその実践家と見做している。これに対し亀山は，「グローバル資本主義の構造的暴力（戦争）の克服」だとして，⑹についても対資本主義の文脈で捉えている。ここでいう「暴力」がどこまでを含んだ概念であるのかが問われるが，国家間の戦争やテロリズムに限定した意味で使われるのであれば，それ自体に異論を唱える議論は少ない。その上で問題は非暴力を訴えることではなく，社会において不可避的に発生する摩擦や軋轢，紛争をいかなる制度的装置で解決し防止するかである[16]。

**⑹実質的な平等性とコミュニケーション的関係を追求する**

要素⑹については，尾関は「法の下の平等が語られるが，これを実質化することを（要素⑹は）求める」というが，この言説だけではどのような平等性に関する議論なのか，また，法による規定と保証があるにもかかわらずなぜ平等の実質化が図られないか不明なままである。一方亀山の説明では，「資本主義の格差社会・競争社会（近代の形式的平等）と道具的支配関係の克服」が要素⑹の狙いであると位置づけつつ，資本主義が形式的な機会の平等で満足していて，競争がもたらす結果としての格差社会をに目をつぶることを批判していると解釈できる。ただ亀山の言に従えば，格差社会は所得分配の不平等性であるはずだから，その克服を意図するなら所得再分配制度としての税制や社会保障制度が議論されるべきであろう。さらに，両者の説明でも要素⑹の後半にある「コミュニケーション的関係を追求する」ことの意味は不明だが，尾関周二［2007］にはその意図が明確に説明されている。すなわち，「人間社会における「共生」は，お互いの文化や生活様式や由来などの違いを理解し，相手を排除したり一方的に同質化することなく，積極的な互いの接触を通じて共によりよく生きていこうとする志向性をもつことである。だから，後述するように，人間の間の「共生」は，「共存」や「共棲」と違って，異文化理解に象徴されるように，コミュニケーションの意義が大きい」と説明する。

**⑹差異の中での自己実現と相互確証をはかる**

要素⑹については，尾関は「差異や違いをネガティヴな方向からポジティヴな方向へ転換していく努力だが，これは〈共生〉の共同的側面である」という。亀山は「資本主義社会の人間の物象化（近代の画一的自己実現・相互承認）の克服」だとする。少し分かりにくいが，尾関の場合には，人が他者と異なることに自己の価値を置きつつ，その価値を他者も承認してくれるという共同行為の必要性を説くものとしている。亀山の場合には，「人間の物象化」すなわち人間を物の生産と同次元で捉える資本主義社会の思考では，生産性や効率性という基準でのみ相互承認が図られるから，これを克服するものが要素⑹であるとの理解である。

**⑹共生の欺瞞を暴露する**

要素⑹については，尾関は「共生とは，やはり強者の論理として語られる場合，それはどうしても欺瞞へと転化する。…ある意味での「隠された抑圧」というものになることがある」から，「絶えず「関係の非対称性」に留意し，さきの平等性（対称性）を追求する必要がある」という。亀山は「共生理念と問題解決（結局は脱グローバル資本主義）の不可分性」として理解している。尾関の説明はそれ自体で分かり易く，追加説明を要さないが，尾関［2007］は亀山の解釈を含めた説明を与えている。すなわち，「競争社会において強者が「共生」を語る場合，形式的平等性のもとに，それはしばしば抑圧を隠蔽することになりかねない」[18]。そして尾関は，井上達夫［1986］『共生の作法』，同［1992］『共生の冒険』を引きつつ，井上の共生社会論を特徴づけるなかでその批判的根拠を明示している。

尾関は，①井上の共生理念は「市場の競争原理を積極的に肯定」した上でそれに立脚している，②その場合同質化を促進する競争を否定しつつ，異質化・個性化を進める競争を積極的に評価する，③しかし競争がその形態如何にかかわらず，社会保障が貧弱で相互援助の関係が希薄化している社会においては，競争は現実には「生存闘争」になりかねないとして，井上の問題点を指摘している[19]。ゆえに，尾関においては「真の共生を実現するためには，配分的正義の観点から弱者と強者の間の実質的平等の追求が不可欠であり，弱者の共同と社会的連帯による競争主義への対抗をも含み込むような「共生」理念が重要」[20]であることを強調する。そしてこの競争主義・競争原理のもっとも熾烈に働く経済システムこそが亀山のいうグローバル資本主義であるから，共生理念と脱グローバル資本主義は不可分の関係として定置されるのである。

---

[16]経済面に関しては福留和彦［2017］の第２節（3）「経済学から見た共生問題」で議論している。
[17]尾関周二［2007］, p.20.
[18]尾関周二［2007］, p.15.
[19]尾関周二［2007］, pp.14-15. 尾関は同頁で「私には、井上の議論には…現代の競争主義を煽る企業中心社会による同質化への強要についての批判的問題意識はかなり弱いように思われる」とし、競争原理に対する井上の認識に疑問を投げかけている。
[20]尾関周二［2007］, p15.

**⑴力関係の対等性（の確保）**

要素⑴については，尾関は，直前の要素⑹を受けて，そのためにもある種の「力関係における対等性」が必要であり，「弱者（マイノリティ）からすれば，それは強者（マジョリティ）に対して，弱者の共同・団結があってこそ可能である。その上での真の〈共生〉に向かうことも可能になる」という。亀山はほぼ尾関の解釈を踏まえながら，「力関係における対等性の確保（〈弱者〉の団結・連帯）は，資本主義的力関係への対抗」であるとし，弱者－強者の関係を資本主義的力関係（労働者と資本家）にそのまま移して捉えている。直前の要素⑹と合わせて尾関と亀山の論を評価するならば，二人のいう「強者」と「弱者」がバイアスを持って語られていることが気にかかる。亀山の場合は明らかに上述の通り強者＝搾取する側（資本家）であり，弱者＝搾取される側（労働者）であろう。しかし，異なる立場の多様な関係性が作る共生社会を考える上で，あまりにもこの図式は狭い。地域コミュニティから国際社会に至るまで，様々な層において現れる「弱者－強者」関係は資本主義的力関係だけではない。尾関の採用する定義も，資本主義的力関係を指定してはいないものの，弱者がマイノリティで強者がマジョリティを構成していると単純化している。所得・資産ランキングに現れる一部の富者が政治や経済において権力を握る例は卑近にすぎるかもしれないが，尾関の見立てもまた問題含みであることがわかる。

**⑼おたがいの個性や聖域を多様性として尊重しつつ共通理解を拡大していく**

要素⑼については，尾関はその意味を「お互いのすべてが，いわゆる近代の啓蒙主義のように「理性」があれば単純にわかりあえるというものでもなく，やはり現時点で理解できない事柄についても，長期的な視点からお互いの尊重や敬意をもちつつ繰り返し理解する努力が必要」だとしている。これに対し亀山は「個性・「聖域」の相互尊重と共通理解の拡大は，資本主義社会の機械論的合理主義（近代の〈理性万能主義〉）の克服」であるとして，これまた資本主義社会の持つ性質が要素⑼を阻害しているとの理解に立っている。尾関が言うように，個性の相互理解は時間経過を含んだプロセスの中で進行するものであるから，互いに理解が進まない間の姿勢の取り方が共生社会の実現にとって鍵となることは抵抗なく受け入れられる。亀山においては，このプロセスは資本主義社会の性質（機械論的合理主義）を抑え込むことを要求するが，尾関にしても亀山にしても，要素⑼がどのような仕組みを通じて実現できるか説明しない。

**⑽〈共生〉をふまえた相互援助・協力から新たな共同性を探る**

最後の要素⑽は，それまでの共生を定義づける諸要素（a～g）とは位置付けが異なり，尾関は⑷から⑼までの要素を「ふまえた」相互援助や協力といった行動を通じて「共同性」の関係へ転化できることを主張している。つまり，共生の条件というよりは共同性への移行を実現するための条件として，それまで共生の条件としてきたものを一括して扱おうとしている。尾関にとって共生社会のための要素は，個々に独立して並存してよいもの，言い換えればどれかが欠けてもよいということではなく，共同性を実現する必須の組み合わせである。一方，亀山は「現代日本の孤立社会の克服（ただし個埋没の共同体は否定）」だとしているが，個が分裂して孤立している現代社会の病理を個が尊重される共同体の形成によって克服しようとの狙いである。

ここに至って尾関や亀山が目指そうとしている社会が「共同社会」であることがわかる。「共生社会」は彼らの理想とする社会像からすれば完全ではなく，「共同社会」に移行する（転化する）ための様々な次元の変革が必要であり，それが要素⑷から⑼に具体化していたわけである。このような議論の組み立ては，どちらを共産主義または社会主義と定義するかは別として，マルクスの言った労働に応じた分配の実現する社会から欲求に応じた分配の実現する社会へステップアップするという古い発展段階論と似た臭気を発しているが，そのことを今は問わない。それよりも問題であるのは，彼らの期待する共同性が生まれ出るための仕組みやメカニズム，共同性を支え維持するシステムに関する議論の不在である。

**尾関・亀山の共生社会論の問題点**

端的に言って現代経済学[21]の知見に基づいた社会システム論が見当たらない。「人間－人間関係」の共同性を問うならば，必ずそこには資源配分上の関係性が横たわっている。協力とは労働力をはじめとした資源の提供を含むから，その配分や調整をどのように行うのか，その結果として生じる摩擦や不平等・不公平をどのように改善するのかが必ず問われる。尾関は，彼が列挙した要素の保証を個である人間の自覚に頼っている嫌いがあるが，個が自覚するだけでは資源配分問題や所得分配の問題は解けない。

むろん，大規模な経済システムの秩序と安定にとっても，人間－人間関係における信頼や信用の獲得・維持が不可欠の要素であることは，一般均衡理論の完成者であるKenneth Arrowの次の言をみても明らかである。すなわち，「（人々

[21]ここでいう現代経済学とは主流派の新古典派経済学に限定されない。新古典派亜流のニューケインジアン、カルドアやパジネッティを範としたポストケインジアン、マルクスの経済学に源流を持ついくつかの学派（フランスのレギュラシオン派、アナリティカル・マルキシズムなど）、リカードからスラッファの系譜になる国際価値論、進化経済学なども含まれる。

の間の）信頼は社会システムの重要な潤滑剤である。それが社会システムの効率を高めることはたいへんなものであって…しかし不幸にして，信頼とは，非常に容易に購入できる財ではない。…このような指摘から結論として言えることは，分配上の正義の観点からのみならず，効率性の観点からしても，市場より以上のなにものかが求められているということである」[22]。しかし，信頼が不可欠の要素として介在することの認識は，人間関係としての経済システムの構造と機構が明確に描かれてこそ可能となる。

Adam Smithに遡っても『道徳感情論』の「（利他心を含む）共感の原理」と『国富論』の「利己心と見えざる手の原理」は市場社会を理解する不可欠の要素である。つまり，共同社会を実現し支えるべき社会システムが，どのような資源配分システムを採用するのか明示されるべきである。人類史でいえば社会主義計画経済は資本主義市場経済ではないシステムによって資源配分問題に挑戦した壮大な実験であったはずである。このことの反省と教訓にどのように立脚した上で共生社会または共同社会の構築に向かうべきなのか考えるべきであろう。

この観点からいえば，尾関「総論」の後半は，「70年代以降，北欧に代表された福祉国家が困難をかかえ，さらに90年前後のソ連・東欧の「社会主義」崩壊以降，新自由主義の市場原理主義が大きな勢いを得て，あらゆる国家が多かれ少なかれ新自由主義政策の採用を迫られ，今日グローバル資本主義の威力に翻弄されている。それに対して，インターネットなどを活用して，市民・労働者・農民の種々様々な抗議活動も活発になり，国際NGOなどによるグローバルで組織的な動きも生まれ発展している」[23]という世界情勢の変動には敏感である。続く後段で，「この（グローバル資本主義 の［＝筆者補足］）規制を協力して行ないつつ，平和，環境，農業，福祉を共同して目指す国家を「国際連帯国家」と呼び…こういった国際連帯国家をまずは福祉国家の一種としてとらえて，「環境福祉平和国家」（簡略化して「環境福祉国家」）と呼びたいと思う。この国家の特徴は，成長主義を脱し，〈農〉の復権を目指すと共に，近代国家に固有な主権至上主義を脱して主権を相互に制限して連帯を実現する福祉国家である」[24]と，自身が描く未来国家像を明確に提示している。

尾関は，経済活動を律する経済システム（資源配分・所得分配システム）のあり様よりは，共生社会・共同社会に向けた運動論として政治経済体制のほうに関心があるのかもしれないが，美しい理念を体現した政治経済体制が，物質循環の体系である経済システムの裏打ち無しに成立しないことは承知のはずである。本来ならここで必要なのは社会システム論なり経済システム論であるはずだが，それを飛び越えて政策論に移ってしまう。すなわち，「a）〈農〉の復権，地産地消，自給的共同体の形成」，「b）ディーセント・ワーク（人間的な働き方），ソーシャル・ビジネス，労働者協同組合」，「c）ベーシック・インカム」といった諸要素を結びつけ，それを工夫した政策の実行によって脱資本主義の漸次的過程の条件作りができるという政策論である[25]。

ここには，「〈農〉を強調することは，工業を否定して前近代へと回帰することではなく，工業を適正な規模・あり方にして自然生態系の循環の中に位置づけることである」[26]という「農工共生社会」論や，「一極集中型都市の典型である東京のような巨大都市を適正な規模にまで縮減して，中小規模の都市の多極分散のネットワーク型の都市配置とし，農村と都市の共生・調和した国土体系を創っていく」[27]という「農村都市共生社会」論も並置される。

このように尾関の「総論」では，政治経済体制論，国家論，政策論，産業論，都市・地方論など持続可能な社会・共生社会を形作る実践的メニューにおいて豊富である。しかし，繰り返しになるが，経済システムに関する原理的考察（市場理論や資源配分メカニズム論）は見当たらない。新自由主義やグローバル金融資本主義に代わる（それを抑え込む）新たな社会像を提出することと，それを支える経済機構をどのように認識するかとは，厳然と区別されなければならない。新自由主義や市場原理主義の表層的な批判をしたところで，彼らの主張を支える原理（一般均衡理論，競争均衡理論）への批判的考察がなければ，彼らはびくともしないであろう。

### Ⅲ－２．矢口芳生：総論「共生社会への道」

矢口芳生福知山公立大学教授（元東京農工大学教授）もまた尾関周二と並んで日本における共生社会研究を牽引してきた碩学である。矢口は「『共生社会Ⅱ』の課題は，「持続可能性」および「共生」の視点から現状を分析・考察すること，課題・問題点を明らかにすること，そして現実社会において共生社会をどのように実現するかの道筋を提示すること」[28]と，総論の冒頭で宣言している。

---

[22]Arrow[1974],邦訳,pp.16-17.
[23]尾関周二［2016］,p.17.
[24]尾関周二［2016］,p.18.
[25]尾関周二［2016］,pp.19-21. この政策論は後述する『共生社会Ⅱ』の「総論」での矢口芳生の主張とほぼ同じである。
[26]尾関周二［2016］,p22.
[27]尾関周二［2016］,p.23.
[28]矢口芳生［2016］,p.1.

**矢口の問題認識**

矢口はまず目指すべき共生社会を描き出すために，グローバル社会とそれに対するローカルな意味での日本の政治経済状況を分析し，現代社会の病状を見ている。新自由主義・市場原理主義の国際社会における全面展開と，それがもたらした経済の不安定化や様々な社会的格差が民族間紛争や移民・難民の排斥を生み，他方で大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動が生物多様性の喪失や地球温暖化等の環境負荷の増大，食糧・エネルギー資源問題などを引き起こしていることを指摘している。日本に関しては，人口減少や人口構成の高齢化，それによる労働力不足と国内市場の縮小，グローバル化による大企業・投資家と中小企業との格差の拡大，自由化と規制緩和による農業や農村の地域疲弊，財政赤字と税源問題などを列挙している。こうした現状認識に基づき，矢口は共生社会の条件を探ろうとしている。

そのヒントとなる議論を矢口はいくつか挙げている。マイケル・サンデルやデヴィッド・ハーヴェイ，アントニオ・ネグリ，マイケル・ハートなどの所論に共通するのは，新自由主義の行き過ぎと市場の乱用への反省と警告である。日本の研究者では水野和夫や中谷巌を紹介し，ほぼ同様に新自由主義の問題と新自由主義の延長線上に問題解決を求め続けることの誤りを再度強調している。その上で矢口は，「世界にさきがけて10年以上も早く単独のバブル経済の崩壊を経験し，超低成長社会の課題に直面している日本こそが，脱近代化モデルを構築する必要がある」[29]と主張する。

**現状を踏まえた政策論**

ここまでは現状批判・現代社会批判の域を出ないが，注目すべきは矢口が，「市場が飽和状態の成熟した社会では，歳出削減と富裕税等の増税で財政赤字問題を解決しつつも，環境規制のように新たな規制で新市場をつくりだすこと，すべて市場に任せるのではなく自給的・互酬的な構造を新たにつくりだすことが必要だ」[30]との認識を示していることである。少なくともここには，『共生社会Ⅰ』における尾関の「総論」には見当たらなかった市場に対する評価が示されている。矢口は経済システムの構成要素として市場を前向きに捉えると同時に，それと補完的関係にある「自給的・互酬的な構造」の必要性をも唱えている。ただし続く議論では，市場取引の弊害や副作用の抑制として公的規制の強化，租税体系や社会保障体系の改良的活用を前面に押し出しており，論調は「大きな政府」となっている。

こうしたシステム観に基づき提案される矢口の政策目標は具体的かつ明快である。すなわち，「差し当たり目指すべきことは，中間所得層・地方経済を再建して経済的社会的格差を縮小し，持続可能性の確保・向上という質的・精神(文化)的・制度的に成熟した社会に導くこと…。すなわち，環境負荷許容量の範囲内での経済活動に転換し，その経済活動の成果や高い生産力を，仕事のシェア，労働時間の短縮（自由時間の増大），環境保全，福祉の充実等に結び付けられる経済社会システムの構築である」[31]。

これらの政策目標の実現において採用される政策は，国際的には「比例的環境税・世界共通環境税等による環境規制，租税国家の機能を維持するためにタックス・ヘイブンの禁止，グローバル資本税（富裕税）の導入，トービン税に類する金融取引・通貨取引税による投機抑制」である。日本国内に対しては3点挙げている。第1には「所得累進課税・大企業法人税・富裕税の強化」，第2には「社会福祉，教育投資，更新投資，自然修復再生投資の促進」と「労働時間の短縮（自由時間の拡大）によるレジャー産業の振興，環境規制の強化と環境産業の振興，医療・介護・雇用・年金・教育・レジャー等地域密着型サービス産業の振興，高付加価値型農業，自給型・地産地消費型農業の振興」，第3には「ベーシック・インカムの確保」である。これらは尾関「総論」にある政策論ともほぼ重なる。

**共生社会にとっての目標とそのための方途**

そしてこうした政策論の先には共生社会にとっての目標が掲げられている。矢口はそれに「パラダイム転換の意義」という表現を与えながら，①「市場」・「経済」を社会に埋め戻すこと（新自由主義が全面展開した時代には社会が「市場」・「経済」に埋め込まれた状態にあった)，②環境負荷容量の範囲内で活動する経済に転換すること（いままでは環境・自然から独立して環境・自然を自由かつ無償で使用していた)，③〈工〉の論理で組み立てられていた今日の社会システムを，脱工業・〈農〉の論理で組み立て直すこと，④科学技術と経済は厚生・福利の向上の手段として活用すること，⑤社会関係資本の豊富化により豊かな社会，人がつながる社会を取り戻すこととしている[32]。

上の５つの「目標」のうち，②と③は『共生社会Ⅰ』における尾関「総論」でも強調されていた。⑤については，尾関のいう「人間－人間関係」にかかわる共生概念を規定する８要素の「(c)コミュニケーション的関係を追求する」に近い。ただし狙いとするところは矢口の説明がより明快である。すなわち，「「おまかせ民主主義」では問題は解決しない。参加し，コミュニケーションを図り，合意に基づいて何らかの行動・協働しなければ諸問題や課題は解決しない。参加

[29]矢口芳生［2016］,p.11.
[30]矢口芳生［2016］,p.11.
[31]矢口芳生［2016］,p.11.
[32]矢口芳生［2016］,p.13-17.

への契機は身近な耐え難い問題への関心から社会のあり方を問う課題まであり，参加の方法は自由に多方面・多彩な課題にかかわり，ネットワークをつくり，コミュニケーションから始めることである。そして重要なことは，「共感的関係」も含め合意・納得できたところから協働し，諸問題や課題を改善・解決していくことである。こうした〈コミュニケーション・合意・協働〉という関係性のなかでこそ，人間は人間性を取り戻し，真の意味で豊かになる」[33]。

**共生・共生社会の定義と共生社会研究の使命**

矢口の「総論」の真骨頂は，こうした現状分析，暫定的政策目標と政策手段，共生社会にとっての目標を示した上で，共生に関する基本概念に定義を明確に与えていることである[34]。「「共生（*kyosei*）」とは，３つの持続可能性（環境的持続可能性＝資源利活用の持続，経済的持続可能性＝効率・技術革新の確保，社会的持続可能性＝生活質・厚生の確保［以上，筆者補足］）の確保や向上のため，人と自然・人（社会）・風土（文化）の３局面との〈コミュニケーション・合意・協働〉という一連の合目的的行動・行為のことであり，「持続可能な発展」のための実践のあり方である。これが「共に生きること」の意味」だとしている。そして「「共生社会」とは，共生の実践体系（システム）をもつ持続可能な社会であり，実践的協働（より信頼が担保された場合は「共同」を用いる）社会」という定義である。

この定義は，『共生社会Ⅰ』の「総論」で尾関周二が示した「「共生」をある種の〈プロセス〉…つまり異質なものとの関係性の変化のプロセス，つまり「敵対」，「共存」，「共生」，「共同」という変化のプロセスのなかに位置づけて考えてみると理解しやすい」という共生観と，見立ては同じであると考えてよい。どちらも過程論であり実践論として共生社会研究を編成しようと考えている。その証拠に，矢口は自身の命名する「共生社会システム学」について，「「持続可能性」や「共生」の概念・理念を深化させること，それらの概念の構成要素や関係性の一つひとつを解き明かすこと，持続可能な社会・共生社会への具体的道筋を明らかにすること，特定した「場」における「持続可能性」の到達水準（可視化）やその水準にいたる「共生・実践過程」を明らかにすること」[35]といった使命を与えている。

**矢口の共生社会論の問題点**

しかし，そうであるからこそ，矢口の共生社会システム論もまた，尾関と同様の問題点を抱えることとなる。つまり，目指す共生社会・協働社会を裏付ける経済システムの構造や調整メカニズムについての原理論の欠如である。先述の通り，矢口の論述には市場の働きに関する前向きな評価もあったが，現代の経済学のシステム観やメカニズム論を受け容れるのか否かについては不明なままである。福留和彦［2017］のなかで，筆者の企図する〈共生社会の経済学〉の理論構想とは，「まさに共生社会が持つであろう構造と一般的な原理を突き止めることにあります。原理的考察を抜いて共生社会を実践したとき，共生社会システムがかつての社会主義計画経済システムと実体的に同じにはならないという保証がどこにあるでしょうか」と注意した。残念ながら，この注意点について尾関も矢口もあまり深刻には捉えていないようである。ソ連型計画経済システムに向かうことはないとしても，それでは共生社会の実践活動の基底にある資源配分システムや所得分配システムはいったいどのような形式的な構造を有するのだろうか。尾関の議論と合わせて次節においてもう少しこの点について考える。

## Ⅳ．共生社会研究の課題

本稿の目的は近年の共生社会研究の現状と問題点について論じることであった。学会（共生社会システム学会）の叡智を結集して完成した記念碑的著作である『共生社会Ⅰ』および『共生社会Ⅱ』と，10周年記念大会におけるシンポジウムを収録した学会誌『共生社会システム研究』（vol.11,No.1.）を俎上に載せ，これらを批判的に検討した。なかでも学会の主導的立場にあって「総論」を担当している尾関周二と矢口芳生の共生社会研究について，①かれらが現在どのような問題関心を持ち，②どのような研究戦略を作り，③どのような共生社会像を描いているのか，④そのための議論の組み立てにおいてどこに問題があるのかについて明らかにした。

第Ⅱ節および第Ⅲ節で指摘したように，尾関や矢口の立論のなかには資源配分や所得分配に関するシステム論・メカニズム論が見当たらない。ここでいう「システム論」とはかれらのイメージする「政策体系」としてのシステムではなく，経済や社会が自律的に動き定常性を保つ秩序体系としてのシステムである。このようなシステム観は自生的秩序や自己組織系といった言葉で表現されることもある。経済学200数十年の課題はこの自律的システムとしての経済システムの解明に注がれてきたといってよい。主流派経済学は，それがミクロ経済学であろうとマクロ経済学であろうと，一般均衡理論としてそのシステム理論を構築してきたし，この経済システム観を護持したままでいる。これに反対するグループのなかにはマルクスを含む古典派の過程論（再生産論）をベースに，物理学者イリア・プリゴジンの散逸構造論

[33]矢口芳生［2016］,p.16.
[34]以下の記述は矢口芳生[2016],pp.20-23に基づく。
[35]矢口芳生[2016],p.21.

もヒントにしながら，非平衡定常過程として経済システムを考えようとするものもいる。対立する二つのグループ（新古典派主流と反新古典派傍流）でシステム論として決定的に異なるのは，①システムの調整原理として価格メカニズムを考えるか在庫等数量調整や市場以外の制度による調整を対置するか，②システムの進化をどう捉えるかといった点である。

残念ながら，尾関や矢口の共生社会論には，さらにはシステムをその名称の中に含む共生社会システム学会には，経済学における上述のような自律的体系としてのシステムに関する認識論が欠けてしまっている[36]。前節の最後で「共生社会の実践活動の基底にある資源配分システムや所得分配システムはいったいどのような形式的な構造を有するのだろうか」と問うたとおり，システムの構造やそれが動く原理について深く考えることがなければ，イデオロギーとしての新自由主義や市場原理主義に反対を表明してみても論理的な実証力における議論には勝てないだろう。ただこれに関しては筆者も結論は出ていない。福留和彦［2017］では，公共経済学や財政学，環境経済学などミクロ経済理論の応用として共生社会の問題の多くを捉えることも可能だとしたが，経済学の多くが依拠する「均衡経済学」の延長で共生社会システムを論じるべきなのか，まだ不明である。とはいえ，ここにこそ〈共生社会の経済学〉を構想する意義と必要性がある。しかし，それは尾関と矢口ではなく，経済学を専攻する筆者の考えるべき仕事であろう。

**《参考文献・資料》**


岡野一郎［2017］「コミュニタリアンな社会システムの理論へ向けて ― グローバル化時代と共生社会：補論 ―」（共生社会システム学会編『共生社会をつくる― 時代の閉塞を超えて ―』所収，pp.42-55.）

尾関周二［2007］「共生理念と共生型持続社会への基本視点」（矢口芳生・尾関周二編［2007］『共生社会システム学序説 ―持続可能な社会へのビジョン ―』所収，第1章）

― 〃 ―［2016］「総論〈共生社会〉理念の現代的意義と人類史的展望」（尾関周二・矢口芳生監修／亀山純生・木村光伸編［2016］『共生社会Ⅰ ― 共生社会とは何か ―』所収，pp.1-25.）

― 〃 ―・矢口芳生監修／亀山純生・木村光伸編［2016］『共生社会Ⅰ ― 共生社会とは何か ―』農林統計出版

― 〃 ―・矢口芳生監修／古沢広祐・津谷好人・岡野一郎編［2016］『共生社会Ⅱ ― 共生社会をつくる ―』農林統計出版

表 弘一郎［2013］『〈共生〉の哲学 ― リスクによる排除と安心の罠を超えて ―』耕文社

亀山純生［2017］「「多元的共生社会」理念と時代閉塞を超えるリアリティ」（共生社会システム学会編『共生社会をつくる― 時代の閉塞を超えて ―』所収，pp.16-29.）

共生社会システム学会編［2017］『共生社会をつくる ― 時代の閉塞を超えて ―』（『共生社会システム研究』Vol.11, No.1）農林統計出版

國學院大學研究開発推進センター編／古沢広祐責任編集［2012］『共存学：文化・社会の多様性』弘文堂

― 〃 ―［2014］『共存学2：災害後の人と文化，ゆらぐ世界』弘文堂

― 〃 ―［2015］『共存学3：復興・地域の創生，リスク世界のゆくえ』弘文堂

― 〃 ―［2017］『共存学4：多文化世界の可能性』弘文堂

橘木俊詔編著［2015］『共生社会を生きる』晃洋書房

福留和彦［2017］「〈共生社会の経済学〉の理論構想 ― 市場を利用した共生社会の可能性 ― 」（宝月 誠監修／福留和彦・武谷嘉之編著［2017］『共生社会論の展開』所収，第四章）

古沢広祐［1988］『共生社会の論理 ― いのちと暮らしの社会経済学 ―』学陽書房

― 〃 ―［2017］「〈地域〉・〈農〉の再生と共生社会のこれから ― 10周年記念シンポ・第2報告をふまえて ― 」（共生社会システム学会編『共生社会をつくる― 時代の閉塞を超えて ―』所収，pp.30-41.）

宝月 誠監修／福留和彦・武谷嘉之編著［2017］『共生社会論の展開』晃洋書房

三重野 卓編［2008］『共生社会の理念と実際』東信堂

矢口芳生［2016］「共生社会への道」（尾関周二・矢口芳生監修／古沢広祐・津谷好人・岡野一郎編［2016］『共生社会Ⅱ ―共生社会をつくる ―』所収，pp.1-30.）

― 〃 ―・尾関周二編［2007］『共生社会システム学序説 ― 持続可能な社会へのビジョン ―』青木書店

Arrow,Knneth［1974］ The Limits of Organization, W.W.Norton & Company, Inc.（邦訳：村上泰亮『組織の限界』岩波書店，1976年）


[36]唯一の例外は『共生社会Ⅰ』に収録されている市原あかねによる第Ⅱ部第６章「共生社会と土地の意義、社会観の転換」かもしれない。副題に「経済学からのアプローチ」とあるように、自己組織系・自律的体系としてのシステムへの認識が本章のベースにはある。

15 大津淳一郎他「東茨城など四郡人民の国会開設建議」（一八八〇年）同右書。

16 「国会ノ開設ヲ願望シ奉ルノ書」色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成　第六巻』筑摩書房、一九八七年、一八九‐一九〇頁。

17 「国会開設請願書」色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成　第六巻』筑摩書房、一九八七年、二九五‐二九七頁。

18 中江兆民「君民共治之説」『東洋自由新聞』第三号、一八八一年。

19 『法令全書　明治八年』内閣官報局、一八八七年。

20 新井勝紘「自由民権運動と民権派の憲法構想」江村栄一編『近代日本の軌跡2自由民権と明治憲法』吉川弘文館、一九九五年、新井勝紘「自由民権と近代社会」新井勝紘編『日本の時代史22　自由民権と近代社会』吉川弘文館、二〇〇四年によれば、幕末・維新期から大日本帝国憲法発布までの期間に起草された憲法草案は、憲法という体裁を整えていないオリジナルな国家構想も含めれば、九〇種を超えるという。

21 前者は安藤陽子、小西豊治の推定、後者は江村栄一の推定。安藤陽子「史料紹介・憲法草稿評林」『歴史公論』七六号、一九八二年、小西前掲書、江村「解説　小田為綱の憲法構想」『新編明治前期の憲法構想』八七‐九六頁を参照。

22 下段評者としては、小田為綱、鈴木舎定、青木匡、島田三郎、田中耕造、古沢滋らが推定されている。ただし、本稿において、下段評者が誰であるかを確定することは「はじめに」で述べたように、第一義的に重要ではないし、目的ではない。したがって、「下段評者」と表記することとする。なお、下段評者の人物確定についての検討に関しては、江村栄一「解説　古沢滋（推定）の憲法草稿評林」家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編明治前期の憲法構想』福村出版、二〇〇五年、三六‐四八頁を参照。

23 小田為綱「憲法草稿評林」の引用は、「小田為綱憲法構想」家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編明治前期の憲法構想』福村出版、二〇〇五年により、適宜、濁点・句読点を補った。以下、特に注記がない限り、本節における引用は「小田為綱憲法構想」からのものである。

24 代表的な論稿として小西前掲書、新井前掲論文、家永三郎「解説　小田為綱文書所収憲法草稿評林」家永三郎・松永昌三・江村栄一編前掲書、四八‐五二頁がある。

25 代表的な論稿として小西前掲書、江村「解説　小田為綱の憲法構想」、家永同前論文が挙げられる。

26 江村「解説　小田為綱の憲法構想」、九五頁。

27 注4に同じ。

28 注12に同じ。

29 挙賢法、試験法に関して小田は「委細ハ君民共政大意ヲ見ルベシ」と記しているが、「君民共政大意」という論稿の所在は不明であるため、詳細は分からない。

30 江村栄一も、国民投票による天皇の廃位、政体の選択・転換の決定に関し、植木枝盛や小野梓の論と比較しつつ、この規定は万一の場合の規定であり、「（帝位継承者の）断絶の可能性を強調してあまりにも高い評価を与えることには無理がある」としている。江村「解説　古沢滋（推定）の憲法草稿評林」。

付記：本稿は二〇一七年度日本政治学会分科会A‐1「未完の憲法構想」における報告をもとに作成したものである。当日の他の報告者である松沢裕作氏、高橋義彦氏、コメンテーターの五百旗頭薫氏、および参加者の皆さんから本稿を作成するうえでの貴重なご意見とご教示を頂いた。記して謝に替えたい。本稿ではその全てを十分に組み込むことはできなかった。今後の課題としたい。

及の「不足」や議員立法規定の不在から自由民権運動の「限界」や「未熟さ」が指摘されたりする。また、本論で述べたように、小田の天皇観を「前近代」的な儒教的あるいは国学的思想の継承とする理解が存在する。

しかしながら、こうした評価は現代の価値観に基づいた評価である。民権家の憲法起草の営為を近代国家「日本」形成の模索のなかに位置付け、その憲法構想を国家のグランド・デザインの構築としてとらえるならば、別の姿が見えてこよう。既に触れたように、天皇の廃立、政体選択・転換、天皇大権に対する厳しい制約、小田が求める天皇の「有徳性」のいずれもが「君民共治」の政体構想の構造的帰結と位置付けられる。国民の権利に関しても小田為綱「憲法草稿評林」の評者たちが無関心だったわけでなく、むしろ、人民の権限による天皇大権の厳しい制約・拘束、すなわち「君民共治」の制度的具体化によって人民の権利は保護・伸張されると考えたからであり、それゆえ天皇と人民の関係の設計に腐心したのである。

また、近代国家「日本」形成の模索の中での国家構想の構築の営為として、明治憲法をとらえるならば、プロイセン型憲法と評される姿とは違った姿を見せることとなろう。それは、「天皇統治」を「天皇親政」とする政体構想の具体化・制度化である。この国家構想を民権家の国家構想とあわせて考察することが、それまでに日本に存在しなかった、日本が経験しなかった新しい国家の模索・形成過程の理解に新しい視角を開くことになると考えるが、この点についての考察は別稿を期したい。

## 注

1　従来の自由民権研究の性格や特徴の整理については、牧原憲夫「民権運動と「民衆」―ひとつの問題整理」『自由民権』第八号、一九九五年、同「民権と民衆―二項対立図式を越えるために―」『自由民権』一〇号、一九九七年、大日方純夫「民権運動再考―研究の現状と課題―」『自由民権』一〇号、同「「自由民権」をめぐる運動と研究―顕彰と検証の間―」『自由民権』一七号、二〇〇四年、安在邦夫『自由民権運動史への招待』吉田書店、二〇一二年を参照。

2　安丸良夫「民衆運動における「近代」」安丸良夫・深谷克己編『日本近代思想体系21　民衆運動』岩波書店、一九八九年。他に牧原憲夫『客分と国民のあいだ　近代民衆の政治意識』吉川弘文館、一九九八年、同『シリーズ日本近現代史2　民権と憲法』岩波書店、二〇〇六年、稲田雅洋『自由民権の文化史　新しい政治文化の誕生』筑摩書房、二〇〇〇年、同『自由民権運動の系譜　近代日本の言論の力』吉川弘文館、二〇〇九年を参照。

3　松沢裕作『自由民権運動―〈デモクラシー〉の夢と挫折』岩波書店、二〇一六年、ⅰ-ⅴ頁。

4　小田為綱（天保一〇年（一八三九）―一九〇一年（明治三四））は岩手県九戸郡宇部村出身の民権家で、文久元年（一八六一）から江戸・昌平黌で儒教を学ぶ。明治五年（一八七二）、東北開発の必要性を訴える「三陸開拓書」を左院に提出する。一八七七年、西南戦争に呼応した東北地方の挙兵計画（真田太古事件）に加担、檄文を起草したため、連座の罪に問われ、投獄される。出獄後、本稿で取り上げる「憲法草稿評林一」を作成したと思われる。一八九八年の第五回衆議院議員総選挙に岩手県第二区から出馬し衆議院議員に当選し、第六回総選挙でも連続当選したが、任期中に没した。

5　小田為綱関係文書にある「憲法草稿評林一」についての代表的な先行研究として、小西豊治『もう一つの天皇制構想―小田為綱文書「憲法草稿評林」の世界』論創社、二〇一二年、『新編明治前期の憲法構想』福村出版、二〇〇五、大島英介『小田為綱の研究』久慈市、一九九五年、同編著『小田為綱資料集』小田為綱資料集刊行委員会、一九九二年がある。

6　『法令全書　慶応三年』内閣官報局、一八八七年。

7　『太政官日誌　第五　慶応四年戊辰三月』一八六八年。

8　「国会開設請願書」色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成　第六巻』筑摩書房、一九八七年、二七三-二七四頁。

9　「歎願開設囪会書」、「松沢求策関係文書」穂高町立図書館所蔵。

10　「哀訴体」の国会開設請願・建白書の特徴、思想・論理の詳細については、拙稿「国会開設請願運動にみる松沢求策の思想（1）―「哀訴体」の思想的意義」「国会開設請願運動にみる松沢求策の思想（2）―「哀訴体」の世界」『早稲田政治公法研究』第五〇号・第五二号、一九九五年・一九九六年、「「哀訴」という思想―国会開設建白・請願にみる「主体」形成の過程―」新井勝紘編『民衆運動史―近世から近代へ―第4巻　近代移行期の民衆像』青木書店、二〇〇〇年を参照。

11　色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成　第三巻』筑摩書房、一九八六年。

12　植木枝盛「明治第二ノ改革ヲ希望スルノ論」（一八七七年）植木枝盛『植木枝盛集　第三巻』岩波書店、一九九〇年。

13　同右。

14　「岡山県両備作三国有志人民国会開設建言書」（一八七九年）色川大吉・我部政男監修、茂木陽一・鶴巻孝雄編『明治建白書集成　第五巻』筑摩書房、一九九六年。

モノ」であるから、「再三天下ノ賢者ニ諮問シ、広ク天下ノ公論ヲ容レ、而シテ之レガ問題ヲ製シ、尚ホ会議ノ議決ヲ経テ之レヲ行フモノトス」としている。また、「国憲」は天皇の大権として「両院ノ議員ヲ召集シ、会期ヲ延シ、又其解散ヲ命ズ」る権限を認めているが、小田は「解散、延期ノ如キハ議員ノ権ニ任ズベシ」としている。下段評者は「皇帝ノ暴威ヲ防護シ、人民ノ権利ヲ伸達スルニ於テ最要ノ行ナレバ」、「皇帝ハ議会決議スル所ノ法案ニ就キ意見アリ、且現集議員（代議士院）ノ議決スル所、全国人民ノ希望スル所ニ異ナリ、却テ国家ノ安寧ヲ妨ゲ、人民ノ幸福ヲ害スルト思定スルトキハ、或ハ暫時議会ヲ停止シ、而シテ現会ヲ散シ、更ニ新議員ヲ撰挙センコトヲ人民一般ノ可否ニ問ベシ。此ノ如クニシテ、果シテ人民可数、否数ヨリモ多キ時ハ、直ニ現ニ現会解散ノ令ヲ布クコトヲ得ベシ。如此場合ニ於テハ人民ハ速ニ新議士ヲ撰定シ、会議ノ手続ヲナスベキナリ」と議会の解散の可否を「人民一般」の投票、国民投票にかけることを提案し、この方法こそ「始メテ権柄偏倚ノ弊ナク、中世［中正］公平ノ術ヲ得ル」ものであるとしている。

下段評者は、この他にも天皇の廃立、憲法の停止・改廃といった国家の重要事項に関しても「人民一般ノ可否ニ決スル」こと、すなわち国民投票による決定を規定している。これに対して、人民に「賢者」たることを求める小田は、国民投票のみによる決定には慎重である。議会の解散を国民投票で決めることに関しては、「諂諛ノ議員ハ進ミ、賢良ノ議員ハ退ク」という弊害が生じるゆえに反対している。天皇の廃立に関しても、国民投票による決定では「如何ナル奸策ヲ行フモ難計」いため、「国君ノ所業ヲ掲ゲテ、之レヲ全国ニ告示シ、廃立ノ答案ヲ献ゼシメ、之ガ公論ヲ取テ問議案ヲ修正シ、之レヲ両院ニ下シテ議決セシムル」のがよいとする。憲法の停止・改廃に関しては国民投票の実施を認めているが、両院の議決の必要を加えている。下段評者は、国民全員がその意思を表明することで、小田は国民の中の「賢」を結集することで人民の権限の強化・極大化と天皇の権限の制限をはかり、人民の権利の保護・伸張、幸福と安寧の確保を達成しようとする。さらに下段評者は「皇胤中ニ於テモ帝位ヲ承ク可キ」継承者が絶えた場合には、「代議士院ノ預撰ヲ以テ人民一般ノ投票ニヨリ、日本帝国内ニ生レ諸権ヲ具有セル臣民中ヨリ皇帝ヲ撰立シ、若クハ政体ヲ変ジ（代議士院ノ起章ニテ一般人民ノ可決ニ因ル）、統領ヲ撰定スルコトヲ得」と国民投票による政体の選択・転換を認めてさえいる。しかしながら、それは皇位継承者の断絶という外的要因によって実施されるものであり、人民が主体的に投票の実施を求めることができるものではない。かつ、皇位継承者の資格は広範囲に与えられている。既に見たように国民投票による天皇廃位の決定を小田為綱「憲法草稿評林」の思想の先進性・ラディカルさの表われとする評価があるが、国民投票による政体の選択・転換は、いわば保険と位置付けられよう。[30]しかも、この規定を設定した目的は「後来紛擾ヲ醸生スルノ期絶テナ」いようにするためである。「自由ハ必ズ君主ノ暴力ト両立」しないが、同時に「人民ノ暴動ト並行セザルガ故ニ、権柄ノ偏重偏軽アルニ当テハ必種々ノ紛擾ナキヲ免カレ」ない。そこで、「万世確守ノ憲法ヲ約定シ、自由ノ権利ヲ保護セン」ためにはこうした規定が必要であるとする。すなわち、この規定も「君民共治」の制度的実現と安定をはかるものの一つであるといえよう。こうして、君主としての天皇の大権を人民の権限で多様かつ厳しく制約・拘束することで、天皇が「君民共治」に相応しい君主から逸脱することを防ぎ、「君民共治」の政体の安定と永続化をはかったのである。

最後に、「君民共治」の実現において必要不可欠なのが、「君民共治」の具体化・制度化である憲法を制定する方法である。未だ憲法が存在しない日本において、いかにして憲法を制定するかは、重大な問題であった。下段評者は、「憲法ノ約定」を「人民代理の委員」から成る会議で行うとしている。つまり、憲法を制定するための国会の開催を主張する。民権家にとって国会は「君民共治」の具体的制度を構成する重要な要素であると同時に、「君民共治」の制度を実現させるための不可欠な場でもあった。それゆえ、民権家にとって国会開設と憲法の制定は密接に結びついていた。

## むすびにかえて

小田為綱「憲法草稿評林」を通じて確認できる民権家の国家構想は、「天皇統治」という建国原理に依拠した「君民共治」の具体的制度化であった。それは君主としての天皇の大権と人民の権限をそれぞれ規定したうえで、天皇の大権を人民の権限でもって様々に制約・拘束、君主の暴政を抑止し、「君民共治」に相応しい君主としての天皇のあり様の永続化をはかり、人民の権利を保護・伸張し、人民の安寧と幸福を確保しようとするものといえる。

こうした憲法構想においては、天皇と議会についてのそれぞれの規定と両者の関係については詳細に定められており、天皇の廃立、政体の選択・転換の条項の制定にまで至っている一方で、内閣や司法、国民の権利・義務についてはそれほど論じられていない。議会についても議員立法権の規定は不明瞭である。こうした憲法構想は、憲法の存在が当たり前となっている現在の基準で見ると、天皇の廃立、政体の選択・転換、天皇大権に対する厳しい制約からそのラディカルさ、「先進性」が評価されたり、逆に内閣や司法、国民の権利に対する言

対応して、人民には「賢」を求めたのである。

こうした人民の代表によって構成される両院の権限は立法権である。小田為綱「憲法草稿評林」は立法権を「君民共治」における人民の「国家ノ大権」に帰し、その極大化を図っている。下段評者は、君主の裁可権を認めると、「君主若シ之ヲ否裁スル時ハ議会ノ決案即人民一般ノ輿論ハ毎々之ガ実行ヲ得ルノ機」を失うことになる場合がありうる。それでは「議会ハ啻ニ君主ノ考案ニ供スル法案ヲ議決スルノ一小部権ニ参与スル権ヲ有スルニ止リ立法ノ全権特ニ君主一人ノ掌中ニ帰」してしまう。また、「理学上ノ正義ヲ以テ論ズルノミナラズ、実際君主専制ノ弊ヲ預防シ人民ノ権利ヲ保護セント欲スルニ立法権ハ寧ロ偏ニ人民ニ掌握スルモ決シテ君主一人ニ有セシムベカラズ」と論じ、君主ノ裁可権を認めない。小田も下段評者の説に「意想ハ吾輩ト同論ナリ」と賛意を示し、「国憲」の「皇帝元老院及代議士院合同シテ立法ノ権を行フ」という条文から「皇帝ノ二字ヲ除キ」、「合同シテ」を「同議ヲ以テ」と修正することを主張する。そして、「皇帝」によって不裁可となった法案に関しては、下段評者も小田も手続きは異なるものの両院の再議によって法律として成立するとしている。ただし、小田為綱「憲法草稿評林」においては議員立法権の規定は不明瞭である。小田は法案の作成は「参議院ニ大臣卿参議及ビ諸寮局長大警視警部長ヲ集会シ協議シテ」行うとしており、議員立法権を想定していない。「君民共治」における立法権の極大化は「君主専制ノ弊ヲ預防シ人民ノ権利ヲ保護」するための天皇の権限の監視と抑制こそが焦点となったといえよう。

立法権を人民の権限とする小田為綱「憲法草稿評林」の議会構想において、貴族院の設置は認められない。下段評者は「代議士院ノ外ニ華族院ヲ置カンコトヲ論ズル」のは「皮相」の論であるとする。「欧洲諸国貴族院ヲ置クモノ往々之レアリト雖ドモ、イギリスを除いては「常ニ君主ニ諂事シ、之ガ威権ヲ助ケ、平民ノ自由ヲ抑制スル階梯トナ」ってしまっている。ヨーロッパ諸国でさえ、そうなのだから「我国華族ノ如キ無気無力ノ者」にはなおさら期待できない。「我国華族（大小名）ハ藩政奉還迄ハ非常ノ権力ヲ有シ、間接若クハ直接ニ朝政ヲ可否改定スルノ権ヲ有セシガ故ニ、（中略）同族相一致シテ立憲政体ノ創立ヲ皇帝ニ請願セシナレバ、今我輩人民ガ千辛万苦之ガ創立ヲ図ルニモ及バ」なかった。そうしたことさえできなかった「無精神ノ華族」に「国家ノ大権ニ参決スルノ権利ヲ特有セシムベケンヤ」と痛烈に批判しており、小田もこの意見に「大賛成々々」としている。

### ⑶天皇と人民の関係

「君民共治」の制度化において重要なのは、君主としての天皇と人民の関係を政治体制にいかに落とし込むかである。「天皇統治」という「君民共治」は、上述のように、それに相応しい「有徳性」をもった天皇の存在という、極めて危うい前提のうえに成り立つものである。小田為綱「憲法草稿評林」の天皇廃立の規定は、そうした危うい前提を制度的に担保しようとするものの一つであった。小田為綱「憲法草稿評林」は天皇の大権を人民の権限でもって制約・拘束することで、君主の暴政を抑止し、「君民共治」に相応しい君主としての天皇のあり様を永続化する。そして、人民の権利を保護・伸張し、人民の安寧と幸福を確保しようとする。下段評者は「憲法ノ文章、嗚呼預防セサル可ケンヤ、暴主ノ欺騙。他日代民委員トナリ憲法起草ニ従事スルモノ最モ意ヲ加ヘスンハアルヘカラス」と憲法の要諦は君主の暴政の阻止と人民の権利の保護・伸張にあることを指摘し、まだ見ぬ将来の憲法起草者に対して、この点に腐心するよう注意を促している。

「君民共治」の制度化・具体化としての天皇と人民の関係において、天皇に法案の裁可権を最終的には認めないことは既に見たとおりである。天皇の大権として「行政ノ権」、陸海軍の兵権、「赦ヲ行ヒ、以テ人ノ罪ヲ減免ス」る権限、「外国ト宣戦講和及ビ通商ノ約ヲ立」てる権限などをあげているが、いずれにも厳しい制約が設けられている。「行政ノ権」については、「憲法限制スル処ノ権ヲ超過スベカラザルモノナレバ、詳ニ其旨ヲ載定セズンバアルベカラズ」とする。なぜならば「之ヲ詳明セザレバ糊塗舞弄ノ弊生ジ易ク、之ガ為メ却テ人民権利ノ収縮ヲ来タシ、君主勢威ノ強大ヲ加フルニ至ラシム」からである。兵権は「素ヨリ皇帝ノ権内ニ帰スベキハ論ヲ竢ズト雖、独リ武官ノ黜陟退老ノミニ止マラズ、総テ軍制ヲ設立シ、定則ヲ変改シ兵額ヲ増減スルガ如キ」また、用兵行軍に関しても「議会ノ許可ナケレバ皇帝ノ特権ヲ以テ専行スベカラザルノ条ヲ加載ス可シ」とする。これは君主の暴政を防ぐだけでなく、「国家ノ大権ハ必ズ帝家ト議会ノ両部ニ在」ることを堅持し、「国家ノ大権ヲシテ大臣ノ掌裏ニ帰セシメ」て、「内皇帝ヲ陵ギ、外人民ヲ圧セントスルノ弊害ヲ生ズ」ることを防ぐことになるとしている。恩赦の執行・刑の減免に関しては「議会ノ告訴ニ係ハル官吏ノ公罪ハ之ヲ減赦スルコトヲ得ズ」とする。

外交権については、下段評者は「通商ノ約ヲ締スルニ際シ、関税ニ係ハルノ事款ニ於テハ、先ヅ議会ノ可否ヲ問ハズンバアル可カラズ」としている。小田は、さらに「宣戦講和ハ国家ノ大事ニシテ、安危存亡此条ニ係レリ。然ラバ則チ皇帝議会ノ見ノミヲ以テ之ヲ左右スルノ理アランヤ。其議事最モ鄭重ニ為スベキ

で、儒教思想・教養から出発して「君民共治」に至ったのではなく、「君民共治」を具現化させるために、儒教的な要素が近代国家「日本」の形成の文脈において再解釈・再構成されて、動員されたといえよう。「君民共治」が成立するためには、君主である天皇が「民」との「共治」―「国家ノ大権」の共有・分有を認め、人民の権利を保護・伸張し、人民の安寧と幸福をはかる存在でなければならない。天皇たる資格には、自ずとそうした「徳」が求められることになる。国会開設建白・請願書においても「君民共治」と、それを実現可能とする国会の開設こそが天皇の「聖意」とされ、そうした「聖意」を持つからこそ、「我叡聖文武ナル」天皇として尊敬と服従の対象に造形された。したがって、この「聖意」の存在こそ、天皇を天皇たらしめる資格としてそのあり様を拘束するのである。そのため、現実の天皇が、有徳の君主として造形された天皇像から乖離・逸脱したとき、「弾丸的ヲ失スレハ必ラス佗ニ当タル所ナクンハアラス激昂ノ反動必ラス不測ノ禍ヲ生シ神祖ノ大業ト中興ノ偉業ト先帝ノ勲労トヲ併セテ以テ画餅烏有ニ帰セシメ玉フニ至ラン」[27]、あるいは、「無前ノ国恥千載ノ瑕瑾ヲ受クルカ如キコトアラハ陛下其レ何ヲ以テ祖宗ニ対フルヲ得ンヤ勢ヒ爰ニ迫ラハ人民モ亦啻ニ鬱屈シテ止マサラン恐ラクハ彼ノ所謂社稷ヲ重シトス君ヲ軽シトスルノ事アラン」[28]と激しく鋭い非難の刃が天皇に向かうこととなる。ここには小田為綱「憲法草稿評林」における天皇廃位の論理に共通する論理を見ることができる。「君民共治」における天皇は、必然的にそれに相応しい「有徳性」を備えていることになり、その「有徳性」が「君民共治」の成立を担保する。そして、この「君民共治」成立の担保を具体的に制度化したのが、その「有徳性」を基準とした天皇廃立の規定なのである。

### (2)人民の権限の具体化としての議会

一方、「君民共治」における人民の「国家ノ大権」の共有・分有のあり様は、小田為綱「憲法草稿評林」では立法権を有する元老院と代議士院という形で制度化されている。元老院に関し、下段評者は「上下権利ノ均衡ヲ均シ、立法行政ノ中和ヲ保タシムル」機関と位置付け、その構成員について「国憲」が皇族・華族・かつての勅任官・功労者・学識者の中から「皇帝」が選ぶとしているのに対して、元老院が十全に機能するように、「半数ハ皇帝ノ選任ニ委シ、半数ハ代議士院ノ選挙ニ任スルノ法ヲ創定」することで選出するとしている。元老院の職掌については「国憲」が「立法ノ事ヲ掌ル外上言書ノ立法ノ事ニ係ル者ヲ受ク」としているのに対し、「上言書ヲ受クルハ立法ノ事ニ限ラズ、総テ人民ノ上言請願ニシテ立法行政上ニ関スル者ハ独リ本院ノ受クル所トナシ」、また立法に関して「法律中ノ疑義ヲ釈シテ全国ノ定例ト為ス者」は「元老院之ヲ掌ル」とし、元老院独自の職掌を定めている。これに対して、小田は、元老院の構成員は「挙賢法ヲ以テ抜擢シ試験法ヲ以テ之ヲ任ズ」[29]とする。元老院の職掌に関しては、下段評者の説に反対し、元老院が受け付けるべき上言書は原案通り、立法に関するものに限定し、「人民立法外ノ上書ハ参議院ニ於テ受クル」のが適当であるとする。また、「法律中ノ疑義ヲ釈シテ全国ノ定例ト為ス者」を掌るのも元老院一院ではなく、原案通り「両院ノ権内ニアルベキ」とした。

代議士院は人民の選挙によって選出される議員で構成される民選議院である。下段評者も小田も「納税ノ多寡ニ因リテ権利ヲ限制スレバ選挙権被選挙権或ハ少数ノ一部民ニ偏帰」することになる。よって「公平中正ヲ得ル」ためには「被選挙権選挙権ニ於テ納税ノ多寡ヲ以テ束縛スベ」きではないということで一致している。しかし、選挙権被選挙権を有する資格に関しては両者は見解を異にしている。下段評者は、被選挙権は「年齢二十五歳以上ニシテ公権人権ヲ具有シ通常ノ文字ヲ読ミ得、書得ル者」に付与されるとした。ただし、「皇族文武官吏元老議員判事女子僧侶日本ノ戸籍ニ入リ未ダ十年ヲ経ザルモノ嘗テ公共ノ救恤ヲ受ケシ者人ノ傭僕トナリシ者定住ナキ者」などは除いている。選挙権は満二十歳以上の「公権人権ヲ有シ一家ノ戸主タル男女皆之ヲ有ス」とするが、「皇族管理兵卒両院議員判事」や「人ノ僕婢トナル者嘗テ救恤ヲ受シモノ」「獄舎ニアルモノ」などを除外している。除外者は存在するものの、選挙権・被選挙権ともにかなり広く設定している。

これに対して、小田は納税に基づく選挙権・被選挙権の付与を否定しているが、別の基準を設けている。小田は下段評者が「通常ノ文字ヲ読ミ得、書得ル者」に被選挙権を与えていることに反対する。「如何トナレバ天下ノ大事ヲ議シ大疑ヲ決断スベキ立法ノ任ニ当タルベキ人物ヲ選挙スルニアタリ」、下段評者のように「人民一般ノ直選トスルトキハ如何ナル人物ヲ選挙スルモ量リ知」れないからである。そこで、小田は有権者の資格に「賢者」であることを付す。その結果、下段評者が選挙権・被選挙権の保有者から除外した者のなかにも資格を有する者が出てくることになる。「嘗テ公共ノ救恤ヲ受ケシ者人ノ傭僕トナリシ者定住ナキ者」のなかにも「賢者」は存在しうるからである。「賢者」であっても、一時の困窮によってこうした境遇に身を落とすことはある。また、むしろ賢者は「利発者狡猾者ト違ヒ」「非理ノ利ヲ貪ラ」ないため、貧窮に陥りやすい。にもかかわらず、こうした除外規定を設けることは「貧窮ノ賢者ヲ棄テル」ことになる。よって、こうした制限を求めることに反対している。小田は「君民共治」を成立させるための資格として君主である天皇に「徳」を求めたのに

テ、自ラ法ヲ乱リ罪科ヲ犯ス為スベカラザルノ所業ヲ為シテ、何ヲ以テ天下人民之レ是ヲ則ルコトヲ得ンヤ。然ラバ則チ天皇陛下ト雖、自ラ責ヲ負フノ法則ヲ立、后来無道ノ君ナカランコトヲ要スベシ。」

つまり、天皇には、「自ラ法ヲ乱リ罪科ヲ犯ス為スベカラザルノ所業ヲ為」すような「無道」を決して行わない有徳性が求められ、徳無き天皇が非道を行った場合には、その責任が問われることとなる。したがって、「国憲」が第一編第一章第二条に掲げる「縦ヒ何事ヲ為スモ其責ニ任セズ」という天皇の無答責は否定され、徳無き天皇は君主の資格を有さないとして、「之レヲ責ルニ廃帝ノ法則ヲ立ツベシ」と天皇の廃位にさえ至るのである。そして、後継の天皇は、その有徳性を最優先の基準として選出される。

「当今開明上ヨリ論ズルトキハ、之レガ正統ナリトシテ、不徳ノ君主ヲ立、国政ヲ紊リ、人民ヲ苦シマシムルノ理アランヤ。故ニ不徳ノ皇子ハ嫡長ト雖之レヲ廃シ、庶子ノ内タリトモ賢明ノ君ヲ択ランデ立ツベキナリ」

帝位の継承者は、「帝位継承ノ法則タルヤ、我国ニ於テハ最モ注意スベキナリ。天照太神ヨリ神孫ニアラザレバ帝位ヲ践ムコト得ザルト遺詔」に則って皇族の範囲内に限定されるが、選定基準は何よりまずその有徳性に求められる。かつ、有徳の資格者を選出できるように、皇族の範囲は「女統」、「皇室親族の大臣家」まで広範囲にわたっている。下段評者も「皇帝憲法ヲ遵守セズ、暴威ヲ以テ人民ノ権利ヲ圧抑スル時ハ、人民ハ全国総員投票ノ多数ヲ以テ、廃立ノ権ヲ行フコトヲ得ル」とし、小田はこれに対して「此法律ハ暴君ナカラシムルノ善法ナリ」と評している。小田は「君民共治」に相応しい天皇の姿を有徳の君主とし、その言動が必然的に徳に相応しいものであることを要求する。したがって、「自ラ法ヲ乱リ罪科ヲ犯ス為スベカラザルノ所業ヲ為」すような「無道」な行為は、君主として求められる徳がないことの証左となり、君主としての資格・責任が厳しく追及される。天皇の「自ラ責ヲ負フノ法則ヲ立」てることは不可欠であり、自明のことなのである。その結果、小田は「国憲」の「神聖ニシテ犯ス可カラズ。縦ヒ何事ヲ為スモ其責ニ任セズ」の一文に対して「此文、后来ノ法文ト為スニ足ラズ」と断ずるに至っている。

こうした小田為綱「憲法草稿評林」における天皇の神聖性・無答責を否定し、天皇の廃位にまで帰結する主張を、後述する国民投票による天皇廃立の決定の主張と併せて、万世一系国体論、「天皇の国家」を完璧に否定し、「国民の国家」、徹底した人民主権・国民主権を志向する憲法構想、あるいは大統領制への道を開き、近代天皇制にメスを入れた、天皇制をいくらでも相対化できる思想を示しているラディカルな主張とする高い評価が存在する。[24]こうした評価は大日本帝国憲法‐明治憲法体制（ひいては現行の憲法‐国家・政治体制）の存在を暗黙の前提・基準とした評価である。しかしながら、小田為綱「憲法草稿評林」は、日本にまだ憲法が存在しないなかで、そのまだ見ぬ憲法を作り出すことを通じて、近代日本の新しい国家・政治体制構想を構築しようという営為の表現である。そうであるならば、当時は存在せず後に登場する憲法‐国家・政治体制を基準として、そこからの〝キョリ〟をはかることで小田為綱「憲法草稿評林」を「先進的」／「後進的」と評価することは、松沢が言うような私たちの価値観を投影する結果となってしまい、下段評者や小田の苦闘、格闘の検討・考察としては不十分とならざるを得ないだろう。さらに、小田為綱「憲法草稿評林」に対するこうした評価においては、万世一系国体論・「天皇の国家」の完璧な否定、「国民の国家」、徹底した人民主権・国民主権、近代天皇制にメスを入れた天皇制の相対化を志向したにもかかわらず、「万世一系ノ皇統ハ万国未タ其比類ヲ観ス。実ニ我国独有ノモノニシテ他国ニ向ヒ誇称スルニ足ルヘシ」「万世一系ノ皇統ハ、日本人民ニシテ誰カ冀望セザルモノアランヤ。是レ第一条ニ置ケル所以也」と万世一系とその継承者である天皇を高く評価し、肯定している点や、何故、先に挙げたラディカルな志向の帰結が君民共治にとどまるのか、について十分に説明できていない。下段評者や小田の営為を考察するには、彼らが課題とした近代日本の新しい国家・政治体制の形成の過程のなかに位置付ける必要があると思われる。そうした視点から見た場合、小田為綱「憲法草稿評林」は、これまで見てきたように、近代日本がその出発点から建国原理としている「天皇統治」と、それを民権家が解釈した「君民共治」の具体化、制度化であるといえる。だからこそ、その政体構想の中に、有徳性がなければ廃位に至るという危うさを含みながらも、天皇を位置付けたのである。

また、小田の主張を、天皇の有徳性を評価の基準とし、人民に賢明さを求める（後述）、その「有徳賢明」の強調、徳治主義的側面から、「前近代」的な儒教思想に依拠・継承したものとする評価がある。[25]例えば、小西豊治は、儒教の徳治政治という古い教養が君主専制に対する憎悪、君主専制の排撃の思想・論理を生み出し、議会政治の徹底した尊重から君民共治へと至っているとする。江村栄一は、幕末の吉田松陰と山県太華の正統性観念についての儒教的論争を引きながら、小田の天皇に対する有徳性の、人民に対する賢明さの要求は両者の正統性の観念を部分的に継承した第三の立場であるとし、小田の憲法構想は「儒教がもつ可能性を人民の立場から唯一憲法構想に結実させたもの」[26]であると評価する。だが、小田の主張は、むしろ「天皇統治」を「君民共治」とする民権家の政体構想の構造的帰結であると考える。換言するならば、論理は逆

ス。汝等ソレ宜シク之ガ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ」という勅命をもって憲法草案の起草を命じ、元老院は国憲取調局を設置し作業を進め、同年に「日本国憲按」第一次案を、七八年に第二次案を作成した。元老院はさらに一八八〇年に最終案である第三次案「国憲」をまとめ、上奏するが、その内容が世界各国の憲法の模倣にとどまり、肝心の「建国ノ体」が顧慮されていないとの不満を持った岩倉具視、伊藤博文らの政府首脳の強い反対により、不採択となり、公表されることもなく葬られることとなった。

一方、自由民権運動が隆盛していくなかで、民権家をはじめとする民間による憲法案、すなわち私擬憲法が起草されていく。元老院での憲法草案起草と歩を合わせるように、一八七九年には、元老院在籍者も社員として所属する東京の都市知識人民権結社である共存同衆や嚶鳴社によって私擬憲法の起草が全国に先駆けて始まっている。とりわけ、嚶鳴社による「嚶鳴社憲法草案」は、その後の各地の私擬憲法の起草に大きな影響を与えた。一八八〇年になると国会期成同盟第二回大会が開催される。この大会において、翌年の大会時に「憲法見込案」を持ち寄ることを決定されたことにより、民権家たちの憲法起草の動きは全国的に活発化した。維新期から大日本帝国憲法発布までに起草された憲法草案、およびそれに類するものは官民あわせて九〇種以上確認されており[20]、そこには国家の様々なグランド・デザインが構想されているのを見ることができる。

本稿で取り上げる小田為綱「憲法草稿評林」は、こうした流れのなかで民権家の手により作成されたものであり、その成立時期は一八八〇年七月頃から翌年の初め頃または一〇月頃、あるいは一八八一年一一月頃から八二年頃までと推定されている。[21]「憲法草稿評林」という表題を持つ文書は、現在、二種類存在する。いずれも憲法の条文を記した私擬憲法（憲法草案）とは、その体裁を異にしている。一つは元老院起草の憲法草案「国憲」の条文を記載し、各条文の後にそれに対する評論（以下、「下段評論」とする。）が記入されているものである。もう一つは、最初に発見された「憲法草稿評林一」という表題を持つもので、前者の写本と見られるものの上段余白に岩手出身の民権家・小田為綱によると推定される「国憲」と下段評論に対する批評が加筆されている文書である。明治政府によって不採択、非公開とされた「国憲」が、どのような経路によってかは不明であるが、何らかの形で民間に流出し、それを入手した民権家が「国憲」の条文に対する評論と自らの憲法構想を記入した原本（前者の「憲法草稿評林」）を作成、小田為綱がその写本をつくり、上段に「国憲」と下段評論に対する評論、それを通じて自身の憲法構想を記入して成立したのが、後者の小田為綱関係文書にある「憲法草稿評林一」であると推定されている。したがって、小田為綱「憲法草稿評林」では、「国憲」をめぐって民権家の二つの憲法構想が論争的に展開されており、すなわち、二つの政体構想、近代日本の国家デザインが表現されているのである。

## 三、小田為綱「憲法草稿評林」における「君民共治」の制度化

### (1)君主としての天皇の位置と資格

民権家の政体構想は、日本の「伝統」とされる「天皇統治」という建国原理を受容している。それゆえ、その具体的・制度的表現である民権家の私擬憲法において、その冒頭に君主としての天皇の規定が置かれている。小田為綱「憲法草稿評林」も「国憲」がその冒頭「第一編　第一章　皇帝」の第一条を「万世一系ノ皇統ハ日本国ニテ君臨ス」としているのに対し、下段評論の論者（以下、「下段評者」とする。）[22]は「万世一系ノ皇統ハ万国未タ其比類ヲ観ス。実ニ我国独有ノモノニシテ他国ニ向ヒ誇称スルニ足ルヘシ」と評し、小田も「万世一系ノ皇統ハ、日本人民ニシテ誰カ冀望セザルモノアランヤ。是レ第一条ニ置ケル所以也」としている。[23]両者ともに「万世一系の皇統」、それを継承する天皇の統治を、他に類を見ない日本の「伝統」・優秀性・独自性と評価するのである。

しかしながら、民権家にとって「天皇統治」という政体は「君民共治」でなければならない。それゆえ、君主による専制は阻止されるべきものである。小田為綱「憲法草稿評林」は下段評者が「国家ノ大権ハ必ズ帝家ト議会ノ両部ニ在リ」と「国家ノ大権」は天皇と議会によって共有・分有されるものとし、「人民権利ノ収縮ヲ来タシ、君主勢威ノ強大ヲ加フルニ至ラシム」ようなことは回避しなければならないとする。小田もこれに対して「最モ至当ノ公論タリ、大ニ之レヲ讃成ス」「此論吾輩モ同論ナリ」と全面的な賛意を示している。

したがって、天皇はこうした「君民共治」に相応しい君主として位置付けられ、また、相応しい姿が求められる。小田為綱「憲法草稿評林」では「国憲」第一編第一章第二条の「皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可カラズ。縦ヒ何事ヲ為スモ其責ニ任ゼズ」という条文に対して、下段評者は「皇帝ヲ神聖ト尊称スルハ、条理上ニ於テ穏当ナラズ。故ニ「無上ノ尊位」ノ五字ヲ以テ之ニ代フベシトス」と、「君民共治」に相応しい君主としての天皇の姿を「神聖」と位置づけること、認識することを退けている。小田はこの意見に同意しつつ、さらに天皇に、それに相応しい資格を厳しく求めている。

「夫皇帝ハ政ヲ天下ニ布キ、以テ法令ヲ明ニスベキヲ欲セラルヽノ地位ニアリ

実現の正統性の根拠と位置付ける。

「天皇陛下賢クモ明治初年登極ノ肇メ首トシテ五事ヲ以テ天地神明ニ盟ハセラレル其一条ニ曰広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シト尋テ八年四月又聖詔ヲ下シ給ヒテ曰ク国家漸次ニ立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト倶ニ其慶ニ頼ラント臣等奉読シテ天恩優渥感涙ノ衣襟ヲ沾スヲ知ラサルナリ嗚呼生レテ此照代ニ遭ヒ如何ソ感激興起自治ノ精神ヲ振起シ進ンテ大政ニ参与シ以テ聖旨ノ万一ニ奉答セサル可ケンヤ諸県ノ有志者続々起テ国会ノ開設ヲ願望シテ止マサルハ此レ固ヨリ輿論ノ帰スル所ニシテ聖旨ヲ奉体スルニ外ナラサルコト照々乎トシテ明カナリ」[16]

「陛下即位ノ初メ五事ヲ以テ神明ニ誓ハレ明治八年四月ニ至リ尚誓文ノ意ヲ拡充シ漸次ニ国家立憲ノ基ヒヲ立ントノ聖詔ヲ下サレシヨリ茲ニ六年億兆皆聖意ノアル所ヲ奉体シ将ニ国会ヲ開キ国務ヲ負担シテ以テ陛下カ宸慮ヲ安ンシ」[17]

すなわち、「五箇条の誓文」と一八七五年の「漸次立憲政体樹立の詔勅」を根拠として国会開設による「君民共治」の実現こそ天皇の「聖意」に応えることであるとする。

また、中江兆民は「君民共治之説」において、「形態を摸擬して嘗て精神を問はず、是に於て耳食の徒往々名に眩して実を究めず、共和の字面に恍惚意を鋭して必ず昔年佛国の為せし所を為して以て本邦の政体を改正する有らんと欲する者」に対して「共和政治固より未だ其名に眩惑す可らざるなり、固より未だ外面の形態に拘泥す可らざるなり」と警鐘をならしている。「共和政治」という名称に対する物神的崇拝に陥ることを否定し、「「レスピュブリカー」は即ち公衆の物なり公有物の義なり。此公有の義を推して之を政体の上に及ぼし共和共治の名と為せるなり。其本義此の如し、故に苟も政権を以て全国人民の公有物と為し一に有司に私せざるときは皆「レスピュブリカー」なり、皆な共和政治なり」という共和政治の実質を実現しうる政治体制を追求すべきであるとする。そこで、英国を例に引きながら「宰相は則ち国王の指命する所なりと雖ども、然れども要するに議院輿望の属する所の外に取ること能はず、究境挙国人民の公選する所にして、（中略）其法律は則ち挙国人民の代員の討論議定する所にして、固より二三有司の得て出入する所に非ざるなり。是は則ち宰相を選する者は人民なり、之を執行せしむれば、則ち行政立法の権並に皆人民の共有物なり、其君主の如きは特に人民をして立法行政二権の間に居て之れが和解調停を為さしむる」政治体制、すなわち「君民共治」こそ「共和の実」を採った政体である。それゆえ「「レスピュブリカー」の実を主として其名を問はず、共和政治を改めて君民共治と称する」べきであるとする。[18]兆民は、「君民共治」は実質的に「共和」―人民の自治を保障する政治体制であるとさえいうのである。

以上、見てきたように民権家の考える「天皇統治」という「政体」の核は「君民共治」にあり、したがって、民権家は、この「君民共治」を具体的に制度化することで近代日本の国家デザインを構想した。それを表現したのが、民権家たちが起草した私擬憲法である。民権家たちにとって憲法は「君民共治」という政体のあり方を明確に示すものとして必要だった。そこで、以下、そうした私擬憲法の一つである小田為綱関係文書中の「憲法草稿評林一」（以下、小田為綱「憲法草稿評林」と称する）を中心に検討することを通じて、民権家が近代日本の国家デザインをいかに描こうとしていたのか、を見ていくこととしたい。

## 二、憲法草案起草の動きと小田為綱「憲法草稿評林」

憲法の制定は、近代国家「日本」の形成において重要な課題の一つである。欧米列強諸国に対峙し独立を維持してゆくためには、欧米列強諸国を範に立憲制を採用し、「文明国」として認められることが必須であった。そこで憲法という形で「文明国」に相応しい近代国家「日本」のグランド・デザインが模索されていくこととなる。明治五年（一八七二）に法制のことを議決する機関である左院の少議官・宮嶋誠一郎が議長・後藤象二郎宛に「立國憲議」を提出し、憲法制定が急務であることを進言している。一八七四年（明治七年）には、政府は左院に「国憲編纂」を正式に命じる。左院に国憲編纂掛が置かれ、国憲編纂の作業が進められていくこととなる。そして、一八七五年一月から二月にかけて伊藤博文らの周旋で政府の中心人物である大久保利通、下野していた明治政権樹立の功労者・木戸孝允、板垣退助らが大阪府下において協議を行った、いわゆる「大阪会議」を機に立憲政体構想が明治政府の主要な課題として、本格的に浮上してくる。この会合において、立憲政体を樹立する方針が合意され、それに基づき、三月に政体取調局が開局する。こうして立憲政体に向けた制度改革への取り組みが具体的に始まり、その帰結として、「元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ広メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ鞏クシ又地方官ヲ招集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト倶ニ其慶ヲ頼ント欲ス」[19]という「漸次立憲政体樹立の詔勅」が布告される。この詔勅により設置された立法機関である元老院において、廃止された左院の国憲編纂事業が引き継がれ、明治政府による憲法制定の準備が開始される。一八七六年、政府は元老院に「朕爰ニ我建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メント

慮、王政復古、国威挽回ノ御基被為立候間、自今、摂関幕府等廃絶、即今先仮総裁議定参与之三職被置萬機可被為行、諸事、神武創業之始ニ原キ、縉紳武弁堂上地下之無別、至当之公議竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊叡慮ニ付、各勉励、旧来驕惰之汚習ヲ洗ヒ、尽忠報国之誠ヲ以テ可致奉公候事。」[6]

すなわち、ペリー来航以来の「未曾有之国難」に対処し、「国威挽回」を図るため、「王政復古」をなし、「諸事、神武創業之始ニ原」くと宣言している。慶応四年（一八六八）、新政府の基本方針を表した「五箇条の誓文」は、天皇が公卿・諸侯を率いて天神地祇を祀り、神前で誓いを立てるとともに勅語を発し、公卿・諸侯はその奉答書に署名するという形で示された。勅語は「我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ」と列席した公卿・諸侯に対して発せられ、公卿・諸侯の奉答書は「勅意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ不堪。今日ノ急務永世ノ基礎、此他ニ出ベカラズ。臣等謹デ叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉従事冀クハ以テ宸襟ヲ安ジ奉ラン」と答えている。[7]この儀式において天皇が日本の統治者であることが可視的に表現されたのである。近代国家「日本」の形成は、「万世一系の皇統」を継ぐ天皇による統治という日本の〝伝統〟に〝回帰〟することと位置付けられ、幕末以降、倒幕運動から新政権樹立の駆動力となった天皇統治と、それに対応した天皇に対する尊崇・服従、すなわち尊王が明確に新しい日本の建国原理となった。

これは、単に明治新政府の正統性の根拠・原理として機能しただけではない。日本の近代化をめぐる明治政府に対する批判的・対抗的な運動である自由民権運動の参加者、民権家にも広く支持・共有された。自由民権運動において明治一〇年代前半に頂点を迎えた主要な活動の一つが国会開設請願運動であった。この時、提出された国会の早期開設を要求する建白書・請願書の多くが「哀訴体」という文体で書かれていたことは、天皇統治と尊王という建国原理が明治政府の反対派にも受容されていたことの証左となろう。「哀訴体」とは、個人的伝達の形式である「候文」を採用し、過剰ともいえるような天皇に対する敬語を用いた文体である。そこには、天皇を政治的に優れた内実を有した立派で卓越した人格を有する君主ととらえる姿勢が表われている。そのうえで、「哀訴体」の建白書・請願書は「建国以還二千五百有余年東海ニ屹立シ列聖文武ノ政ヲ施キ四表ニ光被シ上下ニ照挌」[8]してきた「我叡聖文武ナル」[9]君主である「天皇陛下」に「陛下ノ聖意」でもある国会の実現を「嘆願」するという論理を展開している。[10]ここには天皇を建国以来連綿と続く日本を統治する君主とする認識と、その天皇に対する信頼と敬意、服従が表現されている。民権家による国会開設請願・建白書には、「天皇統治」という論理・原理の受容・支持を見て取ることができるのである。また、自由民権運動の嚆矢と位置付けられる一八七四年（明治七）の民選議院設立建白書が、その冒頭で「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス下人民ニ在ラス、而独有司ニ帰ス。夫レ有司、上帝室ヲ尊ブト曰ザルニハ非ズ、（中略）下人民ヲ保ツト曰ザルニハ非ラズ」[11]と記しているように、民権家の政府批判の焦点は政権が天皇にも人民にも帰属せず、「有司」に独占され、天皇が蔑ろにされていることにあった。したがって、民権家にとって問題であったのは、「天皇統治」そのものだったのではなく、「天皇統治」の具体的な形、「天皇統治」という政治体制（「政体」）のあり様であった。

自由民権運動の中心的人物の一人である植木枝盛は、明治維新を

「夫レ我日本、遠古ハ姑ク閣キ、近時ニ於テ一大変換ヲ成シタルコトアリ。即チ慶応戊辰徳川政府ヲ踣シテ王室ヲ興シ皇帝陛下全国ノ政ヲ統理スルニ至リ、又相尋デ封建ヲ変ジ以テ郡県トナシタルガ如キ是也。此レ即チ我国近時ノ一大変換ニシテ、明治第一ノ変革ト称ス可キ也。」

と評し、「近時我日本国中ノ一大変換」と位置付けている。しかし、それは「政府ノ変革ニシテ即チ治者ト治者トノ関係ノミ」の変革にとどまっており、「被治者ニ於テ将タ何ノ関係」も無い不十分・不完全な変革である。それゆえ、「政体ノ変革」という「明治第二ノ変革」が必要であるとする。[12]明治維新を完成するには、「皇帝陛下全国ノ政ヲ統理スル」に相応しい政治体制の確立が不可欠としたのである。

この政治体制、「政体」のあり方として民権家が主張したのが「君民共治」である。植木は「今日ハ則更ニ又第二ノ改革ヲ為シ、其政体ヲ革メテ君民共治ト為シ、政府ノ独裁ヲ廃」[13]する時であるとして、「明治第二ノ変革」で確立すべき政体は「君民共治」であると提唱した。国会開設建白・請願書においても

「夫レ衰世ノ陵夷ヲ挽回シテ億兆ヲ沈論ニ拯ヒ邦家ヲ富獄ノ安キニ置テ至尊ノ休徳ヲ無窮ニ垂ルヽハ上下同治ノ制ヲ定ムルニ若クハ莫シ」[14]

「上天皇陛下ノ洪旨ヲ奉遵シテ天下人民ノ希望ヲ満足セシメ立憲政体ノ基礎ヲ定メテ国会議院ノ法則ヲ立テ上下相与ニ国家ノ休戚ヲ共ニシテ君民同治ノ文明ヲ致シ国土ノ精神ヲシテ欠損スル所ナカラシメヨ」[15]

というように「君民共治」（「上下同治」「君民同治」）の確立が必要であるとし、国会開設こそ、その実現であると主張する。かつ、建白・請願書は、「五箇条の誓文」と一八七五年（明治八）の「漸次立憲政体樹立の詔勅」を「君民共治」

活動、憲法草案の作成とその内容などは、こうしたとらえ方が念頭においている自由民権運動の具体的内容である」とする。だが、それは「上空からの俯瞰的な見方に過ぎる」と批判する。近年のこうした研究は「自由民権運動を「民権＝国権」型の政治思想を言論という手段を通じて実現させる活動と規定すれば、その主要な運動形態は演説会ということにな」るとし[2]、演説会や新聞などが運動の主要形態であると主張する。その結果、それまで重要な運動の位相とされた私擬憲法は後景に退くこととなったのである。

すなわち、これまでの研究では、私擬憲法が取り上げられる場合、既存・既知の「立憲体制」・国家・政治体制を基準として、私擬憲法における憲法構想、およびそこから見いだせる自由民権運動の性格・特徴、とりわけ、その〈先進性―後進性・限界〉を明らかにできるか否かが焦点であった。しかしながら、自由民権運動が展開されている当時、日本には「立憲体制」はまだ存在していない。近代国家「日本」形成の歩みは、その存在しない「立憲体制」の初めての創出を目指した動きであるといえよう。私擬憲法に表われている憲法構想‐国家・政治体制構想は、そうした「立憲体制」創出の模索の営為なのであり、自由民権運動は、近代国家「日本」形成という、これまでにない新たな国家建設を模索する動きの一つである。したがって、従来の研究におけるような評価は、その後の歴史を知っている現在からの後付け的なものであり、当事者たちの政治的・思想的営為を十分に内在的に明らかにしているとはいえないだろう。一方で日本の近代化を国民国家「日本」の形成として描こうとする近年の研究は、「国民化」に自由民権運動が果たした役割・機能を重視し、その結果、私擬憲法は等閑に付されることとなった。しかし、国民国家「日本」の形成においてどのような国家構想が存在し、競合していたのかは重要な問題であり、その具体的表現である私擬憲法は国民国家「日本」の形成を考察するうえで、極めて有効な対象であろう。そこで、私擬憲法を〈先進―後進〉に代表される既存・既知の立憲体制‐国家・政治体制を基準とした評価から解放し、近代国家「日本」の形成という文脈のなかで、自由民権運動における未知の国家建設の模索の具体的表現としてとらえ直したい。また、ともすれば「イギリス流」「フランス流」と規定される、あるいは欧米各国の先行する憲法の〝パッチワーク〟とさえされる私擬憲法に見られる先行憲法的な要素を抽出し、その起源を探究、同定するのではなく、そうした要素をつなぐ（〝パッチワーク〟を可能としている）論理・構造を明らかにし、民権家の国家・政治体制構想のあり様を検討したい。その際、松沢裕作『自由民権運動―〈デモクラシー〉の夢と挫折』が指摘するように「私たちの価値観を簡単に投影する」のではなく、自由民権運動を「歴史のなかで改めて考え直」し、「民権家たちがさまざまな問題に直面する姿」を描き出す[3]ことを試みる。

以上の課題にこたえるため、本稿では民権家の作成した私擬憲法である小田為綱[4]関係文書にある「憲法草稿評林一」の検討を通じて、民権家の政治・国家体制構想について考察する。この私擬憲法は、通常の憲法草案と異なり、元老院が作成した憲法草案「国憲」を二人の民権家が評論するという体裁である。それゆえ、論争的な形で書かれており、民権家の国家構想構築の営為を見るうえで、有効であると考える。さらに、「憲法草稿評林一」は、従来の研究において、その「先進性」、「革新性」と「前近代」的要素の存在が同時に指摘されるという、いわば二律背反の評価が同居する私擬憲法である。それゆえ、私擬憲法に対する考察を〈先進―後進〉という評価軸による裁断から解放するのに適しているといえよう。また、「憲法草稿評林一」の研究においては、二人の作成者の特定が大きな論点になっている[5]が、本稿は「憲法草稿評林一」に見られる憲法構想、国家・政治体制構想の論理と思想をその作成者個人の思想に還元するのではなく、近代国家「日本」形成過程における民権家たちの国家構想構築の模索・営為として位置付けることで、何が見えてくるのかを確認する。憲法が存在しないところからの憲法創出という営為において、彼らが憲法に何を求めたのか、何故、憲法を必要としたのか、を明らかにし、民権家の国家構想構築の営為、彼らが求めた新たな国家のあり方を近代国家「日本」形成の模索の具体的な形として検討・考察したい。そのために、まずは、近代国家「日本」の形成過程においてキー概念となった「天皇統治」と「君民共治」について検討し、つづいて憲法草案起草の動きのなかで「憲法草稿評林一」がどのように位置付けられるのかを明らかにする。最後に、その憲法構想から民権家たちの国家・政治体制構想の模索のあり様について考察する。こうした作業は、現代日本の原点である「近代」の再検討を促し、私たちにとっては「既存・既知」のものである憲法・立憲体制を、その〝普遍性〟から離れて再考するのに資するであろう。

## 一、「天皇統治」と「君民共治」

日本の近代国家形成の本格的出発点である明治維新は「王政復古」というかたちを採った。慶応三年（一八六八）、新政権の樹立を告げる「王政復古の大号令」は、その経緯と意図を次のように述べている。

「癸丑（嘉永六年（一八五三）のペリー来航を指す―筆者注）以来、未曾有之国難、先帝（孝明天皇―筆者注）頻年被悩宸襟候御次第、衆庶之知所候。依之被決叡

pp.1〜12　大和大学　研究紀要　第４巻　政治経済学部編　2018年３月

# 小田為綱「憲法草稿評林」にみる民権家の国家構想
## ―「君民共治」の制度化―

## Study of the conceptions of modern state in "Kenpo soko hyorin"(Comment on the Draft of the Constitution) assumed to be written by Oda Tametsuna
## —On the institutionalization of "Kunminkyochi"(government of monarchy - people partnership)—

金井隆典
KANAI Takanori
（大和大学政治経済学部）

要　旨

本稿は、私擬憲法の一つである小田為綱「憲法草稿評林」の検討を通じて、民権家の政治・国家体制構想について考察しようとするものである。明治一〇年代を中心に展開された自由民権運動において、憲法草案起草の取り組みは主要な活動の一つであり、自由民権運動研究の主要な研究対象の一つであった。従来の研究は私擬憲法の憲法構想を「既存・既知」の憲法・立憲体制を基準として、その先進性、後進性を評価するものである。これに対して、本稿では、私擬憲法を既存・既知の憲法・立憲体制を基準とした評価から解放し、近代国家「日本」の形成という文脈のなかで、自由民権運動における未知の国家建設の模索の具体的表現としてとらえ直すことを試みた。近代国家「日本」の形成において建国原理となったのが「天皇統治」である。民権家は「天皇統治」の具体的な形を「君民共治」と解釈し、近代日本の国家・政治体制として「君民共治」の制度化を構想した。彼らの手による私擬憲法は「天皇統治」・「君民共治」の国家・政治体制構想の具体的表現だった。小田為綱「憲法草稿評林」の憲法構想・国家構想は、君主としての天皇の大権と人民の権限をそれぞれ規定したうえで、天皇の廃位までをも含めて天皇の大権を人民の権限でもって様々に制約・拘束、君主の暴政を抑止し、「君民共治」に相応しい君主としての天皇のあり様の永続化をはかり、人民の権利を保護・伸張し、人民の安寧と幸福を確保しようとするもので、それが「君民共治」の具体的制度化の形であった。

## はじめに

自由民権運動の結社を糾合した全国的組織、国会期成同盟は一八八〇年（明治一三）一一月の第二回大会で、翌八一年の大会までに加盟各社が憲法見込案を持参し研究することを決定する。それを契機に各地で憲法起草の取り組みが進められ、民間の憲法草案―「私擬憲法」が多くつくられた。

自由民権運動研究において私擬憲法は主要な研究対象のひとつであった。その際、従来の研究においては、近代的「立憲体制」が前提、想定されており、その上で、その収束点としての明治憲法体制あるいは戦後民主主義体制と私擬憲法が描く体制構想との比較がなされるという点に特徴がある。私擬憲法の人権規定などの、明治憲法に対する「先進性」「革新性」が指摘され、自由民権運動が現代につながる民主主義の源流、「草の根の民主主義」であることの証左とされた。また、私擬憲法の憲法構想自体が検討される場合でも、いわば現在、〝当たり前〟となっている憲法を基準として〈先進―後進〉という発展段階的な評価がなされることが多かった。「あるいは、君主や議会制に関する項目から「イギリス流」「フランス流」という形で憲法（構想）の性格・特質が決定され、その憲法起草者から自由民権運動の党派性が導出された。

一方で、近年の国民国家論的な研究では、演説会や新聞などに焦点を当て、自由民権運動を近代の論理に依拠する、明治政府と同一の地平にある国民国家―国民創出の運動として描く。それは、従来の研究において、「従来、自由民権運動は、明治絶対主義国家に対立するブルジョア民主主義（革命）運動とされ」ていることを指摘する。そして「地域で作られた民権結社と学習会、県会での

# 大和大学研究紀要 第４巻 政治経済学部編 編集委員会


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 編集委員長 | | 水　野　　満 | Editor-in-Chief | MIZUNO Mitsuru |
| 副編集委員長 | | 橋　爪　　真 | Editor-in-Sub Chief | HASHIDUME Makoto |
| 委　　員 | ◎ | 石　崎　嘉　彦 | Editor | ISHIZAKI Yoshihiko |
| | ○ | 石　井　康　夫 | | ISHII Yasuo |
| | | 捧　　堅　二 | | SASAGE Kenji |
| | | 中　地　　中 | | NAKATI Ataru |
| 事　務　局 | | 日　田　美　奈 | Secretariat | NITTA Mina |

◎主（主　事）　○副（副主事）


編集後記

大和大学研究紀要第４巻（政治経済学部編）の発行にあたり，多数の論文を投稿いただきありがとうございました。発行までに賜りましたご協力に感謝申し上げます。今後も，一人でも多くの方々の研究論文発表の場として，改善されるべき点は見直し，質を高めるとともに，更なる充実した紀要となりますよう努力を重ねて参りたいと存じます。今後ともよろしくご支援賜りますよう，お願い申し上げます。

（委員代表　政治哲学行政学科　石崎嘉彦）


**大和大学研究紀要第４巻**
**政治経済学部編**

発 行 日＝2018年３月15日（平成30.３.15）
編　　集＝大和大学研究紀要政治経済学部編集委員会
発　　行＝大和大学
〒564-0082
大阪府吹田市片山町２－５－１
電　　話＝06-6385-8010
Ｆ Ａ Ｘ＝06-6385-8110
印刷・製本＝東洋印刷株式会社

題　字：田野瀬良太郎　大和大学学長
表紙絵：松崎としよ（雅号・玉恵）大和大学教授。画題「野沢の蛍」。（後嵯峨天皇が吹田の別邸で詠んだ歌の中にある「…野沢に見ゆる蛍かな…」に込められた思いを墨アートで表現）

# 大和大学研究紀要　第４巻　2018.3　政治経済学部編　目　次

学術論文


1. Investment Strategy of Institutional Investors in Japan and France …… MIZUNO Mitsuru 1

2. J-REIT の投資口価格に影響を与える要因に関する一考察 …… 石井　康夫 13

3. コンヴェンショナリズムの正義とその「本質＝存在」について
—プラトン『国家』第二巻の「序論」的部分（I-X 節）への注解— …… 石崎　嘉彦 29

4. コトつくり，モノづくりのためのビジョンと情報システム設計 …… 能勢　豊一 43

5. 詩の消滅危機の問題認識と提言に関する一考察 …… 中地　　中 55

6. 外国人の選挙権および被選挙権に関する一考察 …… 片上　孝洋 65


研究ノート


7. 共生社会研究の現状と課題 …… 福留　和彦 75


学術論文


8. 小田為綱「憲法草稿評林」にみる民権家の国家構想
—「君民共治」の制度化— …… 金井　隆典 (一)


Academic Papers


1. Investment Strategy of Institutional Investors in Japan and France …… MIZUNO Mitsuru 1

2. A study on the factors which affect the J-REIT investment unit price …… ISHII Yasuo 13

3. On the Conventionalist Justice and its Ousia (Being)
—A Commentary on the 'Introductory' Part of Book II in Plato's *Republic*— …… ISHIZAKI Yoshihiko 29

4. Design of Vision and Information System for Value Creation and Manufacturing …… NOSE Toyokazu 43

5. A Study on the Problem Recognition and Recommendations of the Poetry
Annihilation Crisis …… NAKACHI Ataru 55

6. A Study on Voting Rights and Eligibility for Election for Permanent Foreign Residents in Japan ……KATAKAMI Takahiro 65


Research Notes


7. The Current Situation and Issues of Studies on'Kyosei'Society …… FUKUTOME Kazuhiko 75


Academic Papers


8. Study of the conceptions of modern state in "Kenpo soko hyorin"
(Comment on the Draft of the Constitution) assumed to be written by Oda Tametsuna
—On the institutionalization of "Kunminkyochi"
(government of monarchy - people partnership)— …… KANAI Takanori (一)



YAMATO UNIVERSITY



大志を、まとえ。
大和大学
Yamato University